第二部

労働運動

第二部　労働運動

第一編　労働運動の概観

一九六二年下半期（一八五）――一九六三年（一八六）――一九六四年（一九五）

第二編　労働組合の組織状況と組織運動

第一章　労働組合の組織状況……（二〇一）

労働組合の組織状況（二〇一）――労働組合の新設と解散（二〇三）――主要連合団体の組織状況（二〇六）――総評系組合における大産業別共闘組織と大産業別組織統合の動き（二一〇）――同盟系、その他の産業別組織の統廃合（二一〇）

第二章　同盟ならびに全国民連の結成と組織方針……（二一三）

同盟の結成（二一三）――同盟の組織方針（二一四）――全国民連の結成とその方針（二一七）

第三章　総評の組織方針……（二一九）

第三編　労働争議

第一章　労働争議の概況……（二二五）

統計からみた争議（二二五）――争議の年別および月別概況（二二四）

第二章　賃金闘争……（二四〇）

第三章　春季闘争……（二五〇）

一九六二年（二五〇）――一九六三年（二五二）――一九六四年（二五五）

第四章　合理化反対闘争……（二六〇）

合理化反対闘争と主要単産の合理化反対闘争（二六〇）――総評の合理化反対闘争（二七〇）

第五章　ＩＬＯ条約批准と労働基本権確立をめぐるたたかい……（二七二）

概観（二七二）――ＩＬＯ第八七号条約批准促進の闘争の発端（二七三）――第四〇通常国会と第四一臨時国会をめぐる動き（二七七）――倉石修正案に関する合意（二七九）――倉石修正案に対する自民党の反対と実情調査調停委員会への付託（二八三）――第四六通常国会をめぐる動き（二八四）――実情調査調停委員会の証人喚問（二八六）――実情調査調停委員会の来日と批准ならびに関係国内法改正案の強行採決（二九〇）

第四編　労働協約

第一章　労働協約の実態……（二九四）

労働協約締結の状況（二九四）――ユニオン・ショップの状況（二九七）――組合活動等についての取扱いの状況（三〇〇）――人事および労働条件についての状況（三〇二）――労使協議制度の状況（三〇三）――苦情処理制度の状況（三〇五）――団体交渉の状況（三〇六）

第五編　国際労働組合運動と日本

第一章　国際労働組合の組織の発展（三一〇）

概況（三一〇）――世界労連と国際自由労連の組織力の変化（三一〇）――アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの地域的国際労働組合組織の発展（三一三）――世界労連内の対立の表面化（三一三）――わが国労働組合の国際的加盟関係の変化（三一三）

第二章　国際労働組合と日本……（三一四）

概況（三一四）――世界労連系の国際的諸会議（三一八）――国際自由労連系の諸会議（三一九）――中立系の諸会議（三二三）

第三章　国際交流……（三二五）

第七編　平和運動

第一章　安保共闘の動向とアメリカ原子力潜水艦「寄港」反対運動……（三六二）

第二章　原水爆禁止運動の分裂……（三六三）

第八編　労農政党

第一章　日本社会党……（三七一）

第二章　民主社会党……（三八四）

第三章　日本共産党……（三九四）

第一編　労働運動の概観

一九六二年下半期

労働組合運動の特徴

総評は、一九六二年八月の大会で、「日本的労働組合主義」にもとづく前年度運動方針の踏襲を確認した。新年度の運動方針も、経済闘争を強化し、それを「政治闘争」へ発展させるとの立場を基本としており、「政治闘争」の進め方としては、教育活動の徹底を強調している。また、政治路線については、従来どおり社会党を支持し、問題ごとに「革新政党」と協力するとの方針を、多数決で採用した。運動方針中、とくに注目されたことは、国際的な関係で「積極中立」の立場を明らかにしながら、「平和闘争のみならず、経済闘争の面でも、資本主義諸国の労働運動の経験を学ぶ必要がある」として、そのため「産業別に資本主義諸国の労働運動と提携交流を深める」との方針を新たに決定した点である。同じ八月の第八回原水爆禁止世界大会で、総評指導部は日青協・地婦連と結び、共産党と対立した。

一九六二年にも、ひきつづき合理化が激しく進められ、各労働組合は合理化問題をきわめて重視した。とくにきびしい合理化に直面した石炭産業にあっては、炭労が一九六一年秋にひきつづき、一九六二年春季および秋季・年末に「政策転換闘争」を展開した。また、全鉱も炭労の闘争と呼応して、「鉱業政策確立闘争」を行ない、全炭鉱は、「石炭産業安定化闘争」をすすめた。

この年の大争議としては、前半期に、全日本海員組合の労働時間短縮要求ストライキが注目をひいたのにつづいて、「安定賃金」をめぐる新日本窒素水俣工場の争議が、ついに年内に解決をみないほどの激しさを示した。

なお、一九六二年七月の参議院議員選挙で、各労働組合は、それぞれ活発に選挙闘争を行なった。結果としては、社会党・共産党が、いずれも改選前の議席を一名上まわったが、同盟会議に支持された民社党は、五名下まわる一一議席となった。

労働争議の全般的状況

一九六二年は、下半期に労働争議がかなり減少したため、年間をつうじての争議も、前年より減少した。すなわち、総争議参加人員は約七一三万人で、これを前年にくらべると、約一九二万人の減少となった。しかし、これを争議行為をともなう争議のみについてみると、さらに減少傾向が激しい。すなわち、一九六二年の争議行為をともなう争議

の行為参加人員は約一八九万人で、これは一九五七年以降もっとも少ないのである。行為参加人員は一九五八年を頂点として、むしろ減少傾向にあり、とくに一九六〇年以降は、組合員が増加しているにもかかわらず、ほぼ一貫して減少した。

争議行為をともなう争議を形態別にみると、まず同盟罷業は行為参加人員約一六二万人で、前年より大幅に減少している。これにたいして、工場閉鎖は行為参加人員約二万人で前年よりかなり増加した。同盟怠業も行為参加人員約八四万人となっており、これまた前年よりやや増加している。工場閉鎖の増加は、前述の新日本窒素水俣工場争議で、それが行なわれたことなどによるものである。

争議行為をともなう争議の行為参加人員は、おおむね各産業とも減少しているなかで、金融・保険業、卸売・小売業が増加している。それにもまして鉱業での行為参加人員の増加が著しく、合理化反対闘争がかなりひろく行なわれたことを示した。

企業規模別の争議発生状況をみると、中小企業における賃金争議の増加を反映して中小規模では増大しているのにたいし、大規模では逆に前年より減少している。総争議の発生企業数についていうと、総数では前年より一三六企業も増加して四一九四企業となったが、常用労働者一〇〇〇人以上の規模では前年より減少し、とくに五〇〇〇人以上の規模では一割以上減少した。これにたいして、一〇〇〇人未満の規模では、前年より増加しており、とくに二九人以下の規模では前年より一六五企業、三割以上の増加であった。その結果、労働争議の発生した企業総数に占める二九人以下の企業の割合は大幅に増加して約一六%となり、前年のそれと対照的な動きを示している。これを争議行為をともなう争議のみについてみると、右の傾向はさらに著しい。すなわち二九人以下の規模は前年に比べて五三%の増加となっている。

争議の要求事項をみると、賃金引上げ要求の占める割合は、一九五五年以降ほぼ一貫して増加しており、一九六二年には一九五五年の約三倍となっている。同情ストライキや政治的ストライキは、一九六〇年を頂点として急速に減少した。なお、賃金引上げ要求の争議は、連合しておこなわれる場合が多く、また争議行為をともなうものが多いので、これを企業数でみると、一九六二年には総争議で五八・三%、争議行為をともなう争議のみでみると六二・二%を占めるにいたっている。

最後に、継続期間五日以下の争議の占める割合は、一九六〇年以降、一貫して減少し、逆に三一日以上のものが占める割合は増大しており、全体として争議長期化の傾向がみられる。このように争議が長期化しているのは、賃金引上げ要求の争議が中小企業を中心に増大し、しかもそれが長期化する一方、解雇反対・事業所の休廃止反対などの争議も、いぜんとして長期のものが増大しているためである。

一九六三年

運動方針の新しい傾向

一九六三年に主要な労働組合大会が決定した運動方針は、産業別統一闘争の強化を軸とする大幅賃金引上げ、産業別最低賃金・全国一律最低賃金制などの賃金問題、労働時間短縮・完全雇用を中心とする合理化対策を、経済闘争の内容にしている。総評系の場合は、いわゆる「新週刊」問題、原水爆禁止運動をめぐる方針、同盟会議系の場合は、民社党支持の選挙闘争にたいする自己批判などで、いずれの大会も、

かなり論議が展開されたが、全体的には賃金闘争、合理化問題などにウェイトがおかれ、経済闘争に傾斜した基調の運動方針を決定した。

とくに、ＩＭＦ（国際金属労連）およびＩＴＦ（国際運輸労連）加盟をそれぞれ決定した造船総連と全日通、ＩＭＦ加盟の方向を明確にした電機労連にみられるように、国際的な組織方針を打ちだした一つの潮流、また、国内的には雇用安定対策をはかる全繊同盟、「経済の伸び」に応じた二年ないし三年間の長期賃金協定を目標とする電労連の賃金上昇方式などが、特徴としてあげられよう。

まず、賃金闘争は、一九六三年の総評大会における論議にもみられたように、対人事院闘争の強化、予算編成期闘争の重視など、春闘のマンネリズム化をどう打破するかに焦点がむけられた。国家公務員共闘関係労組は、「基本賃金一律五〇〇〇円引上げ要求」を掲げ、人事院勧告期、予算政府原案確定期、国会闘争という三つのヤマ場を設定して統一闘争を組み、公労協も予算編成期の年末闘争のなかで賃金闘争を展開する方針をだした。民間労組では、全日通が「一〇月以降五二〇〇円引上げ要求」で、年末段階までは準備期間とし、一九六四年二月ごろまでに要求をととのえ、三、四月を「決戦段階」として闘争を組むことにした。

以上のように、賃金闘争は秋から体制を強化し、「おそくとも春には官民統一した闘いに発展させる」（総評）方針ですすみ、従来の春闘より息の長いたたかいでのぞむ構想を示した。また要求方式については大半の労組が一律引上げ方式を採用、日経連の意図する長期賃金協定方式には反対の態度をとっている。こうしたなかにあって、全労加盟の電労連が、「経済の長期的展望のなかで、経済発展の推移をとらえ賃金水準をリンクさせる」長期賃金協定を最終目標とする方針を示し、注目をひいた。

一方、最低賃金制は、各労組とも産業別最低賃金、全国一律最低賃金制確立の両者を、併行して掲げている。とくに総評では、秋から春への闘争を統一するため「全国一律最低賃金法制化」の運動を重点目標とした。

いくつかの労働組合が、合理化反対闘争の中心を、労働時間短縮闘争におきはじめたことも、一九六三年の特徴である。その典型は、合化労連の賃金引上げより時間短縮を優先させる方針にみることができる。たとえば、きびしい合理化攻撃をうけてきた合化労連は、配置転換・希望退職などと対決するために、時間短縮闘争を最優先させる方針を決定し、「週拘束四四時間（実働三九時間）、事務・常日勤者は土曜半日、交替勤務者は四班三交替制」を目標に掲げ、闘争の進め方として、「時間短縮中央闘争委員会を設置してストライキ権を委譲する、各組合は交渉を進めるなかで中（地）労委にあっせんを申請、産業別統一闘争によって窓口を突破する、一〇月下旬以降実力行使」と決定した。一方、私鉄でも統一労働協約闘争を合理化反対闘争としてとりくみ、「時間短縮、時間外労働の割増賃金の引上げ、定年延長、定員増加などをストライキ体制でたたかう」との方針を決定した。すなわち、現行の拘束八時間（実働七時間）、乗務五時間三〇分を、一日二〇分、一週二時間の短縮、現行五六才の定年を六〇才に、時間外割増賃金の五〇％引上げなどを要求、時間短縮については大手一〇組合の中央統一交渉とし、その他の要求は個別交渉方式ですすめるというもので、大会ではストライキ権を確立している。全繊同盟では、「時間短縮闘争の準備について、週四〇時間の実現のために具体的検討をおこなう」ことをうたった。

このほか合理化問題では、事前協議制を活用してたたかいをすすめる方針（全逓、全電通）、あるいは「労働プランの検討、労使懇

談会の設置による事前協議の推進」(全日通)で対処するもの、また「国鉄経営民主化と安全輸送の確立、保安設備改善」(動労・国労)で国民のための国鉄をめざす運動の推進、「休職基準、賃金、勤務休暇など労働条件に関する基本協約闘争」(動労)、「長期安定雇用協約の締結」(国労)などもあげられる。一方、全繊同盟では事業安定対策の促進という形で、「自由競争に関連する組織体制の確立と雇用の確保」、企業段階では「事前協議制の確立、部会ごとの生産対策の強化」をかかげている。

組織方針でとくに注目されるのは、国際路線である。前述のように、電機労連ではＩＭＦ加盟の方向を明確化した方針を打ちだし、「今後の電機労連の組織的提携の方向を国際金属労連におくとともに、その加盟については他単産の動向などを勘案しつつ、国際金属労連日本協議会(仮称)に参加するなかから検討をおこなう」とした。一方、やはりＩＭＦ加盟を決定した造船総連では、未組織造船労働者の組織化をはじめ、上部団体の指向を異にする全造船とも本部間との交流、共通問題での共闘に努力して、統一への条件をつくっていくことを主張している。さらに、総同盟金属労組の統一のため同盟金属協議会設置の実現、総同盟強化のため産業別整理と大産業別への対策に努力すること、などをあげている。また、合化労連と化学同盟は組織統一の方針を打ちだし、全硝労をふくめて大産業別へ進むことになった。

権利闘争では、ＩＬＯ問題をめぐる団体交渉権・ストライキ権奪還が焦点となった。日教組や全農林は、「ストライキ権を中心とする労働基本権奪還のたたかいを積極的にすすめ、当面は、とくに公務員の団体交渉権奪還のたたかいを前面にだす」との方針であるが、公労協はストライキ権奪還の闘争を組む方針をだした。全逓は、運動方針の基調を「ストライキ権奪還にむけての組織態勢の確立と要求実現」におき、「この一年間、徹底的にストライキ権に対する認識、ストライキ権奪還のための闘争資金の確保などの具体的課題の職場討議をおこし、どの職場でも全一日のストライキが打ちかえせるような態勢を確立するため、各級機関は徹底したオルグ活動を展開する」とした。

特殊な問題として、全繊同盟の提起した職業安定対策がある。これは「青少年に働きやすい職場をあっせんする運動」の一環とされており、無料職業紹介事業と労働者供給事業で、その具体化を推進するとしている。

政党支持問題では、社会党支持の総評主流派単産に対し、紙パ、全建労などが政党支持自由の原則を掲げている。一方、民社党一本支持を方針としている同盟会議系労組の中でも、政党支持の問題はかなり微妙で、造船総連では、「民社党を支持し、社会党とは共通する問題については協力関係を保つ」として、組織内の複雑な事情を反映した。

労働運動の特徴点

総評系の労働組合は、昨年にひきつづき「日本的労働組合主義」の立場にたって運動をすすめたが、総評の運動は、一面で政治闘争強化のニュアンスを濃くした。また、同盟会議系の労働組合は、民社党との「協力」関係をいっそう強化するとともに、労働組合がはたすべき政治的機能を重視してきた。

総評は、一九六三年の春闘にあたっても目標を経済要求に限定し、政治要求はそれぞれのカンパニア組織をつうじて行なっており、運動方針でも基本的構想は従来同様の考え方にたっているものの、「労働組合の基本的要求たる経済要求の実現とあわせて、政治的課題にたいしても、よりいっそう真剣にとりくみ、政治的分野における闘争を一段と強化していかなければならない」と政治闘争を

強調した。また、八月に発表された「今後の労働運動の進め方」と題する総評岩井事務局長私案は、社会党員協議会討論資料という性格のものであるが、「長期展望にたった政治闘争」の強化を強調した。

一方、同盟会議系の労働組合は、四月の地方選挙には「組織の力を最大限に集中」し、このなかで「衆議院選挙の準備活動を組織する」（全労）として選挙活動を行ない、一一月の総選挙では、「民社党の画期的進出を期して全力をあげてたたかう」（総同盟）とした。運動方針でも、全労が「過去の政治闘争偏向にたいする批判のあまり、民主的労働運動として必要な正しい選挙活動についてさえ、これから逃避したり、行動に積極性を欠いていた傾向がある」と自己批判し、民社党支援協力に「積極的な努力をおこなう」ことをうたった。総同盟も、「民主的労働運動が対処すべき政治活動の分野が広がり、労働組合は発揮すべき政治的機能の高度化を求められている」として、「純政治的な問題であっても、これをおろそかにできない」ことを強調した。

また、一九六三年には、労働運動内部の社・共の対立、主流・反主流の対立が一段と激化してきたことが特徴的である。右の傾向は、数年来強まってきたのであるが、一九六三年には総評大会、第九回原水爆禁止世界大会に集中的に現われた。七月の総評大会では、「新週刊」負債にともなう責任問題の処理を焦点として、原水爆禁止運動の方針、国際路線（三A会議など）、ＩＬＯ条約批准問題をめぐって、主流派と反主流派が激しく対立、とくに「新週刊」問題では、太田・岩井の辞任を要求し、一部の主流派単産も責任を明確にすることを要請して紛糾、指導部は苦境にたったが、いったん辞任、再選出という形で押し切り、また、反主流派代議員の言動に対して逆に除名処分をほのめかすなど、激しく対立した。運動方針についても主流派は原水爆禁止運動、政党支持、国際路線、機構改革問題に関する反主流派の修正提案を多数で否決し、原案の基調を貫いた。

この総評大会について、九月にひらかれた関東経営者協会臨時総会の「労働情勢報告」は、「総評もいま一つの岐路に立ちつつある」と強調し、次のように指摘した。

現在、総評を原則的に規定づけている運動の方向は、日本的労働組合主義と国際路線における中立主義と思われるが、運動方針を貫いている基調は、情勢変化が展開されているにもかかわらず、従来どおりの階級的な史観に立つ情勢分析に終始している。半面、行動的には反主流派、日共系に対しては強い態度で対置しており、日本的労働組合主義は総評の運動方向のなかでどのように位置づけられんとしているのか、こんご日本の労働運動をどういった基本方向で指導しようとしているのか極めて不明確な姿を露呈している。これに答えたのが去る八月十八日に発表された岩井構想であろう。この構想は昭和四十五年の安保改定期を一つの階級闘争の頂点とみなし、資本主義そのものの体制へ徹底的な抵抗闘争と反撃を強調した極めて格調の高い方針である。しかし、一面で共産党に対して「思想の相違、革命戦略の違いを認めあった上での共闘」という不徹底ではあるが一定の条件を付して限界を明らかにしたことも一つの特徴である。このような構想は従来の総評の基調に対し、とくに大きく変わったとみるべき点はないが、こうした指導理念で現実に労働運動が正しい歴史的方向のなかで大きく前進するかどうかには非常に疑問がある。労働組合主義は岩井構想のような指導理念で育まれるのではなく客観情勢の流れのなかで必然的に大衆路線の場で自から発展成熟しつつある

のであって、総評自身、質的な転換をはからないかぎり大衆とますます遊離してゆくものと思われ、総評もいま一つの岐路に立ちつつあると判断される。

原水爆禁止運動においては、一九六二年の第八回世界大会以来、日本原水協内部で総評・社会党と共産党の対立が深まり、第九回世界大会開催時期も、ようやく六月下旬にきまるという状態だった。しかも「いかなる国の核実験にも反対する」というスローガンの原則化や、大会の運営方針をめぐって深刻な対立がつづき、論議は大会開催地の広島にもちこまれた。しかし、現地での論議もついにつかず、開会前日、総評・社会党は世界大会の運営いっさいを広島原水協に委任することを提案、採決によってそれを決定した。しかし、世界大会の運営を委任された広島原水協は、長時間にわたる討論の結果、けっきょく日本原水協の既定方針にそって大会をひらくことにしたので、白紙委任を主張した総評・社会党が、こんどは大会不参加、役員の総引揚げを表明し、独自の「原水禁運動を守る国民大会」をひらくにいたった。

このような対立の中で、総評はもとより従来から主流・反主流の対立の激しかった総評加盟の国労、自治労、日教組、全農林などでは役員、大会代議員勢力比において主流派が増加した。総評大会では、運動方針の採決のさいに、反主流派の一五単産が反対し、日教組ほか主流派の一八単産から提案された「部分的核実験停止協定締結を支持し、全面完全軍縮を促進する決議」の採決には、五単産が反対するにとどまった。

さらに、一九六三年の春闘は、賃金引上げ額が前年を一〇―一五%下まわった点を、大きな特徴とみなければならない。総評、中立労連などの春闘共闘委（前年を約四〇万人上まわる約五二〇万人が参加）は、一九六三年を「ヨーロッパ並みの賃金を獲得する闘いの第一年度」と規定し、三月中に解決をはかることをめざして闘争を進めた。しかし、当初予定の日程より遅れ、大手の労組は四月中に解決をみたが、石炭、金属鉱山などの不況産業および金融関係などでは五月以降に解決がもちこされ、とくに石炭は七月にいたった。妥結額は、いずれも前年（平均二五〇〇円）を下まわった。

同盟会議、新産別加盟の相当数の労組も、賃金闘争を組織し、春闘共闘委とほぼ同内容の妥結額で解決したが、とくに全労が、賃金闘争について一月の大会で、日本経済は「成長の基調をつづけていく」との前提のもとに、「好不況にかかわらず継続的かつ安定的な賃金水準の上昇を求め……七年間に賃金倍増をめざしてたたかう」との方針を打ちだしたこと、海員組合が現在の海運産業の「実情」から闘争を一旦中止、現行協定を五カ月間延長して闘争を一一月以降に持越したこと、などが注目された。

一九六三年の春闘は、大勢として長期化することなく終わった。そのなかで、私鉄総連が三月三一日の二四時間ストを中心に、平日の時限ストを含めて四波のストライキを、全鉱が一カ月にわたる長期ストライキを実施したことが目だった。なお、公労協は二月一五日に回答を不満として時間内一時間の統一職場集会を実施したが、その後は実力行使を行なわなかった。

また、一九六三年の春闘では従来同様、総評が「賃金白書」を、日経連が「賃金問題」をそれぞれ発表したのみならず、全労も「当面の賃金政策について」を発表し、賃金と生産性、物価と賃金、コスト・インフレなどをめぐって論争が展開された。

一九六三年の春闘について、三月にひらかれた関東経営者協会第一八回総会の「労働情勢報告」は、次のように指摘した。

ことしの春闘では、好不況に比較的影響の少ない私鉄と公労協が中核単産として選ばれ、とくに私鉄の独走の形になった。私鉄

という公益事業が春闘の中核となり、しかも中労委のあっせん案をけってストに入り、大衆に多大の損害を与えるということは、まったく大義名分を失った争議であり、きびしく批判すべきである。……

本年の春闘は全体として、とくにとりたてていうべき特徴のない春闘であり、そこには何か形式的な慢性化した春闘に終わりそうだという感がする。それだけに問題点があるように思われる。問題点を指摘するとつぎの諸点である。

一、「春闘相場」という考え方についてである。私鉄のあっせん案が春闘相場に関連するということ自体がまったく非理論的であり、一種のムード的なものに過ぎない。賃金は社会平準化の作用はあるにしても、それはせいぜい同一業種内のある範囲に限られ、各業種はそれぞれ独自の判断に立って賃金を位置づけてゆくべきであり、あくまで自主的立場で賃金の位置づけを行ない、同一業種内での連けいの上に立って問題の処理に当たるべきである。

二、スケジュール闘争が依然自主的な解決を困難にしている。組合の要求自体が権利意識にたった要求で、経済の実勢が急変しているにもかかわらず過去三年間大幅賃上げとして五、〇〇〇円が出され、賃金論争も焦点がはずれ、本来経済的であるべき賃金の位置づけが何か形式化していることは問題であろう。

三、毎年繰りかえされる春闘に対して、こんごは少なくとも二年ないし三年の長期賃金協定の締結に努力を傾けることが要請される。長期賃金協定化への基盤も次第に成熟しつつあると判断されるが、このためには合理的な制度が必要である。

四、賃金体系の合理化の課題があるが、現在の秩序を大きく破壊することなく徐々にこれへ移行し、しかも日本的な特質と良さを残しながら進めることは非常に困難であり、また、かなり高い賃金水準と財源を必要とする関係上、今日のような不況下では困難であると思われる。しかし、少なくとも職務給へ移行しうるだけの基礎的な準備を急速に進めることは急がねばならない。

次に、運動方針の新しい傾向に関連してもふれたとおり、労働時間短縮問題が、賃金要求とならんで、労働運動の前面にでてきたことは、一九六三年の特徴であった。一九六二年六月、ＩＬＯ総会で、「週四〇時間労働制に関する勧告」が採択されて以降、すでに述べたとおり、労働組合側は時間短縮闘争を積極的に展開する方針をたて、また、一部の企業で隔週休二日制をとろうとする動きもでてきた。

一九六三年の春闘で、所定内労働時間の短縮を要求した民間組合数は一〇一〇（一九六二年七一〇、一九六一年三〇五）であり、約半数がなんらかの成果をおさめた。たとえば電機労連では、一九六二年秋、三菱電機が隔週休二日（ただし勤務時間は現行より一日三〇分延長）を協定したのにつづき、日立・富士などで隔週休二日（一日実働八時間）が協定され、東芝・松下電器などでも隔週休二日を実施できるように検討することになり、公共企業体においては電電公社が、「事業にふさわしい勤務時間」とその制度を検討することとなった。なお、国鉄では一九六一年の調停案にもとづく時間短縮が逐次実施され、一〇月にいちおう完了した。週休二日・週四〇時間労働促進労組懇談会は、一九六二年一一月から労働基準法の改正をめざし、社会党、民社党をふくめてその準備活動を進め、三月一三日には「改正要綱案」を決定したが、その後、総評と全労の対立激化から開店休業状態に陥った。

以上のような労働時間短縮問題について、九月にひらかれた関東経営者協会臨時総会の「労働情勢報告」は、次のように経営者側の

見解を明らかにした。

第一には、時間短縮は労働者の権利意識として取扱われてはならぬことで、あくまで企業経済の問題とし、生産性向上の配分の一つであるということに徹することである。企業経営のなかで、経済合理性の上に立った処置が必要である。第二には、時間短縮が、賃上げの変形になってはならないことである。総実労働時間を短縮することなく、単に所定時間を短縮することは賃上げの変形であり、時間短縮の本来の目的にそわない。したがって総労働時間短縮のため固定的、恒常的な時間外労働の短縮が先行されねばならないし、時間短縮のためには合理的な時間管理が絶対に必要な先行条件である。第三に経営者の社会的、連帯的責任の上に立った処置が要請される。今日、大企業と中小企業ではまだ労働時間に大きな格差があり、全体として、まず中小企業で時間短縮が先行されるべきであるが、大手企業で時間短縮を実施する場合も全般的動向を配慮し、さらに同業種間の各企業への影響を考慮して十分な連けいの上で進められるべきである。要するに時間短縮は経済問題であり、合理化の一環であることに徹し、労使協力の所産として社会的配慮を加えつつ漸進的に進めなければならない。

なお、国際自由労連およびその加盟組合との提携交流が、前年にひきつづき活発に行なわれたことも、一九六三年の特徴である。

国際自由労連は三月の執行委員会で、日米共同賃金調査センターを東京に設置することを承認した。さらに、ＩＬＯ条約第八七号批准問題でも支援協力し、また全労一括加盟問題の処理のためにイエイヤー会長、ベクー書記長らで構成する調査団を派遣するなど、わが国の労働組合にたいして活発に働きかけた。

総評は、すでに述べたとおり、一九六二年度運動方針のなかで、「産業別に資本主義諸国の労働運動と提携交流を深める」としてきた。一九六三年は、運動方針で右の問題にはとくにふれず、「組織的中立」の立場を強調しつつも、実際面では、前年の傾向を継承して交流をすすめた。

国際金属労連は五月、同労連加盟指向の労働組合にたいし、各労組が一括して加盟する方法として「国際金属労連日本協議会」の結成を提唱、これに応じて、電機労連が五月の大会で同協議会に加盟を決定したのをはじめ、造船総連、全機金、全国自動車が、また八幡製鉄労組は単組として参加することをきめた。その他、総同盟は国際産業別一般労連加盟を決定した。なお総評は、「三Ａ会議の開催のために努力する」との方針を打ちだし、その準備をすすめたが、この構想はインドネシア労組が提唱している二Ａ会議の構想と競合し、総評とインドネシア労組とのあいだで話合いが行なわれた。しかし、複雑な国際情勢もからんで調整が不調となり、総評は一〇月にひらかれたインドネシアの二Ａ会議準備会に、代表はもとよりオブザーバーも派遣せず、総評の三Ａ会議開催も実現をみることなく終わった。

最後に、一九六三年の特徴は、総評と全労の対立が強まったことである。前年は従来から設けられたＩＬＯ条約批准、時間短縮の四者懇談会に加えて、四団体の招請で一一月来日したルーサーＡＦＬ・ＣＩＯ副会長の提唱した賃金共同調査センター設立準備のための四者懇談会が設けられるなど四団体の共同行動は活発化したが、一九六三年にはいり、総評と全労の対立が強まった。すなわち、三月の国際自由労連執行委員会にさいして、全労が国際自由労連に全労として一本で加盟することを求めたのにたいし、総評系加盟組合がこぞって反対し、ついで総評が一月に発行した英文パンフレットについて、全労が「悪意の宣伝」として強く反発したことから、総評と

全労の対立は深刻になり、同盟会議は四月一七日、「総評との共同行動は一切おこなわない」との態度を決定した。その後、両者は六月のＩＬＯ総会で、労働者側理事選挙に総評は原口全鉱委員長を、全労は和田書記長を候補にたてて激しく争い、国内においても、四月の地方選挙、一一月の総選挙では、総評は社会党候補を、全労はじめ同盟会議は民社党候補をそれぞれ推薦して激しく争い、また組織活動でも対立を深めた。

この間、二月二七日、全造船の二八会、電機労連の二九会、私鉄総連の三〇日会、国鉄新生民同など一三グループの代表が集まり、「全国民連」を結成し「労働運動の民主的潮流を総評ならびに中立労連系労組のなかにひろげる」活動を行なうこととした。こうしたなかで、同盟会議構成団体は、「今後の労働戦線で共産主義的運動はなお力をもちつづけるであろうが、技術革新の影響により、早晩、民主的労働組合主義が大勢を制する。このためにも民主的労働組合結集の場としての同盟会議の統一は不可欠である」と判断するにいたり、総同盟が七月の第二回中央委員会で同盟会議一本化の方向を打ちだし、一〇月の定期大会で同盟会議の一本化決定、全労も一一月の臨時大会で同様の方針を決定、連絡調整団体である同盟会議を総評に対抗する全国的中央組織へ切り替える準備を完了した。

これにともなって全国民連の活動も活発になり、総評と同盟会議の対立・競争はいっそう強まる傾向を示し、全労一括加盟問題に関する実情調査のため一〇月に来日した国際自由労連代表団も、離日のさい、「遺憾ながら両者の意見のくい違いを解消できなかった」旨を発表した。また、一一月一二日、総評事務局長が、秋田で労働戦線の統一を提唱する談話を発表するや、同盟会議は一四日、「岩井談話は選挙目当てのふまじめなもので検討の必要はない」とし、総評も二二日の幹事会で、岩井談話がふれた第二組合問題を修正、第二組合にたいしては、きびしい態度をとることを決定した。

労働争議の動向

一九六三年の労働争議は、総争議参加人員約九〇四万人で、前年より二六・七％の増加となった。これを過去五年間にくらべると、一九六一年についで多くなっている。ただし、総争議参加人員の増加は、争議行為をともなわない争議の参加人員が、前年よりかなり増加したことによる。争議行為をともなう争議のみについてみると、参加人員は約一七八万人となっており、前年より五・五％減少している。これを過去五年間についてみても、一九六一年以降の減少傾向を持続し、最低となった。

争議行為をともなう争議の内容をみると、時限ストライキが多くなったことを反映して、「同盟怠業」が相対的にも絶対的にも増加している。同盟怠業の参加人員は、前年より二一・二％の増加を示して約一〇二万人となっている。一方、作業停止争議は、参加人員が前年より二二％減少し、約一一八万人となったが、その労働損失日数はとくに減少が著しく、前年の約五割減の二七七万日となり、戦後最低となった。このような作業停止争議の全般的な減少は、いずれもストライキの減少によるもので、参加人員は約一一八万人と、前年より二万人も減少している。同盟罷業一件あたりの参加人員をみると、一一〇七人となっており、ストライキ平均規模は縮小した。しかし、同盟怠業の一件当たり行為参加人員は一三九四人と、前年よりかなり増加している。

労働争議の産業別動向をみると、件数、参加人員、労働損失日数とも製造業が過半数を占め、ついで運輸通信業での参加人員、労働損失日数の割合いが高まっており、逆に鉱業では全般的に減少したのが目だっている。

争議行為をともなう争議の参加人員をみると、製造業が約九一万人でもっとも多く、総数の五一％を占め、ついで運輸通信業四四万人（二四・九％）鉱業一九万人（一〇・六％）の順となっている。これらを前年にくらべると、製造業、建設業、運輸通信業でやや増加したほかは、各産業とも前年より減少しており、とくに鉱業では前年の五割以上の減少を示し、過去五年間の最低となった。これは主として炭労の「政策転換」闘争が低調に終わったことによる。しかし、主要産業別に組合員一〇〇〇人あたりの参加人員をみると、減少したとはいえ鉱業がいぜんもっとも多く、七九八人となっており、ついで電気・ガス・水道業が二八四人、製造業二六一人の順である。

争議の発生した企業数は、総争議についても、争議行為をともなう争議だけについてもここ数年来の増加傾向からはじめて減少に転じた。これを企業常用労働者数の規模別にみても、一〇〇〇人以上の規模で総争議の発生企業数が増加したほかは、各規模の各争議とも、その企業数が前年より減少しており、しかも減少の度合いは、大企業より中小零細企業の方が、また総争議より争議行為をともなう争議の方が著しくなっている。これは中小零細企業の争議が大幅に減少したことによる。

総争議の企業数についてみると、前年より一九四企業（四・六％）減少して四〇〇〇企業となったが、これを規模別にみると、一〇〇〇人以上の規模では六七企業（八・三％）の増加を示しているのにたいし、二〇〇〜九九九人の規模では一一〇企業（七・〇％）二九人以下では二一八企業（三三・〇％）の減少と規模が小さくなるほど、その減少数、減少率ともに大きくなっている。この結果、一九九人以下の企業の占める割合いは五〇％以下となった。過去五年間についてみると、三〇〜九九九人の規模は、ほぼ一貫して増加してきたが、一九六三年ではじめて減少に転じている。

つぎに争議行為をともなう争議のみについてみると、総数では前年より三七八企業（一〇・八％）減少し、三一二七企業となり、総争議の場合より減少の度合いが著しい。これを企業常用労働者数の規模別にみると、各規模とも前年より減少しているうえに、二九人以下の規模では、二二五企業（四二・九％）の大幅な減少を示している。

要求事項別にみると、賃金引上げ要求の争議が、過去数年間一貫した増加傾向から、はじめて減少に転じた。一方、臨時給与金の要求は前年より増加して対照的な動きを示している。まず総争議件数についてみると、賃金引上げ要求は、一九五八年以来はじめての二八五件という大幅な減少を示し、八四一件となった。これにたいし、臨時給与金要求は七二件の増加であるが、解雇反対の要求では四四件も減少した。解雇反対の要求が、要求事項総数のなかに占める割合を、過去五年間の推移についてみると、一九六〇年と同一でもっとも少ない。

労働時間短縮要求も、一九六三年の春闘においては賃金についで、また秋季闘争では主要要求としてとりあげられ、労働運動のなかでの重要性が一段と高まり、時間短縮についての争議をみると、件数、企業数ともに前年よりかなり増加し、過去五年間では一九六一年につぐ水準となっている。

総争議の総参加人員について、それぞれの産業ごとの要求事項別構成比をみると、公務、電気・ガス・水道業、製造業では賃金引上げ要求が過半数を占め、サービス業、保険業でも四〇％をこえたが、卸小売業では臨時給与金要求が五〇％を占めており、運輸・通信業では「その他の要求」が四〇％強を占めている。総争議の総参加人員についてそれぞれの要求事項ごとに、産業別構成比をみる

と、賃金引上げ要求では製造業が四八・九%、運輸・通信業三三・九%と、両産業で総数の八二・五%を占めている。これに対して、解雇反対要求では鉱業が七九・一%と圧倒的に多く、ついで製造業が一二・四%、サービス業五・一%となっている。

一九六三年には、とくに継続期間五日以下の争議の減少率が高かった。これにたいして六～三〇日間の争議は、その減少の度合いが少なかったため、構成比としては前年よりかなり増加している。総争議の件数についてみると、五日以下の争議は前年より一四五件減少、六～三〇日間の争議は七〇件の減少であった。これを過去五年間についてみても、五日以下の件数の占める割合いは一貫して減少しており、逆に六～三〇日間の件数はやや増加している。企業数についてみると、三一日以上の争議行為をともなう争議の企業数については、その構成比が年々増加する傾向がみられる。

一九六四年

労働争議の傾向

争議行為をともなう争議のうち行為参加人員は、一九六〇年の約二三四万人から、一九六一年約二一三万人（八・八%減）、一九六二年約一八九万人（一一・四%減）、一九六三年約一七八万人（五・五%減）、一九六四年約一六三万人（八・三%減）と、年々減少を示している。また、争議の形態では、作業停止争議の割合が減少し、代わって時限ストライキや「怠業」の割合いが増加してきている。

こうしたなかで、「労働白書」は、一九六四年の労働争議の動向を過去の推移と比較しながら分析し同年の特徴として、春闘への集中、中小企業争議の増加、機械産業における争議増加などをあげている。

一九六四年の年間推移では、労働争議が消費者物価の上昇を背景として春闘を中心に増加したが、深刻化するものが少なく、その重点は経済闘争におかれた。総争議件数は増加したが、総参加人員は大幅に減り、争議行為をともなう争議の行為参加人員でもかなり減少した。

また、労働損失日数も春闘を中心に前年水準をやや上まわったが、一九六〇～二年の水準からみると、それほどでもなかった。こうした状況のもとで、とくに目だっていることは春闘の比重が増大してきたことである。一九六四年には年間の総争議件数の三二%、参加人員の三六%、争議行為をともなう争議件数の三九%、行為参加人員の六五%、労働損失日数の七二%強が春闘に集中し、最近五年間で最高の集中度を示している。

一九六四年の争議発生企業数は、総争議数が四二六七企業、争議行為をともなう争議が三三六一企業で、一九六三年にくらべ、それぞれ一〇・五%、一〇・七%の増加となった。企業数の増加を規模別にみると、争議行為をともなう争議の発生数は、大企業では減少しているものの、中小企業では大幅に増加した。このような現象は一九六二年にも現われたが、それぞれの年の春闘で中小企業の比重が大きかったことを示している。

一九六四年の争議を産業別にみると、製造業の占める比重が、件数ではやや低くなったものの、行為参加人員、労働損失日数で圧倒的に高まった。製造業のうち機械、電気機器、輸送用機器などの機械関係産業の争議が大半を占めている。こうした労働争議の動向のなかで、白書は「最近の傾向に若干の変化がある」として次のように指摘した。

一、争議の継続期間、とくに作業停止争議の作業停止日数は全体として長期化するものが多くなってきた。争議行為をともなう争議について継続期間別にみると、とくに三一日以上の争議が増加し全体の二二・二％を占めている。最近の傾向は概して五日以下の争議が減り、六日以上の争議が増加する傾向にある。

二、作業停止日数も一九六四年には大企業では短期に解決するものの割合が減り、六～一〇日のものの割合が増えた。中小企業では五日以下の争議の割合が逆に上昇している。

三、一九六一年以降、賃金引上げ要求、臨時給与金要求などの積極的要求の比重が高く、全体の八割余を占めており、解雇反対・事業休廃止縮小反対などの消極的争議は一割以下にすぎない。とくに賃金引上げ要求を行なうものが多く、一九六〇年までは全体に占める賃金引上げ要求の割合が二〇％台であったものが、最近四年間ではいずれの年も四〇％台を占めてひじょうに大きい。

「経済闘争重視」の動き

総評・中立労連で構成される春闘共闘委員会は、一九六四年こそ、大幅賃金引上げを実現する絶好の機会であるとして、重化学工業の青年労働者を先頭にたて、「春闘相場」をつくるとの方針にもとづいて、運動をすすめた。

一九六四年三月末から、いわゆる高原闘争に入り、四月六日の鉄鋼労連にたいする回答を足場として、四月一七日に国鉄労働組合の半日ストライキを中心とする統一的な戦術を設定した。このため情勢は緊迫し、四・一七ストは政治・社会上の問題となったが、前日の一六日に池田首相と太田総評議長の会談が行なわれ、太田議長の申し入れた公企体と民間との賃金格差是正、公労委の結論尊重、公企体制の再検討、労働災害防止など六項目について話合いがついたとして、ストライキは中止された。

これによって、一九六四年の春闘は事実上、峠を越したが、その後、合化、造船、全鉱などが鉄鋼の回答を上まわる回答をめざして闘争を行ない、五月一九日の仲裁裁定の提示、同二一日の私鉄にたいする中労委解決案の提示を機に終熄していった。妥結額は、三月期決算が良好であったこと、若年労働力需給が逼迫をつづけていたこと、物価上昇からくる生活費への圧迫感があったこと、などを反映して、大手平均では戦後最高の約三三〇〇円（一二・四％）であり、日経連は、それを「自爆賃金」であると評した。

このように長期化した春闘は、一面わが国の労働運動に大きな影響をあたえる諸問題を提起した。その主なものとしては、四・一七ストにたいし、共産党が四・八声明をだしてスト中止を呼びかけたことから、社共の対立が激化し、また統制問題がおこったこと、総評主流派内で、池田・太田会談によるストライキ収拾、国鉄の格差問題をめぐって批判がおこり、総評の「集団指導体制」の確立、公労協の統一闘争強化が強調されたこと、公企体の当事者能力の問題が重視され、池田・太田会談を機に検討がすすめられるにいたったこと、などがあげられる。

一九六四年の春闘について、四月九日にひらかれた関東経営者協会第一九回定時総会の「労働情勢報告」は、その特徴を、次のように指摘した。

一、本年の春闘の特徴点は、(1)総評が、二五％、七五〇〇円という大幅賃上げをかかげ、従来にない高姿勢を打出したこと、(2)例年、私鉄が先駆し、中労委のあっせんにかかって、いわゆる春闘相場を生み出す役割をはたしたのに反し、本年は、私鉄がまっく後退し、各単産がそれぞれの段階で対処せざるをえなくなったこと、(3)民間単産は総評の高姿勢にもかかわらず全般的に低調で、むしろ公労協が違法なストを構え高姿勢でリードしつつある

こと、(4)交運共闘という公私の交通関係の組合が共闘を組み、一つのヤマ場を無理につくろうとしていること、(5)政府が進んで賃金問題に対し見解を表明したこと――などに求められよう。

二、鉄鋼の回答（定昇含め三、一〇〇円）は一般の予想よりかなり上回った額であり、他産業への影響も考えられないことはない。

しかし、一般的に全体の業種を通じての平均的な春闘相場ということは理論的にありえない。他の業種はあくまで自主的立場で経済合理主義を貫くべきである。

三、鉄鋼の回答を春闘前半期における一つのヤマとして、いちおう民間は急速に解決段階に向うだろうが、なかには五月へ持ちこす可能性のある業種や企業もあって、全体解決としては例年より長びくものと思われる。

四、ここでとくに問題とさるべきは公労協の四月一七日半日ストである。われわれはかかる行動に対し一時の混乱に耐え、正しい国民世論を背景としてこれに対決すべきであり、政府をはじめ当局もあくまで法秩序の維持と正しい労働運動の姿勢を求めてこれに対処すべきである。

五、政府が本春闘で国民経済の立場から労使に自重を求めたことに対し、総評は政府干渉として非難しているが、これは全く筋違いである。一国の経済を責任もって担当する政府が大局的見地からその方向を唱導することはむしろ当然であり、今後ともに政府は積極的に賃金の方向やあり方を打出すべきであろう。

春闘にひきつづいて行なわれた公務員共闘の賃金闘争は、五月以降、一〇次にわたる統一行動を展開した。公務員共闘は、これまで国公共闘の多数派の反対によって表面化しえなかった「人事院勧告完全実施」の要求を強く押しだし、勧告の取扱いを決定する閣議の時期を中心にして、闘争を組んだ。これにたいして、ついに政府も、従来の「一〇月以降実施」を「九月実施」に踏み切った。

同盟会議も、一月一八日、「本年度賃闘にたいする基本的態度」を発表、「日本が先進国型構造に移行しつつある今日の段階において、欧米先進国なみの賃金水準に到達するための要求の段階的な賃金引上げは当然」であるとの考え方にたって、目標を「一五～二〇％程度」とし、「賃金釘づけの労使休戦方式には絶対反対」との態度を明らかにした。

このように総評、同盟とも、「ヨーロッパなみの賃金」、「近代産業国にふさわしい賃金」などのスローガンで、賃金水準の「大幅引上げ」をめざして闘争したが、そのほか退職金の引上げ、最低賃金制確立、社会保障の拡充、時間短縮などの経済的諸要求についても積極的であった。最低賃金制確立について、春闘共闘委は、「本年は新たな最賃闘争の第一年度」と規定して取り組み、最低賃金制確立要求を中心として三月二七日に時限ストライキなどの統一行動を実施、時間短縮については春闘期間中に一部の組合が隔週休二日制などの変則を含む週休二日制を獲得し、また郵便の日曜配達廃止、新聞の日曜夕刊配達廃止の運動がすすめられたことも注目された。

経済闘争重視の傾向は、総評と同盟の一九六四年度運動方針にもみられ、一一月に結成された同盟は、「開放経済体制下の労働運動」という点を強調、賃金の倍増と近代化、その他の労働条件の近代化、労働力流動化対策などに取組むこととしている。日教組は、五月六日から定期大会を開き、先頭をきって共産党との対決姿勢を強めたが、電機労連も二七日からの大会で、とくに平和運動に対する共産党の「支配介入」を排し、組織的対決を辞さない方針をきめた。

春闘後の各労働組合大会に提案された運動方針の特徴としては、

総評・中立系で共産党にたいする対決姿勢が強く打ちだされ、同盟会議系をも含めて、全般的に組織体制の整備と強化、長期政策の確立と国際連帯活動の強化などが共通的な重点になってきたことがあげられる。たとえば、電機労連の一九六四年度運動方針案でとくに注目される点は、(1)今春闘で具体化された職務給対策をふくめ、賃金体系とその長期的展望を確立するため新たに「賃金政策研究委員会」を設置する、(2)共産党が態度をかえないかぎり共闘を拒否し、運動にたいする妨害行為には組織的対決を辞さない、(3)中執を一名増員して関東常駐とし、新たに国際部を独立させる、などである。

総評指導部と共産党

一九六四年の春闘において、共産党が四・一七スト中止を呼びかけたため、総評指導部と共産党の対立は、ひじょうに深刻な局面を迎えることになった。

四月八日、共産党が「全民主勢力と団結し、挑発を排して、がん強に、ねばりづよくたたかいぬこう――春闘をたたかう全労働者に訴える」を発表し、労働組合内の共産党員は、この方針にもとづいてストライキ中止の行動にでた。これにたいして、総評は一一日、岩井事務局長談話を発表、「共産党の敗北主義的見解は春闘を壊させるもの」と反論している。

総評社会党員協議会は、五月一二日の委員長会議で、「四・八声明は誤りである。共産党がこのような態度をつづけるならば重大な決意をもって対決せざるをえない。党の決定を組合機関決定より優先させるものについて、統制処分は厳重に行なわるべきである」と決定、翌一三日の総評幹事会でこの方針を確認、声明を発表した。

また、国労、全電通、全逓などは、かつてない統制処分を断行し、その数は国労除名三一、権利停止八九、動労権利停止三、全電通除名一一六、権利停止一九七、全逓権利停止二一、全専売権利停止七、全林野権利停止三、自治労除名一の多数にのぼり、青森、福岡、新潟などの地評においても反主流派出身の役員権停止あるいは組織除名などの統制処分が行なわれた。

右のような情勢のなかで、共産党の第九回中央委員会総会がひらかれた。この九中総は、幹部会の指導上の誤りを明らかにし、「春闘、四・一七スト問題をめぐる総括と労働運動の当面の諸問題」という文書を発表した。共産党は、四・一七ストをめぐる情勢を全面的にみることなく、一面的に弾圧・挑発・分裂の危険だけを強調し、労働者の切実な要求の達成という春闘の基本目標をあいまいにしたことは誤りであった、と自己批判した。また、一九六四年一一月にひらかれた共産党第九回大会は、四・一七ストをめぐる指導上の誤りを犯した「思想的根源」を分析し、左翼日和見主義、右翼日和見主義、セクト主義、教条主義の四つを指摘した。

同盟の結成をめぐる情勢

同盟会議は、一九六二年四月、全労と総同盟の組織的競合の解消と、「民主的労働戦線」の結集をめざし、全労、総同盟、全官公三団体の連絡調整機関として発足、以来産業別再編成による一本化の問題の検討を進めてきたが、ついに一一月一一～一二日、結成大会を開催、全日本労働総同盟（同盟）が発足するにいたった。

同盟会議は、統一準備をすすめるなかで、医療関係組合の新組織結成と加盟促進、金融関係組合の組織化、全官公の組織拡大活動にたいする協力、オブザーバー加盟した全国民連にたいする支援強化などの方針のもとに、中央、地方を通じて組織拡大に努めた。新たに結成された同盟は、この組織拡大方針を踏襲し、「同盟の組織活動力の増大、人的、資金的に中央、地方を通じて対策を進める」とともに、「官公労の民主化を徹底的に進める。総評内への影響力をいっそう拡大する」ことを組織対策の重要な柱としている。

総評は、かかる同盟の一本化とその組織拡大を重視し、七月の大会では、「全国民連は職制側とむすびついて総評内の民間組合に入ってきている。……同盟会議の組織拡大は……資本と一本となって総評、中立労連翼下の組織を切り崩し、第二組合を結成してきている」、「地域の組織競合は県段階から地区段階に移り、激化している」と分析し、組織を守るために各加盟組合は相互に協力し、組織対策に全力を傾注するとともに、同盟会議の下部の労働者との提携を強める」、地区労を中心とした世話役センターの結成、世話役活動の強化などの方針を決定した。そして一一月、同盟の発足に当たり、岩井事務局長談話を発表、同盟が全国民連を協力組織とすることは、組織原則からみて正しくない、同盟と総評の間には多くの相違点があるが、共通点もあり、共通の場をひろげるよう希望する旨の態度を明らかにした。七月一二日、太田総評議長は「政治戦線と労働戦線統一について」と題する談話を発表、「労働戦線の統一については当面組織の奪い合いをやめ、組織的不干渉の立場をとり、未組織労働者の組織化の点で努力することが大切である」と強調、労働戦線統一のための条件として、(1)国際自由労連、世界労連にたいする各組織の現状を認めあう、(2)いずれの組織も御用組合を排除し、また政党の指導を優先させる組合も排除する、(3)各組合の政党支持の立場を認め合い、組合次元での共闘をつうじ、逐次革新政党支持へと幅をひろげてゆく、という三条件を提起、戦線統一の推進者として中立労連をあげた。しかし、同盟会議はこれを黙殺した。

一方、一九六三年の大会で、「今後一年の内に戦線統一の提唱をおこなう」との方針を決定していた新産別は、七月の大会では、全労の国際自由労連一括加盟問題をとりあげて、「戦線統一の問題をめぐる推移にはやや面倒なことが生じている。このことが統一を進めるための準備をとん座させ、この時期におけるわれわれの提案は著しく困難となってしまった」と判断し、戦線統一についての提唱を延期した。

国際自由労連は、三月の執行委員会で多年の懸案であった全労の一括加盟を承認した。これにもとづき、日本の労働組合の加盟方式を調整するため、ベクー書記長が来日、全労の一括加盟は四月一日をもって発効するとともに、従来の加盟組合連絡委員会は廃止された。

総評系の加盟は、従来から全労一括加盟に強く反対してきた経過もあり、その動向が注目されたが、六月一九日「国際自由労連総評加盟組合協議会」を結成、これで総評の加盟五組合として、全労の一括加盟に「組織的に対処」すると同時に、「日本労働運動の正しい路線を国際的に浸透していく」こととした。また同協議会は、国内で「多くの友好的組合と連絡を保ち、多くの組合がＩＣＦＴＵ、ＩＴＳに加盟していくために努力する」とともに総評の「組織的中立」の国際路線にかかわらず、総評が「国際自由労連とのあいだにできるだけ友好関係を保持する」よう要請していくこととした。なお、国際自由労連は一一月三〇日―一二月三日の執行委員会で、同盟の一括加盟申請を承認、同盟の加盟は一九六五年一月一日より発効した。

国際産業別書記局（ＩＴＳ）との提携においては、この年に予定された私鉄総連のＩＴＦ加盟は一年間検討することになったものの、一九六三年の全日通のＩＴＦ加盟、全化同盟の国際産業別一般労連加盟につづいて、五月、全国麦酒が国際飲食物労連へ、合化労連が国際石油労連へ加盟した。

前年来、結成準備がすすめられた国際金属労連（ＩＭＦ）日本協議会は五月一六日、電機労連、造船総連、全国自動車、全機金、八幡製鉄労組、中山製鋼労組合計三八万二〇〇〇名の参加をもって発

足（その後神鋼労連、本田技研労組が加盟）、組織拡大にのりだした。そして、九州（一〇月二日）、東海（同二六日）、関東（一一月九日）、関西（同一七日）の地方組織委員会で、ＩＭＦ日本協議会が一一月二五日よりウィーンでひらかれるＩＭＦ第二〇回大会において一括加盟する、同大会に約四〇名の代表団を派遣することを決定した。こうしてＩＭＦ加盟を指向する金属関係労組は、上部団体の総評、同盟、中立労連、新産別の枠を越え、ＩＭＦ日本協議会をつうじて一括、ＩＭＦに加盟した。なお、ＩＭＦ日本協議会への加盟について鉄鋼労連は、傘下の八幡、中山、神鋼が正式に、住友、鋼管がオブザーバー加盟しているが、労連自体の加盟問題は九月の大会で意見がまとまらず、一応見送りとなり、自動車労連は一〇月の大会で正式加盟を見送った。全国金属はこれを「ライシャワー路線」と批判し、一方、全金同盟はＩＭＦ直接加盟の立場をとって、日本協議会には加盟していない。

第二編　労働組合の組織状況と組織運動

第一章　労働組合の組織状況

第一節　労働組合組織率の推移

昭和三六～三九年の各年度の労働大臣官房労働統計調査部「労働組合基本調査報告」によると、わが国の各年六月末現在の労働組合数ならびに労働組合員数は次のように一貫して増加をしめした。すなわち、単位労働組合組織数は一九六一年の四万五〇九六から一九六四年の五万一四五七へと六三六一の増加をしめし、単一労働組合組織数はこの間に二万四二三七から二万七一四一へと二九〇四の増加をみた。また単位労働組合員数は約八一五万から約九六五万へ、単一労働組合員数は約八三六万から約九八〇万へと増加した。(注)

(注)　ここでいう単位労働組合とは、独自の規約をもち独自の活動を行なう組合であって、下部にこうした組織をもたない労働組合をいい、単一労働組合とは、その内部に単位労働組合としての機能をもつ組織があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。したがって単一労働組合という場合、国鉄労組は一組合として集計されることになるが、単位労働組合の集計では、単一労働組合の支部や分会で単位労働組合の実体をそなえたものと単位労働組合とがそれぞれの組合としてかぞえられている。なお単位労働組合と単一労働組合にかんする統計で組合員数に相違があらわれるのは単位労働組合の統計では単一組合組織内の非独立的組織部門の組合員が集計の対象から除外され、単位労働組合の統計ではこれがふくめられることによるもので、後者の統計が現実の組合員数をより正確にしめしているものといえよう。

この間、組合員数の対前年増加率はかならずしも高まらず、六〇年・六一年に比べて低下さえしたが、しかし雇用の増大率がそれ以上に低下したために、労働組合組織率は六一年の三六・一%から六

第135表　労働組合数，組合員数，推定組織率の推移

年　次	組合数	組合員数	対前年組合員増減数	対前年組合員増減率	推定組織率
		人		%	%
1955	32,012	6,166,348	180,180	1.9	37.1
	(18,013)	(6,285,878)	(210,132)	(△.0.6)	(37.8)
1956	34,073	6,350,357	184.009	6.4	34.8
	(18,935)	(6,463,118)	(177,240)	(5.1)	(35.4)
1957	36,084	6,606,275	255,918	5.9	34.7
	(19,297)	6,762,601)	(299,483)	(1.9)	(35.5)
1958	37,823	6,881,581	275.306	4.8	33.9
	(20,132)	(6,984,032)	(221,431)	(4.3)	(34.4)
1959	39,303	7,077,510	195.929	3.9	33.0
	(20,725)	(7,211,401)	(227,369)	(2.9)	(33.6)
1960	41,561	7,516,316	438.806	5.7	33.1
	(21,957)	(7,661,568)	(450.167)	(5.9)	(33.8)
1961	45,096	8,154,176	637.860	8.5	35.2
	(24,237)	(8,359,876)	(698,308)	(10.4)	(36.1)
1962	47,812	8,783,691	629,515	6.0	35.5
	(24,899)	(8,971,156)	(611,280)	(2.7)	(36.2)
1963	49,796	9,269,776	486.085	4.1	35.7
	(25,844)	(9,357,179)	(386.023)	(3.8)	(36.1)
1964	51,457	9,652,350	382.574	3.3	35.7
	(27,141)	(9,799,653)	(442,474)	(5.0)	(36.3)

〔備考〕1)（　）外は単位労働組合。（　）内は単一労働組合である。2)　△印は減少をしめす。3)　以下144表まで労働組合基本調査報告による。

四年の三六・三%へと、〇・二%だけたかまった。

いうまでもなく、組合数の増加は既存組合の解散数を新設組合数が上回ることによってもたらされたものであり、また組合員数の増加は、主として雇用労働者数の増加を反映しての既存組合の組合員数の増大に新設組合の組合員数を加えたものが、既存組合の解散もしくは縮小にもとづく減少組合員数を上回ることによってもたらされたものであるが、しかし産業別、もしくは企業規模別にみた場合に、こうした組合組織の発展が一様にみられたわけではなかった。

産業別に組織率の推移をみると、農林業・製造業・卸小売・金融保険・不動産業・運輸通信・電気ガス・水道業で組織率がたかまり、

第136表　産業別推定組織率

産　業	1960	1961	1962	1963	1964
全産業	33.1	35.2	35.5	35.7	35.7
農林業	9.9	12.5	15.3	21.7	19.6
漁業・水産養殖業	28.1	25.9	26.3	23.3	25.3
鉱業	79.6	77.2	63.5	64.0	59.0
建設業	29.7	32.0	27.9	28.1	27.4
製造業	31.4	34.4	35.9	36.3	36.6
卸小売・金融保険，不動産業	14.2	14.6	15.4	16.2	17.3
運輸通信・電気ガス・水道業	68.7	70.5	74.6	71.5	71.9
サービス業	27.5	29.7	28.4	28.6	28.4
公務	60.7	65.5	63.8	61.7	58.9

漁業・水産養殖業・鉱業・建設業・公務では組織率が低下した。このうち組織率がとくに著しい伸張をみせたのは農林業であり、一九六〇年にくらべて六四年には九・七％ののびをみせ、ついで製造業で五・二％の増大がみられた。組織率の低下がもっとも目立ったのは鉱業で、ここでは当該産業の合理化にともなう雇用数の減少を上回って組合組織の後退がみられたのであった。

企業規模別にみると、民間企業のうち雇用労働者数五〇〇人以上の企業では、六〇年から六三年のあいだに組織率が六九・一％から六〇・五％へと八・六％の低下をしめしたのにたいして、一〇〇～四九九人の規模ではほとんど変化がなく、九九人以下の小・零細企業の組織率はわずかながら前進をしめした。またこのうち製造業についてだけみると、五〇〇人以上の規模では七〇・六％から六九・〇％へと一・六％の低下がみられたのにたいして、一〇〇～四九九人、三〇～九九人の規模でそれぞれ二・二％、二・七％の前進をしめし、二九人以下でふたたびわずかながらの低下をしめしている。

第137表　全産業および製造業の企業規模別推定組織率（民間企業のみ）

企業規模	1960年	1963年
	%	
全産業	26.3	27.8
500人以上	69.1	60.5
100～499人	38.5	38.4
30～99人	8.9	10.6
29人以下	3.2	3.4
製造業	32.4	35.9
500人以上	70.6	69.0
100～499人	40.7	42.9
30～99人	9.7	12.4
29人以下	2.1	1.9

わが国労働組合運動は、第137表でも明らかなとおり、大企業もしくは少なくとも中企業の労働者を中心にして成り立っており、広範に存在する小・零細企業の労働者の多くが組織されていないところに欠陥があるとされているのであるが、しかし近年この欠陥に注目して総評や同盟会議がその組織化に努力を傾けてきた成果が、ここに反映しているものであることは、次にみる新設労働組合の状況からも推定できるところである。

第二節　労働組合の新設と解散

わが国の労働組合の大部分は企業別組織の形態をとっており、単一労働組合数にしめる構成比は、一九六四年において、職業別組織一・五％、産業別組織三・一％、一般労働組合〇・七％、にたいして、企業別組織はじつに九三・六％に達している。ここから、わが国労働組合運動においては、雇用数の増大は比較的容易に組合員数の増大をもたらすのであるが、しかし一九六一～六四年の時期に組織率が〇・二ポイントではあるが増大をみたということは、組合員数の増加が、雇用労働者数の増大にともなう既設組合の組合員数の増加によってひきおこされただけでなく、新規組合組織の設立によってもたらされていることを、当然予想させる。

事実、六一～六四年の時期には、組織変更や組合分裂にともなう組合の形式的新設を除外した、実質的新設にともなう組合員の増加は、合計一〇二万八七七八名に達し、この間における、形式的解散を除外した実質的解散にともなう組合員の減少数三八万三八〇〇を、六四万四九七八だけ上回った。ところで、六一～六四年におけ

第138表　新設理由別新設単位労働組合数および組合員数

新設理由	組合数				組合員数			
	1961	1962	1963	1964	1961	1962	1963	1964
合計	5,305	5,303	4,925	4,448	494,389	500,609	526,102	444,533
実質的新設計	3,861	3,683	3,044	2,746	298,645 (100.0)	266,651 (100.0)	228,951 (100.0)	234,531 (100.0)
企業の規模拡張に伴うもの	171	209	179	182	25,940 (8.7)	27,927 (10.5)	24,520 (10.7)	27,012 (11.5)
労働条件の向上，労務管理に対する不満等労働者の意志によることを主とするもの	2,729	2,620	2,083	1,855	195,673 (65.5)	181,107 (67.9)	145,109 (63.4)	148,161 (63.2)
外部団体からの呼びかけによることを主とするもの	697	636	565	517	47,387 (15.9)	42,035 (15,8)	40,133 (17.5)	28,102 (12.0)
人員整理に対する防衛によることを主とするもの	38	35	20	14	1.272 (0.42)	1,472 (0.6)	697 (0.3)	414 (0.2)
その他	226	183	197	178	28,371 (9.5)	14,110 (5.3)	18,492 (8.1)	30,842 (13.2)
形式的新設計	1,444	1,620	1,881	1,702	195,744	233,958	297,151	210,002
組織変更によるもの	1,140	1,236	1,514	1,234	162,949	198,769	270,622	174,927
組合の分裂によるもの	304	381	367	459	32,795	35,189	26,529	35,075

第139表　解散理由別解散単位労働組合数および組合員数

解散理由	組合数				組合員数			
	1961	1962	1963	1964	1961	1962	1963	1964
合計	2,756	3,265	3,987	3,814	247,041	299,284	418,492	348,208
実質的解散計	1,349	1,508	1,862	1,902	70,081 (100.0)	84,664 (100.0)	116,251 (100.0)	112,804 (100.0)
事業所の休廃止および縮小	395	422	527	559	22,899 (32.7)	32,367 (38.2)	40,003 (34.4)	44,464 (39.4)
指導者の欠除，自然消滅等労働者の組合意識の沈滞によるもの	731	851	929	933	23,459 (33.5)	29,149 (34.4)	34,816 (29.9)	33.493 (29.7)
その他	223	235	406	410	23.723 (33.8)	23,148 (27.3)	41,432 (35.6)	34,847 (30.9)
形式的解散計	1,407	1,757	2,125	1,912	176,960	214,620	302,241	235,404
組織変更によるもの	1,370	1,707	2,058	1,823	172,204	209,437	296.107	229,104
組合の分裂によるもの	37	50	67	89	4,756	5,183	6,134	6,300

る単位労働組合員数の増加は一四九万八一七四であったから、このうち既設組合の組合員の純増（増加数から減少数を差引いたもの）によるものは八五万三一九六、組合組織の純拡大によるものが六四万四九七八ということになる。つまり、組合員数の増加と組織率の前進は、かなりの程度まで、組織化運動の進展という労働者の主体的取り組みに負うものであったということができる。

さらに、新設組合の増加による労働組合組織率の増大は、既設組織の組合員であると未組織労働者であるとを問わず労働者全般にわたる意識面での前進、とりわけ組織労働者の組合員意識の強化を予想させるが、このことは労働組合の実質的新設ならびに解散を理由別にわけてみた統計表によって、ある程度指摘することが可能である。実質的新設組合の組合員数のうち「企業規模の拡張にともなうもの」は六一年から六四年まで一〇％前後をしめているにすぎず、その比率は年を追ってわずかながら増大しているとはいうものの、労働者の諸要求その他を理由とするものの比率が九〇％前後をしめている。これにたいして、実質的解散の組合員数のうち、「指導者の欠除、自然消滅など組合意識の沈滞によるもの」のしめる比率は、六一年の三三・五％から六四年の二九・七％へと一貫して減少傾向をたどり、むしろ「事業所の休廃止によるもの」という客観的なやむをえない理由によるものが三二・七％から三九・四％へと増大傾向をしめしている（第138表、第139表）。

第140表　産業別実質的新設単位労働組合員数

	1961年	1962年	1963年	1964年
全産業	298,645 (100.0)	266,651 (100.0)	228,951 (100.0)	234,531 (100.0)
農業	68 (0.0)	648 (0.2)	407 (0.2)	287 (0.1)
林業狩猟業	781 (0.3)	1,532 (0.6)	1,997 (0.9)	1,554 (0.7)
漁業・水産養殖業	876 (0.3)	294 (0.1)	489 (0.2)	509 (0.2)
鉱業	3,193 (1.1)	4,527 (1.7)	3,373 (1.5)	6,206 (2.6)
建設業	11,474 (3.8)	11,680 (4.4)	12,479 (5.5)	9,143 (3.9)
製造業	164,528 (55.1)	146,061 (54.8)	119,397 (52.1)	110,848 (47.3)
卸・小売業	14,352 (4.8)	19,881 (7.5)	19,205 (8.4)	16,965 (7.2)
金融保険業	9,677 (3.2)	6,554 (2.5)	3,012 (1.3)	15,347 (6.5)
不動産業	721 (0.2)	344 (0.1)	543 (0.2)	93 (0.0)
運輸通信業	29,602 (9.9)	27,189 (10.2)	20,434 (8.9)	26,240 (11.2)
電気・ガス・水道業	1,777 (0.6)	556 (0,2)	3,484 (1.5)	1,720 (0.7)
サービス業	45,672 (15.3)	33,692 (12.6)	31,605 (13.8)	36,031 (15.4)
公務	11,622 (3.9)	8,281 (3.1)	10.481 (4.6)	7,415 (3.2)
分類不能の産業	4,302 (1.4)	5,412 (2.0)	2,045 (0.9)	2,182 (0.9)

産業別にみた場合に、実質的新設組合員数が集中しているのは、製造業であり、ついで運輸通信、サービス業、卸売・小売業などであるが、見のがすことができないのは、実数からみても比重からみてもほとんど問題にならないとはいえ、農業と林業で組織化があらたに進みはじめているという事実であろう。（第140表）。

また企業規模別には第141表にみられるように、新設組合員は一〇〇～四九九人、および九九人以下の中小・零細企業に集中している。これらの規模のしめる比率は、六一年の六六・六％から漸次減少にむかう傾向をしめしてはいるもの

第141表　企業規模別実質的新設単位労働組合員数[1)]

企業規模	1961年	1962年	1963年	1964年
	人　%	人	人　%	人　%
規模計	256.686(100.0)	236,160(100.0)	203,939(100.0)	207,123(100.0)
1000人以上	41,886 (16.3)	30,392 (12.9)	46,572 (22.8)	55.896 (27.0)
500～999人	28,524 (11.1)	21,313 (9.0)	20,325 (10.0)	20,331 (9.8)
100～499人	104,056 (40.6)	99,271 (42.0)	71,429 (35.0)	35,105 (31.4)
99人以下	66,909 (26.0)	61,931 (26.2)	48,336 (23.7)	45,322 (21.9)
その他	15,311 (6.0)[2)]	23,253 (9.8)	17,348 (8.5)	20,469 (9.9)

〔備考〕1)　本表は民間企業についてのみ集計したものである。
　　2)　その他とは2以上の企業にわたって組織されている組合である。

の、六四年にもなお五三・三%に達し、労働組合中央組織をはじめとする既設労働組合の中小企業労働者の組織化の努力が一定の成果をおさめていることを物語っている。

第三節　主要連合団体の組織状況

労働組合連合体数は一九六一年六月末の三五三二から一九六四年六月末の四〇三三へと三年間に五〇一の増加をみた。この増加は主として地方的、府県的、地区的な連合体の増加によるもので、全国的連合体は二三三から二三六へと三団体の増加をみたにとどまった。(第142表)。

わが国では、単位労働組合の多くが企業別組織の形態をとっているが、連合体のうちでも企業別連合体、いわゆる企業連の占める比重はきわめて高く、六一年には全国的連合体二三三のうちの一二一、比率にして五一・九%をしめていたが、この比重は六四年にはいっそう高まって、五四・二%に達したし、地方的連合体ならびに府県的連合体のうちでもその比重はそれぞれ四三・七%ならびに二一・五%から、四四・二ならびに二四・四%へと高まった。これに対して産業別連合体のしめる比重は、全国的な段階でやや低下し、地方ならびに府県段階で持合い、地区段階でわずかの高まりをしめしたにすぎない。また職業別連合体がしめる比重は、もともと低かったが、全国の段階で三・六%から四・二%へと高まった以外は、地方、府県、地区のいずれの段階でもいっそう低下する傾向をしめした。

右の連合体のうち、日本労働組合総評議会、全日本労働総同盟、

第142表　組織形態および地域別労働組合連合体数

		計	全国的	地方的	府県的	地区的
合計	1961年	3,532(100.0)	233(100.0)	261(100.0)	810(100.0)	2228(100.0)
	1964年	4,033(100.0)	236(100.0)	296(100.0)	951(100.0)	2550(100.0)
産業別組織	1961年	923 (26.1)	92 (39.5)	119 (46.7)	395 (48.7)	317 (14.2)
	1964年	1,141 (28.3)	89 (37.7)	139 (47.0)	461 (48.5)	452 (17.7)
企業別組織	1961年	782 (22.1)	121 (51.9)	114 (43.7)	173 (21.5)	374 (16.8)
	1964年	871 (21.6)	128 (54.2)	131 (44.2)	232 (24.4)	380 (14.9)
職業別組織	1961年	147 (4.2)	7 (3.0)	10 (3.8)	54 (6.6)	76 (3.4)
	1964年	146 (3.6)	10 (4.2)	9 (3.0)	57 (6.0)	70 (2.7)
その他の組織	1961年	1680 (37.6)	13 (5.6)	18 (6.8)	188 (23.2)	1461 (65.4)
	1964年	1875 (46.5)	9 (3.8)	17 (5.7)	201 (21.1)	1648 (64.6)

全国産業別労働組合連合、中立労働組合連絡会議、など主要連合体の組織状況の推移は次のとおりである。

日本労働組合総評議会（総評）は一九六一年六月末の加盟団体五九団体、構成組合員数三九六万八〇〇〇人から、六四年六月末の五九団体、四二〇万六〇〇〇人へと、組合員数にして二三万八〇〇〇の増加をみた。

全日本労働総同盟（同盟）は、六二年四月までの全日本労働組合会議（全労）、さらにその後これが改組してつくられた全日本労働総同盟組合会議（同盟会議）の後継団体で、六四年一一月に発足したが、その組織経緯をのべるならば、次のとおりである。六二年四月まで全労は日本労働総同盟と全労直接加盟の一五団体とで組織されていたが、こののちそれまでの全労の組織は発展的に解消され、あらたに、全労（それまでの全労直接加盟の団体で構成）、総同盟、全日本官公職労協議会の三者が並列関係にたって構成する同盟会議が組織された。そしてさらに六四年一一月に全労、総同盟の解散により同盟会議が一本化して、同盟が組織されたのである。ところで六一年六月末の全労加盟団体は、総同盟傘下の一三団体と全労直接加盟一五団体の計二八団体、構成組合員数は一一〇万八〇〇〇であり、同盟会議結成後の六二年六月末には、全労傘下の一一団体、総同盟傘下の一一団体、全官公の六団体の計二五団体（全労と全官公に三組合重複）、構成組合員数は一二〇万三〇〇〇人であったが、これが六四年六月末には二三団体、一四六万六〇〇〇人になり、さらに同盟結成後の六四年一二月末現在では二二組合一四七万人となっている。

なお以上二つの主要連合体の地方組織の状況についてみると、総評系地方組織の数は地評四六（都・道・府県段階）、地区労は約一二〇〇で、この三年間にほとんど変化をみなかったが、同盟系の地

方組織にかなり大幅の変化がみられた。六二年四月の同盟会議結成以前には府県段階に四四の地方全労が組織されていたが、同盟会議結成にともなって、地方でも全労、総同盟、全官公の府県段階組織を構成員とする「地方同盟会議」を結成する方針がとられ、六二年末までにその組織化を完了することが目標とされた。しかし地方全労と総同盟府県連との対立もあって組織化は予定どおりには進まず、六二年末には九県で結成をみたにすぎなかったが、六三年末までには四〇都道府県で結成、六四年一一月の同盟結成の時期には山梨県をのぞいてすべて発足をみた。なお同盟結成にともない、地方同盟会議は地方同盟へと切り換えられることになり、六四年末までにこの地方同盟が発足、六五年二月までに切換え完了が予定され、山梨県でも準備会が発足している。

また全国産業別労働組合連合（新産別）は、六一年六月末の五団体四万三〇〇〇人から、六四年六月末の四団体五万八〇〇〇人へと変化した。

このほか、以上の主要連合体のいずれにも加盟していない組合で構成されていた中立労働組合連絡会議（中立労連）は、一時は総評加盟を噂されていたが、近年はそのまま組織を固定化し、一つの労働組合中央組織としての機能をはたしつつあるかにみえる。この中立労連は六二年の一八組合八三万一〇〇〇人から六四年六月末の一八団体九三万六〇〇〇人へと増加をみた。

さて各主要連合体の組織人員数の変化は、単一労働組合員総数のうちにしめる各主要連合体の組織人員数の比率を、次のように変えた。総評は、六一年に単一労働組合員数の四七・五％を組織していたが、その後組織人員数を一貫してのばしたにもかかわらず、わが国の労働組合員数にしめる比率を低下し、六四年には四二・九％となった。これにたいして同盟会議は、六一年の一三・三％から六四

第143表　主要団体別労働組合員数

	1961年6月		1962年6月		1963年6月		1964年6月	
	人	%	人	%	人	%	人	%
合　　計	8,359,876	100.0	8,971,156	100.0	9,357,179	100.0	9,799,653	100.0
日本労働組合総評議会	3,968,123	47.5	4,122,099	45.9	4,191,683	44.8	4,206,546	42.9
全日本労働総同盟組合会議	(1,107,867)	(13.3)	1,202,696	13.4	1,348,268	14.4	1,466,278	15.0
全日本労働組合会議	(751,497)	(9.0)	798,621	8.9	910,658	9.7	970,085	9.9
日本労働組合総同盟	356,370	4.3	406,378	4.5	429,560	4.6	467,242	4.8
全日本官公職労協議会	—	—	39,062	0.4	71,673	0.8	90,102	0.9
全国産業別労働組合連合	42,847	0.5	56,779	0.6	49,450	0.5	58,366	0.6
中立労働組合連絡会議			831,476	9.3	895,475	9,6	935,614	9.5
そ　の　他	3,275,336	38.9	1,671,800	18.6	2,051,123	21.9	2,233,026	22.8
無　加　盟			1,108,865	12.4	903,416	9.7	980,326	10.0

第144表　産業および主要団体別単位労働組合員の構成

産業	年	合計	総評	同盟会議	新産別	その他
全産業	1962年	100.0	46.3	13.5	0.6	39.9
	1964年	100.0	43.1	15.0	0.5	32.3
農，林，漁業	1962年	100.0	52.0	0.3	—	44.7
	1964年	100.0	52.9	0.9	—	46.2
鉱業	1962年	100.0	59.2	15.5	0.1	35.5
	1964年	100.0	54.1	19.9	0.1	25.0
建設業	1962年	100.0	49.4	1.3	0.0	49.5
	1964年	100.0	42.5	1.1	0.1	56.5
製造業	1962年	100.0	23.4	23.8	1.4	51.8
	1964年	100.0	21.5	25.1	1.3	51.4
卸，小売業	1962年	100.0	9.4	8.3	0.5	81.8
	1964年	100.0	8.0	12.8	0.0	69.3
金融保険・不動産業	1962年	100.0	5.4	0.1	—	94.6
	1964年	100.0	4.2	0.8	—	95.2
運輸，通信業	1962年	100.0	72.3	11.7	0.1	16.5
	1964年	100.0	69.4	14.9	0.1	15.5
電気・ガス・水道業	1962年	100.0	19.4	65.5	—	15.4
	1964年	100.0	22.4	63.8	—	13.9
サービス業	1962年	100.0	69.9	1.3	0.1	28.6
	1964年	100.0	64.9	2.0	0.0	33.4
公務	1962年	100.0	87.0	0.4	—	12.5
	1964年	100.0	87.0	0.9	—	12.2

〔備考〕　2以上の主要団体に加盟している組合があり，その組合の組合員数はそれぞれの団体に重複集計してあるので，各産業欄における主要団体別の構成比と合計は一致しない。

年の一五%へとその比率をたかめ、新産別と中立労連はほぼ同じ率をたもった（第143表）

さらに、単位労働組合員数にしめる総評・同盟会議・新産別の比率の変化を産業別にみると、第144表のようになる。総評は、電気・ガス・水道業と農林漁業で若干の前進をみせ、公務で以前の比重をたもったほかは、全産業にわたって後退し、同盟会議は建設業・金融保険・不動産業・電気・ガス・水道業で若干後退したほかは他のすべての産業で組織を前進させ、新産別は卸売・小売業とサービス業で組織をうしなったほかはさしたる変化をみなかった。しかし総評の比率の低下、同盟会議の前進は、その分だけ同盟会議が総評を上回って未組織労働者の組織化に成功したことを意味するものではない。それは

同盟会議の組織ののびのかなりの部分が、総評傘下組合の組織きりとりをつうじて行なわれているからである。

第四節　総評系組合における大産業別共闘組織と大産業別組織統合の動き

単位労働組合の圧倒的多数が企業別組織の形態をとっているわが国労働組合では、組合連合体においても企業別連合体、いわゆる企業連の形態をとるものがかなりの数にのぼっており、しかもしばしば日経連の言動にもあらわれるように、資本の側も組合運動をその望む方向にみちびくうえで企業連を好都合とする面があるために、連合体のうちに企業連がしめる割合はけっして容易に減少していないが、しかしその半面で産業別の連合体の組織化がすすんでいないわけではない。とりわけ、技術革新をともなう経済成長のなかでわが国産業構造に大きな変化があらわれているのにたいして、総評は従来の中産別統一闘争だけでは十分な成果をあげることができないとみて、六〇年頃から大産別共闘の結成を提唱し、六一年八月の第一七回定期大会で採択した運動方針で「大産別共闘の強化」をうちだし、ついで翌六二年八月の第一九回定期大会提出の「組織方針案」で「大産別共闘」の必要性を強調、また六四年八月の第二六回定期大会提出の「組織方針第二次草案」で「産業別単一組織の確立」と「大産業別共闘組織の強化」の必要性をとくなどのことがあったが、こうした組合側の指向と努力によって、大産別方式による共闘組織、協議会の強化や新設がすすんだし、また組合の大産業別組織整備の動きもあらわれている。

従来大産業別の共闘の組織もしくは協議会として存在したのは、四七年結成の全国交通運輸労働組合協議会（全交運）、五三年結成の全国商業労働組合協議会（全商協）、化学産業労働組合協議会（化労協）、中央金属共闘会議（金属共闘）、五四年結成の全日本食品労働組合協議会（全食労協）、五八年結成の全国銀行従業員組合連合（全銀総連）、日本医療労働組合協議会（医労協）、五九年結成の港湾労組中央共闘会議（港湾共闘）、全日本港湾労働組合協議会（全港労協）、六一年結成の全国金融労働組合共闘会議（金融共闘）などであったが、これらの既成組織も六〇年の安保闘争を契機にして強化される動きがみえ、とりわけ金属共闘や化労協はそれまでの連絡情報機関から実質的な共同行動機関へと成長したが、六二年にはいると一〇月に国鉄・私鉄・動力車・全自交・全自運・全港湾・自運労・全運輸の八組合が交運共闘会議（交運共闘）を、また四月に全電通・国際電電・電済労および通信建設関係一二労組が電気通信産業労組共闘会議（電通共闘）を結成した。

こうして総評系組合のイニシアチヴによる大産業別共闘の組織化は六二年をもってほぼ終了したが、その後は大産業別もしくは産業別の組織結合がすすめられた。

化学産業では、合成化学部門を中心として組織する合化労連と加工化学部門を中心とする化学同盟との組織統一が、すでに五七年いらい懸案になっていたが、六三年九月、この両労組に全硝労を加えて、化学産業三労組一八万五〇〇〇人で協議体の化学産業労働組合連合会（化学労連）を結成、以後六四年八月までに同労連を連合体化する目標がたてられた。この目標は、化学同盟の中小組合に反対があったために予定どおり実現はしなかったが、しかし三組合は、統一実現のために三組合の決議機関として化学労連評議会を設置す

ることをきめ、六四年一〇月以降は化学労連三役会議を定例化し、一二月には第一回統一闘争委員会を開いて化学労連としての春闘方針を決定するなど、漸次組織統合をすすめるための具体的準備を行なっている。

電気産業では、六二年一月に電産（二〇〇〇）と全九電（三四〇〇）とのあいだで共闘会議が設置されていらい、両者のあいだに組織統一の話合いがすすめられてきたが、六四年一一月に、「単一組織としての全電力労組を一ヵ年後に結成する」ことを目標にして、それまでの暫定措置として全電力協議会を結成させるために、全電力協議会準備会が発足した。

運輸産業では、私鉄総連が六二年の大会で「陸上交通労組の大産別組織結成」の構想を発表して、私鉄傍系のタクシー・トラックなどの労働者の組織化をはかり、将来は全自交、全自運などと組織の統一を実現するとの方針をあきらかにしたが、六二年一二月の中央委員会では「ハイヤー・タクシー・トラック労働組合の加盟取扱いについて」をきめ、さらに六三年二月にはそれにともなう「組織運営についての指針」をきめた。しかしこうした方針にそって加盟した組合は六三年末に五組合にすぎず、私鉄総連の構想はほとんど進捗していない。

他方、産業別の共闘組織や協議会とならんで、公務員と公共企業体労働者の共闘組織としては公務員労働組合共闘会議（公務員共闘、六〇年結成）、国家公務員労働組合共闘会議（国公共闘、五五年結成）、地方公共団体関係労働組合会議（地公労、五八年結成）、公共企業体等労働組合協議会（公労協、五三年結成）、政府関係特殊法人労働組合協議会（政労協）などが存在するが、このうち国公共闘は六一年八月に、六二年八月を目標に連合体化をすすめる方針をたてた。しかしこの方針は総評内反主流派の指導のもとに行なわれたため主流派組合は反発、六三年になると対立は決定的になり、国公共闘の役員選挙や運動方針の決定も行なえず、全農林、大蔵職組は事実上脱退するという状態となり、さらに六四年五月には全農林・大蔵職組・全財務・全法務・会計職組・全開発・恩給職組・国会職組の八単産が、総評と公務員共闘の指導のもとで賃金闘争を推進するとの立場から国家公務員賃金中央共闘会議（仮称）を設置、国公共闘とは別個に活動をすすめることとなった。こうして国公共闘は連合体化がすすまないばかりか、むしろ分裂の様相を呈した。

第五節　同盟系、その他の産業別組織の統廃合

同盟系組合では、六二年四月の同盟会議結成から六四年一一月に一本化して同盟の結成をみるまでの経過の中で、この問題と関連をもちつつ、あるいはその他の運動を進めるうえでの必要から、組織の産業別統合の問題がおこったが、総評系組合から分裂した第二組合を結集して、総評系産業別組織に対抗する新産別組織を結成することは比較的容易に進んだとはいえ、同盟会議構成の全労と総同盟の傘下の組合を産業別に統合することや、中立系労組をふくめての産業別協議会の結成となると、上部での同盟の一本化の実現にもかかわらず、下部における組織統合はかならずしもそれにテンポをあわせて進捗しなかった。

たとえば紙パ労連の王子製紙労組から分裂結成された王子新労は、六二年六月に紙パ労連傘下の興国人絹労組と高千穂製紙労組に分裂がおこり、新労が結成されたのを機会に、新紙パ連絡協議会の

結成をよびかけ、一一月にオブザーバー加盟をふくめて一二労組約一万でこれを発足させたし、教職員関係では、日教組脱退者をあつめて六〇年つくられた全国教職員研究会が、六二年二月に全国教職員団体連合会（全教連）を三六都道府県四万六五〇〇名で発足させた。また、国労脱退者でつくられた職能組織としての国職労連（一万八〇〇〇）と国鉄総連（二万九〇〇〇）とは、六二年一一月に統一して新国鉄労働組合連合（新国労）を結成し、全労と全官公に加盟したし、医療部門では、これまで地方同盟会議に加盟していた日赤新労を中心とする一六二組合（約一万五〇〇〇名）の医療関係労組が、六四年七月に相互の連絡機関としての全国医療労組連絡協議会を発足させ、さらに一二月には一歩をすすめて、全日本労働総同盟全国医療労組協議会（全医協）を結成した。このほか、全交労（全労、一万二〇〇〇名）と全交通同盟（総同盟、三万二〇〇〇名）とが、組織統合をめざして六二年四月に全国交通運輸労働組合協議会結成準備会を発足させ、同年一一月にまず過渡的措置として全国交通運輸労働組合総連合協議会を設置し、ついで六四年一一月に全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）を結成、ついに組織統一を実現したことが注目される。

しかし全特定（一万六〇〇〇名）と郵政労（一八〇〇名）は、六二年八月に組織統一準備委員会設立にまでこぎつけ、また電労連は六三年八月に、「全国電力産業労働組合同盟（電力同盟）を結成して、電労連、日電工、電源開発労組、原子力発電労組、中央電力研究所労組を結集する」との方針を決定し、六四年九月に電力同盟準備会を発足させたが、しかしどちらもその後の統合は目算どおりにすすまず、六四年中には具体的成果をうまなかった。

また自動車産業でも自動車労連（全労）の提唱で、六二年一〇月以降自動車労連、全国自動車、富士自動車、三菱重工東京自動車、プリンス、ダイハツ、東洋工業などの各労組のあいだに自動車労組連絡協議会が発足し、六四年五月には三菱東自の提案をもとにこれを協議会組織へと発展させる方針が決定され、規約案の作成さえみたが、同盟を上部団体にしようとする自動車労連と組織的中立を堅持して産業別統一をはかるべきだとする全国自動車の主張が対立したために、これまた六四年中にはその具体化は行なわれなかった。

中立系の産業別組織としては、四九年結成いらい一四年間存続してきた全百連が、全松坂屋、全松屋、全そごうなど大手六組合の脱退によって六二年一一月に解散するにいたったが、その後六三年三月になって解散反対の中小組合が全百連再建大会を開催、商業労働者がすべて加盟できる組合にするという立場から東京商業一般労組の加盟を認め、一四組合二三〇〇で再発足した。

第二章　同盟ならびに全国民連の結成と組織方針

第一節　同盟の結成

同盟会議は一九六二年四月に、全労と総同盟の「組織競合の解消および民主的労働戦線の広汎な結集と統一の強化」を目的としつつ

も、とりあえず全労・総同盟・全官公の三団体からなる連絡調整機関として発足したが、その後本来の目的とされた一本化への動きが急速にたかまり、ついに六四年一一月全労と総同盟は解散して新しい統一体としての全日本労働総同盟（同盟）を結成した。そのさい全官公は、同盟に直接加盟した官公労働組合の部会として存続することとなった。同盟への急速な一本化を促進したものは、選挙における民社党支持の必要と、総同盟と全労の幹部のあいだでの指導権争いをのりこえた下部組合における統一の要求とであったといわれる。

これよりさき、同盟会議が結成されたのちは中央の組織機構の確立と地方同盟会議の結成がはかられてきたが、六三年にはいると、地方同盟会議の結成がすすむなかで、総同盟の県連組織のうち最大のものとされていた大阪や神戸で、県連を解体して地方同盟会議に一本化しようとする動きがたかまり、中央にたいしても一本化を要請するにいたった。こうした下部の要請と、一一月にひかえた総選挙で民社党にテコ入れする必要とから、七月になると、これまで一本化について消極的態度をとっていた金正前会長以下総同盟の首脳は、一転して一本化に積極的態度をしめすようになった。すなわち総同盟本部は七月二五～二六日に開かれた第二回中央委員会に「同盟会議を軸とする統一運動の推進」を提案、その承認をえたのち全労首脳部と協議を重ねた。そして八月二二日には同盟会議構成団体会議が開催され、ここで、同盟会議が過渡的段階を終了し全国的同盟体へと質的に発展をするための構想について基本的見解の一致をみた。

ここで一致をみた構想は、九月と一〇月に開かれた全労ならびに総同盟の中央執行委員会にかけられたが、それによってみると、①組織統一の原則として、㋑統一後の組織を産業別労働組合の全国的同盟体組織とし、地方組織は系統的に運営すること、ただし特に必要と認めたものは各団体の合意のうえ過渡的措置をとる、㋺官公労部会制度を別に考慮する、②統一の具体的方法として、㋑既存産業別組織を尊重して産業別整理を行なう、㋺双方にある同種産業、業種別組織の統合を促進する、㋩必要と認められた新たな産業別組織を設ける、㋥地方同盟会議の結成を促進する、㋭人事問題については、専従役職員を中央・地方をつうじて新組織に引継ぎ、従前の立場をできる限り尊重する、などであり、全労の場合はこれにさらに、㋬新組織として国際自由労連に加盟し、各個別加盟形式は解消すること、を謳っていた。そして統一の作業を進めるために統一委員会が設置され、六四年六月末までに統一のための準備作業を完了することが目標にかかげられていた。

こうして一本化の構想について同盟会議構成団体の幹部のあいだで意見が一致をみると、このあと事態は急速に進んだ。同盟会議は九月二五日の第一一回組織代表者会議で、全官公は同月二九日の第五回定期委員会で、総同盟は一〇月二三～二五日の第一八回定期大会で、全労は一一月二八日の第一〇回臨時大会で、それぞれ同盟会議の組織一本化方針を確認したが、このあと一一月の総選挙で民社党が勢力をあるていど回復したことから、組織一本化の準備は拍車をかけられることとなったのである。すなわち一一月二九日に開かれた同盟会議の第一三回組織代表者会議で、中地同盟会議議長を委員長に、同盟会議三役、総同盟三、全労三、全官公二、各中央産別および構成団体主要直属組合各一、組織外の参加可能な産別組合各一、で統一委員会が構成され、一二月二三日には統一委員会は第一回委員会を開催して正式に発足し、統一の作業を開始した。そして六四年四月には機関紙の統合、五月と六月には「統一組織の憲章案」「地方同盟規約基準案」、「地区同盟組織運営基準案」の作成な

どを終わり、一一月一〇日には全労と総同盟がそれぞれ解散大会を開いたうえで、一一月一一～一二日に東京九段会館で同盟の結成大会を開催し、新組織を発足させた。

第二節　同盟の組織方針

同盟の創立大会で採択された「全日本労働総同盟憲章」は「結成宣言」と「規約」からなるが、「結成宣言」には、「同盟の運動の原則と目標」として、この組織の指導者たちがいだく民主社会主義のイデオロギーを色濃くうちだした次の諸項目が謳われている。

一、同盟は自由にして民主的な労働組合を構成員とする。
二、一切の独裁専制反対。政府、資本家経営者、政党その他組合外部からの支配干渉の排除。
三、組合民主主義の徹底と政治的権力闘争に傾き政党化した労働組合の排撃。
四、労働権尊重、完全雇用、労働条件改善・労働時間の短縮・最低賃金制・社会保障制度の拡充。
五、技術練磨、品性の陶冶、識見の啓発、人格の向上による労働者の社会的地位の向上。
六、国民のすべてに繁栄をもたらすための産業社会の近代化、生産性向上、産業民主主義の徹底。
七、目的に合致する政党との協力。
八、資本家経営者その他の反動勢力の動きの排撃と共産主義やファシズムなどの全体主義的傾向にたいする積極的な闘い。
九、民主的議会政治を破壊する行動の排除、福祉国家の実現、民主的な社会主義社会の実現。
一〇、目的を同じくする国際労働組織との提携、自由にして民主的な労働組合の国際的団結による共産主義・ファシズム・軍国主義・植民地主義・人種差別の阻止、国際正義にもとづく世界の恒久平和の実現。

そして以上の原則と目標を実現するさいに遂行しなければならない組織的な任務として、「宣言」は次のようにのべている。

▽同盟の組織的な役割と任務

同盟の原則と目標を実現するための諸活動を進めるにあたって、同盟は、次の事項を組織的な任務として遂行する。

一、同盟のもとにある組織相互間の協力を不断に維持し、推進するとともに、組織相互の間に共通する要求や諸問題を解決するための共同の方針をたて、争議その他の活動について援助を行なうこと。
二、労働諸条件の改善向上・完全雇用・労働者の自由の擁護・社会保障制度の確立を推進する一方、生活物資や住宅など消費生活の改善を通じて働くものの福祉を増進するとともに、災害防止や作業環境を改良するための立法措置ならびに国際的諸協定を促進し、その改善をはかること。
三、労働者の権利の伸張をはかるために、労働協約を普及したり、労働関係法規の改善を促進するとともに、労働組合の諸権利を制限したり、その組織を破壊に導くような反労働者的勢力や全体主義の脅威から、自由な労働組合をまもるために、あらゆる努力をはらうこと。
四、自由にして民主的な国内労働組織の強化拡充のため、あらゆる努力をはらい、同盟のもとに最も広汎な労働者の団結をはかり、労働戦線の統一を実現すること。

五、未組織労働者の組織化について有効な措置を講じ、未加盟組合の加盟を促し、これを産業別に整理統合することによって、産業別組織を中心とする強固な団結と広大な組織を同盟のもとに実現すること。

六、産業構造上、全国組織への糾合が困難な労働組織のために、地域的な結合組織の強化と、その全国的な連携を推進すること。

七、国民全体の経済的・社会的・文化的な利益を増進するため、経済の発展に協力するとともに、産業開発の計画とその実施・企業経営の民主化・生産と分配についての方針など、経済上の諸決定に対して労働者の発言力を強化し、合理的な労使関係の確立をはかり、産業民主主義を推進すること。

八、労働者の経済的・社会的・政治的な利益を増進するために、合法的な政治活動を行なうとともに、広く国民各層の友誼諸団体と提携して、正しい国民運動を推進し、また選挙活動に関する企画を促進すること。

九、国の内外の労働運動の組織状況や発展状態、労働生活条件や労働諸立法、その他経済的、政治的な諸事情について調査し、それらの資料や情報を、同盟のもとにある各組織に提供すること。

一〇、労働運動の指導者の養成をはじめ、労働者の品性の向上あるいは知識と理解力をたかめることに寄与する教育・文化および広報の諸活動を推進すること。

一一、同盟の方針と合致する国外の労働団体との相互協力を促進するとともに、同盟のもとにある産業別組織と自由な産業別国際組織との連携を強化すること。

一二、労働者の社会的・経済的諸条件に影響をおよぼす国の内外の諸機構に代表を送り、労働者の利益を高めるため、その活動に協力するとともに、同盟の方針に合致する公私の国の内外の組織との提携を拡大強化すること。

一三、その他目標実現のために必要なこと。

以上にのべた同盟の一般的な組織的任務は、当面は創立大会で宣言と同時に採択された「一九六五年運動方針」に具体化されたが、この当面の方針の著しい特徴は、同盟のかかげる目標とそれがうけつぐ伝統――一九四九年の産別民主化運動の右派として出発し、ついで産別崩壊＝総評結成後はその戦闘化が進むのに応じてこれから全労を分裂＝結成して、そのあと同盟会議、同盟へと発展してきたという伝統――とから当然のことであるが、組織化運動の重点として「左翼労働運動の克服」、具体的に、「左翼的指導方針の影響のもとに動きつつある総評系組合の多数と中立労連系の一部組合」にたいする組織攻勢を、強調している点である。たとえば、「運動方針」の第二部「当面の主要政策」では、次にみるようにその第六節で、総評をはなれた官公労新組合の全面的支援とその同盟への受け入れ、総評と中立労連傘下の民間労組内につくられた民主化グループである全国民連との組織的協力を強調するとともに、「同盟それ自体が民主的労働組織の統一体であり、この同盟の発展こそが戦線統一完成の道である」という立場にたち、この原則に反するいっさいの統一行動を拒否する態度を明らかにしている。

▽同盟一九六五年運動方針、第二部の六

1　わが国労働運動の民主化と官公労組織の役割

わが国労働組織の勢力分野において、民間部門では、すでに同盟が第一勢力の地位にあり、組織の民主化と実践活動の面で主導的立場をもつに至っている。しかし、日本の労働運動の特異な発展過程と従業員組織という組織形態の特殊性から、労働運動の中に占める官公労部門の比重は、ほぼ半分程度であり、極めて高いものがある。そして、全国至るところに官公庁関係の事業所が存

在していることにより、官公労組織は各地に組織網と活動拠点を有し、その地域的影響力が大きく、政治的な行動範囲も広汎である。

したがって、この官公労組織の動向が、わが国労働運動の方向に重要な作用を及ぼす形になっているが、現在のところ、官公労組織の大部分は総評傘下にあり、これらがもっぱら反民主的な行動を通して悪影響をバラまいている状況に鑑み、官公労組の民主化は同盟の組織的活動にとって、とくに重要である。

2　官公労組織民主化の促進

官公労の分野は未組織を多く残している民間部門と異なり、すでにほとんどが組織化されている。しかも、それらの既組織の大部分が左翼労働運動の指導方針のもとに、無責任な活動を繰り返し、左翼組織の温床と化しているのであるから、勢い官公労の民主化は、新組合運動の促進が最重点的な方針とならざるを得ない。

したがって、われわれは、官公労新組合を全面的に支援し、その発展と自立態勢の強化に力を注ぎ、新たに官公労組織の受入れを容易とするような態勢を、中央地方を通じて整備する。そして、民間労組の幅広い勢力を背景に、官公労民主化の徹底を期して不断の努力を展開する。

3　全国民連と同盟組織外への影響力の拡大

わが同盟が、民間組織の分野で第一勢力の地位にあるとはいえ、未だその過半数を占めるに至っていない。われわれの組織員数にほぼ近い総評系民間組合と、約八〇万の中立労連組合があり、これらの数を合すると、わが同盟よりなお多数である。そして、これらの総評系組合の多数と中立労連系の一部組合は、依然として左翼的指導方針の影響のもとに動きつつある。

これらの組織の中にあって組合民主化の旗を掲げ、日常実践活動に努力を払っている全国民連の存在意義は大きい。しかも、全国民連に集まる同志の活発な動きにより、化学、造船、鉄鋼、金属、印刷などの分野で、その勢力は着々と伸びている。この全国民連勢力が進出をみせている組合では、みずからの指導方針に自信を失い、全国民連に属する民主化勢力の統制も行なえず、ひたすら防戦につとめているが、浸蝕的に民主化グループは行動範囲を広げつつある。

同盟は、同盟の活動による組織の拡大と相伴う形で、この全国民連に全面的な協力を行ない、その活動を通して広く同盟の組織外への影響力を拡大していく方針をとる。この両面の活動の展開により、わが国労働運動全体として民主化を達成する基礎づくりを進める。このため、同盟は、全国民連を同盟の協力的組織機構とし、具体的な支援と活動の推進などについて、両者間の連絡協議を緊密にし、連携を強化する。

4　共同行動の原則

すでに第一部の同盟結成の意義で強調したように、同盟それ自体が、民主的労働組織の統一体であり、この同盟の発展こそが戦線統一完成の道であるというのが、われわれの原則的立場である。したがって、この原則と抵触する統一行動や、いわゆる原則を抜きにした統一論などは、同盟にとって考慮の外である。したがって、そうした統一問題をふくみとするような他団体との統一行動とか共同闘争も、同盟の組織にとっての問題たりえないものである。

しかし、労働運動に関連する事項や社会的な問題などについて、それが同盟の憲章と方針に反せず、かつ労働者の共通利益につながるものと認めるときは、限定された個別問題ごとに、他の

労働団体との間で共同行動を組むことがあり得る。

第三節　全国民連の結成とその方針

総評系単産ならびに一部中立労連系単産の内部では、その運動方針が階級闘争主義にたち政治偏向であるとして早くから批判勢力グループが形成されていたが、こうしたグループは、同盟会議の結成にはげまされ、資本の側の合理化攻勢によってひきおこされたこれら単産の組織動揺に呼応して、その組織体制を強化し、六三年二月全国民主化運動連絡会議（全国民連）を結成して、以後同盟会議ならびにその後継団体である同盟との組織的連携を公然化して、その運動を進めることになった。

すなわち、こうしたグループは、金属共闘の方針を批判する総評の金属産業関係の「民主化」グループで構成された「金属連絡会議」（六一年三月結成）の呼びかけにもとづいて、六三年二月に「民主化運動懇談会」を結成していたが、同年四月同盟会議の結成をみると、さっそく翌五月にこれとのあいだに懇談会をひらいて、八月には従来の「民主化運動懇談会」を会員制にして組織的整備をはかり、一〇月の会合ではさらに懇談会のいっそうの発展を期して発展的に解消して全国民連を結成することを決定した。

こうして六三年二月二七日東京市ケ谷の全繊会館で全国民連結成大会が開かれ、鉄鋼労連の鉄鋼会、国労の新生民同、全造船の二八会、合化労連の化労研、私鉄の三十日会、電機労連の二九会などのほか、地銀連、三社連、全印総連、紙パ労連、三井労連、日鉱労連、全石油、全百貨、日赤新労、全国自動車、日林労、全日通、全電線、車輛労連、鉱労などの一部、計二一単産グループがこれに参加することになった。大会で採択された結成宣言は、結成の経緯と目的について次のようにのべている。

▽全国民連結成宣言（要旨）

……自由にして民主的な労働組合の旗じるしをかかげて出発した総評は、マルクス・レーニン主義による組合指導理念の克服をないがしろにしたため、日ならずして極左偏向勢力の浸透をゆるし、みずからが産別会議の亜流化するにいたった。総評の左翼偏向と政党化、ストライキ偏重主義に対して総評内部にあって組合主義を堅持し、総評の指導方針を批判してきた民主的労働組合は、ついに総評を離脱し、昭和二九年全労会議を結成するにいたった。

今日日本の労働組合組織は激動する内外の政治経済情勢の嵐の中に、技術革新と貿易の自由化をテコとする産業の民主的近代化に向って、自からに課せられた推進的役割を果たさなければならない大事な時点に立たされている。われわれは総評およびこれと共同戦線をはる中立労連の内部にあって、近時ますます官僚化し、画一的なスケジュール闘争、政治行動偏重に突っ走ろうとする組合指導を排除し、さらにすすんで、

一、組合員の経済的日常利益の擁護と福祉向上のためにたたかい

二、組合の運営を民主主義の軌道にのせ

三、産業民主主義の立場から経営の民主化と技術革新・生産性向上の面において労働組合の創意をいかし、主導力を強め

四、政治における議会制民主主義を堅持し、政党と労働組合のそれぞれの任務を相互に尊重し、民主的な政党との間に協力提けいの関係を結び、

かくして組合を真に組合員のための組合にするため昨年「民主

化運動懇談会」を結成した。われわれはこの民主化運動をさらに発展させるため、また志を同じくする友誼団体との交流提けいを密にするため、広くかつ深く同志的結合をはかり、今日ここに「全国民連」を発足させた。

なお宣言の内容もさることながら、結成大会には中地同盟会議議長、和田全労書記長、基総同盟会長、中沢全官公事務局長、和田民社研事務局長、西村民社党書記長らも出席して、「全国民連に対して全面的協力を惜しまない」旨強調したことから、同盟会議勢力との緊密な関係は推察にあまりあるものであったといえようが、その運営は二三名からなる幹事会にゆだねられ、「当面の活動方針」としては次のものがあげられた。

一、各単産の動向に関する情報交換
二、内外の政治経済情勢、とくに労働問題に関する研究会、労働講座の開催
三、共通課題に対する意志統一と協力活動
四、機関紙の発行、その他文書による教宣活動
五、地方活動の組織化

こうして発足した全国民連は、その後産業別民同組織の確立、地民連の結成につとめるとともに、教育・宣伝活動としては六三年八月日本労働者教育協会（日労協、責任者山名義鶴）に加盟してその講座などに労働者をおくりこみ、さらに六三年一二月には内部にあった一部の反対をおしきって、全国民連として一本の形で同盟会議にオブザーバー加盟し、また同盟結成にさいしては、同盟結成大会にひきつづく六四年一一月一四日に第二回全国総会を開いてこれの支持を表明し、その友誼団体に名をつらねることとなった。この第二回総会での活動報告は、結成以来一年九カ月間の活動と成果について次のようにのべている。

一、産業別民同組織の結成　①六三年一〇月には既に結成されていた化労研を中心にして宇部窒素、電化青海、三菱化成、新日窒新労などをくわえて化労連（化学労働組合連絡会議）を結成し、六四年九月にはその第二回全国大会で責任体制を明確化した。②全印総連を脱退した凸版板橋労組を中心に六三年五月都内印刷労組の懇談会を開催、全印総連を脱退した細川活版新労、二葉印刷がこれに参加した。③合化労連加盟の東圧大船工場に化労研が結成され、北海道砂川工場にも民主化同志会が結成された。④全国民連幹事組合である千葉銀従組を中核に三八行の労組をあつめて全国金融労組研究会議が結成された。

二、総評脱退と同盟加盟　①昭電川崎支部が六三年四月に、秩父支部が八月に合化の方針を批判して脱退、六四年には東長原で新労が結成された。②六三年一一月に新生民同が大挙して国労を脱退し、新国労に加盟した。六四年一〇月には国労大分地方の一二カ所で新組合を結成し、ついで地元三八〇〇名中二四六六名で大分地方労組を結成するにいたった。③六三年一二月に凸版板橋が全印総連を脱退、六四年五月に東京出版印刷加盟の熊谷印刷で新労が結成され、全化同盟に加盟した。④鉱労が同盟への加盟を決定した。⑤直接全国民連に加盟してはいないが、東海ガス化成で六四年八月合化脱退をきめ、九州石油労組が化労連加盟を指向している。

三、地民連結成　六三年一一月には北海道地民連が結成され、関東地民連の結成準備も進んでいる。愛知県では六四年五月いらい愛知土曜会の名で会合を重ね、一一月下旬までに鉄鋼、電機、化学の参加をえて結成大会をもつところまできており、西日本では六四年五月に鉄鋼、化学、私鉄の民主化グループの二〇組合が参加して年内結成を目途に準備を進めている。近畿では世話人懇談

会が開かれ、私鉄、鉄鋼、印刷、化学、運輸、港湾、百貨店の全産業にわたっている。

第三章　総評の組織方針

総評は五八年の第一〇回定期大会で「組織綱領草案」を発表したが、その後安保闘争、三池闘争、毎年の春闘、炭労の政転闘争などの経験から「今日の組織実態と闘争の限界が冷酷に示され」たとし、また近年コンビナートの出現などという新しい情勢がうまれたことからも、組織綱領草案の考え方を修正する必要にせまられたとの判断にたって、このため当面必要な組織作りを目ざした方針をだし、これにもとづく闘いの積み重ねの中から組織綱領をつくるとの考えをとるようになった。

そこで総評本部は太田議長と組織局が中心になり、六一年末から組織綱領草案にかかわる組織方針案の作成に着手し、六二年八月五日同方針案を発表するとともに、八月二四日開催の第一九回定期大会に「三七年度運動方針」案とともに提出した。

ところで六二年の四月には同盟会議が結成され、その後は、同盟会議こそわが国労働戦線の統一体であるとの主張にもとづく総評の組織切りとり攻勢がつよめられてきた。とりわけ翌六三年二月には全国民連の結成もみられ、公然たる第二組合攻勢が総評内組織で展開された。こうした状況のもとでは、五八年の組織綱領草案を日本的労働組合主義の立場から右寄りに修正したと評されたこの組織方針草案については、大会ではさまざまの批判がでたし、とりわけ第二組合問題については指導部の考えはアマすぎはしないかとの批判がでた。このため大会では結局方針案の大綱だけを認めて、大会後に各単産一名からなる組織対策委員会を設置して、案文にさらに検討をくわえ、翌年の定期大会にはかることとなった。

その後総評はこの草案について、月刊総評その他の雑誌をつうじて誌上討論を組織したりしたが、しかし実際には六三年大会までに組織内で十分な討論は行なわれず、したがって下部討議はさらに一年間継続されることになり、六三年一〇月に第二次草案が発表されて、これが翌六四年七月の第二六回定期大会で、四〇年度運動方針案とともに大会での発言を考慮にいれるということで採択された。

こうして組織方針第二次草案は採択されたが、六四年には総評指導部はその運動方針案の中で、一方で同盟会議の同盟結成へとむかう動きを重視しないわけにはゆかず、また他方で下部組織で次第にその力をつよめてきた共産党ならびに民青の動きについても、とりわけいわゆる「四・一七問題」をきっかけとしてこれを問題にしていた。こうした総評指導部の態度は組織方針第二次草案にも当然反映した。第二次草案は、産業別統一闘争の強化と地域共闘の強化、その基礎となる職場活動の強化、団結をつよめるための組合の民主的運営、政党と労働組合の区別を明らかにすることによっての政治闘争の強化、青婦人対策の強化などを骨子とし、そのなかで重化学工業対策の重視や地区労強化の方向などをうちだしていたが、それと同時に、同盟会議や共産党の問題にもふれていた。ただし、共産党や民青については、組合の民主的運営や政治闘争の問題、あるいは青年対策に関連して、これをきびしく批判する態度をしめしたが、同盟会議の組織切取り攻勢については、「会社と全労が一体と

なった宣伝」を問題にする程度で、かなりあまい態度でのぞんでいたきらいがあった。

しかし、同盟会議が一本化して同盟が結成されるという事態のなかで、こうした総評の態度には若干の変化がおこらざるをえなかった。それには六四年八月共産党が第九回中央委員会で、さらにまた一一月の第九回大会で、四・一七問題について自己批判を行なったということも関連するものと思われるが、しかしそれよりもいっそう、同盟会議の一本化とそれにともなう組織攻勢の総評組織におよぼす影響が身にしみて感じられたからであろう。のちに総評自身が、「ここ一、二年来、総評の中心的な運動である春闘の発展にもかかわらず、総評の組織自体はそれに並行して順調には拡大していない。労働組合員数では同盟の伸び率よりは低下してきている」とのべて、その危機意識をあらたにしたことであるが、六四年一〇月二日に傘下単産の組織部長と地評事務局長の合同会議をひらいて「組織方針第二次草案」にもとづいて当面の組織強化対策の重点を明らかにしたときには、同盟の問題がいっそう重視されることとなった。

組織強化対策の重点として明らかにされたのは、①金属共闘、化労協などの大産別組織の強化、②地域共闘組織の結成、③コンビナート地区の組織化対策についての重点県と重点企業の指定であったが、あわせて「同盟の組織拡大は資本と一本となったものであり、全国民連などを協力組織として第二組合の結成および分裂を促進している」として、これに強い警戒をしめすとともに、この問題について六五年一月に「第二組合対策全国研究集会」を開催することをきめたのである。

組織方針第二次草案の要旨は次のとおりである。

▽組織方針第二次草案（要旨）

一、全国的中央団体としての総評の任務と組織。総評の任務は、あらゆる労働者の利益を代表して独占資本とその政府に対決し、その要求を獲得するとともに、安保闘争にみられるように民主勢力の中核として日本の平和、民主主義、生活向上や独立のために闘い、究局的には社会主義の実現のための活動を担っている。したがって闘う組織の基本は、職場活動を基礎とする産業別統一闘争と地域共闘となるし、その組織体制の整備のために、企業別組合の脱皮・産業別単一組織の確立、地評・地区労の強化を中心とする地域共闘組織の拡大・強化が必要となる。

総評は結成以来国労と炭労を柱として統一闘争を組織してきたが、今日炭鉱労働者は合理化攻撃に直面し、国鉄労働者はスト権を奪われ第二組合が結成されるなど、必ずしも十分な組織体制にない。金属共闘はここ数年順調に発展してきたが、今日の状況では鋭いストライキが打てず、春闘の推進力としての役割を十分に果たしえないでいる。

ヨーロッパなみの賃金を獲得するためにはヨーロッパなみのストライキが打てる体制を、基幹産業である重化学工業の労働組合で確立することが必要であるから、長期的にその体制が確立されるよう、春闘を強化・発展させるなかでつとめる。

それと同時に、未組織労働者の組織化を促進し、最低賃金制の確立・時間短縮・完全雇用・失対事業の拡大などの闘いを強め、日本経済の格差構造の打破につとめなければならない。したがって地区労を中心とする地域共闘組織を人的・財政的に充実させ、地方オルグを増員させ、あわせて通勤者同盟・主婦の会などの居住地組織の強化、発展につとめ、総評・地評・地区労の実態的な結合関係を強める。

独占資本とその政府の攻撃により戦線統一の必要性はますます

高まっているが、われわれは形式的な組織統一を焦らず、大幅賃上げや時間短縮など労働者の共通の要求を打ちだし、共闘の拡大につとめる。われわれは共闘を一段と強め、日本の全労働戦線の統一を達成するためにつとめる。

二、産業別統一闘争強化のために。企業別から産業別へという合言葉が叫ばれはじめて久しいが、この合言葉は企業単位、経営単位の労働組合の役割を否定する意味ではない。問題は企業ごとの団結が産業別組織のなかで正しく位置づけられるか否かにある。

産業別組織の強化のためには抜本的な二重構造打破の諸闘争が必要であるが、当面次の措置が必要である。①産業別労働者に共通した切実な要求で労働者のたたかう気持を一つにまとめ、産業別に結集した力でこれをかちとる闘争をつみかさねること、②単産の中の拠点的単組がかえた労働条件をすみやかに到達闘争によって普遍化すること、③対角線交渉、統一交渉をつみかさねること、④すべての組合運営で産業別の指導権を確立してゆくようにすること、⑤政策要求をだしてそれぞれの企業エゴを克服して産業別にたたかう体制をつよめること、⑥産業別の規模で自主的な共済制度と運営を確立すること、⑦国や地方自治体で技能養成制度を確立するよう政治闘争を強めること、⑧ヤミ専従、就業時間中の組合活動など、企業依存の組合活動をあらためること。

今日、各単産とも強烈なストライキが打てないというところに、産業別統一闘争の問題点が集約される。この欠陥克服のために組合指導部はストライキについての考え方を徹底させなければならない。また統一闘争は画一闘争とはちがう。産業別の統一要求は、産業別の最低を規制するものとし、可能なところはそれ以上にとるようにしていないと、統一闘争は発展しない。中小企業をふくめた産業別最低賃金（初級熟練工二一才）を基準に、統一闘争を発展させることがたいせつである。

今日、石油、製鉄を中心とするコンビナートが臨海工業地帯に建設され、日本工業の基幹となっているが、この労働者にたいしては、性急に総評加盟にふみきるように働きかけるのでなく、共通の要求をかかげて提携するよう努力するとともに、コンビナート基幹工場と系列、下請工場を全体の生産体制としてとらえ、組織化と共闘を呼びかけてゆく。

技術革新をテコとする経済成長の中で、日本の産業構造は大きく変化しており、従来の中産業別組織を単位とする産業別統一闘争だけでは十分な成果をあげることが困難となり、大産業別共闘の重要性がますます高まっている。しかし直ちに大産業組織に再編成することは困難なので、今日の段階では、闘う単位としては中産別組織の原則に立ちながらも大産業別共闘を強化し、将来の組織統一へと発展させることが必要である。

また国家公務員の場合は省庁別に組織されているが、早急に一本化し、闘う組織体制を確立しなければならない。

三、職場活動について、企業別組合を脱皮させ、産業別組織を強化するためにも職場活動を一層強化しなければならない。職場活動の目的は、①組合員に組合を身近かなものとして意識させる、②前近代的労務管理政策の排除と職場の民主化、③団結心の強化、である。今日の合理化攻撃は企業ごとに、職場ごとにバラバラに進められてくるが、それは全産業・企業にでてくるのだから、産業別本部の指導によって職場闘争を強化しなければならない。

ある職場で職場活動が発展したならば、ただちにその経験を全体にひろげることが基本である。職場闘争の相手である職制は、

現場管理的立場にあるものと経営者側にたつものとを区別しなければならない。

職場活動は職場の労働者全員が参加することが基本であるが、当面職場活動家が推進力となる。職場で労働者の気持をまとめ、全体で前進してゆくために、活動家は教条主義的、「原則のおしつけ」的態度をなくし、なにより賃金問題など労働者と労働組合の運動にそくした問題の解明に必要な理論に精通して、説得技術を高める必要がある。それとともに世話役活動に専念して、健保、共済、協約、基準法の諸問題に精通して、仲間の人間的信頼をかちとることがたいせつである。

四、地域共闘の強化のために。未組織労働者の組織化と共闘の強化は今日における日本労働者階級の戦略的方針である。いまは地域組織は地区労より地評の方が重視されているが、この形は当面地区労の抜本的強化に努力するなかで地評を強化するように矯正していかないと、労働運動を発展させることにならない。運動の戦略的弱点を克服する闘争は、地区労の場が軽視されていては進まない。地区労の場こそ組織労働者が広はんな未組織労働者と手をつなぐところであり、未組織労働者など勤労諸階層が組織労働者に要求の解決を期待する場であり、政治的要求の国民的結集がはかられる場だからである。

地区労の強化は総評地方オルグを中心に行なう。一九五九年いらい約三〇〇名の地方オルグ団を全国に配置したが、これをさらに地評・地区労の予算措置で増員する必要がある。

地評・地区労は地域共闘で鋭い闘いを組織するというよりは、共闘の拡大をたてまえとし、できるだけゆるやかな条件で、国民の生活に結びついた日常的諸要求で結集を拡大することに主眼をおく。

臨時工、下請け労働者の組織化、本工組合への包含のために努力する必要があり、この組織化と闘争の発展のためには、親企業労組の指導と協力が絶対に必要である。

山間僻地で未組織の状態におかれている山林労働者や町村職員、農協職員のためには、自治労、全農林、全林野、農協労連などを中心に、全部落的な生活向上運動、地域民主化運動と結合して組織化活動をすすめる。

また不当な首切り反対の闘争を強化するとともに、雇用の拡大、生活の安定を擁護するために、北海道、九州を拠点に失業者を積極的に組織する。

労働組合の運動をそとからささえるものとして主婦の会、居住地組織を地域における厚生活動を中心として発展させる。

五、組合運営について。労働組合の民主的運営は、組合員個々人の利益を団結して守るという原則に立脚しなければならない。したがって組合が決定する要求、それを獲得するための行動については、組合員に十分に知らされ、組合員の納得のうえで決定されなければならない。この場合、労働者の権利、労働組合の意志を外的ないかなる圧力からも守るということであり、少数意見を尊重し多数の意志で決定し、行動することが組合民主主義の立場である。

職制の干渉や三田村一派の策動は排除する。また共産党の側についていえば、組合の正式機関で決定した後でも共産党の方針を優先させ、決定を実行しようとはしなかったり、あるいはこれをくつがえそうとしたり、六全協以前のような姿が今日あらわれている。これはいずれも組合民主主義に反するので排除する。

各単産の賃金闘争では交渉権やスト権が単産本部や企業連、単組の執行部に委任される場合が多いが、重大な段階ではあらため

て全員無記名投票に問うくらいの配慮がのぞましい。ストライキなどの実力行使は規約面では過半数の賛成で行なえるようになっていても、相当多数が反対しているときは調整の必要があろうし、ほんとうに行なうときは教宣して大多数の積極性のなかで行なうというように、組合運営を血の通ったものにしなければならない。

資本家は全労や三田村学校をつかって分裂工作をすすめており、これに対しては組織防衛の重点として断固対決する。だが第二組合発生について資本家側を非難するのみでは前進しない。闘争指導上の欠陥や組合運営の不十分さにきびしい自己批判の目を向けなければならず、組合運営を徹底的に民主化して資本に対決しなければならない。

第二組合発生の原因は、①闘争の不十分、②組合の民主主義的運営の不十分、③産業別本部の考え方の組合員への不徹底、④会社と全労が一体となった宣伝へのそなえの不十分、にある。

しかし首切りなどの攻撃をうけ決定的対決をせまられたときは第二組合の発生があるとみなければならない。だが第二組合といえども労働組合であり、長期にわたって組合員の要求を無視することは困難であるから、第一組合は誇りをもち、共通の要求を提起しつづけ、時期をまつ苦難に耐えなければならない。

ここ数年来、第二組合の発生をめぐって特徴的な傾向がみられる。第一は全自交、全国税、全印総連などにみられるもので、総評、地評の運動方向には賛成であるが、産業別組織の指導には反対との立場から、上部団体からの脱退または第二組合の結成が行なわれる。第二は全硝労などにみられるもので、現在の産業別の指導では傘下労働者の業種別、職種別の要求が十分にとりあげられないところから、脱退と業種別組織の結成が進められている。

このいずれの場合も産業別組織の指導運営を改善する必要があり、万一それらの事態が発生した際には、その組織を総評の影響下におくために総評本部、関係産別組織が協議して産業別組織への統一に最大限の努力を払い、それが困難な場合には、暫定的措置として総評、地評、地区労、大産別共闘などに加盟させ、その中で統一への条件を積み重ねる。

六、政治闘争の強化のために。今日は国家独占資本主義の段階にあり、労働組合は積極的に政治闘争を展開していかなければ、雇用、労働条件さえまもれない。だが労働組合は政党ではないから、本質的政治目標にたいして全組合員が統一してたちあがることは困難である。しかし身近かな実感と政治の問題が結びついたときは一時的に全体の高揚があるから、高揚期には大胆に身近かな諸要求の闘争を発展させて労働者の戦闘性をよびおこし、政治教育をくりかえし行ない、経済闘争と政治闘争の結合に努力する。

しかし労働組合の政治闘争には限界があるから、社会主義政党を強化、その党員をふやす努力をする。

また国民運動をつよく、ひろく発展させてゆかなければならないが、国民運動は政党そのものの運動でも労働組合そのものの運動でもないから、働く国民の素朴な気持にこたえて運動を組織する以外に方法はない。ソ連の核実験はいいがアメリカのそれはわるいという運動では、国民運動は発展しない。国民運動の第一の狙いは、横にひろげるということである。

今日国民運動における行動にマンネリ的傾向がある。独占資本と政府の攻撃がきびしいからといって、いつも何か行動を組んでいなければならないといった気持はすてなければならない。一本調子の行動は少数者のみの行動になりがちで、右翼の挑発にのる

危険が多い。圧倒的多数の大衆が参加し、注目するものならば挑発や弾圧を未然に防止できる。

七、青年・婦人部について。独占の集中強化を狙う新産業体制に対決する闘いをすすめる上で、青年・婦人労働者が労働組合運動に積極的であるかどうかは、今後の運動の発展にとって重要問題である。

大会社で職務給が出され、青年労働者が若干優遇されると、彼らは運動に対して消極的・否定的な態度をとっている。他方、社青同、民青の運動がかなり前進しており、これらの青年はより強い行動を組織することを組合に求めており、多くの労働者、とくに若い青年労働者との間に意識のズレがでてきている。

日本の労働組合は企業内本工従業員組合であり、企業的・アベック的な要素を強くもっている。この弱点の克服に努めないと青年運動が労働運動の面で政治的となる。日本のように低賃金で常に権利がおかされようとしているところでは、青年労働者が強い行動を求めるのは当然であって、二重権行使や反幹部活動がでてくるからといってその行動性をおさえることは、「角をためて牛をころす」ことになる。総評、各単産は青年や若い婦人労働者の活動を強化するために、人的、財政的な援助を行ない、その要求を積極的にとりあげ、その労働組合教育につとめ、政党と労働組合の混同をさけるよう教育し規制し、担当部の設置、担当責任者の専従体制を確保する。

婦人対策としては、単産と地評に婦人部を設置して役員の専従体制を確立し、婦人問題に組合全体でとりくまなければならない。

第三編　労働争議

第一章　労働争議の概況

第一節　統計からみた争議

争議統計　労働争議についての政府統計は一八九七年に内務省警保局と農商務省商工局によってはじめられたが、公表されたのは一九二四年以降（内務省社会局「労働時報」。年刊として は内閣統計局「労働統計要覧」。戦後は労働省労働統計調査部「統計からみたわが国の労働争議」などにまとめられている）である。しかし戦前と戦後では統計の対象や集計の基準がかなりちがうので厳密な比較はできない。たとえば、争議行為の形態についてみても、一九二六年までは「同盟罷怠業」、以後一九四五年までは「同盟罷怠業および工場閉鎖」、一九四六年以降は「同盟罷業、同盟怠業、工場閉鎖および業務管理等」、一九六四年以降は「同盟罷業、四時間未満の罷業、怠業、工場閉鎖および業務管理」を対象としている。

現在の調査は、各都道府県労政主管課および労政事務所の職員が調査担当者で、争議の行なわれた個々の事業所あるいは組合ごとに面接調査し、労働大臣官房労働統計調査部が集計するのであり、結果は月間統計として「労働争議統計調査報告」、年間統計として「労働争議統計調査年報告」として公表している。調査範囲は前記の争議行為をともなった争議のほか、争議行為をともなわないが第三者（労働委員会のあっせん・調停・仲裁、労政職員、その他）が関与したものを労働争議と規定して含めている。なお、船員法第一条に規定する船員の争議は運輸省船員局で別途調査しているが、右の調査にもできるかぎり含められている。なお、争議の単位は労働組合（争議団を含む）であり、原則として単位労働組合が実施する争議（単独争議）を一件として扱うが、上部組合（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約して実施する争議（連合争議）も一件として扱われる。したがって、一件の争議でも数事業所、数企業におよぶものもあれば、一事業所または一企業の争議でも二件

以上になるもの（一事業所、一企業に数組合がある場合）もある。また「同盟罷業」には四時間未満のもの（時限スト、職場集会等）が含まれていないことに注意すべきである。

争議件数および参加人員数　統計にあらわれた総争議（ストライキなどの争議行為をともなった争議と、争議行為をともなわないが第三者が関与した争議との合計。前年から繰り越して継続した争議を含む）の件数と総参加人員数は、一九六二年が二二八七件（うち前年より繰り越しのもの八〇件）、七一二万人（うち繰り越し一六万人）、一九六三年が二〇一六件（うち繰り越し四〇件）、九〇三万人（うち繰り越し一〇万人）、一九六四年が二四二二件（うち繰り越し九二件）、七九七万人（うち繰り越し九一万人）である（第145表）。

総争議件数では、一九六〇年に戦後はじめて二〇〇〇件を越したが、その後も多少の変動をともないながら引きつづき二〇〇〇件台を越しており、一九六二年と一九六三年にはそれぞれ前年に比べて減少したが水準としてはかなり高く、一九六四年には二四二二件（新規発生二三三〇件）と戦後最高の一九六一年につぐ件数となった。新規発生件数だけについてみても、一九六三年がごくわずか下まわったのを除き、一九六〇年以後毎年二〇〇〇件を越している。総争議件数のなかで争議行為をともなう争議とともなわない争議の占める割合は、後者の方が大きかった戦前にくらべて戦後は圧倒的に前者の方が大きくなったが、最近三年間も、争議行為をともなう争議の割合は七〇～七四％を占めている。

総争議総参加人員数においても、一九六一年は戦後最高、したがって戦前も含めてわが国最高の記録を作ったが、一九六三年もほとんどそれと変わらぬ人数に上った。もっとも、一九六二年および一九六四年は、それぞれ前年に比べて一九二万人および一〇七万人ほど、大規模な争議が減少したために、一九五七年の五〇三八人、一九六二年は三一一七人、一九六三年は四四八一人、一九六四年は三二九二人となった。総争議のうち争議行為をともなう争議の行為参加人員数は、一九六一年以来ひきつづいて毎年減少の傾向にあり、一九六四年には一七〇万人台を割って一九五六年以降の最低となった。このため、総争議総参加人員数中に占める争議行為をともなう争議の行為参加人員数の割合も、四一％を占めた一九五九年以後低下してゆき、近年は二〇％前後になっている。争議行為をともなう争議の一件当りの行為参加人員は、安保闘争で活発な動きをみせた一九六〇年には一三七〇人であったのが、六一年には一一九〇人、六二年には一一一人と縮小し、六三年には一二五三人にもどったが、一九六四年には一〇〇〇人を割って九三二人となった。

これにたいして、争議行為をともなわない争議の参加人員数は一九六二年以降、急激に増加してゆき、一九六四年にはついに四〇〇万人を越えて最高の数字を示した。総争議参加人員のなかで争議行為をともなわない争議の参加人員が占める割合は、一九六二年は一七・四％、六三年は三〇・二％、六四年には五一・四％となり、五七年以降はじめて五〇％を上まわった。

争議の形態と労働損失日数　労働省の統計では、労働争議を、その種類と行為形態によって次ページのように分類している。

この分類にしたがって、争議行為をともなう争議を各行為形態別にこの時期の状況についてみると左の通りである（第145表）。

作業停止争議　――同盟罷業（四時間未満のものを除く）または工場閉鎖（使用者が争議の手段として生産活動の

総争議
- 争議行為を伴う争議
  - 同盟罷業
  - 工場閉鎖
  - 作業停止争議
  - 四時間未満の罷業
  - 怠業
  - その他（業務管理等）
- 争議行為を伴わないが第三者（労働委員会、労政職員等）が関与した争議

停止を宣言し、作業を停止するもの）をともなう争議――は、件数では、一九六二年一二九九件、六三年一〇七九件、六四年一二三四件であり、それぞれ前年に比べて七・三％および一二・九％と減少したあと、六四年には一四・四％の増加をみたが、行為参加人員数では、六二年一五一万人、六三年一一八万人、六四年一〇五万人と、ひきつづきそれぞれ九・六％、二二・一％、一一・二％の減少を示した。作業停止争議による労働損失日数でも、六二年の五四〇万日、六三年の二七七万日（戦後最低）のあと、六四年には三年ぶりに増加に転じて三一六万日と一四・三％増加したが、作業停止争議一件当りの労働損失日数は、六二年四一五七日、六三年二五六八日、六四年二五六五日とわずかではあるが減少傾向をつづけており、一九五七～五九年ころの六七〇～六八〇日とくらべると、著しい規模の縮小を示している（第146表）。六四年の減少は、損失日数五〇〇〇日未満の比較的短期間あるいは小規模なものは前年より一六二件（一・七ポイント）増加したが、五〇〇〇日以上の比較

第145表　年別・争議形態別・労働争議件数および参加人員

年別	総争議 件数	総争議 総参加人員	争議行為を伴わない争議 件数	争議行為を伴わない争議 総参加人員	争議行為を伴う争議 小計 件数	小計 行為参加人員	同盟罷業 件数	同盟罷業 行為参加人員	工場閉鎖 件数	工場閉鎖 行為参加人員	怠業 件数	怠業 行為参加人員	業務管理 件数	業務管理 行為参加人員
1960年	2,222	6,952,911	515	2,009,723	1,707	2,334,646	1,053	917,454	34	14,770	972	1,776,995	2	154
1961年	2,483	9,043,628	695	3,772,578	1,778	2,128,278	1,386	1,677,971	52	8,999	750	700,669	6	1,049
1962年	2,287	7,129,007	591	1,243,814	1,696	1,884,979	1,283	1,516,481	64	15,984	805	838,792	3	298
1963年	2,016	9,034,682	595	2,729,090	1,421	1,781,126	1,068	1,181,929	37	9,071	729	1,016,274	3	243
1964年	2,422	7,974,224	668	4,096,814	1,754	1,633,999	1,220	1,048,980	51	12,578	975	994,956	5	253

〔備考〕 1）前年から繰越したものを含む。
2）争議行為を伴う争議のうち，1争議で2以上の行為形態を伴う争議は，それぞれの形態で集計してあるので，形態別数と小計とは一致しない。
3）怠業の数字には，それぞれ4時間未満の罷業の数字が含まれている。
4）労働省「昭和39年労働争議統計調査年報告」による。

第146表　直接労働損失日数

年　別	総　数	同盟罷業によるもの	工場閉鎖によるもの	1件当り損失日数
	千日	千日	千日	日
1960年	4,912	4,810	2,746	4,612
1961年	6,150	6,092	144	4,390
1962年	5,400	5,309	477	4,157
1963年	2,770	2,717	114	2,568
1964年	3,165	3,066	150	2,565

〔備考〕　同盟罷業と工場閉鎖とが同時に行なわれることがあるので，両者の損失日数の計は総計と一致しない。

的長期あるいは大規模なものが逆に七件（一・六ポイント）減少したことによるものである。なお、単一労働組合員一人当りの労働損失日数をみると、六四年は前年の〇・三〇日を少し上まわって〇・三二日となったが六二年以前の数（六二年は〇・六〇日、六一年は〇・七四日、五八年には〇・八七日）と比較すると半分ないし三分の一近くになっている。

作業停止争議のなかでは、**同盟罷業**が件数、行為参加人員および労働損失日数の九割以上を占めており、とくに行為参加人員では六〇年以降九九・九％と、ほぼ全数を占めている。同盟罷業は、一九六一年に、件数においてはもちろん、参加人員においても戦争直後の数年を除けば最高の数を記録したあと、減少傾向にある。件数および労働損失日数において六四年に若干の増加がみられたほかは、行為参加人員をふくめて六二年以降減少している。罷業一件当りの行為参加人員は、六二年一一八二人、六三年一一〇七人、六四年八五九人となった。

工場閉鎖については、件数でも参加人員でも、六二年に大きく増加したあと、六三年には減少し、六四年にはふたたび増加している。六二年の著増は新日本窒素の争議において長期のロックアウトが行なわれたことによるものである。

四時間未満の罷業は、六二年までは怠業のなかに合算されていたので数をつかむことができない。六三年および六四年の数をみると、件数では五九七件および六六七件で、一一・七％増加しているが、行為参加人員では、九一万人から六九万人へと二四・六％（二二万五〇〇〇人）の大幅な減少を示している。

怠業は、右に述べたように、六二年までは四時間未満の罷業を含んだ数であるので、六三年以後も同じ形式でつづけると第145表のようになる。六二年の怠業の数は前年に比べて件数で七・三％、参加人員で一九・七％の増加となっているが、この増加は主として春季闘争などで時限ストが行なわれたことによるものである。四時間未満の罷業を除いた怠業のみの数をみると、件数では六三年一三二件、六四年三〇八件、行為参加人員では六三年一〇万人、六四年三〇万人であり、件数では一三三・三％、人員では一九九・〇％と、いずれも二倍以上三倍の激増を示している。

業務管理は、件数も参加人員も極めて少なく、最近年では発生しない月の方がはるかに多い。

争議の産業別・企業規模別分布

争議を産業大分類別にみると、どの点でも製造業が全体の過半を占めている。一九六二―六四年の三年間について製造業の占める割合は、総争議の件数では、五三・三％、五七・三％、五四・五％、争議行為をともなう争議の件数では、五〇・七％、五七・三％、五五・五％、争議行為をともなう争議の行為参加人員では、四一・五％、五一・〇％、六二・五％、労働損失日数では、四一・五％、五三・二％、六八・二％である。製造業についで第二位を占めるのは運輸通信業、そして鉱業である。件数ではサービス業の争議の絶対

第147表　産業別・作業停止労働争議件数および参加人員

産業	件数			行為参加人員		
	1962	1963	1964	1962	1963	1964
農林漁業	4	3	3	176	475	669
鉱業	79	77	87	446,391	121,461	116,248
金属鉱業	26	17	33	43,800	36,500	41,574
石炭鉱業	34	39	34	400,489	80,295	67,417
建設業	26	19	16	25,684	46,803	5,404
製造業	711	620	712	610,812	641,453	706,909
食料品	48	38	53	18,502	10,539	9,733
繊維	34	29	26	7,728	14,462	7,427
木材・木製品	39	23	34	5,541	1,788	4,506
パルプ・紙	20	26	30	37,999	32,970	35,160
出版・印刷	29	25	33	8,166	3,324	4,868
化学	69	90	97	28,709	63,670	79,107
ゴム・皮革	21	33	28	25,505	20,092	15,343
窯業・土石製品	59	56	54	20,920	28,146	27,535
鉄鋼	22	33	19	16,233	80,089	11,199
非鉄金属	16	12	13	5,297	2,863	3,064
金属製品	52	33	35	27,321	12,910	6,750
機械	112	87	128	94,098	95,696	110,186
電気機器	62	59	72	167,757	87,813	247,907
輸送用機器	91	57	61	139,016	176,514	131,002
精密機器	18	16	14	5,966	9,611	8,165
武器その他	19	3	15	2,054	966	4,957
卸売・小売業	45	26	37	7,881	3,137	4,042
金融・保険・不動産業	32	27	14	9,523	6,378	2,978
運輸通信業	276	216	282	277,220	276,062	123,031
民公営鉄道	19	17	10	160,563	181,991	41,381
道路旅客運送	147	106	140	54,490	34,812	38,031
道路貨物運送	62	43	67	23,458	38,926	21,118
電気・ガス・水道業	17	13	5	71,252	22,370	21,554
サービス業	98	72	75	59,340	43,936	39,280
在日外国公務	6	3	8	34,534	29,067	28,308
公務（地方）	11	6	3	9,565	21,168	30,000

〔備考〕「労働争議統計調査年報告」各年版による。

数が鉱業と同程度にかなり多いことが注目される。

作業停止争議についてこの三年間の推移をみると、（第147表）、製造業は、件数では六二年七一一件（五四・七％）、六三年六二〇件（五七・七％）であり、行為参加人員では六二年六一万人（四〇・二％）、六四年七〇万人（六七・三％）と、絶対数でも比率でも著しい増加を示している。製造業につぐ地位を占めた鉱業は、件数ではむしろ増加しているが、行為参加人員では四四万人、一二万人、一一万人と、六三年以後激減し、第三位となった。第三位だった運輸通信業も、鉱業とほぼ同じ推移を示したが、参加人員において、二七万人、二七万人、一二万人となり、わずかながら鉱業を上まわって、六四年には第二位を占めることになった。これにたいして、公務（地方）は、件数では三分の一以下に減少したが、参加人員では逆に激増した。すなわち、六二年には一万人に達しなかったのが、六三年には二万人、六四年には三万人と、三倍以上にふえ、総数の極めて少ない漁業を除けば、この三年間に行為参加人員数が増加した唯一の部門であった。

つぎに製造業について産業中分類別にみると、一九六四年の作業停止労働争議のうちで、件数の多い部門は、機械、化学、電気機器輸送用機器の順であるが、行為参加人員では、電気機器の二四万人、つづいて輸送用機器の一三万人、機械の一一万人、化学の八万人が、他の諸部門をひきはなして圧倒的に多い。電気機器等を含めた広義の機械産業部門は、件数で二九〇件、製造業総数の四〇・七％、行為参加人員では五〇万人、（六二年四〇万人、六三年三七万人）、製造業総数の実に七一・一％を占めるにいたっている。争議一件当りの行為参加人員が多いのは、一件三〇〇〇人台の電気機器、二〇〇〇人台の輸送用機器、一〇〇〇人台のパルプ・紙の諸部門である。労働損失日数の多い部門は、電気機器の四八万日（二二・三％）、輸送用機器の四六万日（二一・七％）、機械の四一万日（一九・四％）、化学の二三万日（一〇・七％）などである。前年に比べると、機械関係産業部門は五三万日増加して増加総数の七八・五％を占めた。一九六二～六四年の期間の行為参加人員の変動を産業中分類別に概括すると、金属製品・鉄鋼・食料品・出版印刷などの諸部門で大幅に減少し、これに代って、電気機器・武器その他・化学・機械などの部門で大きな増加がみられた。

次に企業規模別に労働争議（総争議。民間企業のみ）の発生状況をみると、第148表のとおりである。すなわち、労働争議の発生した企業数の最も多いのは、依然として常用労働者九九人以下の小企業であるが、その割合はむしろ低下傾向にあり、

第148表　企業規模別・労働争議発生企業数

年別	合計	99人以下	100～499人	500～999人	1000人以上
1960年	3,137 (100.0)	1,263 (40.2)	841 (26.8)	320 (10.2)	701 (22.3)
1961年	4,058 (100.0)	1,443 (35.5)	1,291 (31.8)	446 (11.0)	878 (21.6)
1962年	4,194 (100.0)	1,606 (38.4)	1,303 (31.1)	473 (11.3)	812 (19.4)
1963年	3,939 (100.0)	1,332 (33.8)	1,236 (31.3)	425 (10.8)	879 (22.3)
1964年	4,039 (100,0)	1,547 (38,3)	1,329 (32.9)	377 (9.3)	776 (19.2)

〔備考〕 1)　総争議，民間企業のみ。
2)　企業規模不明があるため合計と規模別数と一致しないことがある。カッコ内は合計を100とした構成比

一〇〇～四九九人の中企業が増大して前者に近づきつつある。両者を合わせると一九六四年における四九九人以下の中小企業の争議は総数の七一・二％を占めている。五〇〇人以上、および一〇〇〇人以上の企業も、比率においては低下ないし低下傾向にある。

第149表　主要要求事項別・労働争議発生件数（総争議）

主要要求事項	1960年	1961年	1962年	1963年	1964年
争議発生件数	2,146	2,397	2,207	1,976	2,330
要求事項総数	2,222	2,566	2,313	2,068	2,474
組合承認または組合活動に関する要求	31	33	38	28	36
労働協約の締結要求	56	69	44	35	53
賃金および手当に関する要求	1,555	2,077	1,929	1,739	2,025
賃金増額	805	1,104	1,126	841	1,033
賃金減額反対	7	11	5	10	10
賃金定期支払	13	11	18	8	12
その他賃金に関する要求	34	86	31	58	92
臨時給与金の要求	638	812	703	775	820
解雇・休業手当	10	9	2	10	15
退職金制度の確立，増額	48	44	44	37	45
給与以外の労働条件に関する要求	40	81	36	54	104
労働時間の変更	16	38	17	31	41
休暇休日に関する要求	11	14	5	5	19
その他作業条件に関する要求	13	29	14	18	44
労働協約の動力に関する要求	8	4	4	10	8
経営および人事に関する要求	154	188	210	173	178
経営参加	—	3	5	5	3
事業休廃止・操業短縮反対	15	22	19	19	22
解雇反対被解雇者の復職要求	93	117	137	93	101
その他人事に関する要求	46	46	49	56	52
福祉厚生に関する要求	9	8	2	1	5
その他	369	106	50	28	65

〔備考〕 争議で２以上の要求事項をもつことがあるので，総数とは一致しない。

争議の要求事項

一九六〇～六四年に発生した労働争議（総争議）の主要要求事項別件数をみると、第149表のとおりである。このうち「積極的要求」の代表である賃金増額および臨時給与金を要求するものが六一年以降総件数の八〇％以上を占め、「消極的要求」の代表である解雇反対は四～五％を占めており、最近三年間はいずれも比率においてわずかながら低下している（第150表参照）。一般に給与以外の労働条件に関する要求（労働時間・休日・作業条件等）が増加しつつあることが注目される。

（注）　労働省の統計では労働者側から最初に提出されたもののうち原則として最も重要なもの一つを「要求事項」としてとり上げ、これを一八項目（大項目としては第149表のとおり八項目）に分類し、さらに要求の性格によって左のように三種に大別している。なお、一争議で甲乙の差がつけがたい二以上の要求事項がある場合には、二以上の

第150表　要求事項別，労働争議発生件数割合（%）

年	要求事項総数	積極的要求			消極的要求	
		計	賃金増額	臨時給与金	計	解雇反対
1960年	100.0	73.9	36.2	28.7	6.2	4.2
1961年	100.0	82.8	43.0	31.6	6.6	4.6
1962年	100.0	85.8	48.7	30.4	7.8	5.9
1963年	100.0	85.0	40.7	37.5	6.8	4.5
1964年	100.0	83.1	41.8	33.1	6.5	4.1

要求事項をそれぞれ一件として取り扱っているので、合計と要求事項の総数とは必ずしも一致しない。（番号は、調査票上の番号）

一、積極的要求――(1)組合の承認または組合活動、(2)労働協約の締結（または全面的改訂）、(3)賃金増額、(7)臨時給与金、(9)退職金制度の確立または増額、(10)労働時間の変更、(11)休暇休日、(14)経営参加(18)福利厚生施設。

二、消極的要求――(4)賃金減額反対、(5)賃金定期支払、(8)解雇休業手当、(15)事業休廃止または操業短縮反対、(16)解雇反対または被解雇者の復職。

三、その他の要求――(6)その他賃金、(12)その他作業条件、(13)労働協約の効力、(17)その他人事、(19)その他。

主要団体別にみた争議　争議を行なった組合の加盟する主要団体別に一九六四年の労働争議をみると、第151表のとおりであり、総評に加

第151表　主要団体別・労働争議件数および参加人員（1964年）

主要団体	総争議		争議行為を伴わない争議		争議行為を伴う争議計			同盟罷業	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	総参加人員	行為参加人員	件数	行為参加人員
合計	2,422	7,974,224	668	4,096,814	1,754	3,877,410	1,633,999	1,219	1,048,980
総評	1,158	6,012,292	294	3,350,735	864	2,661,557	835,616	575	491,970
同盟	224	782,658	119	576,677	105	205,981	95,823	85	75,527
新産別	27	34,539	1	277	26	34,262	33,910	22	16,535
中立労連	143	766,296	31	41,098	112	725,198	473,845	71	344,642
その他	870	378,439	223	128,027	647	250,412	194,805	466	120,306

盟する組合が、総争議の件数で一一五八件（四七・八%）、総参加人員で六〇一万人（七五・四%）と圧倒的多数を占め、ついで同盟の二二四件（九・二%）、七八万人（九・八%）、中立労連の一四三件（五・九%）、七六万人（九・六%）となっている。争議行為をともなった争議だけをとると、行為参加人員において総評五一・一%、中立労連二九・〇%、同盟五・九%となり、さらに同盟罷業だけにかぎると、総評四六・七%、中立労連三一・九%、同盟七%となっている。六二～六四年の各団体の占める割合の推移は第152表のとおりである。

争議の解決状況　一九六四年に解決した総争議二三四一件を、継続期間別にみると、六～一〇日の規模のものがわずか減少したのみで他は

第152表　主要加盟団体の争議の占める割合（%）

争議形態	年別	総評		同盟		中立労連	
		件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
総争議	1962年	45.6	70.5	9.0	9.1		
	1963年	41.5	76.5	11.5	13.3	7.1	5.3
	1964年	47.8	75.4	9.2	9.8	5.9	9.6
争議行為を伴わない争議	1962年	43.8	54.2	17.6	19.8		
	1963年	33.3	70.3	22.7	19.1	8.9	4.3
	1964年	44.0	81.8	17.8	14.1	4.6	1.0
争議行為を伴う争議	1962年	46.3	72.5	6.0	21.3		
	1963年	45.0	65.9	6.8	7.1	6.1	15.3
	1964年	49.3	51.1	6.0	5.9	6.4	29.0

いずれも増加し、とくに三一日以上の長期間の争議は四三・〇%と大幅に増加して五八五件となり総数の二五・〇を占めた。これはいずれも五九年以降の最高である。つぎに六〇年以降について争議行為をともなう争議の継続期間別の推移をみると第153表のとおりである。すなわち、三一日以上の規模のものはまだ六〇年の率には達しないがほぼ増大傾向にある。一一～三〇日の規模のものの増大はとくに顕著であり、六〇年以降毎年その割合を増大させ、六四年には、従来最大の割合を占めていた五日以下のものをりょうがするにいたった。五日以下のものは一般的に割合を低下させている。

第153表　継続期間別労働争議解決件数(争議行為を伴う争議)

	合計	31日以上	11～30日	6～10日	5日以下
1960年	1,662 (100.0)	420 (25.3)	443 (26.7)	207 (12.5)	592 (35.6)
1961年	1,708 (100.0)	312 (18.3)	481 (28.2)	321 (18.8)	594 (34.8)
1962年	1,667 (100.0)	341 (20.5)	486 (29.2)	298 (17.9)	542 (32.5)
1963年	1,383 (100.0)	272 (19.7)	406 (29.4)	312 (22.6)	393 (28.4)
1964年	1,712 (100.0)	380 (22.2)	533 (31.1)	280 (16.4)	519 (30.3)

総争議の解決件数を解決方法別にみると、第154表のとおりであり、六〇年以降増加傾向をたどっていた労使直接交渉によるものが六四年には減少傾向に転じて七二・〇%となり、解決に第三者が関与したものが二五・五%を占めた。なお、自然消滅などが「その他」に含まれている。

第154表　解決方法別労働争議解決件数

	合計	労使直接交渉	労働委等第三者	その他
1960年	2,142 (100.0)	1,105 (51.6)	470 (21.9)	567 (26.5)
1961年	2.347 (100.0)	1,480 (63.1)	675 (28.8)	192 (8.2)
1962年	2,243 (100.0)	1,645 (73.3)	571 (25.5)	27 (1.2)
1963年	1,927 (100.0)	1,443 (74,8)	476 (24.7)	8 (0.4)
1964年	2,341 (100.0)	1,685 (72.0)	597 (25.5)	59 (2.5)

最後に、争議行為をともなう争議について解決結果別にみると、

第155表　解決結果別労働争議解決件数（争議行為を伴う争議）

年　別	合　計	貫　徹	妥　協			不貫徹	その他	貫徹＋妥労の占める割合
			計	妥　労	妥　使			
1960年	1,662 (100.0)	42 (2.5)	1,186 (71.4)	938 (56.4)	248 (14.9)	79 (4.8)	355 (21.4)	(75.0)
1961年	1,708 (100.0)	61 (3.6)	1,473 (86.2)	1,267 (74.2)	206 (12.1)	90 (5.3)	84 (4.9)	(81.8)
1962年	1,667 (100.0)	46 (2.8)	1,494 (89.6)	1,192 (71.5)	302 (18.1)	115 (6.9)	12 (0.7)	(74.8)
1963年	1,383 (100.0)	17 (1.2)	1,309 (94.6)	982 (71.0)	327 (23.6)	53 (3.8)	4 (0.3)	(72.4)
1964年	1,712 (100.0)	45 (2.6)	1,500 (87.6)	1,120 (65.4)	380 (22.2)	108 (6.4)	59 (3.4)	(70.4)

〔備考〕　貫徹＋妥労の占める割合の数は，「合計」から「その他」を引いた数に対する割合である。

第155表のとおりであり、六四年においては、妥労（要求の五〇％以上とおったもの）が総件数の六五・四％、ついで妥使（要求の五〇％未満しかとおらなかったもの）が二二・二％、不貫徹が六・四％、貫徹が二・六％の順になっており、この順位は五八年以来変動がないが、貫徹と不貫徹は六四年にはそれぞれ前年にくらべて倍以上に増加している。貫徹および五〇％以上となったものの合計が占める割合は六一年以降減少傾向にある。なお、この表の「その他」とは、団体交渉権のない公務員の争議、政治スト、同情ストなど使用者が要求を解決しえないものが入っている。

第二節　争議の年別および月別概況

一九六二～六四年の各月別の争議形態別の労働争議件数および参加人員は、第156表のとおりである（この表には前月からの繰越のものを含む。争議が二カ月以上にわたって行なわれている場合には同一の争議でも各月別に集計するので、月別の累計と年合計とは一致しない。怠業には四時間未満の罷業が含まれている。争議行為を伴う争議の小計には、少数の業務管理争議の数字を含む）。以下、六二年七月以降の主要な争議と、各月の争議概況をみると次のとおりである。

一九六二年七月

争議件数、総参加人員とも、前月比でも減少したが前年にくらべ大幅な減少を示し、中小企業争議の比率が高まった。炭労は期末手当要求で九日間のストを実施した（行為参加人員七万人、損失日数二八万日）。安定賃金粉砕闘争を続行中の新日本窒素水俣工場の組合は二〇日間のストを実施し、工場側が全面工場閉鎖を通告したため、組合は全面無期限ストに入った。一時金要求で保土ケ谷化学労組は一〇日間、中村合板ほか四組合は一一日間のストを実施して妥結し、日鉱労連は会社側の合理化案（三七〇〇名整理）に反対して二日間のストを実施した。

八月　ストの大幅な減少によって、争議とくに作業停止争議が

第156表　月別・争議形態別・労働争議件数および参加人員

年　月	総争議		行為を伴わぬ争議件数	争議行為を伴う争議							
				小　計		同盟罷業		工場閉鎖		怠　業	
	件数	参加人員		件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
1962年1月	139	147,619	92	47	16,059	31	11,918	9	542	9	3,674
2月	163	262,255	98	65	37,287	39	14,020	13	837	17	21,633
3月	450	2,306,833	116	334	427,198	204	259,542	8	799	190	227,034
4月	821	2,770,994	274	547	916,729	450	846,011	10	1,012	221	276,360
5月	384	1,371,958	225	159	124,883	136	88,707	8	7,824	43	47,430
6月	281	665,355	150	131	77,732	100	42,791	5	1,290	52	41,288
7月	270	602,320	142	128	126,050	106	114,243	8	4,558	39	25,193
8月	195	602.300	119	76	49,750	60	46,384	11	3,078	22	4,285
9月	139	795,344	88	51	79,200	41	16,231	8	2,694	11	62,939
10月	155	1,090,195	92	63	155,532	39	137,639	6	2,712	25	17,941
11月	304	1,155,386	110	194	213,000	127	143,541	2	2,504	100	81,954
12月	493	1,644,880	159	334	367,456	221	197,291	9	2,865	170	175,779
1963年1月	62	133,058	37	25	19,424	21	17,383	5	2,460	6	13,473
2月	119	1,313,985	67	52	70,351	27	35,245	3	367	27	35,785
3月	373	2,545,773	139	234	455,079	156	303,145	3	555	135	250,442
4月	579	3,503,926	218	361	648,961	285	410,506	9	1,389	177	333,900
5月	306	2,681,038	179	127	92,098	116	73,213	6	664	35	37,399
6月	281	1,996,911	168	113	143,650	84	103,439	3	177	51	59,266
7月	364	2,099,177	190	174	106,662	123	87,728	6	383	68	23,800
8月	178	1,069,770	121	57	16,425	44	14,170	4	304	16	2,374
9月	133	543,770	94	39	24,957	31	18,542	2	74	10	8,953
10月	142	625,785	81	61	113,904	40	51,501	2	251	31	71,282
11月	334	1,477,372	112	222	281,904	166	134,403	4	301	111	186,488
12月	516	2,075,583	190	326	247,537	217	141,988	6	1,504	116	132,491
1964年1月	136	1,026,805	89	47	10,047	31	4,096	3	291	13	5,514
2月	183	1,350,792	120	63	117,323	39	28,513	5	444	22	95,465
3月	443	2,186,279	138	305	343,728	160	193,711	7	868	205	224,475
4月	820	2,996,762	258	562	825,139	431	674,610	17	4,796	298	359,533
5月	498	2,722,382	319	179	160,822	140	129,721	9	1,876	66	47,480
6月	332	1,656,314	214	118	39,262	77	23,243	9	452	51	18,515
7月	302	1,355,623	185	117	51,966	84	28,166	12	815	47	30,476
8月	212	1,396,270	137	75	22,319	54	13,106	9	579	20	9,046
9月	205	1,481,241	112	93	73,758	36	16,680	8	507	55	56,772
10月	127	889,751	72	55	20,608	42	9,327	5	485	14	12,607
11月	346	1,148,146	107	239	157,465	129	47,462	6	739	152	132,596
12月	550	1,066,147	214	336	171,034	218	100,136	2	5,529	175	98,206

大きく減少した。逆に工場閉鎖による行為参加人員と損失日数は、水俣争議（ひきつづき無期限スト実施）のために激増した（前年比で人員は六倍、損失日数は一〇倍の増加）。作業停止争議を産業別にみると、行為参加人員の六二・七％（二万九〇〇〇人）がサービス業であったが、これは全駐労が賃銀要求で二四時間の全面ストを実施したためである。

九月　争議は全般的に低調であったが、石炭調査団の答申をめぐって炭労の政策転換闘争がふたたび活発化し、時限ストを実施したまま（総参加人員一三万人、行為参加人員五万人）未解決であり、賃上げと定年延長を要求する日本光学労組は、半日ストと三日間の全面ストを実施して解決した。新日本窒素水俣の争議は、工場閉鎖と無期限ストがつづいている。

一〇月　前月にくらべ争議は活発化した。炭労は首切り反対で全山で一日、大部分の組合では二日にわたって二四時間ストを実施した（行為参加人員九万人、損失日数一五万日）。全駐労は、賃金地方差是正および退職金増額要求で一七日に所沢支部が二四時間、二二日に関東ブロックが二四時間、三一日に関東を除く全国一斉七二時間のストを実施した。全日自労は失対打切り反対闘争で二日にわたり職場放棄を含むストを実施し、水俣争議も、前月のままつづいている。

一一月　前月にひきつづき、炭労は政転および年末一時金要求で飛び石四八時間スト、全駐労は関東ブロックを除く四八時間ストと関東の四八時間ストを実施し、鉄鋼労連は年末一時金要求で大手を除く中小関係労組がストを行なった（総参加人員一六万人）。水俣争議もつづいている。

一二月　総評の統一行動がヤマ場を迎え、年末手当闘争も最終段階に入ったため、争議は活発化した。前月につづき、炭労は一二日間の無期限ストを実施して大手八社の一時金闘争が妥結したためストを一応中止したが、全炭鉱は石炭産業の安定化を要求して一日ストを行ない、全日自労も、失対打切り反対と期末手当要求で一日職場放棄を行なった（総参加人員二一万人、損失日数一万日）。全鉱は一時金要求で八日間のストを行なって妥結、水俣争議はなおつづいている。

一九六三年

春季闘争の争議件数は前年を大幅に下まわったが、総参加人員では、春闘共闘委に参加する組合がふえたことや、同盟会議系の組合が同時期に争議を実施したことなどのため逆に前年より著しく増加した。夏季および年末闘争は前年と同じく実力行使を行なった組合は極めて少なく、通年的にみても、炭労の政転闘争や水俣の長期争議のあった前年にくらべて大きな動きはみられなかった。

一月　春闘の行動が二月以降に持ちこしたため、争議は全般的に大幅な減少を示した。企業規模別にみると、二〇〇人未満の企業が前月をさらに上まわって全体の六三・八％を占め、そのうち三分の一が解雇反対・被解雇者の復職要求であった。主要な争議としては、三菱造船長崎分会が臨時工の解雇に反対して半日全面ストと二四時間ストを実施し、前年来の新日本窒素水俣工場は無期限ストをつづけていたが、地労委のあっせんによって発生以来二五八日間にわたる争議がようやく解決した（行為参加人員二四〇〇人、損失日数四万日）。

二月　春闘の公労協各組合や政労協および私鉄総連傘下の一部組合などが時限ストを実施したことによって、争議は前日にくらべ激増した（総参加人員では一〇倍）。大阪市労組連合会は賃上げ要求で三日間のストを実施して解決したが、全林野労組の一部は同じく時限ストを行なったが解決しなかった。

三月　春闘が実力行使段階に入り、四回にわたって実力行使を行なったため、前月にくらべ、総争議は件数で三倍、総参加人員で二倍に、また作業停止争議は件数で六倍、行為参加人員で九倍、損失日数で一三倍に激増した。私鉄総連（総参加人員二〇万人、損失日数二二万日）、全国金属（同二〇万人、七万日）、全造船（同八万人、四万日）、紙パ（同六万人、三万日）、全港湾（同二万人、一万日）の各傘下組合が、それぞれ賃上げ要求でストとサボを実施したが、いずれも未解決に終わった。

四月　大手単産が上旬に実力行使を集中したことなどにより、争議の数も規模も前月をさらに大きく上まわり、賃金増額要求が要求事項総数の八割以上を占めた。鉄鋼労連の傘下組合は、賃上げと退職金支給率の改正を要求して時限ストおよび二四～四八時間の全面ストを実施し、ほとんどの組合が解決した（総参加人員一八万人、損失日数八万日）。また、全造船（同七・五万人、六・八万日）、紙パ（同五・八万人、六万日）、電機労連（同二九・五万人、五万日）、全国金属（同二〇万人、三・八万日）、私鉄総連（同二〇万人、三・五万日）の各傘下組合が、それぞれ前月に引きつづき、賃上げ要求で、時限ストおよび一七～四八時間の全面ストを実施し、いずれもほとんどが解決した。なお、中小企業の争議が前年にくらべ減少していることが注目された。

五月　春闘がほぼ片づいたため争議はかなり減少した。南海電工労組は賃上げ要求で二四～七二時間の全面ストを実施して闘争に入り、一〇月にいたってようやく解決した（行為参加人員一四三八人、損失日数四・五万日）。関西電力労組は前月につづき賃上げと労働協約の改訂を要求して時限ストと部門別無期限ストを実施したが、解決は六月にのびた（同二万人、二・五万日）。全自交傘下の組合は二月から引きつづき賃上げを要求して時限ストと二四時間の全面ストを実施したが半数の組合はこの月に解決せず、山口などでは九月までかかった。同じく前月につづいて賃上げ要求中の三菱金属鉱業労連（同五〇〇〇人、二・七万日）および島津製作所労組（同五〇〇〇人、四・八万日）は、それぞれ全面ストを実施して妥結した。

六月　総争議の件数と人員は前月より減少したが、炭労の闘争の長期化と公労協の仲裁申請によって総参加人員は前年にくらべ三倍の増加がみられた。炭労は賃上げと合理化反対を要求して四月以来争議を行なっているが、この月二日間ストを実施し、道炭労は同盟怠業を行なった（総参加人員一二万人、損失日数八万日。解決は八月）。私鉄総連は年間臨給要求で、一部中小組合を中心に半日ないし七二時間ストと同盟怠業を実施し七月に解決した（同二〇万人、一・三万日）。賃上げを要求して前月につづき争議中の全自交では、一部組合が六日間のストを実施し、一部では工場閉鎖が行なわれた（同五万人、三・九万日）。三井三池炭鉱労組は組合幹部の解雇反対で前月につづいて争議を行ない、五日間のストを実施した（同四〇〇〇人、一万日）。全造船三菱造船支部は一時金要求で同盟怠業を実施した（同二・二万人、二万日。七月に入ってストとサボを行なって解決）。

七月　主要単産の夏季闘争は前月中に解決したが、一部地域で多くの中小企業が一時金要求で争議に入り、公労協の諸組合が引きつづき仲裁を受けているため、総争議の件数と人員はふえ、作業停止争議の件数も著増したが、大手組合の実力行使がないので行為参加人員は減少した。一時金要求で、全造船川崎分会は四二時間スト（人員一万人、損失日数二万日）。呉造船労組は四日間のスト（同五〇〇〇人、二万日）を実施し、いずれも解決した。帝国繊維労組は工場閉鎖に反対して前月から争議を行なっており、二〇日間スト

を実施した（同五〇〇〇人、一・六万日）。

八月　総争議の件数・人員とも前月より半減したが、前年にくらべると総参加人員では全繊同盟の化繊・羊毛両部会が定年延長要求で調定申請したため大幅に増加した。作業停止争議は件数・人員・日数とも著しく減少した。日炭高松労組は、六二名の指名解雇に反対して年末におよび長期争議に入った。

九月　夏季闘争は終了して争議件数・人員とも減少し、とくに人員では前月よりさらに半減した。しかし全鉱および炭労傘下の組合で合理化反対闘争で実力行使があったため、争議行為をともなう争議の行為参加人員は五二％の増加となった。比較的大規模な争議が金属・石炭鉱山に集中したので、行為参加人員の七割が鉱業である。三菱金属鉱業労組は合理化による人員整理に反対して二～三日間のストを実施した（解決は一一月。行為参加人員七〇〇〇人、損失日数二・七万日）。

一〇月　秋季闘争の第一次統一行動があり、全日通の全国的争議が行なわれたため、総争議の増加はそれほどではなかったが、争議行為をともなう争議では、件数は五六％増、人員約五倍に激増した。中小企業の争議はむしろ低調で、二〇〇人未満の企業がなお三七％を占めているが前年より減少し、一〇〇〇人以上の規模のものが増加して全体の三三％を占めた。全日通労組は賃上げおよび退職金増額要求でストを実施し解決した（行為参加人員六・五万人、損失日数二万日）。住友金属鉱山労組は合理化提案の撤廃を要求して三日間にわたりストを実施して解決した（同五〇〇〇人、一万日）。三菱金属の争議もつづいており、三日間にわたってストを行なった。

一一月　秋季闘争と年末闘争が大手組合を中心に活発化したので、件数・人員とも、総争議では二倍、争議行為をともなう争議では二倍半の著増を示した。一時金をめぐって時限ストが多かったので同盟怠業の参加人員も二・六倍増（前年比でも二倍以上）となった。全日自労は失対法改悪に反対して二六日間にわたり全国的規模でストを実施した（一二月解決。行為参加二万人、損失日数五・二万日）。東芝労組は一時金要求で六日間のストとサボを行なって解決し同四・二万人、三〇〇〇日）、全造船も一〇日間のストとサボを行ない一二月に解決した（同三・二万人、四・八万日）。炭労は三池の炭塵爆発事故に抗議して同盟怠業を行ない（参加三・六万人）、前月に引きつづく日炭高松争議も三日間のストに突入した。

一二月　年末一時金闘争が最終段階で活発化したので争議は大幅に増加した（要求事項総数の七二％が臨時給与金要求）。作業停止争議も増加したが、前年の炭労の政転闘争や年末闘争のような大規模な争議がないため、前年にくらべると行為参加人員や損失日数はかなりの減少となった。私鉄総連は年間臨給および労働協約改訂を要求して前月末から争議に入っていたが、八日間のストとサボを実施して解決した（行為参加四万人、損失三・七万日）。全駐労は賃上げおよび退職金増額要求でストを行ない解決（同二・九万人、二・九万日）、全逓は簡易保険積立金の特定局長への融資反対と年末手当要求で二六日間の時間外労働拒否等を行なって解決（同二・九万人）、全電通北海道地本も年末手当と賃上げ要求で二〇日間の時間外労働拒否をつづけて解決した（同一万人）。前月から年末一時金要求の争議を続けていた全国金属富山地本、不二越労連、全硝労は、それぞれストを行なって解決した。

一九六四年

とくに春季闘争への盛り上がりが顕著であった。春季賃上げ争議は、件数・行為参加人員・労働損失日数においていずれも前年を上まわっており、年間争議の中で占める割合も、行為参加人員と損失日数においてともに六割以上を占めた。全般的に中小規模での争議が多かった。

一月　年末闘争が片づいたので、総争議は前月より大幅に減少したが、前年にくらべると件数では二倍に、参加人員では九倍に著増している。めぼしい争議はなかった。

二月　公労協の各組合が賃上げで調停を申請し、また合化労連が時間短縮と賃上げで統一行動を実施したことなどで、争議件数と参加人員は、前月にくらべても、前年にくらべても相当の増加となった。大阪市労連は大幅賃上げ要求で三日間にわたりスト（二～三割の休暇闘争行為参加一・六万人、損失日数一・六万日）、全逓は賃上げ要求で公労協へ調停申請するとともに時間外労働拒否（同三・三万人）、全電通労組は賃上げおよび時間短縮等の要求で時間外労働拒否（同一・四万人）、合化労連は時間短縮と賃上げを要求してストを行ない（同七・七万人）、解決はそれぞれ月を越して、三月・五月・五月・六月になった。

三月　春闘がはじまり金属機械産業でかなり大規模な争議があったので、前月比では大幅に争議が増加したが、総参加人員および労働損失日数では過去五年間の最低を示した。要求事項では賃金増額要求が全体の六七％を占めたが、それについで最低賃金の法制化実現要求の多いのが注目される。全国金属大阪地本、愛媛地本は賃上げおよび時間短縮などの要求で、同兵庫地本、石川地本、東京地本は賃上げ要求で、全駐労は人員整理反対や退職手当増額などの要求で、私鉄総連は賃上げ要求で、全造船三菱造船支部は賃上げおよび退職金増額要求で、それぞれストを実施したが月中に解決に至らず、四月から六月までつづいた。

四月　春闘共闘委の公労協・交運共闘を中心とする大規模な統一実力行使は回避されたが、機器・化学等で単産あるいは単組ごとに実力行使があり、中小企業の争議も多かったので、争議行為をともなう争議でも作業停止争議でも、件数および行為参加人員において前年より大幅な増加となり、労働損失日数では前年の二・五倍の著増となった。要求事項では賃金増額が全体の八一％を占めた。電機労連は賃上げ要求で前月に引きつづきストを実施して五月に解決したが、これは本年最大の規模の争議となった（行為参加二四万人、損失日数四〇万日）。この月発生した賃上げ争議のうち、川崎航空機と呉造船はストのあと解決したが、全国セメント、小松製作所、炭労、造船総連石川島播磨重工、新明和工業等はストを実施して五月に、また紙パは同じく六月に解決した。前月に引き続きストを行なった三菱金属、三井金属鉱業、住友金属鉱山、同和、古河鉱業、日鉄鉱業の各労連は月中に解決したが、同じく全港湾、全造船日本鋼管支部、川崎電機労組は五月に、全自運は六月になって解決した。

五月　春闘に参加した公労協をはじめ民間大手労組の争議の解決が今月に持越したため、争議は全般に前月より大幅に減少したにもかかわらず、争議行為をともなう争議は件数でも人員でも前年同月を大幅に上まわり、作業停止争議の件数と参加人員では五八年以降の最大であった。企業規模別にみると、全体として七〇％増であるが、中でも五〇〇～九九九人の規模が約三倍、一〇〇〇人以上が二・三倍の著増となった。新規発生の大争議はないが、前月からの全造船三菱造船支部は二五日間のストを実施、会社側は工場閉鎖して翌月に持越し、炭労は六日間のストを行ない中労委あっせん案で解決した（行為参加三・七万人、損失七・四万日）。

六月　春闘が終わり争議は大幅に減少し、とくに作業停止争議では件数・参加人員・損失日数において過去五カ年間の最低となった。三月以来の私鉄総連の賃上げ争議はこの月に中労委あっせんで解決（行為参加五万人、損失八万日）したが、新たに年間臨給要求で一部組合がストを行ない七月に解決した（同一万人、二・三万日）。

七月　臨時給与金闘争が主として中小労組であったため、総争議は減少し、造船関係争議のため作業停止争議は増加したが、前年同月にくらべると大幅な減少となった。労働組合佐世保労愛会は、夏季一時金要求でストに突入したがまもなく解決した（行為参加四〇〇〇人、損失二万日）。

八月　争議は全般的に前年同月より増加しているが、前月比では、大幅に減少した。夏季闘争が前月中にほとんど解決したからである。ただ全繊同盟の羊毛・麻・化繊の各部会（総参加人員一五万人）が賃上げで中労委にあっせん申請したため、総争議参加人員はわずかながら増加した。また日本光学労組は労働協約改訂を要求してストを実施した。

九月　公務員共闘の人事院勧告完全実施要求の争議と全日通の賃上げ争議があったので、例年になくこの月の争議は活発化した。とくに公務員共闘の時間内職場大会と全日通の時限スト（三時間）のため、統計上では同盟怠業が件数で三倍、行為参加人員で六倍と前月より激増し、争議行為をともなう争議の人員数八割を占めた。日鉱連は賃上げ要求で三日間のストを行ない一〇日に解決した（行為参加四〇〇〇人、損失一万日）。

一〇月　私鉄総連の中小労組が大手組合につづいて退職金問題で、また三池炭鉱労組が港務所の分離独立反対と新旧労組の差別待遇撤廃を要求して、実力行使を行なったのが目立つていどで、全般的に争議は例年どおり平穏であった。総争議では件数・人員とも本年最低、争議行為を伴う争議では同じく最近五年間の最低を記録した。

一一月　大手組合を中心に年末一時金闘争がはじまったため争議は大幅に増加したが、前年同月に比較すると参加人員では相当の減少であり、とくに作業停止争議の行為参加人員と損失日数は半減している。要求事項別では、臨給要求が全体の六割強を占めた。鉄興社労組は賃上げと一時金を要求して七日間のストを実施し、東芝労連（行為参加二・八万人）と日立総連（同一・二万人）は年末一時金要求で同盟怠業を行ない、いずれも月内に解決した。

一二月　年末闘争が最終段階に入ったが、大規模な争議がなかったので、争議件数では増加したが人員では減少（とくに前年同月比ではほとんど半減）した。要求事項総数のうち臨給要求は七二％を占め、その要求額では五～一〇万円が六五％、解決額では四一％を占めた。呉造船労組は七日間のスト（行為参加六〇〇〇人、損失四万日）、神戸市労組連合会は休暇闘争および時間内くい込み職場大会（同一・三万人、一・一万日）を実施してそれぞれ解決した。

第二章　賃金闘争

一九六二年以降の賃金闘争は、経済の高度成長にもとづく労働力の需給逼迫を背景としたものであった。もとより労働力の需給逼迫といっても、それは主として若年労働力および技能労働力に限定されたものであり、したがって賃上げも若年労働力に重点がおかれざるをえなかった。六二年において大幅賃上げの必要を強調した総評の賃金要求は、いわゆる一律要求であり、青年労働者のエネルギーを組織することに重点がおかれ、また全労会議も「同一労働同一賃金を指向しつつ合理的な評価基準による職務給制度と横断的な職種別最低賃金を定めていくこと」という基本的な方針をとり、さらに

日本の賃金の近代化と賃金相場の引上げには初任給の決定が大きな影響をもっているとして、その最低基準目標を一五歳一万円以上においた。

以上のような基本的な方針にもとづいた一九六二年以降の賃金闘争は、春季闘争に集中される傾向が強まり、賃金水準引上げに大きな圧力を加えることになった。これに対して資本家側も体制の強化を強調するにいたったが、六二年の春闘に対しては、いわゆる重点結束方式がとられるようになった。六三年の春闘に対しても、この方式を持続、発展させる方針がとられたが、この点について六二年一〇月一八日に発表された「賃金問題の課題と経営者の態度」は、「春闘に対する労働組合の態度は、総評を中心として、闘争本部をおき、横の連絡を緊密化している。このような労働側の体制に対して、経営者側としても、六二年以上にいっそう、同業種内はもちろん、業種別を越えて『連携を強化』していくことが必要である」と述べている。

総評は、六二年一一月に、六三年の春闘に対する「賃金白書」を発表したが、そこで強調されたことは、ヨーロッパなみの賃金の獲得であった。すなわち「われわれの当面の目標はヨーロッパなみの賃金、労働条件の獲得、いいかえれば、二倍の賃金をここ三〜四年のうちに獲得するということである」と主張している。総評はこのような大幅賃上げの可能性を主としてわが国の企業の分配率の低さに求めている。すなわち、まずわが国の工業の生産性をみると、すでにほぼヨーロッパの水準に等しくなっていると指摘し、「労働者の低い賃金が、ヨーロッパなみの高い労働生産性と相たいしている以上、搾取率のたかさ、労働分配率のひくさは世界一といってもよい。すなわち、アメリカ、ヨーロッパの主要な資本主義国では、労働分配率が五五%から六〇%をこえるのに、わが国の分配率は、わずかに三七%にすぎない。……この事実は、われわれの二倍の賃上げ、ヨーロッパなみの賃金、労働条件を獲得することが、資本主義のワク内であっても十分に可能であることを示している」と述べている。

次に全労は、六三年一二月九日、長期的な展望にたった賃金政策を明らかにした「当面の賃金政策」を発表した。このなかで賃金闘争の基本方向は、「経済成長を促進しこれとともに進む賃金要求としては、所得倍増計画との見合いをも考慮し今後『七年間に実質賃金倍増』を当面の目標とすること」「抽象的な同一労働同一賃金の主張ではなく、賃金引上げを推進していくなかで、産業、企業や雇用などの構造的な変革に対応する『賃金体系近代化』の具体的方策を実践していくこと」などを明らかにしている。

日経連は、六三年四月二五日に「今後の労使関係と経営者の見解」を発表した。

この文書において日経連は、「今や新しい時代は社会の均衡ある福祉の増進を要請しつつあり、その担手として労使の使命と責任はますます加重されつつある。この重大な使命を遂行するためには過去の誤りを卒直に反省し、労使双方共に民主性、自主性並びに責任性を自覚し、連帯意識の上に立って労使平和の道を確立し、相協力して企業の繁栄と国民経済の進展を図り、時代の要請に応ぜねばならない」とし、労使関係を「対立」から「連帯」の方向に進ませねばならないと主張している。

六三年一一月、総評は恒例の「賃金白書」を発表した。この白書の内容は、前年の白書と同様に「ヨーロッパなみの賃金」をめざしているが、大幅賃上げの根拠としては「六三年の九月には前年同月にくらべて、物価は九%上昇している。生産性もまた六二年下期にくらべて六三年上期は一四%の上昇をみせている。われわれの賃上

げはすくなくとも二五％以上の大幅なものでなければならない」と述べている。

ところで六二年から六四年にかけて、わが国の労働市場および賃金の構造は、大きな変化をみせはじめた。すなわち従来のわが国の労働市場は、新規学卒者の労働力供給にもっぱら依存する形をとっていた。ところが最近新規学卒者はいちぢるしく不足し、それにのみ依拠することは到底不可能になった。かくして新規学卒者以外の労働力の中途採用が次第に多くならざるをえないが、そのことは同時に新規学卒者に依存することによって形成されていた大企業の労働市場の封鎖性（生涯雇用と年功制度にもとづく）と中小企業の労働市場との間の階層性（中小企業から大企業への労働移動がしゃ断されている）が崩壊しつつあることを意味する。

以上のような労働市場の構造変化は、必然的に賃金構造の変化をもたらさずにおかない。第一に新規学卒労働力の逼迫は、中卒、高卒の初任給の大幅な上昇となってあらわれ、その結果年齢別の賃金格差は縮小した。第二は、中途採用の拡大によって賃金標準化の現象があらわれはじめた。たとえば中途採用者の賃金上昇が標準昇給者のそれにくらべてはるかに大幅なことにもその点は示されている。

労働組合の賃金闘争方針も、以上のような労働市場と賃金の構造変化に対応せざるをえないといってよい。まず同盟は、一九六四年一月に賃闘に対する基本的態度を明らかにした。これは六二年に全労会議が発表した「三五年を基準にして七年間に実質賃金倍増（年率平均実質一〇％賃上げ）」の目標、あるいは六三年の総同盟賃金綱領に示された「六〇年を基準として七〇年までの一〇年間に賃金水準を倍増（年率平均実質八・五％の賃上げ）して今日のイギリスを超える賃金、生活水準を実現する」という長期賃金計画の路線にそった具体的方針を明らかにしたものである。

まず賃上げに対する同盟の基本的態度は、「日本が先進国型構造に移行しつつある今日の段階において、欧米先進国なみの賃金水準に到達するための要求の段階的な積上げは当然である」とするところにあり、この点ではヨーロッパなみの賃金をめざす総評の考え方とちがいはない。しかし「初任給の上昇傾向は賃金カーブ全体の是正ならびに引上げをよぎなくさせるから、企業内賃金の年齢別格差、さらには企業内格差を縮小する傾向を生み出している。したがってわれわれが、長期目標としてうち出している職種別横断賃金を確立するための好機がまさに到来していることを認識し、その実現のために、力強い前進の第一歩を踏み出すべきである」と述べている点は、総評の方針と明確に異なっている。

同盟は、職種別横断賃金の確立のために二つの対策を明らかにしている。すなわち第一は、「条件の許すかぎり中央における産業別統一交渉による賃金決定方式を強化し、また横断市場の成立と賃金平準化の現象を適確に把握して、地方・地域における統一交渉体制の確立に努力」すると主張し、第二は、「若年労働者については職能的部分のウェイトを高めつつ」年齢別最低保障賃金との併存をはかることが必要であり、また基幹職種について熟練度別横断賃金のメドを設定すると主張している。

総評は、六四年一二月に「四〇年度賃金白書」を発表した。この白書では、六二、六三年の白書と同様に、ヨーロッパなみの賃金をめざした大幅賃上げを獲得することに目標がおかれている。そしてこのような大幅引上げを可能にするための方法は、第一に労働力が過剰で企業意識にとらわれがちな労働者をできるだけ多く闘争に参加させ、一斉にたたかうことによって、一時的にでも労働市場を把握し、強い組合と弱い組合とをまとめて、時期をあわせて最大の力

を発揮する「春闘方式」をとることである。

第二は賃金を下からおし上げるために二万四〇〇〇円の全国一律最低賃金を確立することである。第三は、賃金闘争の起動力を青年労働者にもとめるため、いわゆる「一律要求方式」を採用することである。もっとも「一律要求方式」が中高年層の賃金の悪化をカバーすることができない点もあるので、必要に応じて住宅手当、家族手当の要求をするとともに要求額と獲得額をいっそうたかめることが必要だとのべている。

六四年における同盟の「春闘に対する基本方針」と総評の「六五年賃金白書」および新産別の賃金闘争方針は、次のようなものである。

▽同盟六四年度賃闘に対する基本的態度

――賃金倍増と近代化へのたたかい――

われわれは賃金、労働条件の改善や向上を中心とする国民経済の繁栄こそ、真に先進国に至る道であることを確信する、このためには賃金分配率を高め、さらに社会保障の充実による労働者大衆の消費購買力の飛躍的増大をはかる事が重要な要件である。

したがって一昨年、全労会議が発表した「三五年を基準にして七年間に実質賃金倍増（年率平均実質一〇％賃上げ）」の目標、あるいは昨年の総同盟賃金綱領に示された「三五年を基準として、四五年までの一〇年間に賃金水準を倍増（年率平均実質八・五％の賃上げ）して今日のイギリスを超える賃金、生活水準を実現する」などの長期賃金計画の路線にそって強力な闘いを展開する。

同時にこの長期賃金計画の達成のためには、われわれは産業民主主義の確立をこれと併行して進めなければならない。すなわち、民主的な労使関係の確立を通じて、生産性の向上を進め、かつ分配の源泉を高め、国民経済的見地に立って経済構造の近代化、産業、企業の体質改善を促進し、高生産性・高賃金の原則を実現することによって、経済の健全な発展と豊かな労働者生活を確立しなければならない。

一、近代産業国にふさわしい賃金水準を規制する歴史的、

(1)　賃上げに対するわれわれの基本的態度としては、日本が先進国型構造に移行しつつある今日の段階において、欧米先進国なみの賃金水準に到達するための要求の段階的な積上げは当然である。

しかしながら、わが国における賃金水準を規制する歴史的、経済的社会的背景はあまりにも複雑であり、また産業構造や社会構造の面から直ちに欧米先進国と同列視しえないから、いたずらに感情的な、かつ冒険主義的な過大要求に走ることなく、十分に世論を納得させることができる根拠を明らかにした要求でなければならない。

われわれの賃上げ目標は実質経済成長率八～一〇％を標準とし、加えて今日のように消費者物価の上昇が、政府当局の無為無策のうちに終始している現状をもってすれば、当然に労働者生活に深刻な影響を及ぼす消費者物価上昇分（七～八％）をも織りこむ必要があり、さらに過去数年来の生産性向上率に対する賃金上昇のおくれを回復しなければならない。

したがって、われわれは、最低基準として一五～二〇％程度の賃上げを要求し、全額をかちとる決意が必要である。

(2)　賃金、物価、生産性をめぐる問題は、今次の賃上げ要求を通じて最も重要な論争の焦点となるであろう。

われわれは、最近の消費者物価上昇が、とくに政府の大企業中心の経済政策や日本経済の構造的分野にまで深く根をおろす

べき総合政策の欠除にあることを指摘してきたし、同時に経済の成長過程において物価上昇は不可避だとする安易な考え方に対して痛烈な批判を加えてきた。にもかかわらず、最近政府が西欧諸国におけるコストインフレ対策としての賃金抑制策の直輸入を意図し、経営者もこれに追随しようとしていることに注目しなければならない。

また「物価問題懇談会」が提起している賃金上昇が国民経済全般の平均的な生産性上昇に見合って定められるべきであるという意見については、経済が安定的に推移している中においては原則的に反対するものではないが、それ故に名目賃金の大幅上昇に対する要求を自制すべきだとする見解は、いたずらに問題の焦点をそらし、労働組合の賃上げに物価上昇の責任を転嫁させようとするものであり、当然に反対の態度をとらざるをえない。

われわれは、今後とも政府に対し、物価上昇の抑制ならびに総合政策を実施するため、労働組合代表をも加えた「物価総合政策審議会」の設置を要求するとともに、労働組合が中心となった消費者保護、消費者行政確立、大衆課税の撤廃のための広範な大衆行動を起し、実質賃金の確保に努めなければならない。

(3) わが国における労働経済の動向が、先進国的構造に移り変りつつある今日、近代産業国にふさわしい賃金相場を社会的賃金として確立することが急務である。

技術革新の進展は、今後とも一段と新しい技能労働力を必要とする。しかし、一方において若年労働力のひっぱくは企業間の求人競争を激化させ、個々の企業が採用賃金を独自に求めることは困難になり、初任給を中心とする賃金の社会的相場が形成されつつある。

また初任給の上昇傾向は、賃金カーブ全体の是正ならびに引上げをよぎなくさせるから、企業内賃金の年齢別格差、さらには企業間格差を縮小する傾向を生み出している。

したがって、われわれが、長期目標としてうち出している職種別横断賃金を確立するための好機がまさに到来していることを認識し、その実現のために、力強い前進の第一歩を踏み出すべきである。

この意味合いからも最低賃金制の確立はきわめて重大な課題だといわなければならない。

(4) 日本経済の安定的な発展をはかるためにも完全雇用政策を基調とし、社会保障（低所得層対策）、減税、公共投資、教育訓練などを中心とした国民経済的見地にたった計画性ある総合経済政策を充実して、高度な福祉国家体制を確立しなければならない。

とくに経済成長に必要な要因の一つとして実質購買力の拡大があげられるが、この意味合いから、物価や利潤の上昇を無制限に放置する事は、計画的成長政策の基盤をくつがえすことになるので、政府の経済計画に対する労働組合の発言力を強化することが必要である。

また貿易自由化や開放経済体制への移行を理由に、長期安定賃金構想が経営者側から示されているが、いかなる理由があろうとも賃金を企業内に封鎖し、かつ釘づけしようとする労使休戦方式は絶対に容認することができない。

二、社会的賃金の確立をめざして

(1) 賃金水準を西欧諸国なみに近づけてゆくためには、当然、現在の賃金決定機構の近代化を促進してゆかなければならない。

わが国における産業の二重構造、労働市場の封鎖性と賃金の

企業別決定、企業内における個別賃金基準の不明確さは、賃金決定方式を企業内に閉じこめ、団体交渉の機能も賃金の個別配分に関する協議を省略して、賃金総額や平均賃金の交渉にのみ終始しがちである。

したがって、このような賃金決定機構が必然的に低賃金水準をもたらし、企業内における個人間さらには企業間賃金格差を温存させる要因となっている。

われわれは、早急にこのような因襲を打破し、条件の許すかぎり中央における産業別統一交渉による賃金決定方式を強化し、また横断市場の成立と賃金平準化の現象を適確に把握して、地方、地域における統一交渉体制の確立に努力しなければならない。

(2) 個別賃金基準を明確にするためには、従来の属人給本位な労務管理賃金から脱却して、同一労働同一賃金の原則に向かって前進するため、仕事、職務、能力を中心とする賃金体系の確立と近代化をはからねばならない。

職務給は、わが国の賃金形態の将来の一つの方向であることは否定できないが、現在、日経連が導入を意図しているような職務給は、わが国の賃金水準がいぜんとして低位にある現状や職務評価の方法じたいなどから、企業内賃金に固定化する可能性が大であり、結果的には産業別統一交渉を阻害することになる。

当面の方策としては現行の年功賃金体系を一度に崩すことを避け、漸進的な改善をはかるため、中高年齢層の年功賃金体系すなわち年齢別最低保障賃金をある時点まで継続させ、若年労働者については職能的部分のウェイトを高めつつ併存をはかることが必要であり、また基幹職種についての熟練度別横断賃金のメドを設定し、統一交渉の中から各企業間の平準化をはかることを体系是正の共通課題とすべきである。

(3) 最近の労働経済の推移を通じて明らかなごとく、現在の業者間協定による最低賃金は、もはや有名無実と化そうとしている。

今後の最低賃金制を促進する鍵は、中央最低賃金審議会から答申された「最低賃金制の今後の進め方に関する方針」をいかに実現するかにかかっているといえる。

答申の内容は、業者間協定の積極的な普及拡大を業種の選定や額の目安の決定を通じ、さらには法による勧告の活用などによって推進すると同時に、業種選定などを通して法第一六条の審議会の調査審議に基づく最低賃金の決定方針を活用してゆくものであるが、われわれは、一方において、組織労働者の闘いにより産業別最低賃金の引上げと確立を進めるとともに、現行の業者間最低賃金額で著しく低額なものについては早急に改訂して、全国的により高い額への平準化を促進するための対策を一段と強化しなければならない。

▽総評「六五年賃金白書」

三、（前略）ヨーロッパなみの賃金をめざした大幅賃上げをとろう。

＜権利としての賃金闘争＞

われわれは、三八年春闘において、ヨーロッパなみの賃金獲得を目標にした、賃金闘争をはじめた。

この目標は、どの労働者にも二倍の賃金を、そして、わが国でとくに賃金のひくい青年、婦人、臨時労働者や中小零細企業労働者には三倍の賃上げを、ごくみじかい将来、つまり三年から五年のうちに実現するという当面の要求なのである。

われわれは、この目標をかかげて、三八年、三九年の春闘をたたかってきた。四〇年春闘は、その成果にたって、闘いの中心をヨーロッパなみの賃金を獲得するための第三年目の闘いにおく。

われわれが、こういうスローガンをかかげたのは、賃上げ要求の根拠を統計や、理論からつくろうと考えたからではない。

もともと生活というものは、過去の継続なのだから、賃金や生活のよしあしは、昔にくらべて、よくなったかどうかという基準で判断しがちである。そういうところに、終戦直後のように、喰べるものも着るものもなかったときには、ストでもデモでも何でもやって賃上げをとったが、いまのように一応、喰べものも衣類もととのい、テレビや洗濯機があるようになったから、それほど苦労して闘わなくてもよいのではないか、という資本の宣伝が職場にしみこむような条件もうまれてくる。

日経連の、労働者はすでに中産階級になったというような宣伝がそれである。

われわれが、こういう資本の宣伝にたいして、いやまだ労働者は喰えないのだといっているだけではもう不十分になったのである。

たしかに、われわれの生活は、一〇年前にくらべれば、多様なものになり、当時考えられなかったような電化製品などが生活のなかに入りこんできている。しかし、それだからといって、日本の労働者が中産階級になり、生活苦と縁をきったわけではない。

労働者の生活も、国民全般の生活様式の変化につれて、かわってくる。いわゆる生活の近代化は、労働者個人の趣味や嗜好によるのではなくて、社会の進歩にともなう社会的な強制の結果なのである。

そして、いま、わが国の一般的な生活様式となっているものにくらべれば、労働者の生活ははるかにおくれているし、おくれば せながら、新しい生活様式に追随するためには、残業や共稼ぎや、青年子女の収入、内職などによらなければならない状態にある。いわゆる新しい型の貧乏、新しい生活においつけない低賃金、

こういう新しい型の貧乏、新しい生活をたのしむことのできない長時間労働、職場がくらいという権利の削減という事実を、あきらかにしめす鏡として、「ヨーロッパなみの賃金」というスローガンが必要になってきたのである。

われわれが、ヨーロッパなみの賃金をさしあたっての要求として、獲得することが当然だと主張する根拠は、つぎの三つであった。

一つは、日本の賃金は、ヨーロッパ諸国のうちで、最低の賃金の部類にはいるイタリアの六〇%いし七〇%、イギリスや西ドイツの約三分の一というひくさにあること。（第157表）

二つには、日本のこういう低賃金が、たかい生産性、すくなくともイタリアよりはたかく、ほぼ西ドイツなみの生産性に対して払われていること。（第158表）

三つには、したがって、わが国では労働者のとり分がきわめてひくく、資本のとり分がほかの資本主義国とくらべて、はるかに高いのである。（第159表）

たしかに、資本主義の発展段階がわが国よりもおくれている、いわゆる後進国では日本よりも賃金のひくい国もある。しかし、そういう社会で要求される労働力の質はひくく、その再生産費がすくないのにたいして、日本資本主義の必要とする労働力の質の高さは、その生産性水準がすでにヨーロッパなみであることからもわかるように、戦前には想像もできなかったような、たかい再

第157表　工業労務者平均賃金国際比較（1962年分）（アメリカ＝100）

区分	名目賃金（　）は比率 W	消費者物価比率 日本ウェイト	実質賃金比率 W/日本ウェイト	W/アメリカウェイト	W/欧州各国ウェイト	平均
	セント	小宮・渡辺　62	22	—	—	—
		孫　田　46	30	18	—	23
日　本	32.7　(13.7)	野　田　56	25	19	—	22
		神谷・大野　47	37	—	—	—
アメリカ	239.0 (100.0)	100	100	100	100	100
イギリス	100.1　(41.9)	同　上　74～78	54～57	39	52	45
西ドイツ	80.7　(33.8)	同　上　74	48	38	56	46
フランス	49.4　(20.7)	—	—	(22)	(31)	(26)
イタリア	45.4　(19.0)	—	—	18	31	24

〔備考〕　エコノミスト1964年9月15日号　孫田良平氏論文より

第158表　物的生産性の国際比較

	鉄鋼	セメント	電力	綿紡	銑鉄	鋳物
	鋼塊1人1日当り	1人1月当り	1人月間電力量 KWH	直労1人1時間当り ポンド	年間1人当り生産重量	年間1人当り生産重量
西ドイツ	8.4 トン	— トン	40.5	—	24.4 トン	14.0 トン
イギリス	6.3	60.7	31.1	5.2	27.2	11.9
フランス	9.7	—	39.3	—	22.0	11.5
日　本	7.9	64.8	37.8	15.5	20.0	16.6
	1958年	1958年	1958年	1956年	1955年	1955年

〔備考〕　1)　1960年経済白書による。
　　2)　1955年～1958年現在だから，その後のわが国の生産性上昇をふくめて考える必要がある。

第159表　労働分配率の国際比較

国名	労働分配率	年次
ニュージーランド	67%	1958年
ルクセンブルグ	64	1958
フランス	57	1953
スエーデン	57	1958
イギリス	56	1958
アメリカ	55	1958
デンマーク	55	1959
オーストラリア	54	1958
日本	33	1961

〔備考〕　国連統計年鑑　1963年版

生産費が必要になっているのである。

われわれがヨーロッパなみの賃金を要求するのは、多少改善された生活状態で満足すべきものではないこと、われわれにはヨーロッパ的な生活をするのが当然であるということをいいたかったからである。ヨーロッパなみの賃金というスローガンはいわばいまの生活のわるさをあきらかにするカガミとしての役割りをもっているのである。

一、経済情勢の転かんと賃金闘争

一▽新産別三九年度賃金闘争方針

一昨年は三年続きの高度成長のあ

と始末として経済調整の年であった。しかし過ぎ去ってから振り返ってみると、かなりの経済成長が続き、物価も上昇し、労働不足も強まりこそすれ少しも緩和しなかった。

それ以前の不況期に比べると、いくつかの産業では強度の不況現象が起ったが、経済を一般的に見た場合、深刻な不況感をともなわない調整であった。

昨年から今年にかけては、調整を終えて、経済成長の足取りが速度を増してきたのであるが、（三八年は推定で実質八％以上）これは好況感の乏しき成長過程であった。そしてわずか一年と少々で、国際収支の不安定から、金融引締めの気配が強くなっている。

しかし、それにも拘らず、経済全体としてみれば、こんご数年は実質で八％から一〇％程度の成長は引続いて進行するものと見て間違いない。

産業設備投資は高水準横ばいとなっているが、個人消費と公共投資、輸出がそれぞれ伸びている。

また、三六年に始まった消費物価の上昇は三年にわたり尻上りに進み、政府の物価対策を尻目に、本年もまた六～七％の上昇が予想されている。この傾向は、多少の物価対策を考慮に入れても、なお数年は続くものと予想しなければならない。

更に、労働市場の変化は、これまでの高度成長の下積みとなって、それを支えてきた二重構造を根本から掘りくずしているし、これまた、時とともに強まっていき、四三年頃からは、労働力の絶対的不足の時代に入ることが確実視されるにいたった。

こうした経済情勢の推移を点検してみると、わが国の経済は、いぜんとしてかなり高い成長をつづけながらも、大きな転かん期に入ったものと思われる。そして、開放経済による国際的刺激が強く波及してくるなかで、経済と社会の構造的変革と組み替えが全面的に進んでいるのである。

これまでのように、二重構造、低賃金、余裕のある労働力をもとにした後進性を踏み台にして、借りられる限りの借金を重ねて設備投資に狂奔してきたことが、いきづまってしまったのである。そしてこのような経済構造の質的な変革の中で、産業の再編成と合理化が、速く、きびしく進んでいる。

だから、少なくも、これから数年の間は、経済社会の構造が後進的要素の涸かつから、高度な近代工業国に共通したものへと転形していく過程が続き、きびしい合理化の中でこれまでのような好況感を欠いた経済成長が常態となってくるものと判断できよう。

このような経済成長の中でわれわれが当面する現実は、産業再編成の進行、企業合同、整理、倒産、断続的人員整理、物価上昇、技術革新と生産性の上昇、労働力不足、国際競争の深い浸透、これまで慣習化されてきた労使関係と賃金構造や制度の崩れなどという、複雑な錯綜した状態なのである。

このような情勢の中で、高い賃金と能率的な労働を結びつけることなしには、このきびしい合理化の段階に耐えていくことができなくなったのである。

われわれの賃金闘争は、昨年から、既にこうした経済情勢の中で闘われていたのであったが事態の性格を明確につかむことができたのは、一年おくれになってしまったのである。

賃金闘争と要求のたて方のてんかんも、実は、このような経済情勢に対応していく努力でもあるのである。（中略）

39年度の賃金要求の基準

1　39年度の賃金要求は、当面の統一賃金基準を実現していくためのものであるから、各階層別要求をつみ上げた結果として平均額が出てくるものとなる。

今年度における闘いの目標としては、各組合の組合員構成の相違によって平均要求額に相違がでてくることを含めて、四〇〇〇円から、五〇〇〇円程度とする。（それを若干上まわる場合もふくめて）

これは基幹職務（職種）の標準的な層および熟練層の賃金を一三%～一四%程度引上げ（消費物価上昇に対応すべき七～八%と平均的消費生活水準の上昇分六%）これに、これまでの賃金の立ちおくれを回復する分と、若年層の上昇分を加えて、全体を平均すれば、一五%～二〇%程度の引上率となる。

2　三九年度の賃金要求は、われわれが設定した「当面の統一賃金基準」を実現していくための第一歩を踏み出すものであるから具体的な要求基準を次のようにしていく。

イ　基幹職務（職種）の成年男子労働者（二一才以上）の賃金要求基準を三〇〇〇円から六〇〇〇円とする。この間を職務（職種）または仕事による階層別区分をたて、それにそった層別要求基準をたてていく。

この場合層別区分の段階を少なくすれば、その段階の中における程度の個人別格差が避けられなくなるが、段階を多くしていけば、漸時その必要がなくなっていくので、層別一律要求としていくことができる。

ロ　基幹職務（職種）の成年男子労働者のうちで、標準的な層と熟練労働者の層は四〇〇〇円から六〇〇〇円の要求とする。

要求基準の上限を六〇〇〇円とおさえているが、これはもとより一般的基準であり、特に高度の内容の仕事を担当している層について必要がある場合には、更に上に向かって幅をもうけることは差支えないものとする。

ハ　職務（職種）又は仕事とその階層別要求をつみ重ねていくことが、ここ当面のわれわれの闘い方の基本となるのであるから、組合の手で、職務（職種）または仕事とその階層区分をしていくことが絶対に必要なことである。

本年度は、既にこのための準備の進められている組合、階層区分を手がけることが可能であり、それだけの基礎をつくりあげられる組合を中心にして、積極的にとり組んでいきこの経験を全体に普及せしめていくようにする。

来年度には、本年度の経験をもとして、統一的な階層区分の基準を設定するようにする。

ニ　本年度から、直ちに、職務（職種）または仕事による階層別要求に転換しにくいところは、過渡的に一律＋比例配分または、一律プラス・アルファのいずれかに多少の調整を加えたものを要求のたて方とすることもやむを得ないが、この場合においても、一律部分を三〇〇〇円とするか、または結果的に三〇〇〇円～六〇〇〇円の要求基準にあてはまるようにしていく。

ホ　女子（成年）の賃金要求基準については、男女同一労働同一賃金を実現していく方向で成年男子の職務（職種）または仕事による層別要求基準に合わせていくようにする。

補助的職務その他の場合でもこれらの階層の賃金が極度に低い現状を改善していくために、本年度においては成年女子の場合は三〇〇〇円を要求していくものとする。

二〇才以下の女子については、職務のいかんを問わず、最低でも二五〇〇円以上を要求する。

3　職務（職種）または、仕事とその階層区分にそった要求をたてていけば、個人別査定配分個人別の複雑な格差配分は、次第に影をひそめて、われわれが求める賃金率の確立に漸進的に近づいていくことができる。

だが永いこと慣習化している個人別格差配分、査定配分などについて、一きょにすべてなくしてしまうことが無理な場合も少なくないので、昨年度においても、その幅の規整と基準の明確化を求める方針をとってきた。このような過渡的な配慮が避けられない場合には、本年度も昨年度と同様の方針で対処する。だが、このような個人別査定配分をなくすことは、われわれの方針にそって職務（職種）または、仕事とその階層区分にそった要求に転かんし、漸時職務賃金率を確立していくことによって始めて可能となるものであることを自覚することが必要である。

第三章　春季闘争

第一節　一九六二年の春季闘争

一九六二年の春季闘争に際し、総評、日経連はかなり早くからその準備に着手し、すでに六一年秋から賃金をめぐる論争が行なわれた。すなわち総評は、例年より二カ月早く「賃金白書」を発表して大幅賃上げの必要を強調したのに対して、日経連は「屈服賃金」といわれた六一年春闘の自己批判の上にたって、六二年の春闘は、「基準賃金の三～五％、金額にして六〇〇円～一〇〇〇円の定昇程度」に賃上げをとどめるべきだという見解を明らかにした。

日経連は、このような見解を明らかにしたばかりでなく、賃上げ抑制を具体化するための、準備活動を行なった。たとえば全国的規模、地方的規模で業種別経営者会議がひらかれて春闘対策が検討された。一方労働組合は、六一年一二月の公労協をはじめとし、一二月下旬私鉄総連、六二年一月下旬合化労連、全国ガス、二月上旬炭労、新聞労連、同中旬全鉱、電労連、化学同盟、全造船、民放労、また下旬には鉄鋼労連、全国金属、全石油、全電線、全金同盟など大半の組合が賃金要求を提出し、さらに三月に入って遅れていた電機労連、紙パ労連、全国セメントなどもつづいて提出し、三月中旬までにほとんどの組合の要求が出そろった。

要求額は、大半が五〇〇〇円以上であり、なかでも高額なのは公労協の六〇〇〇円以上（国労七一六〇円、動力車六二〇〇円、全専売六〇〇〇円、全林野七三五〇円）、全石油六通六三八〇円、全電通六〇〇〇円、民放労五〇〇〇～八〇〇〇円などであった。また低い方でも四〇〇〇円以上を要求し、全般的にみて好況下の六一年よりも約二～三割増の要求であった。

経営者は、回答を出ししぶり、回答指定日である三月一日に具体的な金額を出した企業はきわめて少数であった。さらに、三月二〇日にいたっても、回答を行なった経営者はわずかであった。もっとも早く交渉をはじめたのは、公労協、私鉄であったが、公労協に対してはゼロ回答、また私鉄では交渉方式についての窓口交渉があっ

たのち、二月下旬からひらかれた大手一〇社（東武・京浜・京帝・京成・営団・京阪神・阪神・京阪・南海・西鉄）と、三月に入って開始された中小一一社の中央統一交渉において経営者側は、日経連の「定期昇給程度の賃上げ」の方針どおり、大手一〇社に対しては「定期昇給一〇〇〇円」、中小に対しては、富山・山陽「八五〇円」、北陸、奈良、神戸等「七五〇円」、茨木、常総等「六五〇円」などの回答を提示した。組合側は、これを拒否したため三月一九日に交渉が決裂し、同二〇日私鉄経協から中労委に調停を申請するにいった。この間、個別交渉をつづけていた名鉄では、中央交渉を上まわる一七八〇円の回答が提示された。

かくして交渉の舞台は中労委に移されたが、経営者側は、名鉄の回答の線が譲歩の限度だと主張し、組合側も少なくとも六一年（三〇〇〇円）以上を強調して歩みよりはみられなかった。

春闘共闘委員会は、当初三月二〇日を春闘の第一次統一実力行使と定め、民間単産の二四時間ストを中心に公労協も加えて、「官民一体」の行動をもりあげる計画であったが、これが主として鉄鋼労連の事情によって二八日に延期された。さらに公労協の内部事情により二八日の戦術が業務に影響しない三〇分の職場大会に統一され、本格的なストは、四月一〇日に延ばされたため、二八日の統一実力行使は民間単産にのみ限定されることになった。いいかえれば春闘のやま場は、二〇日から二八日に、さらに四月一〇日へずらされてしまった。

六二年の春闘において相場づくりの役割を担っていた鉄鋼労連は、スト権の批准をめぐって大手組合の歩調が乱れ、三月二八日の第一波ストを延期し、また第二波に予定された四月六日のストも、三日に大手各社から「七日に回答する」との予告があったため、これを見送り、回答をみてから態度を決定することになった。七日、大手五社（八幡・富士・鋼管・住友金属・神戸製鋼）では、いっせい回答が行なわれた。八幡、富士、日本鋼管の回答の内容はつぎのようなものである。

▽八幡製鉄

一、賃金

① 現行給与体系是正のため、調整財源として全社一人平均一八〇〇円を支給する。

② 調整財源のうち五〇〇円を現行業手丙財源の一部（全社一人平均五〇〇円）をもって基本給を一率増額する。

③ 作業職社員については、調整財源の残額一三〇〇円と業手甲、乙財源の二五％と業務手当相当額をもって職務給を創設する。

④ 業手に生産規模を考慮した付加財源を新設する。

⑤ 事務職等社員については加給で考慮する。

以下省略

▽富士製鉄

一、賃金

① 全社一人平均一八〇〇円を増額する。

② 増額財源のうち五〇〇円と業績手当第一財源のうち五〇〇円、計一人平均一〇〇〇円をもって基本給改正を行なう。そのため、各人の基本給については一・〇六六七倍する。

③ 増額財源のうち一三〇〇円を業績手当に加えると共に、業績手当を事務員等と作業員とに区分して、それぞれにつき改正を行なう。

④ 作業員については、作業所ごとに作業員業績手当財源のうち一人平均四五〇〇円をもって職務給を新設する。

以下省略

▽日本鋼管

一、賃金増額　鉄部門一人平均一八〇〇円を増額する。増額要領はつぎのとおりとする。

①　増額分のうち約五〇〇円を本給において増額する。

②　残りの約一三〇〇円はあらたに設置する業務給（仮称）に繰り入れる。

二、本給増額、賃金増額による繰り入れ額約五〇〇円と別記能率給から五〇〇円を繰り入れる。

三、業務給（仮称）の新設、賃金項目としてあらたに業務給を設置し、時間割賃金の算定基礎に繰り入れる。

以下省略

以上の回答にもられた賃上げ額は、六一年よりも七〇〇円低いが、定期昇給分を含めれば、約二七〇〇円となり、鉄鋼のベース賃金からみて約八％の賃上げになる。回答に接した鉄鋼労連は、四月八日拡大中闘委員会をひらいて協議した結果、一〇日のストを中止した上で、諾否については一四日の拡中闘で態度を決定することになった。

鉄鋼の回答が行なわれることによって、一応春闘相場が具体化し、春闘の情勢も大きな変化をみせはじめた。すなわちまず相場まちの形勢にあった公労協は、四月一〇日に予定していた実力行使の中止を決定し、公労委の裁定をまつことになった。しかし私鉄においては、中労委の調停が時間ぎれでまとまらず、大手一二社をはじめ中小一六〇社が一せいに二四時間ストに突入した。スト突入後、中労委の勧告で再開された自主交渉においてもなお話合いはつかなかった。

一方、無期限ストをつづけていた炭労は、中労委の職権斡旋による斡旋案（一方五五円、月一三七五円の賃上げ）を労使ともに受諾してストライキを中止し、また公労協も、四月一四日、基準内賃金の六％引上げ（約一五〇〇円）を内容とした仲裁裁定が提示され、これを労使ともに受諾して解決するにいたった。

以上のような情勢のもとで、私鉄に対しては、ストライキをひかえて職権斡旋が行なわれた。四月一五日に、ストライキを予定している大手一〇社、中小一二社等に対して、斡旋員の「意見」が示された。その内容は、大手に対して「本年四月以降一人平均二四〇〇円の昇給を行なうこと」中小に対して「二一〇〇円から二四〇〇円の昇給を行なうこと」というものであった。この「意見」に対して経営者側は直ちに受諾をきめ、組合側はまず名鉄、つづいて東急が受諾してストライキを回避し、他の大手一〇社は時間ぎれで始発からストに入ったが、六時には一せいに中止し、私鉄の争議は解決をみるにいたった。

また鉄鋼労連は、一四日回答の諾否を検討したが、職務給の内容が明らかでないため、この点の再交渉を行ない、四月二三日に妥結した。

以上にのべたように六二年の春闘は、鉄鋼の回答が相場になったが、しかし金属、機械、化学などの中小企業においては、かなりの高額妥結がめだっている。たとえば全国金属大阪地本傘下の組合は、約半数が四〇〇〇円以上の額で解決をみている。このことは、中小企業における求人難にもとづくものである点も否定できないが、他方において地域共闘の前進の結果であることもみのがすことはできない。

たとえば東京春闘共闘においては、共同闘争強化の努力が、春闘の準備活動の段階からはじめられ、五ブロックごとの泊りこみの企画会議がつぎつぎとひらかれた。かくしてそれぞれのブロック所属支部の闘争指導は、すべてブロックとして集団的に行なうという

態勢が確立した。このような態勢強化の成果は、たとえば東京大田の糀谷ブロックにおいて、三月一四日および三月二三日の集団ストライキとなってあらわれた。また全国金属大阪地本においても、中小支部に限定されていた集団交渉を次第に大支部にまでひろげ、幅と厚みを加えた大衆行動を行なった。さらに、集団交渉から一歩すすめて統一交渉という形もとり、三月上旬には二回にわたって二六支部の経営者と統一交渉が行なわれている。

春闘という形で賃上げ闘争が行なわれるようになったのは、一九五五年に炭労、私鉄総連、合化労連を主軸とする八単産によって春季賃上げ共闘会議がつくられたことがはじめである。それ以後年々春闘参加組合員の範囲は次第に拡大し、六二年においては、民間労組二四〇万人、公労協八八万七〇〇人（労働省「資料労働運動史」）であった。なお総評の発表によれば、参加単産約一〇〇単産、組合員は五六〇万人といわれている。

第二節　一九六三年の春季闘争

一九六三年における労働組合の賃上げ要求は、公労協、私鉄を先頭に、合化、全造船、鉄鋼などほとんどの組合が二月下旬から三月上旬までに提出を終わった。組合の要求は、大部分が五〇〇〇円以上であり、とくに公労協は六〇〇〇円前後の要求を提出した。

春闘のトップ・バッターの公労協各組合はもっとも早く具体的交渉に入ったが、三公社・五現業は、六三年二月一二日に「賃金引上げは認められないが、要員確保などの見地より、新規高校卒の初任給を六〇〇円引上げ、これにともなう調整措置を行なう」という回答を行なった。公労協は、これに対して「実質的にはゼロ回答」であるとして、これを拒否した。かくして二月一五日には、公労協の春闘第一波スト（一時間）が一せいに実施された。

総評・中立労連で構成する春闘共闘委は、最初三月中旬を闘争のヤマ場とみ、三月一五日には全国的な統一行動を実施する方針であった。しかし、二月二一日にひらかれた春闘共闘委の戦術会議では、闘争のヤマ場を三月末にずらし、実力行使を背景にその段階で春闘相場をつくり、そのため三月二〇日から二四日にかけて私鉄を軸とする大手民間単産は二四時間ストまたは時限ストなどを行なうという方針を決定した。さらに経営者側の回答が前年を下まわるような場合には、四月上旬にひきつづき第二段の集中的な決戦体制を予定し、長期的な構えをとることになった。

このように闘争の長期化が予測されるようになったのは、不況ムードのなかで経営者側の結束が予想以上に固かったためである。すなわち、日経連は春闘対策として、六二年に鉄鋼・造船・電機・石油・化学・私鉄の六業種で行なった重点結束（各業種主要会社が結束して賃上げ額等で共同歩調を申し合わせる）を、今年は紡績・化繊・相互銀行・民間放送を加えた一〇業種で行なうことになり、これらの業種の横の連携を強め、限界点の申し合わせをするという方針をたてた。さらに賃上げは、定期昇給、ベース・アップを含め平均四%、一〇〇〇円以内におさえることを強調した。

さて六三年春闘における一つの柱であった私鉄総連は、要求提出以後、会社側から私鉄経協に交渉委任のあった大手九社、中小六社について、総連対経協の中央統一交渉が行なわれていたが、三月一四日、大手九社は一二〇〇円、中小は六〇〇円ないし一〇〇〇円の引上げを認めるという経協側の回答が提示された。

しかし組合は、この回答が前年実績（大手二四〇〇円）と比べて

もなおかなりのひらきがあるため、これを拒否して交渉は決裂した。その後歩みよりをみないまま、組合側は三月二四日の早期時限スト、さらに同二六日には、始発から一〇時までの時限ストライキに突入した。二六日のストライキは、関東では東武、京成、京帝、地下鉄、関西では阪急、阪神、京阪、南海、九州の西鉄と大手各組合のほか、地方の中小私鉄の大半が参加した。平日ストライキであったので、全国各地で通勤客の足をうばい、大きな影響を与えた。

私鉄の争議は、労使ともに「自主解決」を目標に交渉をつづけてきたが、この平日ストライキによって自主解決の見透しはなくなり、中労委の調整にもちこまれることになった。すなわち三月二七日、中労委は「職権斡旋」にのり出し、組合側が第三波の二四時間ストを予定する三一日までに斡旋案をまとめることになった。かくして三〇日、次のような斡旋案が労使双方に提示された。

▽斡旋案

今次賃上げ争議は、下記により解決されたい。

一、委任大手九社ならびに名鉄および京浜の賃金については、本年四月以降一人一カ月平均二二〇〇円（税込み）の昇給を行なうこと。

二、上記の配分その他については、労使で自主交渉すること。

三、中小六社は一項に準じて自主交渉により解決すること。

なお、豪雪により被害を受けた会社についてはその事情を考慮すること。

右のように賃上げ額は二〇〇円、昇給率にして大手平均八・八%であったが、経営者側は受諾し、前年実績（二四〇〇円）以上を強く主張してきた組合側はこれを低すぎるとして拒否し、ただちに経営者側に自主解決のための団交を申しいれた。

団体交渉は、経営者側が譲歩をしなかったため三一日に決裂し、組合側は三一日の始発から予定どおり二四時間ストに突入した。二四時間ストは、大手一一社中、京浜、名鉄の二社が中止したため、それ以外の東武、京帝、京成、地下鉄、阪急、京阪、阪神、南海、西鉄の九社をはじめ、各地方中小私鉄、バスをあわせた約一二〇社が参加した。

組合は、四月一〇日にも第四波ストを予定していたが、四月八日から再開された中央統一交渉において経営者の示した新提案（一、斡旋案どおりの昇給額の他、二、解決金として一時金五〇〇円を出す、三、そのかわり今後の労使関係の安定をはかるため賃金、紛争処理委員会を新設する）を組合側が了承して一〇日のストを中止し、妥結するにいたった。もっとも、スト中止指令が始発までに間に合わなかったので、始発時にはストに入ったところもあったが、間もなく平常運転にもどった。

鉄鋼の組合に対する会社回答は、四月六日一せいに提示された。金額は、大手各社いずれも定期昇給をのぞき七〇〇円であるが、配分については、八幡、富士は、六二年新設された職務給に全額くりいれ、職務給の一部是正を行なうという内容であった。このような回答に対して鉄鋼労連は、四月六日から八日にかけて拡大中闘委員会をひらいて、会社回答拒否の方針をきめ、八幡、富士、鋼管その他各組合が一せいに四月一三日二四時間スト突入を指令した。鉄鋼の回答は、定期昇給を含めても約一五〇〇円の賃上げであり、私鉄斡旋案を大幅に下まわる回答だったので、組合側も不満であったといってよい。

ストライキは、方針どおり実施されたが、回答額の引上げに成功せず、結局、四月一五日に開催された鉄鋼労連拡大中闘委員会では、大手五社は回答額を了承して配分交渉に切りかえる、中小一二組合は闘争継続するという方針をきめ、闘争集約の方向にむかっ

た。

四月一三日、公企体に対する公労委の裁定（本俸の六・五％プラス定期昇給）が出されて解決し、つづいて化学、電機も解決するにいたった。六三年の春闘における賃上げ妥結額は、全般に六二年の実績を一～二割下回り、中小企業労組も、前年ほどめだった賃上げ額を獲得できなかった。東京都内では、六三年五月二五日現在、九一〇事業所の平均妥結額が二三六七円になっており、六二年との比較では金額において二八〇円減、賃上げ率において一一・八％の低下となっている。六三年の春闘に参加した組合員数は、民間労組で二七一万三〇〇〇人、公労協で八九万八〇〇〇人となっており、六二年よりも一層拡大をみている。

第三節　一九六四年の春季闘争

一九六四年の春闘にあたって、総評は、ヨーロッパなみの賃金、生産性と物価上昇を追いこす賃金として二五％、金額にして七五〇〇円という大幅賃上げ要求をかかげたが、これに対して日経連は、経済の安定成長のために、生産性上昇の枠内での賃上げ、長期安定賃金制度の確立が重要課題であるとし、賃上げは「昨年の目標五％をさらに下まわるべきこと」を訴えた。

六三年秋に要求を提出した公労協は、当局側との交渉がまとまらず、六四年二月一八日に公労委に調停を申請した。またその他の民間単産では、一月二八日に炭労、同三〇日には私鉄総連、さらに合化労連が要求を提出し、二月中にほとんどの単産が要求の提出をおわった。主な組合の要求はつぎのようなものである。

▽私鉄総連

三九年度賃金要求方針

A　たたかいの目標

(1)最低賃金の業者間協定に反対し、全国一律最低賃金の法制化と社会保障制度の拡充のためにたたかう。

(2)最低賃金の法制化と同時に、産業別最低賃金の協定化を地域別最低賃金のたたかいと密着してたたかう。

(3)一週四〇時間労働と、大幅な賃金水準引上げを、総評を中心とした他単産の賃上げ、時間短縮闘争と結合してたたかう。

(4)輸送力増強計画推進にともなう合理化に反対し、資本の賃金政策である職務給化および安定賃金協定化攻撃を粉砕する。

B　産業別要求項目

(1)全国一律最低賃金法制化要求

総評最賃特別対策委員会が決める金額を要求する。

(2)私鉄、バス産業別最低賃金協定化要求

交運共闘賃金専門委員会が決める一三〇〇〇円を要求する

C　統一要求項目

(1)要求の形式

(イ)一律引上げる。(ロ)一八才高卒初任給一五〇〇〇円以上、(ハ)これらの目標達成をはかるアルファー源資＝総額

(2)大手ならびにこれに準ずる組合

(イ)一律三〇〇〇円、(ロ)一八才高卒初任給一五〇〇〇円以上、(ハ)総額五〇〇〇円

(3)　その他の組合

(イ)一律三〇〇〇円、(ロ)一八才高卒初任給一五〇〇〇円に準ずるが、最低を産業別最低賃金協定化要求の金額とする。(ハ)総額五〇〇〇円に準ずるが、産業別最低賃金協定化要求との関連により五

〇〇〇円以上とする。

(4)アルファー要求について（全組合）

各統一要求項目を補強する。

この要求の内容は統一要求として規制しない。ただしつぎの指導方針を基礎にして各単組毎にきめる。

(イ)各単組毎に特定の経過措置を設けた職種別最低保障、勤続保障、年令保障などによる最低引上げや格差縮小措置をはかる。

(ロ)自動車運転者初任給のあつかいについて

①自動車運転者の初任給の到達目標を二三〇〇〇円以上におき、できる限り、この目標を要求するように努力する。

②ハイタク運転者のあつかいは、現行諸手当の基本給繰入れを最重点にし、基本給二五〇〇〇円以上の固定化をはかる。

(ハ)その他現行賃金体系とのみあいの措置をはかる。

▽鉄鋼労連

具体的な要求

一、大幅賃上げ獲得についてとおりとします。

要求方針の大綱をつぎの

(イ)要求金額五〇〇〇円は、全額基本給（又はこれに準ずる固定給）で引上げます。

(ロ)初任給の引上げ目標は、作業員満一八才で一八〇〇〇円以上とします。

なお、現状からみて一気にこの目標を達成することが甚だしく困難な組合は、今後段階的に達成していく方向で、できるだけ大幅な引上げを要求することにします。その場合でも少なくとも鉄鋼労連の産業別最低賃金一四〇〇〇円を上まわるようにします。

(ハ)配分は一律五〇％とします。

なお、一律分については初任給の引上げとの関連で、比率を調整する等の措置をとってゆきます。

(ニ)職務給の是正、その他体系是正の要求を行なう場合の必要財源は五〇〇〇円の統一要求の枠外とします。

二、退職金三二〇万円の獲得について（細目省略）

三、時間短縮の実現について（細目省略）

四、最低賃金制の確立について

全国一律一〇〇〇〇円の最低賃金制の法制化の確立につとめる。

五、産業別最低賃金について

臨時工、下請工を含めた鉄鋼業の産業別最低賃金は、一四〇〇〇円とし、これ以下の低賃金を鉄鋼業からなくしていく。

六、その他の要求について（賃金関係のみ掲載）

(イ)過勤務割増率の引上げは、深夜手当を含めて現行の二五％を三五％に引上げることにし、大手三社を中心とする共通要求としてすすめる。

(ロ)交替手当、住宅手当については、今回は個別要求とし、それぞれの条件に応じて単組ごとに要求してゆく。

▽合化労連

五大統一要求方針

一、臨時労働者をふくめて一二五〇〇円の最低賃金協定をかちとり、化学産業からこれ以下をなくす。

一人前労働者高卒三年（中卒六年）二二〇〇〇円以上

二、初任給基準

中卒一五才　一四〇〇〇円以上

高卒一八才　一八二〇〇円以上

大卒二二才　二七五〇〇円以上

三、年齢別最低保障

二六才（二人世帯）二九〇〇円
二九才（三人〃）三二〇〇円
三三才（四人〃）三八五〇〇円
三七才（五人〃）四六〇〇円

四、一律三〇〇〇円

年齢別最低保障、中だるみ是正、男女格差撤廃など各層の要求をつみかさね、五千円以上の大幅賃上げとする。

その際どんな人も最低物価上昇分（約一〇％）は保障される必要がある。

五、全国一律一万円最低賃金法制化

さらに、退職金三〇年三〇〇万円、二〇年二〇〇万円、定年六〇才への延長、結婚資金三三〇〇円、時短とむすびつく超過労働割増率の引上げ、特作手当、交替手当をはじめとする諸手当など、賃金、労働条件についてのすべての要求をくみあげます。その場合、合化のトップ水準にある組合をめざす到達闘争をくみ、すべての組合が参加する産業別のたたかいに発展することが必要です。

また、「安定賃金」「職務給」は、いずれも賃金面にあらわれる資本の合理化攻勢です。賃金を低くおさえるために、産業別各組合の団結をくずすものですから、その害悪を具体的にあきらかにするなかで、はねかえしてゆくことが大切です。

闘争の具体的なすすめ方

一、合化中闘の設置　合化の統一闘争は、合化中闘をもうけ、合化大会出席代議員の $\frac{2}{3}$ 以上の同意をえてスト権を発動して行ないます。

二、要求提出　要求は年内提出をめざすが、最終的にはおそくとも一月中に完了することにします。

三、回答指定　二月中旬までにスト指令権の批准投票をおえ、二月末日に統一して回答を指定します。

その日に回答がないか、著しく低いときは、直ちに一斉抗議大会を開き、部分スト、残業拒否など、あらゆる方法での抗議、さらに団交をつよめてゆきます。そういうもり上げのうえで、統一ストの日程、戦術をきめ、大幅獲得につとめます。

▽化学同盟

大幅賃上げ統一要求

一、化学産業最低賃金協定一二〇〇〇円の獲得

(a)　一二〇〇〇円（日給四八〇円）以下の臨時工の存在を企業内に許しておくことは、本工組合員の首を守ることはもちろん、賃上げができない。

(b)該当者がなくて要求が全組合員のものにならない場合は、一二〇〇〇円以上の要求を行なってゆく必要がある。

(c)臨時工の賃金がいちじるしく低い時は、一一〇〇〇円でも一〇〇〇〇円でも、とにかく最賃協定を締結してゆく必要がある。

二、大幅賃上げ五〇〇〇円以上

化学同盟で組合員が最も多く分布し、仕事の上でも一人前で、しかも結婚適齢期にあたる二五才前後の組合員の要求をとりあげ、この層の賃金水準を引上げてゆくことを賃上げ闘争の主要な柱とする。また物価値上りの影響を、もっとも強くうけている高年層に対し、彼らに加えられている賃金ストップを打ち破り、一致した賃金水準向上のために、最低一律三〇〇〇円の統一要求を設定する。

更に、本年度約七％の消費者物価の上昇が予想され、この物価

上昇による実質賃金の切り下げを阻止するために、消費者物価上昇及び賃金分布におけるバラッキ、途中入社者、女子低賃金者を是正するための体系是正分を昨年度と同様要求してゆき総額五〇〇〇円以上の要求を行なう。

前述の趣旨で配分は一律三〇〇〇円＋基本給（あるいは基準賃金）の一〇％＋調整分とする。

四、賃金要求額決定の際考慮すべき点

(a)定期昇給に対する考え方

定昇を当然の権利として、その源資を組合が確保し、会社が定昇を一方的に査定配分し、労務管理の一環として利用することを制限し、労働組合が自主性にもとづいて配分を行なうようにする。

①定期昇給基準を明らかにする。

②定昇における会社査定配分の廃止もしくはその源資の縮小

③職階、職給による差別昇給の排除

④定昇を自動昇給に切りかえる

(b)統一初任給の設定について

日本の低賃金は低い初任給から出発しているので、賃金決定の基点の役割を果している初任給の引上げは重要な意義をもち、統一初任給という目標を設定することによって、化同の産業別統一闘争をより強化し、将来の横断賃率設定の基礎的な条件をつくる。

昨年とりあげた化同の統一的な学歴別初任給の設定はせず、組合員の実態と要求にもとづき、必要に応じて、各業種別に統一初任給の目標を設定することが望ましい。

五、全国一律最低賃金制確立の闘い

全国一律一〇〇〇〇円の法制化闘争を強化するとともに、各単産は傘下にいる臨時工、下請労働者の組織化をより積極的に促進し、それらの労働者を含めた産業別最賃一四〇〇〇円の獲得をめざす。

三月下旬になって組合の賃上げ要求に対する回答が出はじめたが、それは主として全国金属、全金同盟、化学同盟などの中小企業であり、三〇〇〇円をこえるものが多くみられた。

四月六日、鉄鋼において定期昇給をのぞくベースアップだけで平均二三〇〇円、定期昇給をいれれば約三二〇〇円（現行ベース）に対してほぼ八～九％賃上げの回答が大手各社において提示された。この回答に接した組合側は、七日拡大中闘委員会をひらいて対策を検討し、その結果、回答には不満だが、ただちにストライキに入る態勢にないとして、大手五社は一〇日の二四時間ストを中止した。一四日にふたたび拡大中闘委員会をひらいて協議した結果、一七日も可能なかぎりの職場大会にきりかえることにきめた。鉄鋼大手のうち八幡は、ベースアップ分のうち大部分を職務給にくりいれ、職務給比重の増加をはかっている点に特徴がある。

公労協は、早くからストライキ宣言を発して闘争態勢強化をはかってきたが、池田・太田会談の結果、四月一七日の「統一スト」を中止し、賃金交渉の舞台はふたたび公労委にもどった。さらに私鉄総連は、組合側要求の中央統一交渉が、経協の拒否にあってゆきづまり、結局、中央交渉は大手六社のみ、他は各社交渉になったが、闘争は長びく傾向になった。

ところで公労協の四・一七ストライキは、最初「安保、三池いらいの大闘争」と称されたが、公労協のスト宣言に対し、政府は正面きった違法スト処分の強硬態度を示し、事態は日ごとに逼迫していった。国労は、半日に特急、急行、準急その他旅客列車二八〇〇本を全国的にストップさせるという最高度に近い闘争計画をたて、闘

争は容易に収拾しがたい見透しがもたれるにいたった。しかし前述の池田、太田会談によって「公企体賃金と民間賃金との格差是正につとめる」という了解が成立して、一五日夜から朝にかけてストライキ中止に逆転したのである。その後公労協は、調停が不調に終わり、五月七日の公労委の臨時総会で仲裁移行にきまり、同日以降仲裁委に附託されることになった。なおこの仲裁移行前、調停の段階において労働者側委員は、公労協と民間との賃金格差についての資料を提出し、格差の解消を要請した。それによると全産業平均と比べた格差は、六三年において六三〇〇円とかなり大幅なものである。

四月二七日から無期限ストライキに入っていた炭労も、中労委の職権斡旋によって五月二日解決し、一方当り八五円、月二五方換算二二五〇円の賃上げとなった。

前にのべたように交渉のおくれていた私鉄においては、五月一一日中央交渉委任の大手六社（東武・京成・京阪・南海・阪神・西鉄）について、定期昇給こみの平均一七〇〇円の回答が私鉄経協から私鉄総連に提示された。この回答に対して組合側は即日拒否したため、交渉は決裂し、同日経協側から中労委に斡旋を申請した。つづいて一二日には、各社交渉によっていたその他の大手七社について、組合側から斡旋を申請し、その後は中労委に交渉の舞台がうつされることになった。

五月一九日に公労委裁定が提示されたが、定昇を別として、九・五％から六・五％におよぶ三ランクの格差をつけたベースアップを内容とするものであった。三公社五現業の平均では、七・七六％アップで二二〇九円、定期昇給を三・五％（九九六円）とみて、計三二〇五円となっており、だいたい鉄鋼大手の妥結額と見合った額になっている。ただ国鉄の場合は、四〇六〇円の賃上げとなり、公労協にとっては統一闘争の上で大きなしこりを残す結果となった。

つづいて私鉄は、五月二一日斡旋員（中労委・所沢会長）から、大手七社（阪急・東武・京成・阪神・京阪・西鉄・南海）について、「六四年四月以降一人平均基準内賃金月額三三〇〇円（税こみ、定期昇給分を含む）を増額するとともに、その配分は一律分を一五〇〇円とし、高校卒一八才初任給をこれと同額引き上げることによって解決することが適当と考える」という申入れが提出された。また中労委の申入れに先立ち、五月二〇日、個別交渉をつづけていた大手六社中、近鉄を除く五社（東急・京浜・京帝・地下鉄・名鉄）において、三三〇〇円の回答が行なわれた。この回答額は、だいたいにおいて公企体の裁定額に見合うものであり、大手各社の平均ベースに対して一二％強の引上げとなっている。これによって長びいた私鉄の争議も、五月二四日に予定した半日ストを回避して妥結するにいたった。

五月一四日に総評が集約したところでは、春闘参加三四六組合の賃上げ妥結額平均は、三四五四円、賃上げ率では一三・六％になっており、鉄鋼回答は、主要単産の大手企業に関するかぎり突破されている。また春闘参加組合員数は、民間単組二八二万、公労協九〇万三〇〇〇であり、六三年をさらに上まわった。

第四章　合理化反対闘争

第一節　合理化反対闘争と主要単産の合理化反対方針

わが国、戦後の合理化反対闘争の経過をたどってみれば、一九五五年頃までは、合理化とは人員整理の別名であり、合理化反対闘争とは大量首切り反対闘争以外の何物でもなかったといってもいいすぎでない状態だった。もちろん当時においても、配置転換や労働強化や賃金体系改悪あるいはまた労務管理の強化、企業組織や職場組織の再編成等今日みられるところの合理化形態がなかったわけではない。ただ、人員整理がしばしば大きな波となっておしよせ、労働組合はそれへの対処に奔命していたといってもいい状態だったのである。

ところが、一九五五年以降のいわゆる「高度成長」期にはいると、巨額の設備投資と技術革新というかたちで、合理化は従来とまったく別個の形態をとることになった。企業と経済の高成長のなかでは、人員整理の問題にもまして、むしろ作業組織の変更とか労務管理の強化とか、配置転換や交代制の問題が正面にでてきた。そうした新しい形態の合理化にたいして、労働組合の合理化反対闘争方針はいくつかにわかれ、混乱することになったのである。大まかにいえば、その一つは、職場における抵抗組織という主体の形成に力点をおきながら、日常不断に合理化攻撃に対決していくという「長期抵抗路線」であり、二つめは職場における労働時間、労働密度、労働諸条件、定員、作業量などの諸問題をとりあげ、これらのすべてを労働協約闘争につみあげていこうという方向であった。三つめは、産業政策そのものを問題にし、労働者に有利なようにそれを転換することを要求して闘っていくという方向であった。これら三つの方向は、本来のところお互いに相対立するものというよりは、補充しあいながら、全体として反合理化闘争を支え、発展させていくものというべきなのであったけれど、実際には、強調点の差異が理論的対立というかたちをとり、運動全体の方針は不統一、混乱の相をまぬがれえなかった。そうして、何よりも注意しなければならないのは、以上のような三つの方向を実践的に発展させていた組合は、ごく一部にとどまり、多くは合理化に力を入れてとりくむことなく過ごしてきたという事実である。方針の混乱は合理化反対闘争の欠落ということになりかねなかった。さて、そうしたなかで、現在再び合理化攻撃が、人員整理という形態を中心に一層複雑な様相をはらみながらかけられてきている。それゆえに、それにたいする労働組合の合理化反対闘争の方針が、一方では主として戦後第一期にみられたような首切り反対闘争の経験と、他方では戦後第二期のさまざまな経験、方針とを総合したかたちで形成されることになっているのは当然のことといえる。

ところで、合理化反対闘争の方針という場合、他の諸闘争でも同じであるが、一応、総評などの全国的中心組織のそれと、各単産のそれと、さらに単組、職場段階のそれとは、区別して考えられねばならない。それぞれに基本的方向は同じであるにしても、具体的な

な方策は異なるものがあるからである。各単産の反合理化闘争方針をみると、共通点ももちろん多いが、同時にきわめて多様な異なる点も多い。同じく合理化といっても、産業によってその実態はさまざまであるから、必ずしも同じ闘争方針というわけにはいかないが、そうした側面とは別の、論理の運びそのものにおいても異なったものがあるといえる。それは大別すれば二つの類型に分けられよう。一つは、合理化の本質は何か、それは労働者にとっていかに耐えがたいものであり、それと徹底的に闘わねばならないかといったことを指摘するのに重点をおいているものである。もう一つは、合理化のそれぞれの形態にたいして、具体的にどういう対策、運動の形態を組織して闘うかを整理していこうとするものである。前者の例としては紙パ労連の方針を、後者の例としては全造船機械労組の方針を代表的なものとしてあげうるであろう。以下、総評・春闘共闘委員会合理化討論集会（一九六五年九月一三、一四日）の資料により、主要単産における合理化の実態とそれに対する対策についてみれば次のとおり。

▽各単産の合理化攻撃とその対策について

当面する各単産の合理化攻撃は、次の諸点に特徴的に現われている。

1、過剰設備、過剰生産による減産・操短が特に重化学に目立ち、余剰人員を大量の配置転換、首切り、一時帰休などの措置によってきりぬけようとしている。

2、大企業では、下請・臨時・社外工の切捨てを行ない、その空白を本工の余剰人員をもって埋める。

3、旧施設、不採算部門のスクラップと新鋭工場集中生産体制をとり、新館・新設工場は新採用を行なわないで企業内配転によってまかなう。

4、新採用をストップし、退職者・離職者など自然減耗をはかる

5、労働密度の強化、労働時間の管理をきびしくして一人当りの作業量、労働強化をはかる。

6、作業長、職長など職制機構の強化、細分化をはかり、労務管理を徹底的に強化する。

7、福利厚生施設、資金を大幅に削減し、実質的な賃金引上げ、労働条件の引下げをはかる。

8、職務給導入、能率賃金の強化をはかり、場合によっては賃下げ提案を行なう。

9、時間内組合活動の制限、組合活動への不当干渉、組織分裂攻撃を強め、組合弱体化、組合員の権利破壊を行なう。

10、余剰人員を活用して、従業員の思想教育、職業再教育を強化する。

11、中小企業では倒産、首切り、賃下げなど露骨な攻撃をうけている。

12、労働災害が増大し、完全衛生に関する管理施設が荒廃している。

これに対して、各労働組合では次のような取組みをしている。

1、反合理化闘争を秋から来春にむけての中心課題にし、その指導機構として中央合理化対策委員会を設置し、各地本・地協・企業連・単組毎に合理化対策委員会を組織している。

2、各単産・単組間の交流、連絡を強め、一企業に現われた合理化に対しても全組織で闘う体制を強めている。

3、産業別共闘での合理化対策を強化し、共通の課題に対して、取組む体制を強めている。

4、時間短縮要求、要員要求など積極的な要求を対置させて闘う方針をうち出している。

5、総点検運動、一人一要求闘争など職場を基礎に闘う方向を具体的に提起している。
6、首切り、配置、帰休など直接の攻撃に対しては事前協議制の確立、団体交渉の強化など、労働者の権利侵害に対処する方向をとっている。
7、労働災害に対しては、安全監視委員制度の強化、安全教育などの防止対策と災害に対して抗議集会、抗議ストなどの取組みを強めている。
8、産業別組織と企業連、単組との具体的な闘争に関する連繋を強めている。

鉄鋼労連

一、スクラップ・ビルド政策及び、粗鋼一割減産実施（七月十二日決定）に伴う合理化

①　内　容

対象企業―高炉十社、平・電炉六十社
対象鋼種―普通高圧延鋼材用粗鋼
減産量及び実施時期―三九年十月～四十年三月生産実績の一割減で、二月四日から実施

減産の具体的方法―平炉は封印し、転炉・電炉については能力を正確に測定し、それぞれ強制休日制を実施する。

重工業局長を委員長とする監視委員会を設け、その下に実施委員会をおいて、大手二十四社については現場に常駐監視委員をおく。

②　要員削減

八幡―平炉八基の封印その他で余剰人員は七～八百名。その処置は教育センターでの再教育や、過勤務部門への応援、関連下請についてはかなりの切捨て断行。

富士―広畑で二基、室蘭で一基の平炉をそれぞれ封印、他に両方で各一基の軽操業化、本工二百名の余剰人員は研究部門や圧延部門への配転、全社で二千四百名の臨時工についても減産体制の推移に伴って処置。

中小関係―最もひどい影響をうけるのは中小企業である。第一に徹底した人べらし、労働強化、残業切捨てなどによるコスト切り下げ、利潤確保の攻撃である。新規採用ストップ、減耗補充の停止、ＩＥ方式による要員切りつめ、新勤務体制などが全面的になるだろう。第二は系列再編成と結びついた首切り、大量配転がある。

八幡系列―日曹製鋼三百名の余剰人員の中二百四十名の首切りを強行、トピー工業・神奈川工場で電炉休止・三十名を豊橋、三七名を綾瀬に配転、中津鋼板で中板の生産中止、六十五名の人員整理。

富士系列―大和製鋼で条鋼部門を休止、配転。
鋼管系列―中山鋼業で圧延機一基を休止、四十名の余剰人員を一部配転、一部希望退職、吾嬬製鋼で千住工場をスクラップ化し、線材専門生産化。

八幡、富士、鋼管では、三十八、三十九年の二年間新規採用がストップされ、退職などによる自然減耗分は補充されないし、全てにわたってＩＥ方式による作業実体調査、時間研究などによって要員は減らされ、旧式設備の廃棄、不採算部門の切り捨てによる余剰人員は社内配転、新製鉄所への配転となっている。
堺、東海製鉄、福山などの新製鉄所要員は殆んど既存工場からの配転によっている。

二、新勤務体制、職制強化、職務給導入など労働強化、権利抑圧
新勤務体制―タイム・レコーダーの各職場移転、退勤時間の厳

守など実質的な労働時間の延長、引継ぎ残業の廃止、休憩時間の昼食一時間の一本化、勤怠事務の現場移管など、富士をはじめ全体に現われている。

作業長制度―八幡、住友、鋼管などで作業長制度実施。職制の細分化、職制機構の強化が行なわれている。

職務給導入―八幡、富士、鋼管では三十七年から、神鋼、日新製鋼が今年から、住友は職分制、全体として逐年賃金総額に占める職務給の比率が高まっている。

既得権の剝奪―入浴時間の制限、年休の事前届出制、時間内組合活動のしめ出し、組合運営への不当干渉、施設管理権を理由にした集会の禁止、役職の非組合員化、懲戒条項の構成要件の拡張などの攻撃が強まっている。

従業員教育―八幡では五千名の小・中卒の自習・試験強要、合理化による余剰人員の職業再教育が目立って行なわれ、企業意識強化、職業教育が全体にわたってやられている。

三、鉄鋼労連の合理化対策

1、合理化共闘委員会―単組代表者会議メンバーで構成し、三カ月に一度開催する。共闘委員会に合理化対策部会（五社企連代表、各業種別地協代表、本部三役で構成、政転闘争方針、事前対策）合理化時短部会（時短闘争、要員対策、労対関係で構成）合理化特別部会（倒産など首切り、賃下げ対策、争対部関係で構成）合理化災害部会（安全、災害、厚生対策、福厚対関係）の四部会を設置、各単組、職場単位に合理化闘争の組織をつくる。

2、人減らし攻撃に対し、雇用安定の闘いとして、要員協定化闘争をおき、協定化できない所は総点検活動の一項目として要求を積みあげる。

3、労働災害撲滅の闘いとして、要員・生産・設備・技術・教育の諸問題をとらえ、危険な職場、作業を拒否することを基本に、災害発生には連帯行動、抗議行動を行なう。

4、総点検闘争と到達闘争を行なう。合理化共闘として統一点検項目をきめ、来春闘の前段として取組む、到達闘争は賃専、協約専門委で一定の目標を設定する。

5、時短要求は四直三交替、週四十時間労働を基本目標として各単組毎に、労使の専門委で促進する。残業規制については四十時間以上の長時間協定をしているところは漸減の目標をたて設定して行く。また下請化拡大阻止の基準を最低の条件として闘い、下請工組合の労働条件改善の闘いを組む。

電機労連

官公需に依拠する通信機部門を除いて、家庭電器、重電などは非常に大きな不振となっている。扇風機、冷蔵庫に加えてテレビも売行きが悪く、松下、東芝、日立、三洋など各社は二～四割の減産を実施しているし、在庫もますます増大している。

一、労働者に対する合理化攻撃

1、臨時工は電機産業で大きな比重をしめているが、最近目立ってきているのはパートタイマー制度の採用である。家庭の主婦を動員し単純作業に従事させ、一～三カ月の雇用契約で賃金は五〇〇〇～六〇〇〇円程度であり、ソニー厚木工場では将来従業員の五〇％をパートタイマーにするといっている。

2、コンベアのスピードアップと標準作業量の引上げが行なわれ、コンベア各ラインに交替要員を認めない。女子の生理休暇を制限するなどの労働強化が進められている。キーパンチャーについても労働省通達の三〇〇分以内は四七・四％にすぎず、四八〇分というパンチ時間を強制されているものもある。

3、時間管理が強化され、タイム・レコーダーの門から職場へ

の移動、準備時間の廃止などがなされ、余暇管理として若年労働者の思想対策をやっている。

4、帰休制度が日立、東芝、三菱、安川に現われている。

日立―勝田工場六月～八月一〇〇～二〇〇名、水戸工場七月～八月二回、九月四回。笠戸工場七月二回、八～九月二回、栃木六月～八月四～五回、九月二～三回。茂原七月一回、習志野八月～九月各一回。賃金七五％保障。

東芝―来年三月まで第二、第四土曜日を全休する。

柳町工場八月十四日～三月十一日二回、大阪八～一二月二回、富士八月一四日～十月末日二回一一月～三月月一回。賃金は八〇％保障。

三菱―静岡六月～九月一六日間、京都七月～八月一八日間、伊丹無線機八月～九月七日間、伊丹トランジスター七月～九月九日間、賃金は八〇％保障。

安川―三、二〇〇～三、三〇〇名対象、第一、第三土曜日休日、八〇％保障、期限は年内。

二、電機労連の合理化対策

1、合理化に対する基本的な態度は組合員の雇用と生活を確保、改善することにおいて、各組合は組織の点検、整備、合理化問題の啓蒙をはかる。

2、合理化提案については事前協議を通じて対処する。

3、時間短縮は合理化に対処し、労働強化を防ぎ雇用を増大させるという立場にたって一段と推進する。

4、工場閉鎖、人員整理などの事態に対して各組合は速やかに本部・地協に連絡をとり、本部は政策委員会、代表者会議、臨時中央委員会などを開き具体的な闘争対策、賃金対策を講ずる。また帰休、配転についても安易なとり組みを戒しめ、事前協議を徹底する。

5、職場の安全、衛生など職場点検を強め、企業合理化センターともいうべきIEの機能を重視しこの監視を行ない、これから生ずる労働密度の一方的な強化に対処する。

6、中小企業対策を具体的に講ずる。

全造船機械

造船産業は三菱三重工の合併をはじめ、石川島播磨、川崎、日立、三井など巨大資本を中心に中小企業を系列化し、陸上進出など総合重工業化を目指し、金融資本との系列強化、技術導入など国際競争に対する体制をおし進めてきたが、過剰生産能力、不採算部門のスクラップ化が一段と進められようとしている。

今後は企業内部における合理化に重点がおかれ、時間、管理、作業形態の変更、配転を含めた人員整理、新採用ストップなどが現われてきている。

一、配転、首切り、企業倒産

三菱では造機部門の六〇％操短に伴ない、三〇〇名（一、二〇〇名中の）が余剰人員として長崎造船にて配転する旨、組合に提案してきている。石川島ではタービン部門の転換に伴い余剰人員を配転させたいと経協を通じて意思表示があり、川崎重工でも造機部門での余剰人員を配転する動きがある。浦賀玉島では過剰設備による配転が九月中になされようとしている。

中小企業では内航二法の成立により業務量が大きく規制されている。幸陽ドック（造船総連）では企業倒産、会社更生法の適用という状態になっているし、中小企業の首切り、合理化は今後多くなるだろう。

大手各企業は新規採用をストップし、余剰人員をわり出して過勤務部門に配転する。中小企業は逆に人手不足という状態になっ

ている。

二、多能工化、職種統合について

内業加工、小組立にはコンベア・システムが導入されているとともに職種統合、多能工化が進んでいる。横浜造船では、熔接部門とかガス部門とかが第一鉄工、第二鉄工という風に一般化され、職種は認められていない。

三、三菱長崎造船では、十四項目の合理化提案がなされている。その内容は、役職員の再配置(間接工を排して直接工が管理する)下請の切り捨てと本工の配転、病院経営の独立採算化、福祉施設の下請化、保安要員の削減、低稼動設備の整理、平炉の二直制、外注の整理などである。長船では九月一杯に配転が具体化してくることを予想して各項目毎にスト権を集約している。

四、全造船機械の合理化対策

1、本部に中央合理化対策委員会を常設諮問機関として設置し、基本方針の作成、個別対策委員会との調整、連絡を行ない、支部分会の合理化対策委員会の指導を行なう。造船機械産業の政策要求を行なうことになる。

2、時間外労働一カ月六〇時間協定化に努力する。

3、各支部、分会で一人一要求運動を組織し、労働時間短縮、交替制撤廃を要求していく。

4、配置転換については、事前協議制を活用し、組合の承認なしに実施させない。配転に伴う再教育、労働条件の低下はさせない。多能工、単純労働については、作業範囲を明確にし、なし崩しに一般化はさせない。

5、社外工の実態調査、下請企業の把握、統一賃金調査、来春闘にむけての要求案世論調査など調査活動を行なう。

全電線

第一電工では、今春、夫婦共稼ぎの一時帰休を組合に提案してきたが、春闘の中で撤回させた。最近再び業務量が半分以下になったとして、一カ月について全従業員に二日の帰休を提案してきた。

合化労連

1、小西六の集中生産による小山工場の閉鎖、日本板硝子の千葉工場新設移転、日本化薬の飯塚、小倉工場の閉鎖、東北開発の人員整理、日本化学八戸の高度化成、日本水素コークス工場の要員問題、今年に入ってから揖斐電における人員整理、平野化学の企業整備、帝化は八月二五日から九月四日まで希望退職募集(協定調印)など首切り、配転による人べラシが増えている。現在も日本硫曹では賃下げ一六〇名の首切りなど過燐酸の合理化が続出している。豊年製油では坂山工場に五八名中四〇名の配転、東洋酸素では五三名の余剰人員配転、日本曹達では亜鉛工場分離による二〇〇名の別会社化、石原産業でも安定賃金、年間臨休を含めた合理化提案がなされている。

2、合化労連は合理化反対の闘いとして第一に時間短縮の闘いを基礎に産業別に闘う。第二に最大限の抵抗によって最小限にくいとめる闘いを組織し、首切り禁止、事前協議制、技術教育をかくとくし労働条件の到達闘争を闘う。第三に生命と健康を守る闘いを拡げて行く、ことを基本としている。

3、時短の闘いとして、週拘束四四時間、実働三九時間、四班三交替制、事務、常昼勤務者は土曜半ドン制を合化基準案として、大会で時短中闘を発足させ、スト権を確立、時短中闘にスト指令権、グループ、組合によって交渉権を委譲、来年二月、半日ないし二四時間ストで統一闘争を行なう。

4、首切り配転に対しては、事前協議制の要求をかかげ、配転

については、配転四原則（①組合との協議、本人の承諾、②賃金、労働条件の保障、③業務上の正当な理由、④配転後の人員補充）を守らせる。

5、労働条件のトップレベルにむけての到達闘争、会社負担の技術教育、生命と健康を守り災害絶滅の闘いを組む。災害発生に当っては短時間抗議スト、点検活動を行なう。

化学同盟

1、ゴム各社は不況カルテルを結成するなどの情勢に化学産業での合理化は、今後大きくかけられようとしている。既に大手ゴムは新規採用をしない。停年後の再雇者（嘱託など）を解雇するなど具体的になっているものの他、横浜ゴムでは近く一、〇〇〇名に及ぶ人員整理が予想されている。

2、大機ゴム（五〇〇名）では、帰休制度がとられた。八月二十六日にまず職制クラス、非組合員二十一名が（後に七名追加）、九月二日には組合員二十八名に対し帰休提案がなされた。この帰休期間は六カ月で第一月が賃金九〇％保障、第二月が八〇％、第三月が七〇％、第四月～第六月が六〇％保障となっている。

紙パ労連

1、十条製紙は基幹工場の集中投資方式の具体化として、九州三工場（小倉、八代、坂本）の八代統合を二月三日に発表した。これによると臨時工全員の解雇、本工も八代に移転できないものは解雇するということである。十条労組は三月九～十日の臨時大会で八四・一％の高率でスト権を確立し反対闘争を強化してきたが、会社の具体的な統合強行（準備工事に七月上旬から着工する）方針に対して、八月十日全支部二十四時間スト、八月二十七日四十八時間ストを全支部で行なった。

2、紙パ全国委員長会議では、首切り反対、工場閉鎖反対五〇万署名運動を組織内外で行なうこと、紙パ全組合員が激励葉書を集中すること、全国統一行動を組織すること、九州三支部、十条全支部にオルグを投入することなどを決定した。

3、九月二日会社は提案の一部修正として、坂本工場の一部を別会社として存続し、約一〇〇名をもって操業する。転勤不可能者は基準内賃金の七〇％で新会社に採用することを提案してきた。

全国セメント

1、豊国セメントでは昨年十月に、また小野田セメントに対しては本年二月に大量の人員削減を中心とする合理化攻撃がなされた。豊国は一三四名の希望退職者をもって拾収し、本年八月に出された大阪セメントに対しては一〇〇名の希望退職募集に対して八十数名の希望退職者で打切った。

2、小野田セメントの二割削減案は一応撤回させたが、七月二十二日の夏季一時金闘争出荷阻止をめぐって、その責任追及として三役三名、選挙違反の口実で一名を、それぞれ解雇、執行部全員に出勤停止の処分をかけてきた。これと同時に会社は分裂工作を開始し、職制を中心に第二組合の結成をはかった。

全国セメント、小野田労組は直ちに全組織をあげて闘いを組織し、九月一日～二日に津久見現地で合理化対策委員会小野田中央委員会を開催し、集中的な対策を講ずることとした。ここでは主謀者の除名、組合員には復帰のよびかけ、オルグを投入するとともに、大分地裁に身分保全仮処分、地労委に不当労働行為の申請を行なった。現地では全国セメント大分県評、小野田労組、大分化労協で共闘委員会を設置している。九月十一日一千名規模の総決起大会を行ない、九月二十七日には小野田労組の臨時大会が開催され、闘争体制の強化をはかる。

3、全国セメントは中央合理化闘争委員会を結成し、強力に闘う体制を確立した。また各支部に闘争委員会を設置し、各支部闘争委員会は交流、オルグ団の組織化、合理化反対闘争ニュースの発行など日常活動を強化する。

4、四直三交替制による時短要求を出し、新機械の導入や集中生産による操短、労働密度の増大など労働強化に反対し、労働災害対策を講じて行く。

全印総連

全国で一万六二〇〇の印刷関連事業所のうち、三百人以上の大企業は、その出荷額の比率をしだいに大きくしている。これは数年間で二百億円以上の設備投資によってえられたものであり、労働者に対する二～三交替勤務、生産性向上運動のおしつけや三十社から五十社にのぼる直轄関係、系列会社の多角的操作によってえられたものである。印刷の大資本の合理化は全般的な印刷部門におよんでいるが、特に重点をおいているのが特殊印刷関係である。また、平版、グラビアなどの合理化について活版印刷、活版整版、製本部門の強化、スピードアップが行なわれた。このような高速度化による合理化は受注、生産の巨大企業への集中をものがたり小額の受注においても中小企業の手よりとりあげる傾向にある。

また、印刷巨大企業の独占への傾向とそれのかかえる矛盾の増大―利益率の低下、外国資本との関係、労働者搾取と中小企業収奪との対立など―は出版業界にもあらわれている。

「中小企業近代化促進法」の適用業種として運動がすすめられているが、促進法そのものは中小企業を整理統合し、下請系列会社をつくり、通産省の「適正人員規模」の算定に対しても困難であるという矛盾を生みだしている。印刷中小企業者のあいだでは人手不足問題、受注の相対的減少の苦悩を解決するため機械の自動化と能率化に力点をおいている。このため大手および大阪、愛知、石川などの中小では二～三交替制の拡大、残業減、賃金低下、労働強化が実際に行なわれている。

①共同、大日本、東京印書館、凸版等には定員削減がでてきている。主として臨時工に集中しているため二～三交替制が採用され労働強化となっている。

②中途退職者の補充をしていないので、自然削減となって労働強化となっている。

③労務管理の強化のあらわれとして日経連の顧問弁護士を重役にして、職制の強化、職制の再配置を大日本ではとっている。小工場においては職階給のおしつけ、名古屋では労働協約の一斉改悪を行なっているし、十数カ所では賃金の遅払いなどもでている。

④各企業とも受注の減少に伴う操短のため、仕事量の減少、余剰人員の過勤務部門への配転が行なわれているため出版物が売れなくなってきている。

⑤企業閉鎖による解雇者は、中央製版に六十名、同友印刷に三十名でている。

不当弾圧処分は一九六一年～一九六五年九月までの間に大量にでている。

凸版板橋解雇一名。共同印刷解雇四名。東京印書館解雇一名。細川活版ではビラまき起訴。

日刊自動車新聞二、自立経済十三、凸版小石川二、高速度印刷一、黎明社一、竹橋一、住宅印刷一、一九堂六十、千代田グラビア、島田オフ、日刊電気新聞、科学資料協会等に各一名の解雇。協立美術八、桜木印刷六、青葉書房二十七、扶桑社二名が偽装閉

鎖のため解雇。
双葉社五、近代農業一名の配転。
工業調査会にビラはりで一名の起訴。
これらの不当弾圧はいずれも職場における労働者、労働組合に対する権利の剝奪であり、組合御用化攻撃のあらわれであるとして、地域共闘の体制を強化し闘ってゆく。
①「中小企業近代化促進法対策委員会」を各地方に設置する。近代化促進政策は、労働者への労働強化、労働密度の高まり、企業閉鎖、首切り、労働条件の改悪をもたらすものであるとして、充分討議してゆく。
②新しい技術や機械の導入に関しても労働者の一切の労働条件を切り下げないことを目的に「事前協議制」を確立してゆく。
③時間短縮の要求は労働者の健康を守る闘いでありまた反合理化の闘いであるとし週実働四十時間を要求してゆく。
④合理化の進展とともに労働者の健康と安全を守る闘い、労働組合の権利を守る闘いを強化してゆく。
⑤技術教育を重視し訓練所の設立、増加を要求し、訓練計画などに組合代表を入れるように要求してゆく。

北越製紙（紙パ労連）の人員整理反対闘争

北越製紙の合理化は、一九六四年九月の新潟震災に便乗したかたちでだされてきた。そして、結局一七四名の人員整理と、一二〇名の約一年間の帰休という組合側の完全敗北におわっている。しかも、会社側はその後安定賃金、平和協定、新賃金制度、新潟工場の新定員、完全操業強化など追打ち的な攻撃をかけて組合に対してきている。この闘争は弱みをみせればとことんまで追いつめられるという合理化闘争のきびしさを端的に物語っているといえよう。この闘争を紙パ労連は次のように総括し反省している（「大会議案書」より）。

資本家は徹底した不況宣伝で危機感をあふり、首切りの対象になっている工場とそうでない工場、首切り該当者と非該当者の間に徹底した分断攻撃を行ない、労働者の統一と団結にくさびを打込んできます。北越製紙の場合は、地震に便乗した合理化であることは十分理解しえても、こうした首切り合理化がでてきた背景、これを紙パルプ産業の首切り合理化の突破口にしようとした紙パルプ独占資本のねらいについての労働者の理解と意見統一が不十分でした。こうしたことが、たたかいの初期におけるたちおくれになり、資本家の不況宣伝、分断攻撃の乗ずるスキを与える結果になりました。首切り合理化攻撃をはねかえす闘いは、具体的に提案が行なわれてから体制づくりにとりかかるのではなく、日常活動の中で学習をつみ、大衆討議を重ね、組織を強化し、労働組合の力量を高めていくことがいかに大切であるかを示しています。……

北越製紙労組の闘いでは、本部および各部間の意思統一、特に本部、支部の幹部間の意思統一が十分に行なわれず、企業単一組織としての組織上の問題、指導性の問題が表面化してきました。そのため、ややもすると本部、支部の二本立の指導が行なわれ指導機関、決議機関と組合員大衆が遊離するという弱点がままでてきました。特に首切り反対闘争というようなきわめて重要な闘いには、幹部の適切・明確な指導方針が示され、大衆路線にもとづき、徹底した大衆討議と機関の民主的な運営が行なわれ、組合員の意思が十分反映されることが何より大切なことです。……

実力行使、特にストライキ戦術は、闘いの本質と闘いの基本方針について大衆的な意思統一が十分に行なわれ、無数の自発的な大衆行動にささえられたとき、もっともその効果を発揮し、ねば

り強い闘いを組織することができます。そういう体制が不十分な状態で、ストライキ戦術にすべてをかけるやり方は、かえって組織内の矛盾を深める結果となり、資本家の分裂策動を強めることになります。闘いが途中で坐折し、ストライキもうてなくなった状態のもとでは、首切りはみとめざるをえない。また大の虫を生かすためには、小の虫を殺すこともやむをえないというあきらめや敗北感におちいり、資本家のペースにまきこまれがちです。労働組合、特に幹部は首を切られる労働者の立場に立ってあくまでも労働者を守るために、ねばり強い闘いが組めるように指導しなければなりません。

日本化薬（合化労連）の工場閉鎖反対闘争

一九六四年一〇月三一日、突如日本化薬の会社側は、九州にある二つの火薬工場、小倉（九三名）、飯塚（一〇二名）、両作業所の閉鎖、計一九五名のうち二名を残して一九三名を配転するという提案をだしてきた。組合は、

イ、合理化の必然性はない。

ロ、事業部制がテコになっている。

ハ、首切り、労働条件の悪化はさけられない。

ニ、事前協議協定に違反し、七～八月の経営懇談会での言明に反する。

として、「合理化によるいかなる形の首切りも、労働条件へのシワヨセもみとめないことを最低線とし、これを断固として阻止するためにスト権をかけて頑強にたたかう」という方向を明らかにした。この基本方針にもとづいて、組合は、

1、配転の具体的計画を白紙にもどすこと。

2、本人の意思を尊重すること。

3、配転対象者に対して会社は干渉圧力を加えないこと。

の三点を保障させ、団交を行なうとともに、支部間の支援共闘をすすめて当該支部を激励しながら、全体の問題として取りくんだ。そして、一一月中頃、全体のスト投票を行なったが、六六%の賛成しかえられず、規約上の三分の二（六六・七%）に達することができず、わずかの差でスト権は成立しなかった。賃闘などとちがって、スト権によりかかって闘争を進めることの困難さを示したものといえよう。

こうしたなかで、組合はさらに第一段階として、(1)事前協議の解釈の問題、(2)労働者の生活、労働条件の問題を経営の基本として考えているか、(3)会社の今後の方針の三点を、具体的な問題に入るまえの基本問題として中央団交で追求していった。これは今後の合理化をできるだけ封ずること、会社に負目をもたせて今後の交渉を有利に運ぶ、などのねらいをもつものであった。一二月に入って、この第一段階の基本問題に関して会社の責任ある回答を求め、取りあえず、組合員にいかなる犠牲も強要しないという四項目の確認事項を協定した。またこうした中央団交と平行して、小倉、飯塚両支部の全組合に対し個別に生活の実態や本人の希望、要求等について調査を行ない、会社の提案に対して、本人の犠牲を強要させないで解決するための資料をととのえている。

一九五五年に入って、会社側は配転の場合の住居、通勤、その他の条件を提示してきた。その後、会社は独自に両支部の全員調査を行なって、配転不可能なものが少数であるから、可能なものは早急に配転してもらいたい意向を明らかにした。六月になって会社は、春闘で中断していた工場閉鎖の問題を早急に解決したい旨申入れを行ない、あわせて、配転にともなう諸条件を若干向上させてきた。

しかし組合はこれを不満として拒否し、なお交渉をつづけている。この闘争では、スト権のとれないなかで犠牲を最小限にとどめ

ようという姿勢が一貫しているが、かなり周到な闘いを展開しているといえよう。

第二節　総評の合理化反対方針

「合理化問題は各労組が直面しているのに、経営者の不況宣伝にまきこまれ、はてしない退却を続けている」。「合理化反対闘争が成功しなければ、日韓条約批准反対、ベトナム反戦運動など政治闘争の成功は期待できない」（一九六五年九月一日付朝日新聞）。総評太田議長は一〇月に開かれる臨時大会に提案する秋期闘争方針の発表にさいしてとくに当面の反合理化闘争の強化についてこのように強調した。また秋期闘争を土台に来春闘においてもゼネスト体制で大幅賃上げをかちとる展望を明らかにした。この太田談話のなみなみならぬ決意にうかがわれる背景には、いうまでもなく、公務員共闘の闘いをヤマ場において総評全体が包み支援するという体制づくりがある。実施時期をめぐる政府との鋭い対決に直面した公務員共闘としては、ＩＬＯ八七号批准、ドライヤー報告書に自信を深め、公然とストライキという言葉を使いだし、反撃の姿勢を強めている。総評組織の大半を占める一六〇万公務員労働者の闘いは、秋闘における最大の経済闘争の柱をなすものといえよう。もう一つの闘いの柱となるべきものは、さきにのべた合理化反対闘争であろう。

この一九四〇年代における合理化攻撃のねらいとそれにたいする闘いの方向については、次の二つの点が指摘されている。（「労働経済旬報」一九六五年一〇月上旬六二六号掲載「総評の秋闘と反合理化闘争」）。

第一に、すでに三〇年代の後半にもあらわれはじめているように、生産の拡大に対応する要員増を阻止して、労働生産性を上昇せしめて、損益分岐点の上昇にもかかわらず、これを上まわるコスト切下げを実現し、利潤の増大をはかろうとすることにある。したがって、組合の反合理化闘争の主要な課題は、たんに雇用について消極的に首切り反対で防衛する闘いだけでなく、積極的に労働強化に反対し、一人当りの作業量をへらし、労働時間の短縮を闘いとることでなければならない。

すなわち、これらの闘いを通じて要員増を闘いとることが重要である。一方では組合が労働強化と長時間労働を野ばなしにしておいて、首切り反対闘争を闘うということは、実は矛盾もはなはだしいといえよう。なぜなら過剰人員を生みだし、首切りの前提条件をつくり出しておきながら、一方で仕事を与えよということになるからである。逆にもし日本の労働組合が一割の労働密度の緩和と時短を闘いとるならば、労働力の需給は大きく変えることができるわけである。また産業政策をかかげて、生産の拡大を迫求しても、もし一方で能率の向上をうけ入れれば、雇用は相対的に縮小せざるをえない。このことは石炭産業などで経験ずみでもある。さらに最近進みつつある時短にしても、その場合、資本の側の労働強化をうけ入れたならば、差引き資本にプラスという例も多いと思われる。そこで、これからの反合理化闘争においては労働密度の引上げを阻止するため、労働作業量の基準をきめ、これを基礎として要員をふやす闘いをくむことが重要となる。もちろんこの場合作業基準を規制するためには、その手段として、一日の作業量、一定の作業にたいする定員、機械の回転数、ベルトコンベアーの速度などの協定化が職場の作業条件について行なわれることが必要になる。

第二に反合理化闘争のもう一つの課題は、要求を職場から、さらに企業で組織してゆく場合必ず相手の攻撃との闘いのなかで、闘いが孤立化し拠点の闘いとなり、弱小企業では倒産も発生することである。またこれに対抗する産業別の統一闘争への発展が不充分であること、ここから企業内組合の分裂が発生するという事態に直面することも経験ずみである。この場合企業組合としては、組織力の限界ギリギリまで抵抗闘争を行ない、分裂の一歩手前で拾収するという経験的な戦術しかとりえなかった。この闘いがどこまで成果をあげて拾収できるかは、組合内部の団結力と産業別統一闘争と地域共闘の力量いかんによるが、産業別統一闘争への発展には、産業別の政策的要求による統一闘争が必要であるとされている。しかしこれだけでは必ずしも迫力ある闘いにはならないし、体制的、議会主義的な闘いにおちこむ危険も指摘されている。「利益なき繁栄」に迫いこまれた資本主義の合理化がきびしければきびしいほど、反合理化闘争は相手の固い壁につきあたるのも早い。とすれば、今秋の反合理化闘争は景気の見通しかんでは、よりきびしい合理化攻撃と対決することは明らかである。日本の組合が石炭合理化との長期にわたる闘いのなかで発揮したと同じ力量をもって、立ち向わなければ、四ツ相撲さえとれないことになる。ここから再び反政府・反独占の国民的統一戦線を結集し、階級的な力関係を有利にかえつつ、ねばりづよく闘いぬくという、「三池と安保」の結合方式が想起されてくる。三池は、当時高度成長期へ入った日本経済のなかで孤立した合理化攻撃との闘いとならざるをえなかった。しかしこの秋の闘いではかなり拡大した合理化のなかでこれとの闘いは広範な反合理化闘争となりうるし、これが日韓・ベトナムと結合する条件はより多いともいえよう。日本の独占資本は当面ベトナム戦争による軍需生産で、経済の全般的な景気回復をはかる見とおしをもっていない。むしろ韓国への、安い労働力を活用するための資本の進出に目を向けている。このような条件のもとでは、反合理化はともに政府と独占にたいして闘われ、経済闘争と政治闘争との結合の条件は高まっている。

ところで総評の一九六五年度運動方針案は、現在日本独占資本は高度成長の行き詰りを利用して、従来の競走的寡占体制から安定的独占体制への移行をめざしているとし、当面する合理化反対闘争を、次のように位置づけている。

こういう政策のもとでは、従来の高度成長政策のもとでの合理化とちがって、大量の首切りとそれをテコにした労働強化、賃下げなどの荒々しい合理化がわれわれの前にあらわれることになるだろう。従ってこれからの運動は、反独占、反合理化のひろい戦線の統一を基礎にしなければ、有効に闘うことはできなくなってきている。……

急激な経済成長の結果あらわれた矛盾は、労働者、中小企業、農民を犠牲にして大企業を優先する政策をすすめることによって一そう拡大する。そうなれば、国民全体の苦悩はその限界をこえ、すべての国民が反独占、反政府の闘争に参加するであろう。こういう国民の怒りを背景にして、労働者階級が国民の先頭にたって、正攻法ですすめば、確実に前進のみちがひらけるであろう。

そして、合理化闘争の焦点を次の八つにしぼってかかげている。

第一には、「一人の首切りも許さない」という原則の確認のもとに、地域、産業別の共闘体制をつくる。

第二には、職場、支部、単組の体制をつよめるため、職場討議、職場の点検運動などで、どんな小さい合理化提案をも全体では

ね返していく。

第三に、労働条件の到達闘争をいっせいに行ない、事前協議権をかちとり、ビルド部門の搾取強化と闘う。

第四に、中小企業政策の転換、とくに金融面で中小企業の倒産を防ぐ、そのための国民運動の提起と、それでもなお倒産するもののためには、離職者法を要求する。

第五に、時間短縮の闘いに大胆にとりくみ、週四〇時間、週休二日の獲得にむかって闘う。

第六に、石炭産業の国有化と総合エネルギー産業の社会化の要求

第七に、港湾労働法の正しい運営の要求。

第八に、婦人労働者の諸権利の確保

以上の八点はいずれも反合理化闘争において重要な問題点であって、これをいまかりに、単組、支部段階での問題、単産段階での問題、産業政策的な経済構造の全体にかかわる問題というふうに整理してみた場合、第二点、第三点、第五点および第八点は単組にかかわる問題、第四点と第六点とは産業政策的な問題というふうに整理することができる。

第五章　ＩＬＯ条約批准と労働基本権確立をめぐるたたかい

第一節　概観

公労法第四条三項をたてにして政府が団体交渉を拒否している事実を、五八年四月に動労（当時の機労）が、つづいて全逓が、ＩＬＯ九八号条約ならびに八七号条約にたいする違反であるとしてＩＬＯに提訴して以来、わが国労働組合がすすめてきた公企体労働者と公務員の労働基本権奪還をめざす闘争は、その後わが国労働組合員の権利意識の成長とともにその内容をしだいにふかめ、たんに公労法第四条第三項の廃止をめざすだけではない本格的な労働基本権の回復のたたかいへと発展してきた。そして、六〇年四月第三四通常国会に政府が第八七号条約批准案と関係国内法改正案を提出し、さらに六二年以後政府与党と労働組合側とのあいだにこの関係国内法改正案をめぐって具体的接渉が開始されるにおよんで、その帰趨は内外の大きな注目をあびるにいたった。

この間、労働組合が行なった提訴は、ＩＬＯ結社の自由委員会で一七九号事件として審査をうけ、同委員会はこの事件について六四年までに実に一六回にわたって報告書をＩＬＯに提出し、その中で、わが国における数多くの労働組合権侵害の事実を認定し、改善を勧告するとともに、日本政府にたいして八七号条約の批准をくりかえし要望してきた。しかし政府は六〇年以来毎年のように国会への批准提案をくりかえしてきたものの、政府と与党とが批准自体に消極的であったのと、関係改正法が多くの便乗改悪をめざすものであったために、その批准は六五年六月にいたるまで実現をみなかった。そして政府がくりかえしそれを公約しながらも、批准を著しく

遅滞させたことは、六四年後半にはいってＩＬＯをしてついに「結社の自由にかんする実情調査調停委員会」いわゆるドライヤー委員会の発動にふみきらせるという、ＩＬＯの歴史にこれまで前例をみない事態をさえ現出させるにいたった。

「結社の自由にかんする実情調査調停委員会」は、一九五〇年にＩＬＯに設置されたもので、その設置の背後には次のような事情が存在した。一九四五年第二次大戦の終結まじかにＩＬＯは当時の反ファシズム民主主義擁護のたたかいの高揚のなかで戦後におけるその活動方針の基本をさだめたフィラデルフィア宣言を採択し、「結社の自由」の確立のために努力することを確認した。それは平和維持のために労働者の団結権の保障が必要であることを認めたからで、その後この方針にそって一九四八年には結社の自由、団結権にかんする八七号条約、四九年には団結権・団交権にかんする九八号条約を採択し、さらに五〇年に労働組合権にかんする申立てをとりあつかうものとして、この「結社の自由にかんする実情調査、調停委員会」を設置したものであった。しかし四七年以後世界情勢に変化がおこり、アメリカを先頭にして資本主義諸国の政府と雇主側が冷戦政策をすすめるなかで反労働者攻勢をつよめ、このことがしだいにＩＬＯの動向にも反映するようになったためにＩＬＯの活動は労働組合権の保障よりも労使の協議や協力の勧告へとその重点がうつされ、実情調査調停委員会は設置されたもののその後一四年間一度も発動をみないままにおかれて、代って予審制度として設けられた結社の自由委員会がすべての事件を処理してきたのである。ところが、日本問題にいたってついに先例をやぶって実情調査委員会が発動されたのであるから、それはまさに異常のことであったといえよう。

実情調査委員会は六四年四月から活動を開始し、日本の法令の分析を行なうとともに、日本の申立組合に追加陳述を行なう機会を与え、また日本政府の反論をきいたのち、九月にはジュネーヴに組合側と政府側の代表を喚問して、証言を聴取した。そしてさらに六五年一月一一日に来日して申立事実を実地に調査したあと、一月二三日に「提案」という名で政府と組合側にたいして調停案をしめした。それは、相互信頼の回復のための定期的なトップ会談をひらくことと、法改正を公労法第四条第三項などの主要点にしぼって八七号条約の早期批准を実現することを内容としたきわめて抽象的なものであって、被申立人としての政府はとうぜんこれを受諾したが、申立側の総評はこれを不満として拒否した。

他方政府は六五年一月二二日に第八七号条約批准案と関係国内法改正案を国会に提出していたが、それは六四年六月に妥協が成立した倉石修正案の内容を下まわる「便乗改悪案」で、国会ではＩＬＯ特別委員会で自民党がこれを強行採決したのち、衆議院本会議で争点となっていた条項の一部の施行を自民、社会、民社の共同修正によって延期するという形で、可決し、五月一七日には参議院でも可決成立した。こうして第八七号条約は批准されたが、批准によって労働組合側がほんらい目指していたはずの労働基本権確立の目的ではほとんど前進をみず、問題は、施行延期の部分のとりあつかいをふくめて公務員、公企体労働者の労働関係の基本問題を審議する「公務員制度審議会」に移されることとなった。

第二節　ＩＬＯ第八七号条約批准促進の闘争の発端と展開

ＩＬＯ第八七号条約の批准促進を軸にする労働基本権奪還闘争が

わが国労働組合によって長年たたかわれなければならなかったそもそもの原因は、いうまでもなく、一九四八年七月にマッカーサーが芦田首相宛におくった書簡で国家公務員法改正の必要、とくに公務員のスト禁止の必要をあきらかにし、政府がこれにもとづいて政令二〇一号を公布、即日施行して、公務員の争議行為を現業・非現業を問わずいっさい禁止し、また公務員にたいしスト、サボ等の「脅威を裏付けとする拘束的性質を帯びたいわゆる団体交渉権」を否定したことにある。この政令は四八年一二月の改正公務員法によって法律化され、また同月には公企体労働関係法規が成立して、公共企業体職員は争議権を奪われただけでなく、狭義の団結権についても大幅の制限をうけるにいたった。そしてこの法原則は五〇年の地方公務員法、五二年の地方公営企業法によって地方公務員と地方公営企業職員にもほぼそのまま適用され、また五二年の公労法改正で新しく公社化されたいわゆる五現業の職員にも適用されることとなり、法律の名も公共企業体等労働関係法に改められた。こののち公務員法、公労法について若干の改正があったが、基本的原則に変化はみられなかったのである。

こうしたわが国における労働組合権の侵害の事実について、早くも一九五〇年に世界労連系の労働代表はＩＬＯにおいて申立てを行ない、五二年にＩＬＯ結社の自由委員会はこれを四九号事件として審議したが、わが国労働組合が直接に行なったものでもなく、したがって申立の内容も具体性を欠き、そのため委員会はＩＬＯ理事会にたいして、日本政府が八七号ならびに九八号条約の批准の可能性を検討するよう希望を表明することを勧告したにとどまった。

一九五一年にはわが国はＩＬＯに復帰し、五二年には衆参両院で各派共同提案によって国際労働条約批准促進に関する決議が採択され、五三年には団結権・団体交渉権に関する九八号条約の批准をみた。だがそれにもかかわらずわが国労働組合が公労法と八七号条約の問題をとりあげ、これをＩＬＯに提訴するにいたったのはようやく一九五八年のことであった。すなわち、一九五七年一〇月国際運輸労連（ＩＴＦ）の大会に出席した機労の兼高副委員長が、わが国の国鉄労働者がうけている労働基本権侵害について国際的支援を訴え、大会がこの問題について決議を採択したのち、五八年四月に総評と機労が連盟で、被解雇者が組合を代表する機関を占めていることを理由とする政府の団交拒否を九八号条約ならびに八七号条約違反としてＩＬＯに正式に提訴したのである。これよりさき五三年以来すでに国労その他で組合幹部の解雇とそれにつづく当局の団交拒否が問題になっていながら、五七年頃にいたるまで組合側の闘争が主として不当処分反対の闘争として行なわれ、団結権にたいする侵害の問題として明確にとらえられていなかったことが、権利闘争におけるわが国労働組合のこうしたたちおくれをうんだのであるが、それは、四九年から五〇年にかけてアメリカ占領軍当局とわが国政府ならびに雇主が当時の戦闘的組合運動にたいして行なった攻勢にささえられながら、自ら公労法第四条、第三項をたてにとりつつ組合規約にも同様の規定をおくことによってそれまでの時期の戦闘的幹部を組合から排除し、こうして組合指導権をその手におさめた、組合「民主化同盟」幹部の意識状況を反映したものであった。

しかし、とにかく五七年いごこうした弱点を克服しつつわが国労働組合が、この問題を団結権侵害の問題としてとらえて、みずからＩＬＯに申立てを行なうにいたって、これらの申立ては五八年一一月のＩＬＯ結社の自由委員会で第一七九号事件として取り上げられ、同委員会は三二次報告で公労法第四条第三項にふくまれる結社の自由にたいする侵害の事実を明らかにし、この点に関して日本政

府の注意を喚起することをＩＬＯ理事会にたいして勧告した。そしてその後国労、国公共闘、日教組、全逓、自治労などの申立てがくわわり、一七九号事件は長期にわたってくりかえし同委員会の審議にかけられることとなっただけではなく、問題は第四条第三項の問題にとどまらないで、公務員と公共企業体職員の団結権に関するあらゆる問題がとりあげられることとなったのである。

これに対して政府は、五七年九月以後八七号条約批准の可能性を検討しはじめたが、五九年二月にいたってこの問題について閣議決定を行なった。その内容は、八七号条約を批准し公労法第四条第三項、地公労法第五条第三項を廃止するが、同時に公企体等の業務の正常な運営を確保するために公労法、地公労法の関係部分について所要の改定をくわえ、また事業法とくに鉄道営業法の規定を整備することに加えて、さらに公企体等の労働組合が国内諸法を誠実にまもり、正常な労働慣行が確立されるよう諸般の施策を講ずるというものであった。

これは、内外の圧力によって第八七号条約批准の必要にせまられた政府が、その批准と同時に形式的には条約の条文にそって国内法の改定を行ないつつも、実際にはこれとあわせて関係国内諸法を便乗改悪し、条約批准の効果をなくそうとくわだてたものであることはいうまでもない。こうした政府の立場の矛盾は、政府みずから八七号条約の主旨にそわないものと認めざるをえなかった公労法第四条第三項が原因となって生じている「違法状態」をたてにとって、「本条約の批准が全逓労組の違法状態を正常化する趣旨のものでないことは当然であるので、条約批准の手続はその労使関係が正常化されるまではとらないものとする」という、その言明に端的にあらわれていた。全逓労組の違法状態とは、五八年春闘で解雇されたものが役員の地位を占めていたことをさすものであったことはいうまでもない。

こうした日本政府の立場にたいして、ＩＬＯ結社の自由委員会は五九年二月二七日に「日本政府が批准することに決定した条約の精神に則って、残された困難を速かに克服するであろうとの確信を表明」し、また同年の第四三回総会は、公労法第四条第三項と、地公労法第五条第三項が九八号条約違反であり、それらの廃止を希望するという条約適用委員会の報告を採択、さらに六〇年と六一年にＩＬＯ専門家委員会と結社の自由委員会が同様のことを明らかにした。こうしてＩＬＯの場で立場がいっそう悪くなるのをみた政府は、五九年一二月に全逓労組が藤林幹旋案を受け入れ、中執のなかから被解雇三役にかわる臨時の組合代表をえらぶことによって一年八カ月ぶりに当局との団交が再開されると、この全逓における労使関係の最少限の正常化を契機にして、八七号条約批准のため国内関係法の整備に着手した。

こうして一九六〇年四月、政府は公労法、地公労法、国家公務員法、地方公務員法の各改正案を決定して、八七号条約批准案件とともに国会に提出し、さらに六月には鉄道営業法改正案をも提出した。しかし以上のような経緯で提出され、国内労働組合の下部からのたたかいによる面が少なかったことから、政府提出のこれらの法案の内容は、労働組合側としてはとうてい承認しがたいものであった。その主要内容を記せば、左の通りである。

○公労法、地公労関係

1、公労法第四条第三項、地公労法第五条第三項の廃止

2、公労法第四条第一項但書、地公労法第五条第一項但書の廃止による管理・監督の地位にある者、機密の事務を取り扱う者の団結の法認

3、公労法第七条、地公労法第六条の削除による専従制度の廃止

4、公労法第一七条第一項、地公労法第一一条第一項の争議行為の共謀、教唆、煽動を禁止されている者の範囲に、職員のほかに、職員の結成、加入する組合の組合員及び役員を加える。争議行為、その共謀、教唆、煽動を行なうことを内容とする組合の決定、指令は関係組合、組合員、役員を拘束しない旨を規定すること

○公務員法、地方公務員法関係

1、国家公務員法第九八条、地方公務員法第五二条を改正し、職員でない者の組合役員就任を認めることを明らかにし、同時に職員以外の者の組合加入は、「その意に反して免職された者又は懲戒処分としての免職の処分を受けた者で当該処分を受けた日から一年以内のもの及びその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査を請求し、又は訴を提起し、これに対する判定又は裁判が確定するに至らない者を除いて一般的には認めないこととすると共に、管理、監督の地位にある職員、機密の事務を取り扱う職員は一般職員と同一の組合に加入することができないこととする。

2、国家公務員法第九八条第四項を改正して、国家公務員である消防職員の団結を認める。

3、地方公務員法第五二条第一項～第三項を改正して、一地方公共団体をこえる職員の連合体を認める。

4、在籍専従制度の廃止

5、地方公務員法に職員の給与の通貨・直接・全額払いの原則を規定する

6、国家公務員、地方公務員の組合の行なう交渉について、管理、運営事項を交渉事項としえないこと、その交渉当事者、交渉手続について明らかにする

7、国家公務員法に関し、総理府に人事局を設け、人事院の権限を縮小してこれを人事局に移す

○鉄道営業法関係

鉄道係員が正当の事由なく列車の運行、旅客、運送品の取扱い業務を取り扱わず、又は不当な取扱いをした場合、これを処罰することとする。

一九六〇年の第三四回通常国会は安保条約改定問題で混乱し、これらの法案は審議をみないままに廃案となったが、しかし政府のこうした態度は労働組合側の行動をとうぜん促進した。全逓と総評は五月にＩＬＯに対して改正案中に労働組合権を侵害する恐れのある条項が多数あり、また現行公務員法が争議権、協約締結権を否認している点についてその注意を喚起した。そして七月末の総評大会は一九六〇年度運動方針の主要闘争目標に「権利を守る闘い」をかかげ、「スト権奪還共闘委員会」を設置することを決定し、このちは労働組合基本権をまもり最終的にはストライキ権を奪還するという観点から、総評と加盟組合のＩＬＯに対する申立てが行なわれた。そして、同年一〇月に全逓、国労、動労、日教組など官公労組を主体に結成された「スト権奪還特別委員会」は、「明後年ゼネストをもってスト権の奪還をはかる」ことを目標に、当面官公労働者を中心に具体的たたかいをつみあげ、ＩＬＯの舞台を活用して国際的規模でたたかい、八七号条約批准闘争と並行して一〇五号条約批准闘争も積み重ねることを決定、さらに六一年にはＩＬＯへの諸提訴に主力が注がれるとともに、国内では奪還委員会の機構強化がはかれ、六四年春闘までにスト権を奪還するとの目標のもとに中央・地方の共闘組織を強化する方針をさだめた。

こうして、この時期から労働組合側のたたかいは、労働基本権奪還闘争としての性格を明確にし、運動は新しい段階にはいったが、

そのことは、ＩＬＯの場においてもたたかいの成果を拡大したように思われた。すなわち六一年にはいって政府はふたたび第三八通常国会に八七号条約批准案と関係国内法改正案を提出して審議未了におわり、その年の第三九臨時国会では未提出におわったが、ＩＬＯ結社の自由委員会は六月と一一月に一九七号事件に関する詳細な報告（第五四次報告および第五八次報告）を採択し、公労法第四条第三項と地公労法第五条第三項の九八号条約違反について指摘しただけでなく、八七号条約批准関係法案のもとで公務員と公企体職員の団結権が制限される恐れのあることを指摘し、公労法、地公労法による争議権の一律否認を問題にし、代償的補償としての仲裁機関の裁定の効力、その構成について、また地公法が一地方公共団体をこえる連合体の団交権を否認していることについて、疑問を提起して、これらの点について政府の検討をもとめるとともに、五八次報告では、八七号条約批准がいまにいたるまで実現していないことについて、ＩＬＯとしてはじめて「失望」の意を表明したのである。

第三節　第四〇通常国会と第四一臨時国会をめぐる動き

ＩＬＯ第八七号条約批准案件と関係国内法改正案が第三八通常国会で廃案となり、第三九臨時国会で未提出におわったのち、六二年にはいると、労働組合側と与野党内に話合いによって早期批准をはかろうとする動きがでてきた。

政府ならびに与党にそうした動きがでてきたのは、ＩＬＯの報告に圧力を感じたためであるが、総評内にそうした動きがでてきたのは、国際自由労連の示唆によるものといわれ、八七号条約即時批准、国内法改悪反対、特別委員会設置反対の三原則を固執したのでは早期批准はできない、政府与党と話合いによって解決をはかるべきだとの主張が行なわれるようになったのである。そこで六二年二月五日のスト権奪還特別委員会は、通常国会では、①政府をＩＬＯ九八号条約違反で追及する、②ＩＬＯ八七号条約批准のためには国内法改正を軌道にのせる必要があり、国内法の改正案は国際基準に照らして検討すべきものと批准に無関係のものとを区別し、後者には絶対反対の立場をとり、前者については法案審議の過程で三者構成の法令審議会を設置、検討させるとの態度をきめた。そして、こうしたことを背景に三月にはいると自民党ＩＬＯ問題世話人会（代表倉石忠雄）と社会党ＩＬＯ条約批准促進特別委員会（委員長河野密）とのあいだで話合いが開始された。国公を中心とする公務員組合は、条約批准にともなう国内法改正は組織に重大な影響をおよぼすとして、このような話合いの動きに警戒の色をみせたが、総評は、話合いは政党間の問題であるとの態度をとり、岩井事務局長がスト権奪還委員会のなかにつくられた小委員会と打ち合わせて組合内の意見調整にあたり、与野党間の折衝を側面的に推進することとした。

四月一三日、批准案件と関係四法案が第四〇通常国会に提出され、それと併行して倉石・河野を中心に自社両党間の折衝も本格的にすすめられ、この間労組側はスト権奪還小委員会で改正法案の検討をすすめた結果、①在籍専従禁止、②チェックオフの禁止、③争議行為指令不拘束、④不利益処分の但し書、⑤管理職の組合加入の禁止、⑥交渉制限の新設、⑦人事院の分割縮小、⑧政治活動の制限の八項目を改悪点としてとりあげ、自社の折衝にもちこんだ。しかし国内法改悪につよく反対する公務員共闘は、四月一六日に政府にたいして「直ちに国内四法を撤回し条約を即時批准するとともに労

働基本権を返還すること」を申し入れ、とくに国公共闘は同日、「自社折衝の中で政府与党が固執しているのは政治活動の禁止と人事局の設置の二点であり、これは国公労働者として一歩も譲歩できない」として「公務員法改悪を阻止するためいっさいの妥協を排し、国民的統一戦線で断乎闘う」旨の声明を発表し、政府に対して「八七号条約を国公に適用するのであれば団体交渉ができるようにすべきだ」と申し入れた。

たたかいのすすめ方について総評主流と公務員組合とのあいだにこうして微妙な対立が早くも生じてきたが、この間自社両党のあいだの話合いはつかず、五月七日に第四〇通常国会は閉会となり、またもや批准案件は廃案となった。

第四〇国会で批准案件が廃案となったことは、内外の世論を硬化させた。このとき来日中であった国際自由労連のネジンスキー書記次長は「われわれは日本政府に約束をまもらせるために強力な手をうたなければならない」との見解を表明し、総評は五月に開かれるＩＬＯ結社の自由委員会と六月の理事会ならびに総会に原口全鉱委員長らを派遣して国内の状況を説明させることとした。そして結社の自由委員会では、批准案件が廃案になったことについて「強い失望を表明するとともに、政府が優先案件として次期国会に関係案件を再提出することを希望する」旨を理事会に勧告することを主要内容とする報告案に、労働代表の提案によって、「日本政府に対し、同条約批准まで同条約に含まれる諸原則に違反するおそれのある措置をとることをさけ、かつ、特に労働組合活動を理由とする逮捕、解雇または懲戒を避けるよう努力することを慫慂する」という「Ｆ項」が挿入され、六月の理事会でそのまま採択された。これは政府にとってかなりの衝撃をあたえ、これについて福永労相は「批准するまで、公企体等の違法争議行為を野放しに認めなければならないかの如き誤解を招くおそれもあることを憂慮する。かかる誤解のないきよう問題を解明せしめる」との談話を発表し、理事会出席の政府代表に訓令して、「違法な争議行為に対する処分を制約するものではないと了解する」旨発言させ、これが理事会で記録にとどめられた。

また同月のＩＬＯ総会では「強制労働に関するＩＬＯ条約（一〇五号）及び勧告に関する報告についての一般的結論」が承認されたが、その中では「労働者の争議行為に対して刑罰を課してはならない」ことが指摘されていた。これについて総評は、「従来日本政府のとってきた態度や関係国内法はこの条約の精神にてらしてまちがいであり、改正しなければならないことが明白になった」ものと評価した。

七月総評のスト権奪還特別委員会は、以上の経過について検討したのち、「来る臨時国会において政府与党が公務員の団交権確立について前向きの姿勢をとるならば労組側もこれをめざして前向きの姿勢をとる。団交権以外の問題は、去る通常国会の最終話合いでた線を前進させる立場で話合いを行なう」との方針を決定、大橋労相に「八七号、一〇五号即時批准、関係国内法改悪中止」を要請して、八月の第四一臨時国会で解決しようとする態度をしめした。こうして八月から臨時国会が開かれるとともに、自社両党の話合いも再開され、話合いの焦点は公務員の団交権をめぐる問題にしぼられたが、会期中に意見の一致はみられず、批准関係案件の国会提出は見おくられると、その後労働組合内には政府の意図に対する疑惑が生じた。すなわち、労相は条約批准に先立って公務員制度を改悪する構想をいだいているとの噂が流れ、この点について全労、新産別、中立労連は総評の対政府折衝についても疑いの目を向けたため九月二〇日に総評はこれら三組織の代表をあつめてＩＬＯ四者懇談

会を開き、次の方針を確認した。

臨時国会後、政府、自民党は八七号条約批准を棚上げして公務員制度改悪を先行させようとする動きをみせている。また一方で一一月のＩＬＯ理事会には恐らく臨時国会中の話合いを恰も両者の意見が一致したかに報告し、批准を放置している責任を免がれようとしている。この実態を内外の与論に訴え、早期批准をかちとるため、時期をみて四団体で声明を発表する。

ついで総評は一〇月一〇日の第一回評議員会において、批准闘争の「基本目標」として、①スト権奪還のために権利意識の確立と弾圧に対抗できる組織を確立する、②ＩＬＯ八七号条約の即時批准、一〇五号条約批准体制の確立、③公務員制度改悪に反対し国内法改悪を阻止する、④職場の権利意識の点検と学習活動の徹底、の四点をきめるとともに、「具体的な闘いの方針」として、秋期・年末には、組織の再点検と中央・地方のたたかいの強化、拠点地域における権利意識実体調査の実施を行ない、翌年春闘では「通常国会の審議状況も考え、賃闘と結合させるたたかいのなかで八七号条約完全批准を目標に体制の確立をはかり」、「ＩＬＯ条約即時批准、国内法改悪反対、スト権奪還のための独自統一行動を実施する」ことを決定した。

一方国際自由労連は、総評の要請により一〇月東京で国際自由労連アジア地域会議を開き、これに出席したネジンスキー書記次長は労相と会見して早期批准を要請、ベクー書記長も首相宛に覚書をおくって、日本労組を支援した。

とかくするうちにジュネーヴでは一一月にＩＬＯ理事会が開かれたが、同理事会はＦ項をふくめて前回と同じ趣旨の結社の自由委員会の報告を採択した。政府の立場は全体としていっそう不利になるかにみえたが、しかしこの間に、九月から一〇月にかけて、これまで三原則を堅持して自社両党の話合いに消極的な態度をとっていた日教組が、あいついで自治相、労働次官、労相と会見し、ＩＬＯ問題について次のような申入れを行なって話合いを積極的にすすめる態度をとったことが注目される。

一、組合員の範囲を制限したり、管理職組合を法定化する等の改正を行なわないこと。
二、在籍専従制度を廃止するような改正を行なわないこと。
三、チェックオフ協定を禁止する改正を行なわないこと。
四、交渉制限を設ける改正を行なわないこと。
五、政治活動の制限を強化する改正を行なわないこと。
六、八七号条約の批准とともに一〇五号を速かに批准すること。
七、八七号条約の批准を機会に公務員の労働基本権回復を中心とする法改正を行なうこと。
八、公務員の生活水準向上のため早期に臨時国会を開いて賃金の大幅改善の措置をとること。

こうした情勢のもとで一二月八日に第四二臨時国会が開かれた。開会に先立って総評が批准案件を優先案件として提出することを政府に申し入れ、八月の申合せにもとづいて自民党と社会党ならびに総評との話合いもすすめられたが、臨時国会は石炭問題で紛糾し、批准関係案件は提出されず、問題は翌年にもちこされることになった。

第四節　倉石修正案に関する合意

批准案件の再三、再四の流産についてＩＬＯのきびしい督促をう

けた政府は、一九六三年にはいると、二月に予定される結社の自由委員会、三月の理事会の開催を考慮にいれないわけにはいかず、一月二三日池田首相は第四三通常国会の開会劈頭の施政方針演説のなかで八七号条約早期批准の方針をうたい、「関係法案とともに本国会に提出する」とのべ、さらに二月五日に大橋労相は「関係国内法の調整について自社両党の話合いがつかなくとも……八七号条約および関係国内法案をとりあえず国会に提出したい」との意向をあきらかにした。

これに対して総評は、一月二四～二五日熱海で「スト権奪還・労働基本権確立の中央討論集会」を開催して、一九六三年春から六四年春にかけては①スト権奪還基金について点検しスト基金の万全を期する、②護憲運動などとの連携を深め、国民的諸要求との結合をはかる、③国際労組代表を招へいし、ストについて国際的支援体制を具体化する、④行政処分、刑事弾圧などいっさいの不当処分をこのたたかいをつうじて撤回させる、⑤六三年秋から六四年春を目途にして長期のスト体制をとり、スト権を奪還して労働三権を確立する、という「長期行動方針」をたてた。しかし当面の行動としては、一月五日の単産委員長会議で、「通常国会予算審議と並行してＩＬＯ問題を追及し、二月のＩＬＯ結社の自由委員会、三月のＩＬＯ理事会を背景に八七号条約批准闘争を推進する」ときめていたことからもわかるように、前年にひきつづいて、ＩＬＯを頼りにしながら政府、自民党との話合いをすすめる方針をとった。そして前年秋以来話合いの推進に積極的な態度をとるようになった日教組は、一月一七～一八日の第二五回臨時大会で、中執の定員削減、役員任期二年制などを、「国内法改悪を前提とする敗北主義」だとする反対意見をおしきって決定した。

こうした背景のもとで二月六日には倉石自民党側代表と河野密社会党代表が会談し、自民党と社会党・総評の話合いが本格的にすすめられることになり、これと併行して三月二日には八七号条約批准案ならびに公労法、地公労法、国家公務員法、地方公務員法、鉄道営業法についての第四〇通常国会に提出されたのと同じ改正案が、衆議院に提出された。

しかし話合いが開始されたのちも、労働組合内ではこの話合いそのものと方法について根強い反対があり、国公共闘は三月一六日に日比谷に六〇〇〇名を動員して挙行した「国公法改悪反対、生活と権利を守る国民集会」にみられるように、話合いでなく大衆行動を積極的にすすめる方針を堅持していた。しかも政府の行動はしばしばこの反対意見の正当性を裏付けるかにみえたため、総評指導部はこのことを部分的に考慮にいれないわけにはいかず、話合いをすすめながらも、しだいに大衆闘争をつよめる方向をとることとなった。すなわち、総評は二月一七～一八日に大牟田と小倉で開いた単産委員長会議でＩＬＯ八七号条約問題について討議し、次の発表を行なった。

総評はこの提案（注、関係国内法改正の提案）が原則に外れたものであることを知りながらも、早期批准のために話合いをつづけるため折衝してきた。しかし自民党内部から日教組に対する干渉の強化、更には国鉄労働者に対する差別昇給などを通じての第二組合づくり、或いは三池の幹部首切りなど、数多くの不当労働行為及び団結権侵害行為が次々と行なわれている。しかも、ＩＬＯ当局から強く勧告されたＦ項は全く無視されている。八七号条約は団結権を保障する法律であり、それを保障しようとするに当たり、政府は現に起きている団結権侵害を取り止めることが先決である。勧告の実施も同様先決事項である。

また三月一五日には最高裁が三四年八月の国労桧山丸事件および

三四年一二月の全逓松江郵便局事件について判決を下したが、それは、公労法第一七条違反の行為は刑事免責の対象にならないとの新判例をしめすもので、八七号条約批准の趣旨を真向から否定するものであったために、労働組合側のつよい反発をまねき、また条約批准をめぐる総評指導部の話合いの態度にたいする組合内部の反対意見をつよめる結果となった。そこで三月一九日総評の第四回拡大幹事会は、話合いと併行して大衆闘争を展開するとの基本方針にたちながらも、「団結権侵害の行為を取止め、公務員の団体交渉権が容認されなければ話合っても無意味であり」、「団結権、団体行動権の実質的保証がなければ八七号条約早期批准を望めなくともやむを得ない」との強い態度をうちだし、五月段階にむけて大衆行動、統一行動を強化し、一方院内では条約即時批准、国内法改悪絶対反対、特別委員会設置反対の立場でたたかうことをきめたのである。

このあと国会は三月三〇日の三八年度予算成立とともに自然休会状態になり、四月の統一地方選挙をめざして各党ならびに労働組合が全力をあげはじめたために条約批准に関する自社両党の話合いも中断されたが、総評は四月三〇日スト権奪還特別委員会の第六回会議をひらいて協議し、「ＩＬＯ八七号条約批准、国内法改悪阻止の闘いは三・一五最高裁不当判決に対する闘い、新暴力法反対の闘いと結合して重大な決意をもって闘わねばならない段階にきている」として、話合いと併行して大衆行動を強めていくこととし、話合いについては「即時批准、国内法改悪絶対反対、公務員の団交権の確保」の三原則でのぞむことを決定し、五月には「批准が遅れている理由について」ＩＬＯに追加情報を送って、自民党との本格的話合いにのぞむ態勢をかためた。

地方選挙がおわったのち五月一五日に自民党と社会党、総評の話合いが再開された。話合いについては自民党内にも反対意見がでたが、とくに労組内部では全日自労や国公共闘がこれに対する批判をいっそう強め、総評指導部に対して話合いの経過を明らかにせよと迫ったし、共産党は五月三〇日付アカハタ主張で、「ＩＬＯ条約批准と国内法改悪との取引きをやめ、大衆闘争で批准をかちとろう」と呼びかけ、「一部幹部の話合いをやめ……職場を基礎に、地域で産業別に団結してただちに大衆行動を組織して闘うこと」の必要を訴えた。しかし総評は、五月から六月にかけて、安保反対国民会議の行なう原潜寄港反対・日韓会談粉砕の統一行動や失対打切り反対の行動と結合して大衆行動をすすめるのと併行して、自民党との話合いを急速にすすめていき、総評指導部の発表によれば、六月一〇日には話合いは「国家公務員の団体交渉権の確立保障と地方公務員の中央交渉の確立の問題が、公党として具体的実施の保障を確立することに交渉をにつめる段階に発展した」。

そこで総評スト権奪還委員会小委員会は岩井事務局長をまじえてこの話合い結果について分析し、「ＩＬＯ八七号条約に抵触する問題は解決しえた。国内法改悪の諸問題は満足すべきものではないが、政府の改悪意図をほぼ阻止しえたものと判断する。公務員の団交権の問題は、海のものとも山のものともつかなかった問題が明年五月を目途に方式を決定されることにより、今日的な問題として前進したと評価できる。……今日までの交渉で進展した内容は、われわれの力関係のなかでの限界であると判断される」と結論し、これらの諸条件の確保を条件に八七号批准関係案件の審議を軌道にのせること、公務員の団交権の保障については倉石、岩井、河野の間で確約をかわすこと、従来の方針を変更して国会に特別委員会の設置を認める、ことなどを申し合わせた。この日ひきつづいて開かれた第七回スト権奪還特別委員会および主要単産代表者会議ではこの小委員会の方針は国公共闘代表の反対にあって承認されなかったが、

総評幹事会は国公の反対を押し切って、幹事会の責任で小委員会の方針にそって事を処理することを決定し、この決定はただちに社会党につたえられ、六月一四日は衆参両院で「国際労働条約第八七号特別委員会」が設置される運びとなった。

なお六月一二日の第七回ストライキ権奪還特別委では、それまでの話合いによって政府提出の関係国内法改正原案に対して修正をくわえることによってえられた改正の要綱として次のものがしめされた。

一、在籍専従（公労、地公労、国公、地公法）

(1)組合事務専従については、継続三年以内の期間を限り任命権者の承認による特別休職としてこれを認めることができる途を開く。

(2)右の期間は退職手当の通算期間に算入しない（地方公務員については条例にゆだねること）とする。

(3)現行の休暇制による在籍専従の休職専従への切替えは本法施行後二年以内とする。

二、政治活動の規制（国公法）

現行どおりとする。

三管理職員の範囲（国公法、地公法）

管理職の範囲の基準を人事院規則、人事委員規則又は公平委員会規則で定めることとし、教職員について政令で基準を定めることをやめる。

四、その他

(1)職員団体の役員選出の要件（国公、地公法）職員団体の役員選出について比較的多数決でよいことを明らかにする。

(2)争議行為指令の不拘束（公労、地公労法）

削除することとする。

(3)不利益取扱禁止の但書（国公、地公労法）

削除することとする。

(4)管理職員と一般職員との組織関係（国公、地公法）

管理職員の結成する職員団体には一般職員は加入できないこととする。

(5)交渉手続（国公、地公法）

簡潔なものとする。

(6)交渉団体（国公、地公法）

「登録された」を削除することとする。

(7)職員団体の定義（国公、地公法）

職員団体とは職員がその勤務条件の維持改善を「主たる」目的として組織する団体又はその連合体をいうこととする。

(8)チェックオフについて（地公法）

チェックオフに関するモデル条例案には協定による貯蓄等のための天引きを妨げない旨を明らかにするよう指導することとする。

五、人事局の設置と公務員制度審議会（仮称）の設置

六、日教組の交渉権（地公法）

特別委員会設置にさいして、民社党は「一切のヤミ取引的談合に反対するとともに、人事院の解体、人事局の設置などの便乗改悪を阻止する」ためということでこれに反対の態度をしめしたが、自民党の説得でこれに同調するにいたり、ただ共産党だけがこれにあくまで反対の態度をとりつづけた。その主旨は六月一三日の共産党議員団声明によると、次の点にあった。すなわち「いまこの問題で窮地に立っているのは政府自民党である。自民党は社会党幹部、総評幹部をだきこんで窮地を抜けだそうと策動してきたが、伝えられる話合いによる修正案は、スト権問題を除外しているばかりか、団交権一つとってみてもなんら保障がなく、その他数多くの危険な条項が残されている。いま政府、自民党の国内労働法改悪のたくらみを

うちくだくために、大衆的な追撃をかけることこそ、当面の中心課題である」というのである。

こうして共産党や国公共闘の強い反対があったにもかかわらず、国会では特別委員会が設置され、倉石が委員長に選出され、政府原案のうち鉄道営業法改正案をのぞく五案件が委員会に付托されて、ＩＬＯ八七号条約批准関係案件は六〇年の第三四通常国会以来はじめて国会の審議にのぼることとなった。しかし六月一八日に衆議院の社会労働委員会で失対法改正案が強行採択されたあおりをうけてその後特別委員会における審議はすすまず、七月六日時間ぎれとなったために継続審議の議決さえなされずに、審議未了、廃案になった。廃案になると総評は、「審議未了となった最大の原因は政府自民党が労働者の結社の自由、団結権を本質的に否定しようとする弾圧的態度にある」と声明し、同盟会議は、「自・社・総評の幹部達は、党利党略とヤミ取引きに終始した」とその両者に鉾先を向け、共産党は、全日自労や国公共闘のたたかいが、「ＩＬＯ八七号条約に便乗した国内労働法の改悪、新暴力法案……等々を廃案にすることに成功した」ことをたたえた。他方国際自由労連は「度かさなる批准不成立に対し自由な国際労働運動は日本政府の確約に対する不信の念を抱かざるをえなくなった」とのベクー書記長声明を発表した。

第五節　倉石修正案に対する自民党の反対と実情調査調停委員会への付託

通常国会が閉会したのち池田首相は七月中に内閣を改造すると、その後臨時国会の準備をはじめ、八七号批准関係案件についても再提出を目標に検討を開始し、大橋労相は七月一八日の初閣議後に記者会見して、同案件を短期間の臨時国会で成立させるために、さきに行なわれた与野党折衝ではっきりした点を政府原案にもり込んで再提出する意向であることを明らかにした。

しかし自民党内では社会党・総評との話合いによる「妥協修正」に反対する意見がつよかったため、党内意見の調整をすすめるために、九月一三日開催のＩＬＯ世話人会と労働問題特別調査会の合同会議の席上倉石ＩＬＯ世話人代表は社会党・総評との窓口折衝の経過を説明するとともに、そこでの意見の一致点を基礎とした「ＩＬＯ八七号条約関係法案について検討を要する問題点」――いわゆる「倉石問題点」をはじめて明らかにした。それは、六月一二日に総評のスト権奪還特別委員会で配られた資料にもられたものとほぼ同じ内容のもので、ただ日教組の交渉権についてふれていなかった点だけが異なっていたが、これが発表になると、自民党の文教部会と文教調査会の合同会議や治安対策特別委員会はこれに反対をとなえ、党外からは右翼諸団体がいっせいに政府原案をつらぬけと大橋労相にせまった。

こうして倉石問題点にもとづく修正案を作成することは困難となり、政府は一〇月一七日に八七号条約批准案件と公労法、地公労法、国公法、地公法の各改正案を、通常国会に提出した政府原案のままで再提出した。

他方、総評は七月二五～二九日に第二三回定期大会を開いたが、指導部はここでこれまでの話合いの経過について国公共闘傘下組合の反対を押し切って承認をうることに成功し、その後は「交渉によって進展した諸事実を最低の条件として臨時国会で早期批准させる」との方針にもとづいて活動をすすめ、一〇月にはスト権奪還特

別委員会は議長を宝樹文彦とする新役員を選出した。

第四四臨時国会召集の前日にあたる一〇月一四日には全労の国際自由労連一括加盟問題に関する実情調査のために来日した国際自由労連のイエイヤー会長とベクター書記長は、大橋労相に会見して「日本が世界有数の工業国である以上、また先進民主主義国によって構成するOECDに加盟する以上は、条約の批准は日本政府の道義的責任」であると強調して、条約の早期批准を要請したが、臨時国会開会まえから政局は国会解散気運をふかめ一〇月二三日には解散が事実となり、批准関係案件は実質審議が行なわれないまま審議未了廃案となった。

こうした経過をみたのち、ILOでは一一月四～五日に結社の自由委員会が、一一月一二～一五日には第一五七理事会が開かれ、日本問題が審議された。結社の自由委員会は、五八年一一月に「日本政府が八七号条約批准に関して初めて保証を与えて以来五年を経過し」、この間「この保証が一二回にわたって与えられ、かつ条約批准承認案件が五回にわたって国会に提出されたが満足な結果に達しなかったことを考慮して」理事会に対して、日本問題を一括して実情調査調停委員会に付託することについて承認を与えるよう日本政府に要請することを決定することを勧告した、第七二次報告を採択し、この報告は理事会でも承認された。こうして、ILOの歴史はじまって以来発動されることのなかった実情調査調停委員会が、わが国の一七九号事件について発動されることになったのである。このことが伝えられると政府は大橋労相談の形で、次の通常国会で関係案件を成立させるよう努力するとの方針を重ねて表明したが、一一月二一日の総選挙終了後、一二月四日に召集された第四五特別国会ではILO条約関係案件は提出されず、一二月二〇日に第四六通常国会が召集されると、同時に、さきに提出された政府原案のまま衆議院に提出されることとなった。

第六節　第四六通常国会をめぐる動き

池田首相が一月二一日の国会における施政方針演説で「今国会での批准実現を切望する」との所信表明を行なったことからもわかるとおり、ILOで日本問題が結社の自由実情調査調停委員会に付託されるという未曽有の事態のもとでわが国政府が八七号条約批准をますますあせりはじめていたことは事実である。しかし批准関係案件を国会の正常な審議にのせるためには、何よりも与党内の意見の調整が必要であり、このため政府与党は政調会長を中心にして倉石問題点に関する意見調整をすすめたが、それは著しく難航した。

他方総評は、一月二八日の第四回評議員会、一月三一日のスト権奪還特別委員会をへて、春闘突入をまえにした二月一四日の第二四回臨時大会で「今次春闘におけるILO八七号条約批准・スト権奪還の闘い」の方針を決定した。同方針は、①日本問題が実情調査調停委に付託されたこと、②開放経済体制をおしすすめる池田内閣は国際貿易環境からもすみやかな批准の必要にせまられていること③倉石私案は世論の支持をうけていることなどから、一般情勢は有利になっていると判断する一方で、自民党は倉石修正案の再修正をたくらんでいるとし、「今日の段階において、八七号条約批准闘争の焦点は条約それ自体ではなくなってきている。問題はむしろこれに便乗した国内法整備法案の背後に流れている労働政策の考え方、姿勢そのものにある。できれば組合などない方がよい。あっても御用組合であってほしい。もし抵抗する強い組合があれば、これを弾圧

してゆこうという対労働組合観の労働行政の底流こそ、まさしく八七号条約を批准できない根本的要因である」と分析し、闘争方針としては次のものをかかげた。

▽闘いの基本的方向

1、組織体制の強化

(イ) 職場の権利確立の闘い

(ロ) 便宜供与の切捨てによる組織体制整備

(ハ) 罷業資金の積立

(ニ) スト権は働くものの固有の権利であるという権利意識を組合員に身につけさせる教宣活動の充実

2、法廷闘争の統一的指導

三・一五最高裁不当判決いご争議行為に対し刑事責任を追及する傾向がでているのに対する法廷闘争の統一指導体制の確立

3、国会対策

昨年の臨時国会前に岩井・倉石会談で了解に達した修正事項どおり法改正をおこなうとの確約が取付けられなければ、特別委員会の設置は認められない。

4、ＩＬＯの関係

(イ) ＩＬＯの調査団の予備調査にそなえ、提訴各組合を中心に対策委員会を設置する。

(ロ) 争議行為についての完全な保障をかちとるため一〇五号条約の批准促進を強力におしすすめる。

▽具体的な闘いの進め方

大幅賃上げ、最低賃金制確立、合理化反対、労働時間短縮等を中心要求として闘われる春闘と、スト権奪還、労働基本権確立の闘いとを完全に結合させるなかで、ＩＬＯ条約批准、スト権奪還の独自闘争を前進させてゆく。

1、二月段階、労働法学者、弁護士、文化人を中心とする署名活動。一般宣伝。討論集会。

2、三月段階

①上旬、春闘共闘委と共同で時間内職場集会、街頭宣伝、②中旬、三・一五不当判決粉砕を中心に、あわせて一〇五号批准をうながす中央・地方での大衆集会、③二〇日頃中央学者文化人会議の開催、国会請願。

3、四月段階

①国会審議のやまばで八七号即時批准・国内法改悪反対でストライキを含む強力な統一行動、②春闘共闘委参加の六五〇万労働者がストライキに突入する時点で、官公労働者の実力行使を正当な権利の行使として国民に認めさす一大街頭宣伝。

この間ジュネーヴでは第一五八回理事会が開かれ、二月一五日には実情調査調停委員会への一七九号事件付托に関する事務局長の具体案が承認された。そしてＩＬＯ事務局はわが国政府に対して、同委員会はドライヤー委員長（デンマーク）、コール（アメリカ）、ティンダル（ニュージーランド）の三名で構成されること、五月はじめにジュネーヴで会合し、ジュネーヴへの証人喚問ならびに日本訪問の日時をきめることを通報し、日本政府に同委員会付託についての承認を求めてきた。総評はただちにこの事実をとりあげ、二月二〇日、「これほどわが国にとって不名誉なことはない」とし、批准を政府が放置するなら広汎な大衆闘争を展開する旨声明し、さらに二月二四日のスト権奪還委員会では、①八七号条約を即時批准し、公党間の確約を完全に実施させる、②政府自民党の掛引きを含むいっさいの動向に対し徹底的に抗議し、その実体を明らかにし、一項目といえども手直ししてくる場合はいっさいの問題を白紙にかえして徹底的にたたかう、③三月一四日に三・一五判決粉砕・八七号条

約批准、スト権奪還の統一行動を実施する、④四月上・中旬に統一ストを実施し、公労協は大幅賃上げの要求と結合して半日スト、地公・国公は条約批准、団交権確立、スト権奪還を中心にストライキ行動を行なうこと、を決定した。

他方自民党は国会内で特別委員会の設置をいそぎ、三月六日に衆院運営委員会でこのことを提案し、自社折衝の結果前国会と同様の手順で特別委員会を設置することに意見の一致をみたが、自民党への不信感をつよめた社会党は自民党内部の意見調整の進捗ぶりを注視し、委員会設置はなかなか具体化されなかったが、そうこうするうちに総評は議会外での活動をすすめ、前記の方針にしたがって三月一四日には統一行動を実施し、さらに四月一七日のスト準備にはいって、四月四日には公労協がスト宣言を発表、総評もこれとあわせて「ＩＬＯ八七号条約批准・スト権奪還統一闘争宣言」を発表した。

こうして準備された四・一七ストは、もしそれが実施されたならば四七年の二・一ストに匹敵する規模のもので、わが国労働運動史上最大の統一ストライキ闘争となったはずであるが、実際には実施直前になって池田・太田会談で拾収され、ストライキは不発におわり、その後特別委員会の設置についても、「倉石修正案を成立させる、特別委員会では強行採決をしない」ということで自社両党の了解が急速に成立、総評も主要単産委員長会議を開いて、この結果を了承した。

だが四・一七ストが回避され、衆院で四月二三日、参院で翌二四日、ＩＬＯ特別委員会が設置され、八七号条約批准関係案件が国会の審議にのせられ、しかも五月一五日は四〇日間の国会会期延長がおこなわれたにもかかわらず、党内意見の調整をみないまま審議にはいった自民党側がその後にわかに態度を後退させ、倉石修正案を否認するにいたったために、案件はふたたび廃案になり、問題の解決はＩＬＯの実情調査調停委員会の発動以後にもちこされることになった。すなわち、国会での審議がすすむにつれて、自民党内の一部勢力と全国都道府県教育委員長協議会、全国知事会などは倉石修正案に反対の態度を表明し、とりわけ日教組の中央交渉権、管理職の範囲などについて強く反対し、自民党執行部も日教組の中央交渉を認める条項を削除する意向にかたまってきた。そして日教組は五月から六月にかけて五次にわたる統一行動を行ない、総評も六月一二日に「ＩＬＯ条約即時批准・国内法改悪阻止中央総決起大会」を開催、一七日以後連日国会陳情をつづけ、六月二四日には全国統一行動を実施するなどして、大衆行動をつうじて倉石修正案の完全実施を要求したが、自民党は態度を変えず、日教組中央交渉問題で折り合わぬまま六月二三日には自民党は案件廃案もやむなしとの態度を決定した。

廃案ときまったあと、自民党は幹事長談話をつうじて、「倉石修正案は公党間の公約ではなく努力目標である」との弁明を行なったが、社会党は「廃案の責任はすべて自民党にあり」「背信行為」であるとその責任を追及し、総評のスト権奪還特別委員会は、「自民党が自社両党の合意案を全面的に否認し……公党間の信義をふみにじった」とこれを非難して、「われわれは……国際的注視と国際労働団体の支持の中で、自らの力で権利を完全に確立するために闘いぬく」旨をあきらかにした。

第七節　実情調査調停委員会の証人喚問

こうして三五年以来、ＩＬＯ八七号条約批准関係案件は六回にわ

たって国会に提出されながら、このたびも廃案となった。

七月一七日第三次池田内閣が発足したが、発足にあたり内閣は石田労相をつうじて、「次の国会でできるだけ早く八七号条約承認案件を成立させたいが、このためには、さきの国会で廃案になった政府原案を修正する必要があろう」との意向を表明した。これに対して総評は七月二〇～二四日の第二六回定期大会で一九六四年度運動方針を決定したが、その中ではＩＬＯ条約問題について次のようにのべていた。

「政府は、ＩＬＯ八七号条約批准に便乗し、国内法の改悪をおこない、公務員労働者の諸権利を一層剝奪しようとしている。そして昨年のスト権奪還闘争を背景にした倉石・岩井会談できまったものさえ拒否する動きをしめしている。われわれはＩＬＯ八七号条約批准案件が第四六通常国会において廃案になった経緯をふまえ、今日結集している闘争力を一層強力にして労働基本権奪還の闘いを強力に進める。政府が再度改悪案をだしてくるときは、河野・倉石合意案を最低として闘い、これがいれられないときは一切を拒否して闘う。その場合今後もこの闘争の成否を決定するものは、スト権をとるためにはストライキをもってする以外にはないという厳しい対決を必要とするだろう。したがってこれを闘い抜ける組織体制と、あくまで闘いを持続させる力量と闘争財政を確立しなければならない。われわれは早急に、職場のすみずみからもりあがる職場闘争と権利を守り高める闘いをつみあげ、政府、独占の組織に対する分裂策動と対決し、組織の拡大強化に地道にとりくみ、官公、民間各労働組合の交流をふかめるなかから、一人一人の組合員にスト権奪還闘争を闘いぬく決意をかためる努力をおこない、完全な組織体制の確立をはかる」

しかし国内のＩＬＯ条約批准問題はオリンピック後の臨時国会にもちこされ、さしあたって政府側と労働側の活動の焦点は、実情調査調停委員会の証人喚問におかれることになった。

これよりさき、四月二一日に政府はＩＬＯが要請してきた一七九号事件の実情調査調停委員会への付託に応ずることを決定し、この旨ＩＬＯに通告していた。そこで五月一二～一九日にジュネーヴで同委員会の第一回会合が開かれたが、委員会はここで審議方法を決定し、わが国政府と申立人にたいして追加陳述の提出をもとめるとともに、九月九～二六日に第二回会合を開いて証人喚問を行なった。この証人喚問に応じて委員会に出席し、陳述を行ない、審問に応じた代表氏名は左のとおりである。

総評岩井章事務局長、石田博英労相（特別陳述）、原口幸隆、青木盛夫大使（代表冒頭陳述）、国際自由労連ベクター書記長、国際郵便電信電話労連デニング書記長、国際運輸労連デフリーブ書記長、国際公務員労連トファン書記長、国際自由教員組合連盟、レイモン議長（国際労組代表陳述）、総評原口幸隆、全逓宝樹文彦委員長、国労臼井享副委員長、動労目黒今朝治郎副委員長、自治労安養寺俊親書記長、日教組槇枝元文書記長、国公共闘江田虎臣、国公共闘藤井務（労組側証人審問）、労働省堀秀夫事務次官、内閣法制局高辻正己次長、法務省川井英良刑事局参事官、郵政省土生滋久人事局審議官、国鉄井上邦之職員局長、公企体労働委員会峯村光郎委員長代理、自治省佐久間彊行政局長、愛媛県教育委員会竹葉秀雄教育委員長、人事院橋口次男職員課長、総理府公務員制度調査室岡田勝二室長、国税庁遠山修審議官（政府側証人審問）

また労働組合側ならびに政府側の代表冒頭陳述は要旨次の通りであった（法律時報三七巻三号による）。

▽労働組合側代表原口幸隆冒頭陳述

私が申し述べたいのは日本政府の労組と運動の自由とその権利を一方的に制限してきた態度についてである。日本において結社の自由、団結権の保障という八七号条約の基本原則が、法律上もその適用上も確立されていないということについてである。

第一にILO条約八七号の未批准について。日本政府はこの条約を批准するためにという名目で国内法改正案件を提出したが、この考え方は日本政府の今日までの方針である、国際条約がどうであろうと国内法規によって規正していく、この法律に違反するものはすべて弾圧を加えていくという方針である。悪法を数多く立法し、悪法でも法は法であるからこれに従えという政策である。

第四六通常国会で批准が行なわれなかったのは……大多数の与党議員が八七号条約の批准と、少しでもわれわれ労働者の労働組合権を確立することに反対したためである。政府の内部でも文部省、自治省が中心となって条約批准に反対し、地方公共団体を指導して反対運動を行なっている。

第二に日本の官公労働法の反動性について。その第一は団結権についてであるが、国公法、地公法では警察職員、消防職員、海上保安庁、監獄勤務職員は職務の内容のいかんを問わず団結権が一部分刑罰をもって禁止されている。その他の職員についてもゆるやかな団結権は認められていても①構成員が職員に限られ、②オープンショップ制が強制され、③登録を強制され、④連合体結成が規制されている。公労法・地公労法においても、団結権に数多くの規制が加えられている。第二は団結権の機能についてであるが、争議権はすべての官公労働者に禁止され、違反行為には刑事罰が科せられている。団体交渉権は、国公法、地公法については登録団体のみが認められているが、労働協約の締結はできない。公労法・地公労法では協約締結権が認められているが、管理運営にかんする事項は交渉より除外されるという仕組みを通じて、交渉対象事項がきわめて制限されている。団結侵害に対する救済措置は、国公法・地公法については不利益待遇審査請求権があるだけである。第三に代償措置の欠如、不機能がある。地方公務員にはスト禁止の代償措置を全く与えられていないものがあり、団結を禁止されている公務員労働者は全くその措置を欠いているし、国公法・地公法上の代償措置と称せられる人事院、人事委員会は、中立性を欠き、強制権限をもたず、代償措置となりえない。公労法上の公労委についても同様である。

これらの官公労働法の運用による労働組合権の侵害には次のようなものがある。①スト権を奪った代償機能の不完全、②団結権侵害・組織に対する不当介入、組合分裂の促進、③団体交渉拒否による侵害、④組合活動の制限、協約協定の一方的破棄、休暇の取消し等、組合掲示板に対する事前許可制、会議施設等の使用禁止。

第三に日本政府の反労働組合的な労働政策について。労働者が生活と権利を守るために行なう闘いに対して、政府は常に大量処分、刑事弾圧による報復措置をくりかえしている。日本の場合代償機能の不完全さ、団体交渉事項の制限等、予算面、資金面に対する政府の拘束からして自からの要求を貫徹するためには必然的に実力行使、スト行動にうったえざるをえない。公務員にたいする人事院勧告については今日まで完全に実施されず、この勧告すら全公務員労働者が統一行動をくむことによってようやく出される実情である。

以上大要についてのべたが、詳しい実証については各提訴組合より証言させることにする。

▽政府側代表青木盛夫冒頭陳述

わが国政府は戦後一貫して自由にして民主的な労組運動の発展を期し合理的安定的な労使関係の確立の促進を労働政策の基本としてきた。この結果法制面においてもＩＬＯ八七号条約及び九八号条約の諸規定に照し民間産業の労使に関する法制は問題となるところはない。今問題になっている一七九号事件の核心は主として「公共企業体等部門の労組の構成員及び役員を職員に限定する」等、この部門の職員の団結権に関し若干の制限を設けた公労法・地公労法の規定をいかに取り扱うべきかということにあると理解する。これらの規定はいずれも戦後の混乱期に公務及び公企体の業務を破壊的勢力から守る目的で設けられたものであり、結社の自由委員会の第三二次報告はすでに「結社の自由の権利にたいする干渉となりうる」との結論を下しているが、わが国政府もより広く結社の自由の権利を認めるとの基本方針をたて、一九六〇年いらい六度八七号条約批准案件とともにこれらの制限規定の削除等を含めた関係国内法の改正案を国会に提出してきた。

このような政府の意向にもかかわらず批准が実現しないのは次の事情による。すなわち公務員と公企体職員は争議行為が禁止されているにも拘らず、今日においてもあえてこれに違反するものが見られ、また一部公務員団体は労働者団体の限界をこえて国や地方公共団体の行政施策に干渉する意図をもって要求を掲げ、団体交渉や争議行為によりその主張を貫徹しようとするなど行きすぎた傾向が見受けられることがその一つである。

また必ずしも八七号条約と直接関係がない問題、例えば教職員団体の中央段階における話合い問題等につき政府組合間のみか与野党間に問題が生じたためである。

最後に提訴者側は追加陳述の中で、政府が貴委員会の結論にもとづく理事会の勧告、（注Ｆ項のこと）を無視して、依然として労組活動を理由に逮捕、解雇その他の処分を大量に行なっているとのべているが、このことについてわが方の見解をのべたい。日本政府は八七号条約批准の方針を堅持するが、公共部門職員の争議行為を禁止する現行制度は今後も維持するつもりであり、このことと八七号条約批准とは直接関係はないと考えている。今なお法に違反する争議行為がみられる現状において、そうした職員が法の定めるところにより相応の処分をうけ、あるいは当該争議に関連して暴行罪、傷害罪、公務執行妨害罪等の刑法の規定又は違法な争議行為の禁止に関する刑事罰則等の刑罰法令にふれる行為が行なわれた場合には、刑事処分に付せられるのは当然のことである。

証人喚問ののち問題の焦点はふたたび国内法整備へと移ったが、証人喚問の効果については政府自民党側と労働側とにそれぞれの判断があったようである。政府側は九月二五日鈴木官房長官をつうじて「八七号条約を関係国内法と切り離して臨時国会で承認する方針で社会党に働きかける」との態度を表明し、条約批准にあせりをみせながらも、「通常国会で社会党が池田内閣不信任案を提出し否決されたので、倉石修正案をめぐる話合いはそれで終わった」という九月三〇日参院社会労働委員会における石田労相の発言にもみられるとおり、強硬な態度をうちだした。これに対して労働側も、まず社会党がＩＬＯに出席した労組代表の報告をうけて問題点を検討した結果、公務員の団結権など労働基本権については労働側に有利に展開していると判断して、一一月七日には臨時国会では八七号条約の分離批准に反対し、関係国内法については倉石修正案を最低の条件として提出をもとめるとの方針を確認したし、総評も一一月二〇日にスト権奪還特別委員会を開いて、①十数回にわたるＩＬＯ理事

会の勧告や実情調査調停委員会の証人喚問の経緯から関係国内法改正案については倉石修正案以上のものが権利として保障されなければならないことが明らかになった。したがってこの条件が満されない限り批准問題の解決にはならない、②このような立場から労組法、スト規制法、公労法、地公労法、国公法、地公法などの内容の検討を直ちにはじめる、ＩＬＯ条約分離批准は国際的にも通用しない、との基本的態度を決定した。

労働側がＩＬＯにかけたこの期待が過大なものであり、おそらくはＩＬＯの本質をみあやまったものであったことは、年が明けて判明するのであるが、それはさておき、こうした状況のなかで一〇月二六日池田首相は退陣を表明し、一一月九日に佐藤内閣が成立、第四七臨時国会が会期四〇日の予定で開会された。そして佐藤内閣は内閣法制局を中心に関係改正法の原案作成をすすめ、一二月一五日には「ＩＬＯ関係法の改正法案要綱(案)」をまとめたが、それは日教組の中央交渉にはふれず、倉石案よりも後退したもので、総評は一二月一六日ただちにこれについて声明を発表し、これは佐藤内閣の反動的姿勢を暴露したものであり、「通常国会において院内外の総力を結集して政府案を粉砕し労働者の権利をまもるため全力をあげて闘う」との態度を明らかにした。臨時国会は一二月一九日に閉会し、こうして問題は翌六五年の第四八通常国会にもちこされた。

第八節　実情調査調停委員会の来日と批准案件ならびに関係国内法改正案の強行採決

六五年一月に第四八通常国会が開かれると、政府はさきに作成した「関係法の改正法案要綱」をもとに与党内の意見の調整を開始し、一月一九日に政府案を決定、一月二二日にこれを国会に提出した。

この間一月一一日にはＩＬＯの実情調査調停委員会、いわゆるドライヤー委員会が来日した。委員会の任務はその名にしめされたとおり、事実調査と調停であり、政府が委員会の来日以来これとの接触をつづけるなかで委員会の意向をよみとり、調停案の提示をまえにして、その意向を考慮にいれたうえで関係国内法案を決定・提出したものであることはとうぜん予想できる。

一方来日した委員会は、政府、労働側と会談したのち三班に分かれて日本の各地で中立事実を実地に調査し、一八日以降事実上調停工作に入ったが、調停工作に入るや、さきに労働側がＩＬＯと同委員会にかけた期待は現実と著しくかけはなれたものであったことがたちまち明らかになった。というのは一八日委員会は、①今度の国会でＩＬＯ八七号条約だけを批准し、残る懸案は条約批准後一年以内に検討する、②中央交渉については法文化せずに、文相と日教組とが事実上話合いできる道を保証することで解決できないか、という線で政府、労働側の意向を打診し、岩井氏がこれに強く反対すると、二三日の会談までに再考慮するよう労働側に要望して会談を終わったからである。この事態に直面して総評は強硬な態度を表明せざるをえなくなった。総評太田議長は二一日に記者会見し、要旨次のような談話を発表した。

「ドライヤー委員会はＩＬＯ結社の自由委員会に委託されて、日本の官公労働者の労働基本権のおくれを是正するためにつくられたものである。しかし来日いらいの調査団の言動は日本の政治問題にまきこまれ、また八七号条約の批准だけを重視している。調査団本来の任務は関係国内法のおくれを是正した上で、条約を批

准させるよう努力することである。これを度外視して条約批准を優先することは、本来の任務にもとるものであり、絶対に承服できない。調査団が政府に日教組の中央交渉を認めるよう勧告することを強く申入れる。総評の意見が認められないならば、結社の自由委員会に問題を再提訴することも辞さない」

しかし、総評のこうした強い態度にもかかわらず、二三日に「提案」というかたちで政府側と労働側にしめされた調停案の内容は、次のようなものであった。

一、八七号条約をこれ以上おくらすことなく批准すべきである。

二、批准促進のためには、直接条約と関係する事項、たとえば公労法四条三項、地公労法五条三項に注意を集中することが望ましい。

三、批准だけでは足りず、相互の信頼の確立が必要である。その確立のためのイニシアチヴは政府の最高首脳部がとらなければならない。

四、首相が政府、労、使の代表による定期的な意見交換方式を一般政策として採用するなら、一大前進がもたらされよう。

五、本年六月にジュネーヴでドライヤー委員長とＩＬＯ事務総長にたいし、石田労相と岩井総評事務局長がその後の状況を報告すること。

この「提案」の内容を不満とした労働側は、二六日の委員会帰国の寸前まで会談をつづけ、「中央交渉」の保証をとろうとしたが、委員会側は、「政府、労働双方がよく相談して解決すべき問題である。日本政府が調査団の見解に同意した事実のうえに立って日本政府と話合いすることを期待する」と回答しただけであったといわれ、総評側は結局この調停案のうち第五点をのぞいてこれを拒否してしまった。

このあと、四月一五日自民党は労働側がつよく反対する八七号条約批准案件と関係国内法四改正案を、衆院ＩＬＯ特別委員会でわずか一分足らずのうちに強行採択した。そして国会は、一時混乱におちいったが、船田衆院議長の斡旋案、――①条約と関係四法案は衆院本会議で審議をつくし議決する、②四法案中の問題点については新設の公務員制度審議会で審議する、③四法案の問題点に関する条項は、公務員制度審議会の答申をうるまで施行を延期し、答申を尊重して所要の改正をする、といういわゆる船田斡旋案によって混乱は収拾され、斡旋案にそって各派の合意が成立し、争点となっていた条項の一部の施行を延期するという形で政府原案を修正して、本会議で可決成立させた。

こうして懸案のＩＬＯ八七号条約は、六〇年にその案件が国会にはじめて上程されて以来五年ぶりに批准をみたが、批准によって労働側がほんらい目指していた労働基本権確立の目的はほとんど前進をみず、問題は、施行延期の部分の取扱いをふくめて公務員、公企体職員の労働関係の基本問題を審議する「公務員制度審議会」に移されることになった。

政府提出の関係国内法改正案の大要と修正により公布後九〇日以内に施行される条項（施行を延期されなかった条項）の大要は次のとおりである。

▽政府原案の大要

①公労法四条三項、地公労法五条三項を削除する

②管理監督者及び機密の事務を扱う者の組合結成、加入を禁止する公労法四条一項ならびに地公労法五条一項の但書きを削除する

③在籍専従禁止の原則を規定するとともに、当局が許可した場合は在職期間をつうじて三年以内とし、その期間は休職として退職手当算定の基礎に算入しない（公労法、地公労法、国公法、地公

法）

④職員団体の目的および性格について、職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいうものとする（国公法、地公法）

⑤管理監督者とそれ以外の職員は同一の職員団体を組織できないものとする（国公法、地公法）

⑥管理職員の範囲は人事院規則、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める（国公法、地公法）

⑦職員団体の登録要件として、規約の作成及び変更等の重要事項については構成員全員の過半数によることを必要とするが、役員選出については投票者の過半数で足りるとする。登録職員団体は職員で構成されなければならないが、免職者で一年以内のものあるいは係争中のものを構成員に止めていることを妨げないこととし、さらに非職員を構成員としていることを妨げないものとする（国公法、地公法）

⑧当局は登録職員団体に対しては勤務条件に関しその適法な交渉の申入れに応ずべき地位にたつものとし、交渉手続を法定する（国公法、地公法）

⑨各省庁の人事管理に関する方針、計画等について統一保持上必要な統合整理をおこなう機関として総理府に人事局を設置し総理府総務長官に国務大臣をもってあてる（国公法）

⑩国家公務員、地方公務員、公企体職員の労働関係の基本にかんする事項について調査、審議させるため、学識経験者、国、地方公共団体、及公企体を代表する者並びに国、地方公共団体および公企体の職員を代表する者二十人以内の委員で組織する公務員制度審議会を設置する（国公法）

⑪地方公務員の給与は法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接その職員にその全額を支払わなければならないとする（地公法）

▽公布の日から九〇日以内に施行される主な規定

一、①の規定（公労法、地公労法）
二、②の規定（公労法、地公労法）
三、⑨の規定（国公法）
四、⑩の規定（国公法）
五、⑪の規定（地公法）

また六五年八月三一日、公務員制度審議会の活動がまだ軌道に乗っていない時期に、実情調査調停委員会の英文にして七七一ページにわたる長文の報告書が、ジュネーブと東京で同時に発表された。それは日本の公務、公企体労働関係における団結権侵害の事実の有無についてのＩＬＯの公式の判断と、将来とるべき措置についてのその勧告とをのべたもので、報告書の結論的部分にあたる第六部の要点は次のようなものであった。すなわち、①日本の八七号条約批准と政府・労働側のトップ会談の開始を評価しつつ、八七号条約と九八号条約に抵触する法規は是正すべきことをのべ、しかしいまだに解決していない問題が山積していることから、組合に対しては、「政治を離れた立場」で政府にたいして批准とトップ会談の実現に協力すること、政府に対しては、「創意力と勇気および忍耐力をもつこと」を要求し、その成功のためには相互信頼が不可欠であることを強調し、②公共部門における労働関係の処理にあたって「使用者としての政府」と「政府としての政府」とを区別すべきことをのべ、③公共部門におけるストライキの全面的禁止という現在の日本の法制度の不合理を指摘し、公共企業のなかでスト禁止を存続すべきものとそうでないものとを区分することを勧告すると同時に、組合に対しては、ストを軽卒に行なわぬよう自制を要望し、④ストラ

イキの制限禁止がのこされる場合の代償措置については、現在の公労委は事実上中立だと認めるが代償措置として不完全であり、人事委員会や公平委員会は中立でもなく代償措置ともいえないことを指摘し、⑤法令の施行方法については、小さな違反にたいしても最大限の制裁をもって応じている政府の態度を非難するとともに、法令の簡素化を要請し、⑥組合が中立ててきた数多くの不当労働行為をとりあげて、政府の弁明にもかかわらずその事実は否定できないとの立場から、その防止、救済のための各種の提案を行ない、⑦また関係国内改正法のうち施行延期になっている部分について委員会の見解をのべ、公務員制度審議会での審議の方向づけを意図していた。

報告書は、一一月一七日ＩＬＯ理事会で「拘束力をもつ判決」としてではなく「合意により解決するため関係者に指示される一連の提案」として受理され、わが国の青木政府代表も原口労働側代表もこれをうけいれた。こうして、理事会は日本政府および中立人である労働組合側に同報告書を通報することによって、ＩＬＯとしては、九年間にわたる一七九号事件に終止符をうったのである。

第四編　労働協約

はじめに最近における労働協約締結の全般的状況を示す実態調査資料を掲げ、その後に、今期における各組合の協約闘争の状況を展望することとする。

実態調査は労働省労政局が三七年六月末現在労働組合法の適用を受ける企業別組織単位組合一四一一を対象として行なわれたもので、中小企業労組をも含む。このように協約の運用における動態面にまでおよぶ広範囲の調査はじめてである。資料は労政局発表の「労働協約等実態調査結果の概要」によるが、スペースの関係で調査対象組合の組織状況に関するデータおよび説明は割愛する。

第一章　労働協約の実態

第一節　労働協約締結の状況

一、中小零細企業では、労働協約の締結率はきわめて低くなっている。

労働協約を有する組合（みずから締結していなくとも適用をうけているものを含む）は組合総数の六五％で、企業規模一〇〇〇人以上の組合で八九％で、以下企業規模が小さくなるにしたがってこの割合は大幅に低下し企業規模二九人以下の組合においては二八％となっている。

二、労働協約の適用をうけているもののうち、企業内の上部組合がある組合の大部分は上部組合が締結した協約のみの適用をうけているものであり企業内の上部組合がない場合においては、企業外の上部組合に加入してもその大部分はみずから締結した協約のみの適用をうけているものである（第160表）。

協約有の組合について適用関係をみると、上部組合の締結した協約のみの適用をうけているものが四四％、みずから締結した協約の

第160表　企業内上部組合の有無別，協約の適用別組合数

企業内上部の有無	合計				企業内上部有				企業内上部無			
協約の適用別	合計	上部組合の協約のみ有	自らの協約のみ有	双方有	小計	上部組合の協約のみ有	自らの協約のみ有	双方有	小計	上部組合の協約のみ有	自らの協約のみ有	双方有
組合数	915 (100)	400 (44)	498 (54)	17 (2)	412 (45) 〈100〉	379 〈92〉	20 〈5〉	13 〈3〉	503 (55) 〈100〉	21 〈4〉	478 〈95〉	4 〈1〉

みを有するものが二%となっており、上部組合が基本的事項について協約を締結し、下部組合がその細目についてさらに事業所ごとに協約を締結するという形式をとっている組合はきわめて少ない。なお、これを企業内上部組合の有無別にみると、企業内上部組合有（すなわち、当該組合が企業連又は企業単一組織の下部であるもの）の組合においては九二%が上部組合の締結した協約のみを有し、自ら締結した協約のみを有するものが五%となっているのに対し、企業内上部組合無（すなわち当該組合が企業単位で組織された組合又は事業場単位の組合で上部に企業連又は企業単一組織を有しない組合）の組合においては上部組合の締結した協約のみを有するものはわずか四%で、みずから締結した協約のみを有するものが九五%となっている。

三、労働協約の有効期間は、包括協約については、期間の定めがないものが、約半数を占めている。また包括協約の約七〇%は現在自動延長または自動更新中のものである。

包括協約の有効期間別の状況をみると、包括協約のうち七九%が一年、六%が二年、五%が半年、同じく五%が三年、三%がその他の期間を定めており、期間の定めがないものが三%となっている。なお、期間の定めのあるもののうち六九%が自動延長または自動更新中のものである（第161表）。

次に、賃金協定の有効期間別状況をみると、賃金協定のうち四九%が一年、二%が半年、同じく二%が二年、一%が三年、二%がその他の期間を定めており、期間の定めのないものが実に四三%となっている（第162表）。

四、包括協約の締結改訂の際には、労働時間、休日、休暇が主要争点となっているものがもっとも多い（第163表）。

包括協約を有する組合について、その締結または改訂の際にもっとも争点となった事項（最高三点までであげさせている）についてみると、包括協約有の組合のうち二五%が労働時間、休日、休暇をあげており、ついで二二%が基本給（基本給は、一般に包括協約の締結改訂の際ではなく賃金協定の締結改訂の際に争われているので、その割合が低くなっている）、一七%がユニオン・ショップ、同じく一七%が非組合員の範囲、一六%が退職金をあげている。

五、労働協約がない組合の約半数は、協約締結交渉も行なったことがない。

協約無の組合（組合総数の三五%）について、協約締結交渉等の状況についてみると、その四九%の組合は、協約の締結交渉を行な

第161表　包括協約の有効期間別，自動延長又は更新中か否か別組合数

有効期間の定めの有無	合計	期間の定め有																					期間の定めなし
有効期間		小計			半年			1年			2年			3年			その他						
自動延長又は自動更新中か否か		小計	イ	ロ	小計	イ	ロ	小計	イ	ロ	小計	イ	ロ	小計	イ	ロ	小計	イ	ロ				
組合数	791 (100)	769 (97) (100)	533 (67) (69)	236 (30)	42 (5) (100)	38 (90)	4	622 (79) (100)	455 (73)	167	44 (6) (100)	18 (41)	26	40 (5) (100)	17 (43)	23	21 (3) (100)	5 (24)	16				22 (3)

第162表　賃金協定の有効期間別組合数

有効期間	合計	定めなし	半年	1年	2年	3年	その他
組合数	380 (100)	163 (43)	9 (2)	188 (49)	8 (2)	4 (1)	8 (2)

第163表　包括協約の締結・改訂の際の主要争点別組合数

主要争点	包括協約の組合数	労働時間、休日、休暇	基本給	ユニオン・ショップ	非組合員の範囲	退職金	期末手当	その他の諸手当	就業時間中の組合活動	争議調整条項	その他の人事基準	争議行為の予告	解雇基準	協約の適用範囲
組合数	791 (100)	198 (25)	173 (22)	135 (17)	134 (17)	124 (16)	82 (10)	59 (7)	58 (7)	47 (6)	30 (4)	29 (4)	27 (3)	24 (3)
主要争点	争議不参加者	協議約款その他の人事	懲戒基準	解雇協議約款	唯一交渉団体約款	苦情処理	交渉委任禁止約款	停年制	争議行為中の禁止事項（ストキャップ等）	チェック・オフ	有効期間	団交手続	その他	なし
組合数	20 (3)	19 (2)	18 (2)	16 (2)	16 (2)	15 (2)	15 (2)	13 (2)	12 (1)	10 (1)	9 (1)	7 (1)	35 (4)	206 (26)

った事が全くないものであり，三二%の組合は協約の締結交渉は行なったことがあるが協約を締結するまでにいたっていない組合であり，一九%の組合はかつて協約があったが現在はない組合である。

協約無の組合の協約締結交渉の有無等の事情は次のごとくである。

締結したことが全くない	八一%
締結交渉の経験のあるもの	三二%
締結交渉の経験のないもの	四九%
かつてあったが現在はないもの	一九%
改訂交渉がまとまらなかったもの	九%
その他	一〇%

第二節　ユニオン・ショップの状況

一、ユニオン・ショップの締結率は四七%で、包括協約の大部分はユニオン・ショップの規定を含むが、それが組合員の増加にはそれほど役立っていないようである。

ユニオン・ショップ（従業員は特定の者をのぞきすべて組合員でなければならないとする協約規定）を有する組合は、組合総数の四七%、包括協約有の組合の八四%となっており、包括協約中に規定されている割合がきわめて高くなっている。

しかし、ユニオン・ショップの規定のすべてが必ずしも有効に機能しているわけではないようで、たとえば、全組合の組織率別分布状況とユニオン・ショップ有の組合の組織率別分布状況とを比較してみると、組織率五〇%以下の組合は、前者では一二%であるのに対し、後者でも八%、組織率五〇%をこえ、八〇%以下の組合は前者では三五%であるのに対し後者でも三二%、組織率八〇%をこえ、一〇〇%未満の組合は前者では五二%であるのに対し、後者では六〇%となっており、ユニオン・ショップ有の組合においては組織率が高い組合の割合が全組合のそれに比していくらか高くなっているものの、それほど大差はなく、過半数未満の組合さえ存在していることは、このことを示しているといえよう。

なお、組織率が過半数に満たない組合が締結したユニオン・ショップは、労組法七条一号ただし書の規定からみてユニオン・ショップの締結要件および存続要件を欠き無効であると考えられるのであるが、ユニオン・ショップをみずから締結している組合のうち、この

第164表の1　ユニオン・ショップ有の組合の組織率別構成比

	組織率	構成比
ユ・シ有の組合	二〇%以下	二%
	二〇%をこえ四〇%以下	三%
	四〇%〃五〇%〃	三%
	五〇%〃六〇%〃	六%
	六〇%〃七〇%〃	一〇%
	七〇%〃八〇%〃	一六%
	八〇%〃九〇%〃	二四%
	九〇%〃一〇〇%〃	三六%
未加入者についてユ・シ有の組合	二〇%以下	一三%
	二〇%をこえ四〇%以下	三%
	四〇%〃五〇%〃	二%
	五〇%〃六〇%〃	三%
	六〇%〃七〇%〃	一二%
	七〇%〃八〇%〃	一七%
	八〇%〃九〇%〃	二四%
	九〇%〃一〇〇%〃	三六%
全組合	二〇%以下	三%
	二〇%をこえ四〇%以下	五%
	四〇%〃五〇%〃	四%
	五〇%〃六〇%〃	七%
	六〇%〃七〇%〃	一一%
	七〇%〃八〇%〃	一七%
	八〇%〃九〇%〃	二二%
	九〇%〃一〇〇%〃	三〇%

第164表の2　ユニオン・ショップ有の組合についてその規定の内容別組合数

取扱い方法 ＼ 該当事項	合　計	取扱いについて定められている					取扱いについて定められていない
		小計	解雇する	原則として解雇する	解雇することがある	取扱いについて労使協議する	
加入しない者	668 (100) 〈100〉	240 (36) 〈100〉	76 (11) 〈32〉	92 (14) 〈38〉	9 (1) 〈4〉	63 (9) 〈26〉	428 (64)
脱退した者	668 (100) 〈100〉	332 (50) 〈100〉	96 (14) 〈29〉	132 (20) 〈40〉	12 (2) 〈4〉	92 (14) 〈28〉	336 (50)
除名された者	668 (100) 〈100〉	590 (88) 〈100〉	147 (22) 〈25〉	279 (42) 〈47〉	20 (3) 〈3〉	144 (22) 〈24〉	78 (12)

ような組織率が過半数に満たない組合が九%ある。

二、ユニオン・ショップには、「組合を除名された者」のみについて「原則として解雇する」といういわゆる尻抜けユニオンを規定しているものがもっとも多い（第164表）。

ユニオン・ショップ有の組合について、ユニオン・ショップの規定の内容をみると、まず、「従業員はすべて組合に加入しなければならない」旨の規定のみのいわゆる宣言ユニオンを規定しているものは一二%であり、また「組合に加入しない者、組合を脱退した者、組合を脱退した者及び組合を除名された者は解雇する」旨のいわゆる完全ユニオンを規定しているものは一〇%となっている。また、組合に加入しない者、組合を脱退した者および組合を除名された者のそれぞれについての取扱いに関する規定の内容をみると、まずその取扱いについて定めがあるものは、加入しない者については三六%、脱退したものについては五〇%、除名された者については八八%となっている。次に、取扱いについての定めの内容別にみると、三者のいずれについても「原則として解雇する」と規定するものがもっとも多くついで「解雇する」、「取扱いについて労使協議する」、「解雇することがある」の順となっている。なおユニオン・ショップの規定のしかたのうち、もっとも多い規定のしかたは「従業員は、特定の者を除き、すべて組合に加入しなければならない。組合を除名された者は、原則として解雇される」旨の規定のものとなっている。

三、ユニオン・ショップにもとづく紛議や解雇はそれほど多くはない（第165表）。

ユニオン・ショップ有の組合について、過去一年間においてユニオン・ショップをめぐる紛議の有無別状況をみると、紛議を生じたとするものは、〇・八%（六六八組合中五組合、なお紛議の件数は

第165表　ユニオン・ショップ有の組合についてユニオン・ショップをめぐる紛議の有無別組合数（過去１年間）

有の組合数 ユニオン・ショップ	紛議が生じた				紛議はなかつた				その他
	紛議が生じた組合数	加入しない者について	脱退した者について	除名された者について	紛議がなかった組合数	該当者がなかった	該当者はあったが解雇問題として取上げられなかった	該当者について直ちに解雇が行なわれた	
668	5	1	1	4	663	663	19	12	3

六件）であり、その大部分は除名された者について（五組合中四組合）である。一方、紛議がなかったものの大部分（六六三組合中六三三組合）は該当者がなかったため紛議もなかったとするものであるが、ごく一部には該当者はあったが、解雇問題として取り上げられなかったため（六六三組合中一九組合）、あるいは該当者についてただちに解雇が行なわれたため（六六三組合中一二組合）というものもある。

第166表　企業規模別ユニオン・ショップ無の組合の実情別組合数

ユ・シの有無	実情＼企業規模		合計	1000人以上	599～999人	200～499人	100～199人	30～99人	29人以下
合計			1,411	413	134	200	180	346	138
無	小計		743 (100)	112 (100)	61 (100)	105 (100)	121 (100)	233 (100)	111 (100)
無	全くない規定したことが	小計	676 (91)	82 (73)	51 (84)	95 (90)	114 (94)	224 (96)	110 (99)
無	全くない規定したことが	団体交渉の対象となったことがない	541 (73)	59 (53)	38 (62)	68 (65)	85 (70)	189 (81)	102 (92)
無	全くない規定したことが	団体交渉の対象となったことがある	135 (18)	23 (20)	13 (22)	27 (25)	29 (24)	35 (15)	8 (7)
無	かつての労働協約には規定されていた		67 (9)	30 (27)	10 (16)	10 (10)	7 (6)	9 (4)	1 (1)
有				301	73	95	59	113	27

また、ユニオン・ショップ有の組合について、過去一年間においてユニオン・ショップにもとづいて解雇が行なわれた組合は、二%（六六八組合中一三組合）であり、その大部分は除名された者について解雇が行なわれたものである（一一組合）。

四、ユニオン・ショップがない組合の大部分は、ユニオン・ショップの締結交渉も行なったことがない（第166表）。

ユニオン・ショップ無の組合（組合総数の五三%）についてユニオン・ショップ締結交渉の有無等の状況についてみると、その七三%はユニオン・ショップ締結が団体交渉の対象となったこともないとする組合であり、一八%はそれが団体交渉の対象となったことはあるが、現在までに締結したことがないものであり、九%はかつての労働協約にはそれが規定されていたとするものである。なお、ユニオン・ショップ無の組合のうちに占めるそれが団体交渉の対象となったこともない組合の割合は、小零細企業組合においてとくに高くなっている。

第三節　組合活動等についての取扱いの状況

一、就業時間中の組合活動については、届出や許可を要するものが大部分であるが、これらを要しないで行ないうるものがわずかではあるが三%あり、一方、就業時間中の組合活動がまったく行なえないものが九%存在する。

就業時間中の組合活動（定期大会等定期の会合はのぞく）の取扱い別状況をみると、これが「許可届出等を要しないでできる」とするものが三%「届出通知等をすればできる」とするものが三三%、「許可承認等のあった場合はできる」とするものが五五%、「全くできない」とするものが九%となっている。

就業時間中の組合活動の取扱い別構成比	
許可届出等を要しないでできる	三%
届出通知等をすればできる	三三%
許可、承認等のあった場合はできる	五五%
全くできない	九%

二、会社施設を要求があれば、組合活動に利用させているところが大部分である。

組合が、組合の定期の会合、臨時の会合、レクリエーション等の日常活動などを行なうため、会社にその施設の利用申込みをした際、会社がどの程度利用を認めているかについてみると、まず定期の会合については「要求があれば常に利用させている」ものが九三%で圧倒的に大部分を占め、「要求があっても拒否することがある」ものは六%、「要求があっても全く利用させない」ものはわずか一%となっている。また、臨時の会合についてもこの割合はあまり変わらず、「要求があれば常に利用させている」ものが八九%、「要求があっても拒否することがある」ものが一〇%、「要求があっても全く利用させない」ものはわずか一%となっている。レクリエーション等の日常活動についてもほぼ同様で「要求があれば常に利用させている」ものが八八%、「要求があっても拒否することがある」ものが一〇%、「要求があっても全く利用させない」ものが二%となっている。

三、チェック・オフ（組合費の天引き）は七六%の組合で行なわれており、とくに大企業ではその割合が高くなっている（第167表）。

チェック・オフ（組合費の使用者による天引き）がどの程度行なわれているかについての状況をみると、「チェック・オフは全く行な

第167表　企業規模別，チェック・オフの有無別組合数

チェック・オフの有無 ＼ 企業規模	合計	1000人以上	500人～999人	200人～499人	100人～199人	30人～99人	29・以下
合計	1,411 (100)	413 (100)	134 (100)	200 (100)	346 (100)	346 (100)	138 (100)
チェック・オフは全く行われていない	339 (24)	43 (10)	17 (13)	31 (16)	48 (27)	135 (39)	65 (47)
定期組合費のみにつき行われている	451 (32)	123 (30)	48 (36)	76 (38)	57 (32)	106 (31)	41 (30)
定期組合費以外のものにも行われている	621 (44)	247 (60)	69 (51)	93 (46)	75 (41)	105 (30)	32 (23)

われていない」ものは二四%、「定期組合費のみについて行なわれている」ものが三二%、「定期組合費以外のものについても行なわれている」ものが四四%となっている。なおチェック・オフが行なわれているものの割合は企業規模の大きい組合において高く、企業規模が小さくなるにしたがって低くなっている（たとえば企業規模一〇〇〇人以上の組合では九〇%であるのに対し、規模三〇人～九九人の組合では六一%、規模二九人以下の組合では五七%となっている）。

第四節　人事および労働条件についての状況

一、解雇や懲戒処分の基準が定められていないものの割合が、小零細企業において著しく高い（第168表）。

解雇および懲戒処分は、労働者にとってはもっとも重大な問題でその基準の有無は重要な関心事であると思われるので、その基準の有無および根拠についてみると、解雇については、その基準が協約で定められているものが四一%、就業規則で定められているものが五四%で、基準についてなにも定められていないものは五%となっている。また懲戒処分については、その基準が協約で定められているものが三四%、就業規則で定められているものが六〇%で、基準についてなにも定められていないものは六%となっている。

なお、解雇または懲戒処分の基準についてなにも定められていないものの割合が小零細企業において著しく高くなっている点が注目される。

二、組合員の解雇、懲戒、配置転換などの人事については「組合と

第168表　企業規模別，解雇，懲戒処分の基準の根拠別組合数

区分	企業規模	合計	1000人以上	500人～999人	200人～499人	100人～199人	30人～99人	29人以下
解雇	合計	1,411 (100)	413 (100)	134 (100)	200 (100)	180 (100)	346 (100)	138 (100)
	労働協約	573 (41)	267 (65)	63 (47)	75 (38)	49 (27)	96 (28)	23 (17)
	就業規則	761 (54)	142 (34)	66 (49)	121 (61)	123 (68)	218 (63)	91 (66)
	何も定められていない	77 (5)	4 (1)	5 (4)	4 (2)	8 (4)	32 (9)	24 (17)
懲戒処分	合計	1,411 (100)	413 (100)	134 (100)	200 (100)	180 (100)	346 (100)	138 (100)
	労働協約	482 (34)	236 (56)	55 (41)	61 (31)	44 (24)	76 (22)	16 (12)
	就業規則	847 (60)	180 (43)	72 (54)	134 (67)	129 (72)	238 (69)	94 (68)
	何も定められていない	82 (6)	3 (1)	7 (5)	5 (3)	7 (4)	32 (9)	28 (20)

協議を要する」とするものがもっとも多いが、これらについて組合がまったく関与していないものも二〇％前後存在している。

解雇、懲戒処分、配置転換などの人事に対して、組合がどのような関与のしかたをしているかについてみると、解雇については「該当者について組合の同意を要する」とするものが一二％、「該当者について組合と協議を要する」とするものが四三％、「該当者について組合の意見聴取を要する」とするものが一三％、「該当者を組合に事前通知することを要する」とするものが四％、「全く関与していない」とするものが一七％となっている。また、これは一般組合員の解雇についての状況であるが、組合役員の解雇についてもほぼこれと同様の割合となっており、わずかに同意、協議を要するものの割合が、一般組合員よりもやや高く、関与していないものの割合がやや低くなっている程度である。

また懲戒処分についても、一般組合員についての関与のしかたも、組合役員についての関与のしかたもほぼ解雇の場合と同様の割合となっており、わずかに、解雇の場合に比して同意、協議を要するものの割合がやや低く、関与していないものの割合がやや高くなっているにすぎない。

配置転換についての組合の関与のしかたをみると、一般組合員については、同意が七％（組合役員については一三％）、協議が三〇％（同三四％）、意見聴取が一一％（同一〇％）、事前通知が八％（同六％）、全く関与していないものが二八％（同二三％）となっており、解雇、懲戒処分に比して組合が強い関与をするものの割合が低く、関与しないものの割合が高くなっているが、組合役員については配置転換についても強い関与をするものの割合が解雇、懲戒処分の場合とほぼ同様の割合になっていることが注目される。

なお、一般組合員の場合と、組合役員の場合とで関与のしかたが

異なるものは解雇については五%、懲戒処分については四%であるが、配置転換については一六%となっていることも注目されよう。

三、基本給、定期昇給制度、退職金制度などの基本的な労働条件が労働協約に定められているものはそれぞれ三分の一程度しかない。とくに小零細企業では基本給の具体的金額が労働協約や就業規則では定められていないものが約半数程度存在している。

基本給の具体的金額、定期昇給制度、退職金制度などの労働条件が定められているか、また定められている場合それは何によって定められているかについてみると、まず基本給の具体的金額については、包括協約で定められているものが四%、付属協定又は別協定で定められているものが二一%、就業規則で定められているものが四二%となっており、これらのものによって定められていないものが三三%となっている。なお、基本給の具体的金額が、これらのものによって定められていないとするものの割合は、大企業においては低く、小零細企業において高くなっている（企業規模一〇〇〇人以上の組合ではその割合は一五%であるのに比して、規模三〇人～九九人の組合では四六%、規模二九人以下の組合では五三%となっている）。

定期昇給制度については、包括協約で定められているものが一四%、付属協定または別協定で定められているものが一七%、就業規則で定められているものが四七%となっており、なにも定められていないものは二二%となっている。なお、なにも定められていないものの割合は、基本給の具体的金額と同様に、大企業において低く、小零細企業において高くなっている（企業規模一〇〇〇人以上の組合では一四%であるのに比して、規模三〇人～九九人の組合では二八%、規模二九人以下の組合では三七%となっている）。

退職金制度については、包括協約で定められているものが九%、付属協定または別協定で定められているものが四九%となっており、なにも定められていないものは一三%となっている。なおなにも定められていないものの割合は、前二者と同様に、大企業において低く、小零細企業において高くなっている（企業規模一〇〇〇人以上の組合ではその割合は四%であるのに比し、規模三〇人～九九人の組合では二四%、規模二九人以下の組合では三二%となっている）。

第五節　労使協議制度の状況

一、約半数の組合が労使協議機関を有しその大部分は経営生産事項のほか労働条件などをも協議の対象としている（第169表）。

労使協議機関を有する組合は四九%であり、これを組織範囲別にみると、企業単位の組合においては四七%、事業場単位の組合においては五三%となっている。

また、設置されている労使協議機関がどのような性格のものかを労使協議機関の付議事項の面からみると、「経営生産事項のみを付議する」ものが一〇%「経営生産事項以外の事項も付議する」ものが八二%でもっとも高い割合を占め、「経営生産事項は付議しない」ものは、八%となっている。

経営生産事項を付議する労使協議機関において、経営生産事項に関して組合はどのような関与のしかたをしているかについてみると、組合に「説明」するというものが二一%、組合の「意見を聴取」するというものが三三%、組合と「協議」するというものが六五%、組合の「同意」を要するというものが一三%となっている

第169表　組織範囲別，労使協議機関の付議事項別組合数

付議事項＼組織範囲	合　計	企業単位	事業場単位
労使協議機関有の組合数	698 (100)	391 (100)	307 (100)
経営生産事項のみ	71 (10)	37 (9)	34 (11)
経営生産事項以外の事項も付議	574 (82)	326 (83)	248 (81)
経営生産事項は付議せず	53 (8)	28 (7)	25 (8)

（事項によって関与のしかたが異なるものもあるので、関与のしかたは重複している）。

二、労使協議機関で、経営生産事項を年五回未満しかとりあげていないものが相当ある（第170表）。

経営生産事項について、過去一年間で労使協議機関が何回開催されたかについてみると、企業単位の組合においては、経営生産事項を付議する労使協議機関のうち三四％が五回未満しか開催されておらず、二六％が五回～一〇回、四〇％が一一回以上となっている。また事業場単位の組合においては、経営生産事項を付議する労使協議機関のうち四二％が五回未満、二七％が五回～一〇回、三一％が一一回以上となっている。

第170表　組織範囲別，企業規模別，経営生産事項についての開催件数別組合数
（過去１年間において）

開催件数＼組織範囲・企業規模	企業単位 合計	企業単位 500人以上	企業単位 30人～499人	企業単位 29人以下	事業場単位 合計	事業場単位 500人以上	事業場単位 30人～499人
経営生産事項を付議する労使協議機関有の組合数	363 (100)	50 (100)	275 (100)	38 (100)	282 (100)	246 (100)	36 (100)
5回未満	124 (34)	17 (34)	81 (29)	26 (68)	119 (42)	105 (43)	14 (39)
5回～10回	94 (26)	9 (18)	80 (29)	5 (13)	75 (27)	68 (28)	7 (19)
11回以上	145 (40)	24 (48)	114 (41)	7 (18)	88 (31)	73 (30)	15 (42)

第六節　苦情処理制度の状況

一、苦情処理機関を有する組合は半数に満たず、その設置率は小零細企業では大企業に比して相当に低くなっている（第171表）。

労使双方で構成されている苦情処理機関を有する組合は三六％であり、これを組織範囲別にみると、企業単位の組合においては三一％、事業場単位の組合においては四四％となっており、これを企業規模別にみると、大企業組合ではその設置率が高く、小零細企業組合では低くなっている。

二、企業単位で組織された単位組合における苦情処理機関の大部分は一審制のものである。

苦情処理機関の設置状況を審級制の観点からみると、企業単位の組合においては、苦情処理機関有のうち五八％が企業単位の一審制の苦情処理機関であり三〇％が職場単位の一審制の苦情処理機関、一二％が二審制以上の苦情処理機関となっている。なお、事業場単位の組合においては、苦情処理機関有のうち七四％が事業場単位の一審制の苦情処理機関であり、一六％が職場単位の一審制の苦情処理機関、一〇％が二審制以上の苦情処理機関となっているが、事業場単位の組合においては、事業場単位もしくは職場単位の苦情処理機関の上にさらに本社単位の上部の苦情処理機関がある場合も多いと考えられる。

三、苦情処理機関の大部分はあまり活用されていないようである（第172表）。

苦情処理機関の過去一年間における苦情取扱い状況についてみると、職場単位の苦情処理機関においては一〇件未満が七六％ともっ

第171表　組織範囲別，企業規模別，苦情処理機関の有無別組合数

組織範囲 / 企業規模 / 苦情処理機関の有無	合計	企業単位					事業場単位				
		小計	1,000人以上	500～999人	200～499人	100～199人	30～99人	小計	1,000人以上	500～999人	200～499人	100～199人	30～99人	29人以下
合計	1,411 (100)	831 (100)	31 (100)	54 (100)	122 (100)	156 (100)	330 (100)	580 (100)	382 (100)	80 (100)	78 (100)	24 (100)	16 (100)	—
有	512 (36)	256 (31)	14 (45)	24 (44)	45 (37)	57 (37)	96 (29)	256 (44)	187 (49)	36 (45)	21 (27)	7 (29)	5 (31)	—
無	899 (64)	575 (69)	17 (55)	30 (56)	77 (63)	99 (63)	234 (71)	324 (56)	195 (51)	44 (55)	57 (73)	17 (71)	11 (69)	—

第172表　組織範囲別，設置単位別，苦情処理機関の取扱い件数別組合数（過去１年間について）

取扱い件数＼設置単位＼組織範囲	合計					企業単位				事業場単位			
	合計	職単場位	事単業場位	企単業位	その他の単位	小計	職単場位	企単業位	その他の単位	小計	職単場位	事単業場位	その他の単位
合計	573	174	215	171	13	290	107	171	12	281	67	215	1
小計	553	169	207	766	11	280	204	166	10	271	65	207	1
（不明を除く）	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
10件未満	444 (80)	129 (76)	177 (86)	129 (78)	9 (82)	219 (78)	82 (79)	129 (78)	8 (80)	223 (82)	41 (72)	177 (86)	1 (100)
10件～20件	63 (11)	21 (12)	16 (8)	25 (15)	1 (9)	37 (13)	12 (12)	25 (15)	1 (10)	25 (9)	9 (14)	16 (8)	—
21件～50件	25 (5)	12 (7)	6 (3)	6 (4)	1 (9)	15 (5)	8 (8)	6 (4)	1 (10)	10 (4)	4 (6)	6 (3)	—
51件以上	21 (4)	7 (4)	8 (4)	6 (4)	—	8 (3)	2 (2)	6 (4)	—	13 (5)	5 (8)	8 (4)	—
不明	20	5	8	5	2	10	3	5	2	10	2	8	—

〔備考〕1）取扱い件数零は10件未満に含めている。

2）当該事業所に２以上の設置単位にわたって苦情処理機関を設置しているときは重複を許している。

とも高い割合を占め、一〇件～二〇件が二二％、二一件～五〇件が七％、五一件以上はわずか四％となっている。事業場単位の苦情処理機関および企業単位の苦情処理機関においても開催状況はほぼこれと同様な割合となっており、十分に活用されている苦情処理機関はあまり多くないようである。

第七節　団体交渉の状況

一、団体交渉は事前通知を行なった後に開始することになっているものが半数を占めるが、なにも手続を経る必要のないものが九％

あり、とくに小零細企業においてその割合が高い（第173表）。

団体交渉を行なう組合について団体交渉の開始手続の種類別状況をみると（なお、団体交渉を行なわない組合が組合数の一三％あり、とくに企業内上部組合有の組合の場合はその割合は三六％となっている）、「労使協議機関を経た後」とするものが一三％、「事前打合せを経た後」とするものが二二％、「事前通知を行なった後」とするものが五六％、「何も手続を経る必要はない」とするものが九％となっている。

なお、団体交渉開始の際に「何も手続を経る必要はない」とするものは小零細企業組合においてはその割合が高くなっている（企業規模一〇〇〇人以上の組合では三％であるのに比して、規模三〇人～九九人の組合では一一％、規模二九人以下の組合では二七％となっている）。

二、組合側においては、団体交渉委員として、通常、一般組合員が出席する組合が五％存在し、また、企業外の上部組合役職員が出席する組合が五％存在している（第174表）。

団体交渉を行なう組合について、団体交渉に交渉委員として通常出席する者の種類別の状況についてみると、まず組合側において は、九七％の組合において組合三役が、七六％の組合において執行委員が、八％の組合においてその他の組合役員が、五％の組合において一般組合員が、三％の組合において企業内上部組合の役職員が、五％の組合において企業外の上部組合の役職員がそれぞれ出席している。

なお、組合三役のみが出席するものは二一％で、小零細企業組合においてその割合が高くなっている。また、企業外上部組合役職員が出席する組合は企業外上部組合有のうち五八％で、とくに結成年の新しい組合においてその割合が高くなっている（三六年結成の組

第173表　企業規模別，団交開始手続の種類別組合数

団交開始手続の種類＼企業規模	合計	1,000人以上	500人～999人	200人～499人	100人～199人	30人～99人	29人以下
合計	1,232 (100)	286 (100)	113 (100)	182 (100)	176 (100)	343 (100)	132 (100)
労使協議機関を経た後	166 (13)	42 (15)	28 (25)	30 (16)	25 (14)	30 (9)	11 (8)
事前打合せを経た後	277 (22)	76 (27)	25 (22)	25 (14)	38 (22)	79 (23)	34 (26)
事前通知を行なった後	684 (56)	158 (55)	54 (48)	119 (65)	105 (60)	197 (57)	51 (39)
何も手続を経る必要はない	105 (9)	10 (3)	6 (5)	8 (4)	8 (5)	37 (11)	36 (27)

第174表　組織範囲別，組合側交渉委員の種類別組合数（団交を行なう組合について）

組織範囲＼交渉委員の種類	団交を行なう組合数	組合三役	執行委員	その他の組合役員	一般組合員	企業内上部組合員	企業外上部組合員
合計	1,232 (100)	1,197 (97)	935 (76)	104 (8)	56 (5)	34 (3)	67 (5)
企業単位	823 (100)	801 (97)	608 (74)	60 (7)	47 (6)	—	58 (7)
事業場単位	409 (100)	396 (97)	327 (80)	44 (11)	9 (2)	34 (3)	9 (2)

〔備考〕　交渉委員の種類は重複記入を許しているので交渉委員の種類別組合数と団交を行なう組合数とは一致しない。

第175表　組織範囲別，使用者側交渉委員の種類別組合数（団交を行なう組合について）

組織範囲＼交渉委員の種類	団交を行なう組合数	社長	副社長	関係重役	支社長又は工場長	関係課係部長	関係課係部員	経営者団体職員
合計	1,232 (100)	571 (46)	172 (14)	694 (56)	469 (38)	720 (57)	122 (10)	11 (1)
企業単位	823 (100)	519 (62)	143 (17)	556 (67)	166 (20)	401 (48)	71 (9)	10 (1)
事業場単位	409 (100)	52 (13)	29 (7)	138 (34)	301 (74)	301 (74)	51 (12)	1 (0.2)

合では二〇%、三五年結成の組合では一三%、三二年～三四年結成の組合では一三%、三一年以前結成の組合では四%となっている）。

三、使用者側においては、団体交渉に通常社長が出席するものが約半数となっている（第175表）。

使用者側についてみると、四六%の事業所では社長が、一四%の事業所では副社長が、五六%の事業所では関係重役が、三八%の事業所では支社長または工場長が、五七%の事業所では関係部課長が、一〇%の事業所では関係部課員が、一%の事業所では経営者団体役職員がそれぞれ通常、交渉委員として出席している。

なお、社長が出席する組合の割合は、企業単位の組合では六二%となっている。また、経営者団体役職員が通常、交渉委員として出席する事業所の九〇%は企業規模三〇人～九九人の小企業である。

四、過去一年間において、団体交渉の際に企業外の上部組合の役職員が出席したことがあるものは一六%、経営者団体役職員が出席したことがあるものは二%となっている（第176表）。

前述したところは通常出席する交渉委員の種類別状況であるが、次に過去一年間における団体交渉に当該労使以外の者が出席したことの有無別をみると、それらの者が出席したこと「有」とするものは二一%で、その種類別状況についてみると団交を行なう組合および事業所の一六%において企業外上部組合役職員が、五%において企業内上部組合の役職員が、二%において経営者団体役職員が出席している。また使用者以外の者が出席しているところにおいて

第176表　団体交渉における当該労使以外の出席者の種類別組合数(過去一年間について)

出席者の種類	合計	とあり出席したこ	組合側				使用者側		
			小計	企業内上部組織の組合役員	企業外上部組織の組合役員	その他の労働者組合以外の当事者	小計	経営者団体役職員	その他の使用者以外の当事者
組合数	1,232 (100)	264 (21)	262 (21)	61 (5)	192 (16)	12 (1)	28 (2)	20 (2)	8 (1)

〔備考〕 複数の出席者があって，その種類が２以上にわたるときは重複を許している。

は、組合側において大部分（二八組合中二六組合）が当該組合以外の者が出席している。

なお、企業外上部組合役職員の出席した組合は、企業外上部組合有の二二%にあたり、これを組合結成年別にみると、結成年の新しい組合において企業外上部組合役職員が出席している割合が高くなっている（三六年三八%、三五年三九%、三二年～三四年三〇%、三一年以前一五%）。また、経営者団体役職員が出席した事業所のほとんどすべて（二一組合中二〇組合）は、組合が企業外上部組合に加入しているところであり、そのうちの大部分（二〇組合中一八組合）は企業内上部組合のないところである。

第五編　国際労働組合運動と日本

第一章　国際労働組合の組織の発展

(一)概況

一九六二年後半～六四年の時期には、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカなどの植民地・半植民地諸国における反帝民族解放闘争の高揚を反映して、これまでの時期にひきつづき封建の要求をかかげて結集する傾向がみられ、こうしてつくられた地域的国際労働組合組織は、世界労連との連携を密にし、国際自由労連と対立する傾向をつよめた。

また高度に発達した資本主義諸国では、帝国主義的、政策の失敗、国家独占資本主義の発展とEEC その他にみられる国際的独占諸機構の発展やオートメーションその他の技術革新の導入にともなう合理化の進展、賃金、生活水準にたいする攻撃、労働組合の諸権利にたいする攻撃の強化などとあいまって、労働組合運動の下部で統一の気運がいっそうつよまり、このことは、とりわけ思想・信条にかかわりなしに世界の労働組合戦線を階級的・民主的立場にたって統一することを目標にかかげる世界労連やその産業別部門（労働組合インタナショナル）が組織した国際諸会議に反映された。

しかしこうした傾向の発展とならんで、他方で、世界労連の内部に、国際共産主義運動の内部にあらわれた論争と密接な関係をもちつつ、また国際労働組合運動の内部で発展しつつある前記の諸傾向の評価ともからんで、闘争路線をめぐる深刻な意見の対立が表面化したことは、この時期における国際労働組合運動の新しい特徴であった。

(二)世界労連と国際自由労連の組織力の変化

組織人員でみると、世界労連は一九六一年末に約一億二〇〇〇万とその加盟組合員数を発表していたが、一九六四年末には約一億二二〇〇万にとどまっているから、この期間に大幅の組合員の増加はみられなかったといってよく、他方国際自由労連の側は、一九六〇年末の五九〇〇万から、一九六一年末の五七〇〇万へと減少し、さらに一九六二年七月の第七回大会では五六四七万余へと減少していたのが、一九六四年末に六〇三二万へと増加したにとどまった。

全世界の組織労働者の数が、一九六一年の推定約二億から一九六四年末の推定約二億五〇〇〇万へと増加しているにもかかわらず、国際労働組合運動を両分するといってよいこれらの組織が、同じ時期にその加盟員数をそれに応じて増加させることができなかった最大の原因は、すでに指摘したようにアジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国の労働組合が独自の地域的国際組織へと結集する傾向をしめしたことにあったといえよう。国際自由労連はそのためにこれらの地域で組織にひきつづき大打撃をうけたし、世界労連の側は、すすんでこれらの地域的国際労働組合組織の創設と発展を支援し、それとの緊密な連携をうちたてたが、ラテン・アメリカ労働者連合CTALのような世界労連加盟の地域組織は存在をやめることになった。

こうして世界労連と国際自由労連の組織人員にはさしたる変化がみられなかったが、しかし組織の内部の動向にたちいってみると、両者の組織力に変化がなかったわけではない。そのことをしめしているのは、世界労連とその労働組合インタナショナルが組織した諸会議に、中立もしくは国際自由労連加盟の組織の代表が参加する例がふえており、またアメリカ労働総同盟＝産業別組織会議（AFL＝CIO）がますます指導権を強めている国際自由労連執行委員会の強い意向に反して、国際自由労連加盟諸組織の内部で、社会主義諸国の労働組合や世界労連加盟の組合との交流をはかろうとする気運がつよまっているというような諸事実である。

たとえば、六二年一〇月の第四回世界金属労働組合労働者会議は、五八年の第三回会議よりも二〇〇万多い一四八四万の労働者を代表していたし、六三年五月の第四回国際石油化学労働者会議には三七ヵ国から五八組織の代表が参加したが、そのうち世界労連加盟は二九組織だけで、一四組織は国際自由労連加盟、一五組織は中立であった。また六四年四月開催の公共業務インターの第三回国際会議には、第二回会議の三九ヵ国一二三二万に比べて四三ヵ国二〇五九万の労働者が代表され、参加した代表一五七名のうち世界労連加盟のものは九六、その他が六一であったし、同年同月開催の第二回国際商業労働者会議は、五九年の第一回会議の三五ヵ国九八六万に対して四七ヵ国二二五〇万の労働者が代表され、六四年五月開催の第四回国際炭鉱労働者会議に出席した三三ヵ国五七代表団のうち三一代表団は、世界労連の炭鉱インターに加盟していない、国際自由労連加盟もしくは中立の組織を代表したものであった。

さらに世界労連書記局が招集した六二年一二月のヨーロッパ経済共同体の経済的社会的結果に関する労働組合協議会には、あらゆる大陸の四四ヵ国から一三一名の労働組合活動家が出席したが、その うち五三名は世界労連に加盟していない中立組合や国際自由労連加盟組織の代表であったし、六三年一一月に世界労連が招集した「反独占統一行動のための世界労働組合委員会」にもあらゆる大陸から四四ヵ国にわたる広範な労組代表八四名が出席した。

また、国際自由労連加盟の西欧諸国の労働組合と社会主義諸国の労働組合の交流も以前にくらべて進展していることが注目される。たとえば国際自由労連加盟のオーストリア労働組合連盟とフィンランド労働組合全国中央組織、さらにイギリス労働組合会議は、ハンガリー労働組合中央評議会とのあいだに代表団の交流を行なったし、一九六三年春には世界労連代表団がオーストラリア労働組合会議で正式に受け入れられた。そして六四年九月にはイギリス労働組合会議のブラックプール大会はスコットランド商業運転手組合提案の次の決議を満場一致で採択した。

「大会は、イギリス労働組合と海外の労働組合のあいだの交流がふえていることを歓迎する。大会は、労働組合代表団の交流は、

平和の維持と理解にたいする貴重な支援であり、経済安定への貢献であり、長期にわたって分裂していた国際労働組合運動の統一の再建にむかっての有益な一歩となりうると考える。したがって大会は総評議会にたいし、あらゆる方法でこのような交流を促進するよう手をつくすことを要請する。」

もっとも、国際自由労連加盟諸組織内にこうした統一への傾向がみられるのにたいして、これをどのように評価し、統一をさらに促進するためにこれにたいしてどのような政策路線でのぞむかという点に関連して、他方で世界労連の内部に意見の相異があらわれ、深刻な対立が表面化するのであるが、この点についてはのちにのべることにする。

㈢アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの地域的国際労働組合組織の発展

アフリカでは、さきに六一年五月にカサブランカでアフリカ四二カ国の労働組合代表があつまり、全アフリカ労組連盟を発足させたが、この組織が植民地主義・新植民地主義打破の方向をつよくうちだしていたため、国際自由労連執行委員であるチュニジア労働総同盟書記長トリリーは、会議の決定をはげしく攻撃し、この全アフリカ的統一組織を分裂させて、六二年一月、リベリア、ケニア、南ローデシアの一部組合幹部と協力して、ダカルでアフリカ労組連合を発足させた。この分裂はその後アフリカの労働組合運動にある程度の混乱の種をまくことになったが、しかしアフリカ諸国の国家首脳者たちでさえアジスアベバ会議でアフリカ大陸の完全な解放を謳うという状況のなかでは、結局革命的な方向をうちだした全アフリカ労組連盟がアフリカ労働組合運動の統一のイニシアチヴをとることとなった。こうして六四年六月にバマコで開かれた同連盟第二回大会にはアフリカの三六カ国から三七の労働組合の代表があつまり、革命的原則にたつ規約・憲章、一般決議などを採択した。

ラテン・アメリカでは、六一年以来すすめられてきたラテン・アメリカ地域の統一労働組合組織をうちたてようとする試みが、六四年一月になってついに実り、「ラテン・アメリカ統一労働組合大会」がブラジリアで開催され、ラテン・アメリカ一八カ国二三〇〇万以上の組合員を代表する代表団が幅広くあつまって、単一のラテン・アメリカ労働組合組織を設立する必要を確認し、常設評議会を設置するにいたった。この大会の準備にあたって、世界労連はこれに物心両面の支援をあたえ、大会にも強力な代表団をおくったが、国際自由労連とそのラテン・アメリカ地域組織はこれにたいして敵意をしめし、大会の妨害につとめた。そしてその結果国際自由労連はこの地域での影響力をかなり後退させることとなった。

㈣世界労連内の対立の表面化

六二年後半〜六四年の時期における国際労働組合運動にあらわれたまったく新しい事実は、世界労連の内部で二つの路線をめぐる対立が表面化したことである。この対立は国際共産主義運動の内部にあらわれた対立と関連してすでにそれ以前から噂されていたが、六三年にはいると一月の第二六回執行委員会でソ連代表が熱核戦争の防止を強調したのに対して、中国代表は帝国主義との闘争を強調し、こうした路線のちがいは、六三年八月の部分核停条約の成立をまってにわかに表面化した。

書記長ルイ・サイヤンは条約成立と同時にこれを高く評価する声明を発表したが、中華全国総工会はこれを書記長の個人的見解にすぎないとし、条約反対の声明を発した。世界労連書記局はこの声明をうけて、総工会の立場は根本的な誤りであるとし、世界労連機関紙に条約支持の見解をあいついで発表するとともに、総工会をはじめとするこれに反対の意見をいっさい掲載しなかった。このあと、

六三年一一月の「反独占の行動の統一と連絡のための国際労組会議」、六四年三月の第二七回執行委員会、五月の第二回国際婦人労働者会議、一〇月の第一三回総評議会や、六四年五月の国際商業労組会議をのぞくその他いっさいの労働組合インタナショナルの国際会議をつうじてあきらかになったことは、ソ連を中心とする世界労連指導機関内の多数派が、平和共存を強調することによって反帝国主義の目標を後退させ、国際自由労連指導部にたいする批判をてびかえて反独占の目標でこれとの統一行動をはかり、部分核定条約を支持して中国の核実験を非難する態度をますますあきらかにするとともに、これにたいする中国、朝鮮、インドネシア、ベトナム、日本などの反対を無視してその政策を世界労連全体におしつけようとしていることであった。

これに対して中国、朝鮮、インドネシア、日本などは、こうした政策に反論し、反帝の目標で統一すること、平和共存は異った社会体制のあいだの問題であり、平和をまもるためには帝国主義とのたたかいを強める以外に道がないことを主張するとともに、世界労連としては、加盟組合の意見が一致する点で統一をはかるべきだと、機関の民主的運営を要求した。

こうして対立は深刻化し、そのはてに日本選出の世界労連本部書記が解雇されたり、世界労連日本出版協会を解散させるための措置がとられるなどということにもなったが、しかし、ベトナムにおけるアメリカの軍事行動の拡大、ソ連におけるフルシチョフ首相の突然の解任、などという事態の進行のなかで、六四年にはいるとこうした対立には若干の新しい局面の展開もみられた。六四年五月の国際商業労組会議では、世界労連指導部の多数派の見解はおしつけられず、会議は対立する両派の一致点にたつ決議を行なったし、第一三回総評議会では、イタリアが多数派よりももっと右よりの立場をあきらかにしたのにたいして、ルーマニアは多数派の見解を全体におしつけることに反対し、不一致点をとりのぞいてつねに満場一致で決定を行なうべきことを強調した。

㈤ わが国労働組合の国際的加盟関係の変化

一九六二年後半～六四年にわたる期間に、わが国労働組合の国際組織への加盟関係にはかなり大きな変化がみられた。これまでわが国の国際自由労連への加盟は、総同盟をのぞいては全労系も総評系も単産別に行なわれ、総同盟も全労加盟の一単産としてあつかわれていた。全労会議が一括加盟を希望しながらも、こうした加盟方法がとられてきたのは、国際自由労連が総評系の加盟組合との関係の悪化をおそれてのことであった。しかし六二年四月に全労、総同盟、全官公が同盟会議を結成すると、全労はあらためて全労の一括加盟を国際自由労連に申請し、これが六四年三月の国際自由労連第三四回執行委員会でみとめられて、同年四月以降発効することとなった。そしてさらに同年一一月総同盟と全労が合同して全日本労働総同盟（同盟）を結成したのちは、両者の継続組織としての同盟の一括加盟が同年一二月の第三五回執行委員会で認められた。なお全労の一括加盟が認められるまでは、全労系と総評系とを問わずわが国の国際自由労連加盟組合は加盟組合連絡委員会をつくっていたが、全労の一括加盟実現とともにこの委員会は解体され、総評系五組合は六四年六月に国際自由労連総評加盟組合協議会を結成した。

またこの時期には、国際自由労連の下部組織となっている国際産業別書記局（ＩＴＳ）へのわが国労組の加盟関係が一定の進展をみた。日通は六三年大会で国際運輸労連加盟を決定し、六四年には全国ビールが国際飲食物関連産業労連に、合化労連が国際石油化学労連に加盟したが、しかしわが国労働組合運動にもっとも大きな波

紋をひきおこしたのは、六四年五月に電機労連（中立）、造船総連（同盟）、全機金（新産別）、全国自動車（中立）、八幡製鉄労組（鉄連）、中山製鋼労組（鉄連）、がＩＭＦ日本協議会を結成し、さらに神戸製鋼労組、本田技研労組をくわえて、一〇月にＩＭＦ（国際金属労連）に一括加盟したことである。このことは金属、鉄鋼関係労組に大きな影響をあたえ、鉄鋼労連は六四年中は正式加盟を見送ったものの、同年一一月のＩＭＦ第二〇回大会にはオブザーバーを送って、加盟した場合に鉄鋼労連としての方針の自主性はみとめられるかとの質問を行なっており、早くも加盟への傾斜をみせ、したがって金属産業内で非加盟の態度をとりつづけているのは全国金属と全造船だけとなった。しかも協議会は同盟、総評、新産別、中立労連とあらゆる系統の組合をあつめ、しかも協議会としてＩＭＦへの一括加盟を行なっているため、協議会は同時にわが国における新組織としての性格をもつだけに、その結成の意義は複雑なものがあり、総評、同盟の双方から警戒の目をもって眺められる側面をもっている。

なお、全世界的にみた場合に、国際労働組合運動の分野で国際自由労連の組織活動が成功をみず、とりわけアジアアフリカ、ラテン・アメリカの諸地域でその組織が後退している時期に、なぜわが国で、国際自由労連の下部組織の組織活動がかなり目立った進展をみせたかということは、次章でのべるアメリカ国務省とこれに結びついたアメリカ労働組合幹部のこの期間におけるわが国労組にたいする精力的な働きかけと関連があるものとみられる。

なお、わが国には国際キリスト教労連への加盟組織は全く存在しないが、六四年一一月には同労連の東京事務所が開設された。

第二章　国際労働組合と日本

(一) 概況

一九六二年後半～一九六四年の時期には、一九六〇年の安保改定反対闘争の高揚ののちにみられた米国務省の対日世論工作の強化＝柔軟化がわが国の労働組合にたいする対策としてさらにいっそう具体化されたこと、それを背景にしながら国際自由労連の対日工作が積極化したこと、ベトナム情勢の重大化とともにアジアにおけるアメリカ軍の最重要基地としての日本に対するこれらの工作がいっそう進展をみせたこと、ＩＬＯ第八七号条約批准問題がこの間一貫してわが国で問題になり、国際労組組織との連携をつよめる条件がつくりだされていたこと、賃金水準の問題、ベトナム問題、日韓会談などをつうじてわが国労組が国際的連携の必要にいっそう注目するようになっていたことなどをつうじて、わが国労働組合の国際労組組織との連携は、以前にまして強められた。国際自由労連、ＩＴＳ、アメリカのＡＦＬ＝ＣＩＯならびにその傘下労組との交流は瀕繁になり、前項でのべたようにＩＴＳ加盟のわが国労組の数は目立ってふえ、日米共同の賃金調査センターが設けられるなどの新しい動きがでてきた。また世界労連の主催する国際会議やその労働組合インタナショナルの国際会議には、かならず世界労連非加盟や国際自由労連加盟の総評系と中立系の労組の代表が参加しただけでなく、代表をおくる労組の数も増加の傾向をしめし、帰国した代表は会議の報告を出版することが習慣にさえなった。しか

し世界労連に関しては、世界労連内にあらわれた二つの路線をめぐる対立の深刻化にともなって、世界労連指導部は総評本部との連絡を密にし、世界労連加盟の全建労・全自交など、世界労連指導部の多数派とはちがった路線を主張する傘下組合とは、かえってその関係を疎遠にするという、複雑な事態もうまれた。

(イ)アメリカ国務省は、これまで日本の労組にたいする工作として、日本生産性本部に資金をあたえ、これをつうじて職場労働者をアメリカに派遣させるという方式をとり、このほかは、国務省の直接の招待、労働組合による直接の交流を小規模に行ない、六一年になってアジア財団による招待をこれにつけ加えたにとどまっていた。しかし六二年四～五月にAFL＝CIOのポラック国際部員が来日し、わが国労組幹部と接触して帰米したのち、あらためてポラックをUSIS労働顧問に採用して来日させ、さらに八月には在日米大使館文化交換局労働顧問として日本に派遣し、「日米労働関係人物交流計画」の実施にあたらせた。この計画はアメリカ政府の主催するもので、米六三会計年度（六二年七月～六三年六月）から開始され、同会計年度内に、地域別・単産別のわが国労働組合代表九〇名をAFL＝CIOおよび傘下産業別組合を受入れ側としてアメリカに招待しようとし、またアメリカ側からも労組代表をわが国におくろうとするものであった。この実施にともない、生産性本部の海外視察団派遣計画は打ち切られたが、この計画の交代により、アメリカに招待される労働者は労働組合主要幹部、中堅幹部にしぼられ、その政治的効果はたかめられた。

交流計画の実施にともないアメリカからは同年一〇月にデービス米機関士労組宣伝部長代理、スープ米友愛電機工組合国際部代表、一一月にルーサーを団長とする全米自動車労組代表団、ハックニイ米通信労組副会長、グローガン米造船労組会長らが来日したが、そのうち大きな影響をのこしたのは、次にのべるように全米自動車労組の代表団であった。なお、交流計画にもとづく日米労組代表の交流はそのごも活発につづけられ、六四年六月には同盟会議の中地議長らが渡米し、AFL＝CIOとのあいだに①自主的にして民主的な労働運動の推進、②国際的な公正な労働条件の確立、②国際平和、自由、平等、社会正義の確立などを謳った共同声明を発表し、一一月にはこのときの約束にもとづいて同盟結成大会にミーニーを団長とするAFL・CIO代表団が来日した。ミーニーらは来日中に総評議長太田らとも会見し、また佐藤首相、石田労相を訪ねて懇談し、同盟、総評との会見では平和と自由と繁栄のための日米労組委員会を開くことを提案したといわれる。

(ロ)全米自動車労組の代表団長ルーサーは、来日中総評、同盟会議、新産別、中立労連の四団体にたいして、日米合同賃金調査センターの設立を提案した。それは、賃金および賃金に関するあらゆる条件を調査することを目的とし、日本の四団体の各代表、ルーサー、およびヨーロッパの労組代表二名で準備委員会を設け、その事務局は東京におき、センターはこの準備委員会を母体にして日米欧の各労組で構成して、調査は鉄鋼、自動車、造船などからはじめて漸次拡大していく、という主旨のものであった。わが国側の四団体はこの提案を原則的に支持したものの、同盟会議は総評への不信をのべたてて、そのご設置準備はなかなか緒につかなかった。しかし国際自由労連はこの案に乗り気で、六三年三月の執行委員会も全員一致でその東京設置を支持し、同年一〇月来日の国際自由労連代表団も、「その成功を心から期待している」とその案の推進につとめた。そこで六三年三月に四団体は賃金調査センター設立準備懇談会を設置し、九月末までに、(イ)センターは法人組織とし、その設置期間は一応三カ年とする、(ロ)当面日本の賃金調査を行ない、貿易上の誤解の

解消につとめる、㈥委員は学界、財界などにも委嘱する、㈦経常費は日本、アメリカ、欧州が各三分の一を分担し、年間二七〇〇万円を見込む、㈧調査は金属産業からはじめる、㈨準備委員会はアメリカ側、国際自由労連側と連絡して発足させる、などの申合せを行ない、ただちにアメリカ側、国際自由労連側にその旨連絡した。六四年三月の国際自由労連第三四回執行委員会では同案にたいする国際自由労連とヨーロッパ諸労組の協力が確約され、同年六月には賃金調査センター日本準備会（委員長大木正吾、事務局長和田春生）が設立された。そして六五年一月に国際自由労連、AFL＝CIO、IMF、ドイツ労働総同盟、スカンジナビア諸国労組の代表を招き、国際準備委員会を開いて、センターを正式に発足させることとなった。

(ハ)米国務省のわが国労働組合にたいする活動が活発化するとともに、六二年以降国際自由労連、ITS、AFL＝CIOなどのわが国労組にたいする活動も、ILO第八七号条約批准闘争の支援をはじめとして著しく積極化した。このうちITS、とりわけ国際金属労連（IMF）の活動については前項でのべたし、ILO第八七号条約批准闘争に関連する動きについては、第三編第五章でのべたとおりであるが、その他の面についてここでのべるならば、国際自由労連は六二年八月の総評大会にこれまでとちがったきわめて友好的なメッセージをよせ、さらに一〇月には第六回アジア地域会議を東京で開催するという配慮を行なったのも、そのあらわれであったし、さらに六三年になると賃金調査センターの問題を積極的にとりあげ、一〇月にはアジア地域組織の第二三回執行委員会を沖縄で開催し、アメリカのケネディ大統領の沖縄問題に関する声明の主旨にそって、「アジア地域組織は沖縄が日本の一部であるというケネディ声明を正しく評価するものであり、沖縄の日本復帰を可能にするよう関係国政府が平和条約を改正するよう要請する」と、こうした問題についてこれまでにみられなかった態度をしめしたことも、そのあらわれであったといえよう。

これにたいし、わが国労組の側で全労、（同盟会議、同盟）がこれに積極的にこたえたのはいうまでもないことであるが、総評系の国際自由労連加盟派もこれに呼応して活発な動きをみせ、それが総評全体の動向や運動方針にも反映するにいたった。すなわち、六二年一月総評岩井事務局長は西独を訪問したのちブラッセルの国際自由労連本部にたちよって、国際自由労連との関係改善に努力したが、六二年四月に発表された総評六二年度運動方針案は「資本主義諸国の労働組合との連携を強化する」という表現で国際自由労連やITSとの連携をつよめる方向をさししめし、八月の大会でこれを採択した。五月には総評傘下の国際自由労連ならびにITS加盟の組合ならびにITS加盟指向の一一の組合（全鉱、全逓、炭労、日放労、都市交、国労、動力車、交通公社、全日通、私鉄、合化）が「国際組織（ICFTU、ITS）加盟組合連絡会議」を結成し、国際自由労連側からもこれを高く評価された。

こうして六二～六四年の時期には、国際自由労連、ITS、AFL＝CIOとわが国労組の幹部クラスにおける連携の強化が一貫してみられたといってよいであろう。

(ニ)一方、同じ期間にわが国労組と世界労連、その労組インタナショナル、および世界労連加盟組合との連携もいっそう強められる傾向をしめしたとはいえ、世界労連内部での二つの路線をめぐる対立は、この連携の発展に複雑な様相をあたえた。

六二年八月の原水爆禁止世界大会では、会期中にソ連の核実験が行なわれたのにたいして、総評は「いかなる国の核実験にも反対」するという立場からこれに抗議すべきことを主張し、ソ連労組な

らびに世界労連と総評との立場は対立をふかめるかにみえたが、しかしその後共産主義運動内における二つの路線をめぐっての対立がふかまるにつれて、ソ連労組や世界労連指導機関は総評主流との結びつきをつよめ、世界労連加盟の組合を中心とする総評反主流派は、中国、朝鮮、ベトナム、インドネシア、セイロンなどの組合との結びつきをつよめた。すなわち、六三年八月訪ソの全農林・全林野の代表団はソ連林業製紙木材加工労組とのあいだに共同声明を発表して部分核停条約を高く評価するとともに、「少数国およびその労働組合が…モスクワ条約を拒絶していることは非常に遺憾なことです」とのべたし、全ソ労働組合中央評議会の大会に出席した総評と中立労連の代表も、中央評議会とのあいだに核停条約を高く評価する共同声明を発表した。これにたいして金属共闘、全港湾、全自交の各代表は朝鮮ならびに中国の労組とのあいだに共同声明を発表して、「平和運動で平和の敵つまりアメリカをかしらとする帝国主義を明確にしなければならない。運動にあたっては敵と味方を区別せず、是と非を区別しないなら、運動の方向を見失い、大きな誤りを犯すだけである」とのべた。六四年にはいると世界労連執行委員会、総評議会、各労組インタナショナルの国際会議、国際婦人労働者会議などで、わが国の代表は、世界労連指導機関多数派の方針にたいして、それは反独占と平和共存の強調によって反帝国主義の闘争の任務をそらせ、無批判で労働組合の国際統一が可能であるかのような幻想をいだかせるものであり、第五回世界労組大会採択の「労働組合行動綱領」に反するものであるとして、中国、朝鮮、インドネシア、ベトナムの代表などとともに反対する立場をとった。これにたいして世界労連の多数派は、財政問題を理由に日本選出の本部書記を罷免し、世界労連日本出版協会を解散させようとしたほか、八月の第一〇回原水禁世界大会にさいしては、これに代表をおくらず、かえって社会党と総評主流がこれから分裂して組織した原水禁広島・長崎大会に代表をおくった。そして世界労連機関誌同年一一月号は、総評大会と広島・長崎大会の報告を掲載したが、第一〇回世界大会には一言もふれず、「広島・長崎大会の特徴は統一であった」とのべた。他方、中国、朝鮮は代表を第一〇回大会におくったのであった。

(ホ)六三～六四年には、アジア・アフリカ労働者会議がインドネシア労働組合を中心に計画され、これにたいして総評がアジア、アフリカ、ラテン・アメリカの三A労組会議の開催をくわだて、これらの競合する二つの計画案が世界労連内における路線対立ともからんで、これまた複雑な動きをしめした。

総評は六三年一月モロッコ労働総同盟大会に際してカサブランカに小山国際局長らを派遣し、同大会参加のユーゴスラビア、アルジェリア、セイロン、チリ、アラブ、マリ、などの代表と三A労組会議開催について話合い、そのための準備会を六～七月頃に東京で開くことを申し合わせた。総評代表はその帰途さらにチュニジア、イタリア、インド、インドネシアの各国を訪問して各労組の意向を打診し、またメーデーにさいしては、中国とシンガポール、マラヤ、セイロン、インドネシアとにそれぞれ代表を派遣してそのための工作をつづけた。しかしこの総評の計画のイニシアチヴをとっていたのはユーゴといわれ、中国、インドネシアはこれに強く反発し、北京メーデーにさいしてインドネシア労組代表は総評の計画を無視して、アジア・アフリカ諸国の代表にジャカルタでAA労働会会議を開こうと呼びかけた。こうして六～七月に三A会議準備会を開くことは困難となり、さらに八月の総評大会のさいに多数の労組代表を招待してそのための打合せを行なおうとした総評の計画も、招待国の大多数の代表の参加をえられずに、失敗におわった。そこで総評

は、総評大会出席のインドネシア労組代表と双方の計画の調整について話し合い、八月一二日「インドネシア労組統一書記局の提案するAA労働者会議の成功のため双方は協力しあうことに合意した」との共同声明を発表した。

しかし総評はインドネシアの計画をそのまま支持しようとはせず、この会議にソ連代表やラテン・アメリカの代表、さらに「他大陸の組織で提案の基調を支持する組織」の代表を出席させるべきことを主張した。つまり内容を三A会議にかえ、ユーゴ代表をも加えることを主張したのであった。そしてこの主張がいれられず、ソ連側もこの会議の準備に強く反対していることをみてとると、一〇月末ジャカルタで開かれた準備会には、招待をうけたにもかかわらず代表をおくらず、ただ総評反主流派が独自に代表をおくったにとどまった。

AA労働者会議準会は一〇月二八日からインドネシア、中国、セイロン、フィリピン、北ベトナム、日本、モロッコ、ガーナ、マリ、ソ連の一〇カ国の代表をあつめてジャカルタで開かれた。準備会は本会議を六四年七月以前に開催することとし、そのための実行委員会を設けることをきめ、会議の議題は、①反帝国主義、反植民地主義、反新植民地主義闘争の発展について、②アフリカ労働者の統一の強化と発展について、③各国における統一戦線の強化をめざすアジア労働者の闘争について、とすることを決定し、実行委員会に世界労連とAA連帯機構の代表を参加させよというソ連の主張をしりぞけた。

翌六四年にはいると、四月総評は来日したソ連労組代表とのあいだに共同声明を発表し、会議に他の大陸の参加希望の労働組合代表をもオブザーバーとして招待すること、AA労働者会議はいかなる国際労働組合連合の常設機関もつくるものでないこと、などの原則を主張した。しかしこうした総評の態度は、同年九月開催のインドネシア労働組合中央組織SOBSIの大会できびしく非難された。他方総評反主流は、全建労、全日自労、全自交、紙パ、全金、全港湾、全自運、地銀連、金属共闘、出版労協、医労協、民放労連、全食労協などをあつめて二月にAA労働者会議日本準備会を結成し、「日本準備会は、反帝国主義、反植民地主義、民族独立の闘争をすすめるなかで国際連帯を発展させ、日本およびアジア・アフリカの立場を堅持し、正しい路線をすえて国際会議にのぞむ」との態度を表明した。しかし結局AA労働者会議は六四年中には開催されず、日本準備会は九日開催のSOBSI大会に近藤一雄全日自労書記長ら三名の代表をおくったにとどまった。

㈡ 世界労連系の国際的諸会議

六二年七月〜六四年一二月の期間にひらかれた世界労連系の労働組合の国際諸会議の主なものは次のとおりである。

〔一九六二年後半〕　世界労連第二五回執行委員会が五月三一日〜六月二日ブダペストで開催された。議題は①「国際情勢と第五回世界労組大会で採択された行動綱領と決議の実践」、②「婦人労働者の問題に関する第二回国際労組会議の準備」で、第一議題については書記長ルイ・サイヤンが、第二議題については書記エレナ・テオドレスクが報告を行なった。

サイヤンはその報告のなかで、第五回世界労組大会以後五カ月間の国際情勢の発展を特徴づけて、それは「緊張がゆるむ徴候と悪化する傾向とを交互にしめした」とのべるとともに、アメリカが三月にジュネーヴの軍縮会議に出席しながら同時に太平洋上で核実験を再開したこと、その対キューバ封鎖政策、南ベトナムに対する公然たる軍事侵略、ラオスにおける力の誇示、南朝鮮における米日軍国主義者の新植民地主義的計画などを指摘して、「これらの事実はす

べて……国際緊張とあらたな世界戦争の脅威の根源が、まさに帝国主義者と軍国主義者の侵略政策にあるのだということを、またまた確証している」と断言した。ついでサイヤンは、この期間の労働者の闘争と労働組合の情勢の特徴として、帝国主義者の戦争政策に反対するたたかいの強化を指摘し、その例として、アルジェリア停戦を要求しOASに反対するアルジェリア人民とフランス労働総同盟の連帯行動、英、仏、伊、日、西ドイツで発展した平和擁護闘争、キューバ革命に対するアメリカ帝国主義の攻撃についての憤激に端を発し、いまや「新段階を画し」ているようにおもわれる、「南アメリカ大陸全域にわたる革命的闘争」、「諸要求を支持し、国をアメリカの侵略基地にかえることに反対し、軍縮を要求し、太平洋上におけるアメリカの核実験再開に反対し、……日韓協定に反対する日本の春季闘争」、インドネシアの西イリアン解放に対する全アジア諸国の連帯運動、ゴ・ジン・ジエム一派とアメリカ落下傘部隊にたいする南ベトナム人民の闘争などを、あげた。かれはまた、独占資本が国際競争の激化を口実にして労働者の搾取をつよめているのにたいして、各国で強力な経済闘争が展開されており、その共通の基本目標は、①賃上げ、②労働時間短縮、③働く権利の擁護、④労働組合の自由、であることを指摘し、「世界労連が、国際労働組合組織、ヨーロッパの各国労働組合中央組織、労働組合、労働者に宛てて、すでに行なっている経済闘争をただちに促進するために、賃下げなしの週四〇時間制をめざす共同行動を提案する」ことを、提案した。他方サイヤンは、国際自由労連指導部が六二年七月に西ベルリンで第七回大会を開こうとしているのを「挑発」と分裂政策の典型であるとのべるとともに、国際自由労連のこうした分裂政策は、前年の全アフリカ労働組合中央組織の結成に対抗して六二年一月に「アフリカにおける全大陸的な第二組合」としてアフリカ労働組合連合が結成されたこと、ラテン・アメリカで各国労働組合の幅広い統一がすすんでいるときに、国際自由労連のアメリカ地域組織が分裂策動をつづけていることなどにもあらわれていると指摘して、「独占資本と労働組合のなかの独占資本の手先どもの干渉に反対する困難な闘争のなかで、統一行動をまもる」ことの必要を説いた。このあとサイヤンは、世界労連の当面の任務として、軍縮のための闘争の強化、とりわけ六二年七月にモスクワで開催される「軍縮と平和のための世界大会」の成功のために努力することを、アルジェリアの労働者・人民との国際連帯委員会をひろげること、国連およびその専門機関、とりわけILOのなかでの活動を強化すること、世界労連書記局と自由ドイツ労組連盟FDGBが七月二〜一五日に計画した「ドイツ民主共和国労働者階級と国際労働者階級との友好の日」を成功させること、日韓会談がすすむなかで六月二五日（朝鮮戦争勃発一二周年）と七月二七日（休戦協定調印九周年）に朝鮮の労働者と人民に連帯をしめす行動を組織すること、をあげた。

会議は討議ののち、次の文書を採択した。「全世界の労働者と労働組合に平和と軍縮のたたかいをよびかけたアピール」、「スペイン労働者との連帯を発展させるためのアピール」、「アルジェリア労働者総同盟とアルジェリア労働者にあてたメッセージ」、オランダが西イリアンにむけて軍需物資や軍隊をおくっていることに反対する効果的な行動をとること、およびインドネシアの労働者と人民にたいする物質的、精神的支持の強化をつよめることをよびかけた「インドネシア人民の西イリアン解放闘争についての宣言」、アメリカが南ベトナム人民にたいして宣戦布告のない戦争を行ない、ラオスで内戦拡大のために破壊活動を行なっていることをきびしく非難し、アメリカの侵略をやめさせるために行動をおこすようあらゆる国ぐにの労働者と人民によびかけた「インドシナの情勢に関する

宣言、六三年五月下旬に予定された「働く婦人の問題に関する第二回国際労働組合会議の準備の報告についての決定」、その他。

一〇月一～六日にはドイツ民主共和国の首都ベルリンで第四回世界金属機械労働組合労働者会議が開かれた。会議には三七カ国一四八四万四九二四名の労働者を代表する一六九名の代議員、オブザーバー、来賓が出席した。代表をおくった五九組織のうち、世界労連の金属インター加盟組織は二五、中立組織一七、国際自由労連加盟組織一七であった。

日本からは、金属共闘会議から全造船の長谷川勲書記長を団長として、松井喜代蔵（全造船）、山下芳男（全金）、荒田鉄男（電機労連）、谷内口浩二（全金）、江川重治（鉄鋼労連）、藤井実（全電線）、林竹義（車輌労連）の八名が参加した。

会議では、金属インターのG・アドウッチ書記長が一般報告を行なったのち、第五回世界労組大会採択の「労働組合行動綱領」と「社会保障憲章」とにもられた精神を金属機械労働者の具体的諸条件にあてはめた「金属機械産業労働組合インタナショナルの統一要求項目」、「すべての国の金属労働者へのアピール」、「ドイツ連邦共和国の金属労働者にあてた公開状」、「キューバの金属労働者および人民へのメッセージ」、「朝鮮に関する決議」、「ベトナムに関する決議」、「職員技術者および技師の条件と要求に関する対策委員会の結論」その他が採択された。なおこの会議で金属インターの議長にはジャン・ブレトー（フランス金属労組書記長）、書記長にはジャコモ・アドウッチ（イタリア）が選出された。

一一月二〇～二四日にはソフィアで第四回国際農林労働組合会議が開かれた。会議にはあらゆる大陸から五三カ国一五三名の代表が参加し、わが国からは全農林副委員長西川恵夫、全林野副委員長木村武、農村労働組合中央連絡会議代表佐藤幸夫の三名が出席した。会議の席上インター書記長V・ガレッテイは「平和を擁護し、帝国主義と植民地主義に反対し、生活・労働条件を改善し、第五回世界労組大会の決定にもとづいて統一を強化するための闘争における農業、林野、農園労働者の労働組合組織の活動と任務」について報告を行ない、またインター運営委員リンドルフオ・シルバは「ラテン・アメリカ諸国における農業改革をめざす闘争の経験と特徴」について報告した。これらの報告にもとづいて、生活条件の改善、賃上げ、社会保障と年金をめざす労働者と貧農の闘争、農業改革と収奪反対のための農民の闘争などの討論と経験交流が行なわれたのち、会議は、当面の国際情勢をあきらかにし関連部門労働者の社会的・経済的要求をまとめた「一般決議」、帝国主義に反対してたたかっているキューバ人民、南朝鮮や南ベトナムの人民、ファショ的独裁とたたかっているスペイン労働者との連帯の決議を採択した。会議はまた、ヨーロッパ共同市場諸国で農業移民労働者の問題がとりわけ深刻になっていることにかんがみ、関連諸国の労働組合の代表者会議を近い将来ひらくこと、ラテン・アメリカの農業労働者の闘争が重要になっていることにかんがみ、一九六一年ハバナ開催の農業労働者会議で選ばれた連絡委員会の会議を開くことをきめた。

一二月一四～一七日にはライプチヒで「ヨーロッパ経済共同体の経済的社会的結果に関する国際労働組合協議会」が世界労連書記局のよびかけにもとづき開催された。会議にはあらゆる大陸にわたる四四カ国から一三一名の労働組合活動家が参加し、そのうち五三名は世界労連非加盟もしくは中立の組織の代表で、わが国からは、総評を代表して岡崎三郎ら二名がオブザーバーとして参加した。

会議ではサイヤンが報告を行ない、EECの本質と、そこから生ずる社会的・経済的諸結果について分析したのち、独占体の攻撃的同盟体であるEECにたいして、世界の労働者と労働組合の同盟と

共同闘争で対決する必要があるとのべ、そのために四つの具体的提案を行なった。討論ののち会議はこの提案にそって、①独占資本の同盟と対決するために国際的共同行動の場をもつという原則、②あらゆる国ぐにのあいだの経済関係・通商関係を発展させるために世界的な会議をひらくこと、③帝国主義と対決し、アフリカ諸国民の利益をまもるために、反独占的な真のアフリカ共同市場をつくるのに役立つよう、アフリカの労働組合組織に世界労連の援助をあたえること、④ヨーロッパのあらゆる労働組合中央組織をあつめて会議をひらけたらひらくこと、について意見の一致をみた。

〔一九六三年〕　一月二八～三一日プラーハで世界労連第二六回執行委員会が開かれた。わが国からは全建労の本条嘉久雄委員長が出席した。会議は①第五回世界労組大会以後に行なわれた統一行動の経験の成果、②労働組合インタナショナルの活動、③婦人労働者の問題に関する第二回国際労働組合会議の組織、の三つの問題を検討した。そして㊀前年一二月のヨーロッパ経済共同体の経済的社会的諸結果に関する国際労働組合協議会の決定にそって、㋑独占に反対する行動の統一と連絡のために世界的規模の労働組合委員会をつくること、㋺あらゆる国のあいだの経済関係、通商関係を発展させるための世界労働組合会議を召集すること、㋩反独占的な真のアフリカ共同市場をつくることに寄与することをめざして、あらゆる効果的な援助をあたえること、㊁ヨーロッパのあらゆる労働組合組織、とくにイギリスのTUC、フランスのCGT、イタリアのCGIL、西ドイツのDGB、ベルギーのFGTBの参加する会談を組織すること、ブラッセルにヨーロッパ経済共同体の問題に関する情報局を設立するやり方を検討するために、CGT、CGIL、ルクセンブルグのFLAの代表者を世界労連書記局が召集すること、をきめた。このほか会議は㊂スペインの労働者と人民にたいする連帯日を組織し、スペインの労働者と人民を支援する労働組合委員会を設立すること、㊃南ベトナムの労働者人民支援国際労働組合委員会を設立すること、㊄全ドイツにわたる労働組合組織の権利について、ロンドンの国際労働組合会議やパリの大会の決議、ドレスデンの全占領地区労働組合会議の勧告がドイツ民主共和国、ドイツ連邦共和国、西ベルリンでどう実施されたかを調査する国際労働組合委員会をつくること。この委員会を、世界労連に加盟する三つの全国的中央組織、国際自由労連に加盟する三つの全国的中央組織、二つの中立の全国的中央組織によって構成すること、㊄アルジェリア労働者人民支援国際労組委員会を発展強化させること、㊅ラテン・アメリカ労働組合大会の準備に世界労連として支持をあたえること、㊆南ベトナム解放労働組合連盟とコンゴ労働総同盟の世界労連加盟を認めること、などを決定した。また会議は、婦人労働者の問題に関する国際労働組合会議を六三年一〇月一四～一九日にブカレストで開催することをきめ、それに関して全世界の男女労働者と労働組合にうったえたアピールを採択、発表した。

五月二〇～二五日には第四回国際化学石油労働組合会議がモスクワで開催され、三七カ国五八労働組合組織を代表する約一四〇名の代表が参加した。わが国からは、紙パ労連書記長土橋昭富を団長とする、紙パ、合化労連、化学同盟、全石油、全硝労を代表する五名の代表が参加した。

会議では化学インター書記長G・バヌートが、「化学・石油・ゴム・紙・板紙およびガラス・製陶労働者の、生活と労働条件の改善、労働組合の強化、組合の権利と自由の擁護・拡大、労働組合の統一、社会進歩と平和、すべての国の化学石油および関連産業労働者の植民地主義の全廃をめざし、独占グループの新しい形の支配に反対する闘争と連帯、をめざす活動」について報告を行なった。

報告は第五回世界労組大会採択の労働組合行動綱領を関係産業部門に適用したもので、討議ののち、「要求綱領」や日韓会談反対のたたかいに関する決議をふくむ具体的問題に関連した諸決議が採択された。

七月には六一年三月につくられた「労働組合の権利の擁護と拡大、労働組合弾圧犠牲者防衛国際労働組合・法律家委員会」の第二回会議がプラーハで開かれ、世界労連書記局の代表と、日本、ベルギー、フランス、イタリア、スペイン、インドネシア、アメリカ、ソ連、インド、ベネズエラ、チェコスロバキア、ドイツ民主共和国、フインランド、南アフリカ、セネガルの世界労連加盟ならびに未加盟の労働組合中央組織の代表や法律家、弁護士が参加した。委員会は、労働者と労働組合が行なう生活と労働条件をまもり搾取強化に反対するたたかいのなかで、労働組合の民主的権利が強力な武器となっており、この闘争は労働組合の自由と民主的自由の拡大、民族独立、平和をまもる闘争ときりはなすことができないという結論を満場一致でみとめた。

委員会はＩＬＯにたいする覚書きの草案を起草し、組合の権利擁護の分野における世界労連書記局の今後の活動について具体的提案を行なうとともに、各国でそれぞれの具体的条件に応じた労働組合法律家委員会を設立するべきだとの意見を表明した。

九月二四～二八日には建築・木材・建設資材労働組合インタナショナル第四回会議がブダペストで開催された。会議には四三カ国から二〇〇名の代表が参加し、わが国からは全日自労の中西五州を団長とする八名の代表団が、全建労、全建総連、国鉄、日建協、日住労、全セメントから出席した。

会議では一般決議のほかに、世界労連の労働組合行動綱領にもとづいて「労働組合の共同行動の基礎として役立つような、この産業の労働者にとって独自の具体的な経済的・社会的要求」が採択された。これらの要求のなかには次のものがふくまれていた。㋑賃金の全般的引上げ、㋺労働時間短縮、㋩社会保障制度の獲得と改善、㋥労働者選出の安全委員をおき、これに実際の権限をあたえること、㋭悪天候による失業についての保障、㋬有給休暇の獲得と延長、㋣労働組合の権利の擁護・拡大など。

会議は、南ベトナムとアンゴラの人民にたいする連帯を表明し、アメリカの人種的差別を非難する決議を採択した。なおこの会議が開かれる直前の八月にモスクワで部分核停条約が調印されたが、この条約の評価について会議の意見は二つにわかれ、中国代表団はこの条約を支持した会議の主要文書の採択にあたって、反対投票を行なった。

会議は最後に建築インター議長にロタール・リンドネルを、書記長にベイコ・ポルカラを再選した。

一〇月二〇～二三日に南ベトナム労働者人民支援国際労働組合委員会の設立会議がハノイで開かれた。会議には、世界労連、建築インター、運輸インターの各代表団のほか、三一カ国の労働組合代表が参加し、日本からは総評から鈴木誠一が出席した。

委員会の「任務と目的」は、㋑南ベトナムにたいするアメリカの軍事干渉の即時中止と南ベトナムからのアメリカ軍の撤退、五四年のジュネーヴ協定の即時全面的実施、南ベトナム労働者と人民の愛国運動の弾圧の停止、南ベトナム解放民族戦線の支持のために世界の労働者と労働組合を動員すること、㋺南ベトナムの労働者、人民にたいする国際労働組合運動の連帯の組織化、㋩以上の目的のためにあらゆる傾向の労働組合のあいだで幅広い行動統一を促進すること、ときめられた。会議は、「全世界の労働者と労働組合にあてたよびかけ」を採択したが、それは、アメリカの侵略と干渉の即時中

止、アメリカ軍の南ベトナムからの撤退、ジュネーヴ協定によるベトナム問題の解決を目標に行動統一を強化することをもとめるのとならんで、六三年一二月二〇日を南ベトナム労働者人民との国際連帯デーとすることをよびかけていた。

一一月二七～二八日には反独占統一行動のための世界労働組合委員会がライプチヒで開かれ、ヨーロッパ、アフリカ、ラテン・アメリカ、アジア、中近東の四五カ国の労組代表八二名が出席し、わが国からは上妻美章（総評書記）等二名が参加した。

会議では世界労連書記長ルイ・サイヤンが「労働者の闘争と独占に反対する労働組合の国際的統一行動」について報告し、「独占の攻撃の主要な特徴」と「労働者階級の反撃の特徴」についてかれの考えをのべ、「協議と反独占統一行動のための世界労働組合委員会」の設立、この委員会の機構、この委員会の組織運営規約草案の作成にあたる臨時小委員会の設置について提案した。会議はこの提案を支持するとともにキューバにたいする経済封鎖に反対する世界的な運動をおこすこと、ドイツ労働者の友好のために活動して西ドイツで逮捕されたFDGBの活動家F・モーリッツとH・ベンツの釈放要求のためにたたかうこと、「貿易発展の諸問題の若干の側面についての予備的研究と、貿易を発展させ、帝国主義の差別に反対する世界労働組合会議の召集」の問題を、設立される委員会の主要議題の一つにすることなどをきめた。

〔一九六四年〕　三月一八～二〇日に世界労連第二七回執行委員会がソフィアで開かれ、わが国からは本条嘉久雄全建労委員長が世界労連執行委員として出席した。会議は、世界労連内に次第に形成されつつあった二つの路線をめぐる対立が、前年八月にモスクワで米英ソ三国のあいだに部分核停条約が調印されたことと関連しつつ、ほぼ全面的に表面化した点で、画期的なものとなった。

会議では、書記長ルイ・サイヤンが第一議題「世界労連の当面の活動および労働組合行動の全国的国際的統一に関する政策の発展についての報告」を行ない、農林インタナショナル書記長V・ガレッティが第二議題「土地改革のための労働組合と世界労連の役割」について報告したが、討議の焦点となったのはサイヤン報告であった。

サイヤンは報告のなかで、国際情勢の特徴として、①情勢の緩和、組織された平和共存が最初の要素と徴候をみせていること、②アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国における反帝闘争の激化、をあげ、①の事実をしめすものとして、部分核停条約の締結その他あげるとともに、ソ連政府が各国首脳と政府にあてた新年のメッセージのなかで、国境・領土問題を力で解決しないという条約の調印を提案したことを歓迎した。ついでサイヤンは、第五回世界労組大会採択の労働組合行動綱領がアメリカ帝国主義を「国際緊張の主要な原因」、「世界反動の先頭にたつ……侵略と戦争の政策の原動力」と規定したことにはふれずに、労働組合運動の面にあらわれた新しい特徴として「反独占闘争と統一行動」の発展をあげた。かれは「統一をめざす闘争をすすめているのはもはや世界労連に結集している労働組合勢力だけではない」といって、国際自由労連、国際キリスト教労連、中立組織のなかでたかまっている国際的統一の要求をきわめて高く評価し、これらの組織の指導者が統一に反対してさまざまの策動をしていることについては一言の批判も行なわずに、「世界労連は労働組合の円卓会議に参加する用意がある」と断言した。また六三年以来インドネシア労働組合中央組織（ソブシ）が中心になって準備しているアジア・アフリカ労働者会議については、世界労連としては「このような会議の召集を支持しなければならない」が、その準備会が世界労連をオブザーバーとして会議に出

席させることをきめたことには不満であり、こうしたやり方があらためられないかぎり、執行局はこの会議にたいする態度を再検討しなければならないだろうと、主張した。

これにたいして、日本、中国、朝鮮、インドネシアの執行委員はそれぞれサイヤン報告に反論したが、反論の主旨は次の点にあった。アメリカ帝国主義にたいする全世界の人民の統一戦線の発展で、アメリカ帝国主義は敗北をこうむっているが、しかしその侵略性は変化していない。したがって架空の緊張緩和のできごとをならべたてることは、労働組合行動綱領の反帝国主義的原則に反する。部分核停条約は平和共存の要素であるどころか、国際緊張を激化させているし、ソ連政府の新年のメッセージは、アメリカ帝国主義を撤退させるために正義のたたいをしている南ベトナムをはじめアジア、アフリカの人民の闘争にとって有害である。国際的な労働組合の統一は、アメリカ帝国主義に協力する国際自由労連の分裂主義幹部の批判と暴露なしには実現しない。世界労連の一部指導者は、加盟組合の反対を無視して、部分核停条約支持を世界労連におしつけ、その機関誌で中国の組合に非難をくわえているし、セイロン加盟組合がその組織選出の執行委員の交替を要求してもこれを認めようとしない。こうした非民主的運営をあらためるべきである。アジア・アフリカ労働者会議については、世界労連非加盟の組合を最大限に結集するという目的から、世界労連は会議に直接参加しないという点について、すでにサイヤンとソブシのあいだで了解ずみのはずであり、また世界労連としては、加盟組合の自主的決定を尊重するのが正しい態度ではないか。また第二議題については、これらの執行委員は、土地改革の問題は各国の革命にとっての重要な戦略問題で、一般的に論ずることは不可能であるし、本来各国の革命党が提起すべき問題であるとして、これを今後の研究にゆだねることを主張した。

討論の結果、第一議題は採決に付せられ、日本、インドネシア、中国、朝鮮が反対、ベトナムが棄権したが、多数決で採択され、第二議題は、決議としないで今後の討論に付されることになった。

会議はこのほか、「インドシナとベトナムに関するジュネーブ協定締結一〇周年記念日にあたり全世界の労働者労働組合にあてたアピール」、六四年一月ブラジリアで開かれたラテン・アメリカ統一労働組合の成功を支持し、ラテン・アメリカ労働者連合（ＣＴＡＬ）の解散をつげた「ラテン・アメリカ統一労働組合大会常設評議会書記局へのメッセージ」を採択するとともに、第一三回総評議会を六四年一〇月一九日にブダペストで開催することをきめ、またベネズエラ労働者中央組織、マルチニク労働総同盟の世界労連加盟を承認した。

四月一〇～一五日には第三回国際公共業務労働者会議がプラーハで開かれた。会議には二〇五〇万以上の労働者を組織する四三カ国九三労働組合組織が一五七名の代表とオブザーバーをおくり、日本からは、国公共闘副議長川島威氏をはじめ、国公共闘、自治労、民放労連、医労協、金融共闘、京都準備会、大阪準備会、北九州準備会を代表する八名の代表が参加した。会議では書記長代理アルブレヒトが、公共業務インタナショナルの活動と世界の公共業務労働者の状態ならびに闘争、第五回世界労組大会の決定にそって統一行動を発展させるうえでのインタナショナルの任務について、文書ならびに口頭の報告を提出した。

討論のなかでアフリカの諸代表は反植民地主義、独立擁護のたたかいを訴え、ラテン・アメリカ諸国の代表の多くはアメリカ従属下の国内支配層の圧政について訴えた。ヨーロッパの社会主義諸国の代表の多くは、平和擁護闘争の重要性を強調し、部分核停条約を高

く評価した。中国、朝鮮の代表は、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカで発展しているアメリカ帝国主義を先頭とする植民地主義、新植民地主義に反対するたたかいを高く評価するとともに、国際情勢についてインター執行部の見解をするどく批判した。日本代表は日本の実状を具体的に報告し、統一を強く訴えた。

討論の結果、部分核停条約を「全人類の願いの実現にむかう出発点である」「人民と労働者の闘争の成果である」と評価した行動綱領が、中国、朝鮮、アルバニアの反対、日本の棄権をおして採択された。また会議は、電通労組にたいする迫害に抗議し、自由な労働組合活動を復活させることを要求した「池田首相あて電報」をふくむ一四の決議を採択した。なお会議では、南ベトナム問題に関して国連へ手紙をおくるべきだとの提案がされたが、これは、現状のもとでは国連の介入をまねく恐れがあり、国連へ幻想をいだくのはあやまりだという理由で、否決された。

五月一一～一六日には「婦人労働者の諸問題に関する第二回国際労働組合会議」がブカレストで開かれた。会議には五五カ国三〇八名の代表、世界労連産業別部門の各代表、ＩＬＯ、国際民婦連、世界民青連の代表が参加した。会議では、第一議題「行動綱領を実施し、婦人労働者に関する独占資本の反社会的差別政策に反対する労働組合の闘争に、婦人労働者を参加させること」についてルイ・サイヤンが、第二議題「植民地、独立をかちとった国での植民地主義の完全な一掃と婦人の権利の擁護・拡大をめざす労働組合の闘争における婦人労働者の役割と貢献」についてキューバのエベリア・ガリ・メンデスが、第三議題「婦人労働者を労働組合にひろく組織し、労働組合の活動と指導に積極的に参加させるために」について世界労連書記セチアチ・スラスト（インドネシア）が、それぞれ報告した。

討論の結果、世界労連起草の「婦人労働者の経済的・社会的権利に関する憲章」が、インドネシアと朝鮮の代表の反対、中国とアルバニアの代表の棄権をおして採択された。この憲章は、資本主義国で「経営者と独占体が最大限利潤追求と社会退歩の政策をとり、同時に婦人労働者にたいする徹底的な差別政策をとっている。この差別をなくすることは現代におけるさしせまった要求である」とのべ、働く権利、賃金、技術訓練、労働時間、社会保障、婦人と子供の保護、労働組合活動への参加の七項目にわたって、婦人労働者の「基本的な共通の要求」をまとめている。

なお、会議は、三つの報告や代表の発言の主旨を具体化する目的で、世界労連の提案にもとづき婦人労働者の諸問題に関する労働組合諮問委員会を設置することをきめた。

五月一二～一五日には第四回国際炭鉱労働者会議がモスクワで開かれ、四六カ国から一六九名の代表、オブザーバー、来賓が参加した。会議ではインター書記長ビクトラン・デュゲが「産業別要求と民族独立と平和をめざす統一行動と国際連帯を発展させるための炭鉱インタナショナルの活動と任務」と題する報告を行なった。報告につづいて登壇した代表たちは、石炭が時代おくれだとかもうからないという理論、生産の近代化を理由に閉山と大量解雇を正当化する理論が嘘であることを次つぎに暴露するとともに、各種国際会議できまった労働安全や衛生水準が尊重されておらず、これを適用させ拡大させるためにさらに広範な闘争が必要であることを指摘した。そして会議は炭鉱インターの後援のもとに、労働安全と衛生に関する常設委員会、炭鉱およびその他の鉱山の産業別の問題に関する委員会を設置することをきめた。

会議は、炭鉱インターの綱領や一連の決議を採択した。この綱領は、第五回世界労組大会採択の労働組合行動綱領を支持し、「統一

と平和のためにたたかっている世界の炭鉱労働者の主要な要求を提起している」

五月一八～二二日にはワルシャワで第二回国際商業労働者会議が開催され、四七カ国二三五〇万の労働者を代表する一三五名の代表が参加した。わが国からは全商協代表として上田利輝ほか合計五名（全損保、全相銀連、生保外連、明治商事労組にわたる）が出席した。

会議の主要議題は「第一回会議以後の商業労働者と労働組合の闘争、労働組合行動綱領にもとづいて、生活と労働の条件の改善、労働組合の権利と民主的自由の擁護・拡大、平和の擁護、帝国主義、植民地主義、および新植民地主義に反対する諸国民の独立の獲得と維持、の目的をめざす国際的階級統一と連帯を発展させるための商業インターが当面している活動と任務」で、この問題についてインター書記長D、ウストロイ（ルーマニア）が報告を行なった。

この会議では、部分核停条約の支持をあきらかにすべきだといった、ソ連その他若干の国の代表の主張がしりぞけられ、各代表が一致できる点だけをとって決議が行なわれるという、世界労連やそのインターの諸会議で最近とられていない運営方法がとられたため①「一般決議」、②「植民地主義に反対し、民族解放のためにたたかっている諸国民、民族独立と主権を擁護し、ファシズムに反対してたたかっている諸国民との国際的な団結に関する決議」、③「イラク政府にたいする抗議電報」、④「南アフリカ政府にたいする抗議電報」、⑤「国際商業・事務・技術従業員組合連盟大会への友好メッセージ」などが、イタリア代表団一人の反対だけで一致して採択されたことが注目される。②の植民地主義に反対する決議のなかでは、朝鮮問題について次のようにのべている。「アメリカ帝国主義者たちは南朝鮮を核ロケット基地化し、南朝鮮のかいらい政府と日本の帝国主義者たちをともにあつめて、侵略的な『東北アジア軍事同盟』を結成するために日韓会談を急速に締結させようと圧力を加えている。……侵略的アメリカ軍の南朝鮮からの即時撤退、日韓会談の失敗、いかなる外部干渉もない朝鮮人民自身による朝鮮の平和的再統一のためにたたかっている、朝鮮の労働者階級と人民にたいし、固い支持と連帯をくりかえし表明する」。また同決議は、南ベトナムについては、次のようにのべている。「野蛮な侵略者たちに反対する南ベトナム人民の民族解放闘争は、人民の無敵の力のすばらしい実例である……世界の人民による反帝国主義戦争の最先端でたたかいながら、南ベトナム人民はアメリカ帝国主義の侵略的策謀の一掃、植民地主義と新植民地主義の根絶、および全世界の平和の擁護のために重要な貢献をなしつつある。南ベトナムにおけるアメリカ帝国主義によって指導されている宣戦布告なき戦争は、かれらが世界中で採用してきた侵略的政策の一部分である。この戦争はアメリカ帝国主義が国際的帝国主義の先頭にたち、世界の全人民と社会進歩の極悪の敵であることをしめしている。」

会議は最後にインター新執行部を選出したが、議長にはM・ラドバ（チェコ）、書記長にはD・ウストロイ（ルーマニア）が再選された。

一〇月一七～一八日には世界労連第二八回執行委員会が開かれ、わが国からは本条嘉久雄執行委員が参加した。会議はひきつづき開かれた総評議会に提出される報告草案の討議を行なった。会議が開催される前日の一六日には、ソ連でフルシチョフ首相が突然解任されるという重大な事態が発生したため、報告草案の討論にさいしては、賛成討論がぜんぜん行なわれないという異常な空気がみられた。会議の席上、本条執行委員は、報告にのべられた闘争の方向

が、行動綱領とちがつて反独占にしぼられ、反帝闘争を一部の地域的なたたかいであると評価していることに反対し、反帝国主義と階級闘争の原則にたって世界労連内部の団結を強めることを要求した。またサイヤンが、本条は総評の意見を代表していないからその意見をうけいれることはできないといい、また日本の世界労連加盟組合をまったく無視して世界労連日本出版協会にたいする調査団を日本に派遣したことなどの事実について、抗議した。

一〇月一九～二四日には世界労連第一三回総評議会がブダペストで開かれ、わが国からは本条嘉久雄執行委員が出席した。会議ではサイヤン書記長が「第五回世界労組大会が採択した行動綱領の実践に関連した労働者の利益と権利を守る世界労連の統一政策の発展および世界における労働者の闘争の検討についての報告」を行なった。

サイヤンは報告のなかで第五回世界労組大会以後の全般的国際情勢を特徴づけて「国際紛争の危険が悪化しているのととなりあって、国際緊張が緩和する傾向がある」とのべ、「モスクワ条約の調印は国際緊張緩和に大きく貢献した」といった。そして世界労連はその任務や統一をめざす活動を遂行するにあたって、それが「国際労働組合組織であって、政党の国際的結集体ではない」こと、「大衆団体であって、独自の原則にもとづく、政党とはちがった組織」であることを、明確にしなければならないことを強調した。ついで「労働組合行動綱領」にのべられたたたかいの方向は、反独占であるとのべ、アメリカ帝国主義についてはふれなかった。またサイヤンは、平和共存政策が核戦争にたいする現代の唯一のとるべき道であるとのべ、核時代においては領土的紛争解決のための力の行使はきわめて危険であるといって、国境・領土問題についての国際協定に関するソ連政府の提案を賛美した。

アジア、アフリカ、ラテン・アメリカの民族解放運動については、サイヤンは、これが帝国主義とその植民地制度に重大な打撃をあたえ、植民地主義の終りを不可避にしていることをみとめながらも、民族解放運動は「平和共存の環境のもとで素晴しい成功をかちとった」と評価し、コンゴ、アンゴラ、ポルトガル領ギニア、モザンビーク、ベネズエラ、北カリマンタンなどで行なわれている武装闘争をふくむ激しい解放闘争については、ふれようとしなかった。また反独占闘争を基調にしたアフリカ・ヨーロッパ労組連帯会議の構想をサイヤンは強調したが、二七回執行委員会で基本的には支持するとのべたアジア・アフリカ労働者会議については、一言もふれなかった。

労働組合の国内的・国際的統一の政策については、サイヤンは、さまざまの国際会議や各国のストライキ闘争などにみられる統一行動発展の側面を強調して、「統一の前進を援助している勢力は、けっして世界労連に結集している勢力や、これに関係をもつ勢力だけではない」とのべ、「こうした条件のもとに、労働組合の新しいきわめて重要な国際関係が次第にうちたてられている」といって、さらに、「第五回世界労組大会は、全国的・国際的統一の主要な障害物は、国際自由労連幹部によってうみだされていると主張したが、第五回大会で明らかにされたような統一の敵による障害物を、われわれはいま一つ一つ克服している」との評価をのべ、「国際自由労連加盟組織と世界労連加盟組織の両方が、相互的、多角的関係の樹立を決意しているとき、国際自由労連幹部はもはやこれをくいとめることはできない」と指摘した、こうした評価にたったサイヤンが、今回はその報告のなかで、統一のための話合いだけを強調して、国際自由労連指導部にたいする批判と暴露をまったく行なわなかったことが注目された。

会議ではこの報告をめぐって激しい討論が行なわれた。ソ連、フランスをはじめ多くの国の代表は報告を支持したが、中国、朝鮮、ベトナム、インドネシア、日本、アルバニアなどの代表は、反対の意向を表明した。中華全国総工会副主席の馬純古は、「この数年間に反帝闘争の問題をとりあげるにあたって世界労連の一部の指導者はある大国の外交の必要によって動かされた」とのべ、四月の執行委員会が採択した南朝鮮人民の闘争にたいする連帯の決議は、アメリカが南朝鮮で行なった原子砲の発射に抗議せず、日韓会談に反対していないし、世界労連の一部指導者はベトナム問題介入を要請する電報を国連におくっていると非難して、報告は行動綱領の路線に反していると主張した。インドネシア代表は、「他の国がわが国のまわりに軍事基地、経済的基地をはりめぐらし、破壊活動を行なったり、国内活動をあやつるためにこれを利用しているとすれば、この国と平和共存することがどうしてできるか」と反論し、統一の問題については、反帝国主義という行動綱領の路線にたって世界労連内部の団結をかため、また未加盟組織との共同行動をうちたてなければならないと主張した。意見の一致がみられない問題については、世界労連としては多数決できめずに保留すべきだと強調した。朝鮮代表は、アメリカ帝国主義が国連の名をつかって朝鮮を侵略し、コンゴの主権をふみにじって民主勢力を弾圧したのに、アメリカがベトナム侵略をしている現在世界労連の一部幹部が国連に介入を要請したという事実には驚かざるをえないとのべ、また平和共存は社会体制のちがう諸国間の関係にかかわることで、これを帝国主義国と植民地従属国の関係に適用することはできないと指摘した。また労働組合の統一行動を発展させるためには、かれは、「国際自由労連幹部をふくめた右翼国際労組幹部の反動的性格を徹底的に暴露し、かれらを完全に大衆から孤立させなければならない」と主張した。そして、「報告は統一について実に多くのことをのべているが、むしろ分裂に寄与している」と評価した。

ベトナム代表は「部分核停に関する三国条約の意義を過大視し、国際緊張が緩和したとかアメリカ帝国主義者が平和を欲しているとか信じさせようとしたり、平和共存を平和を守る闘争における唯一の道であるとみなしたりすることは、平和に害をあたえる」といい、「民族独立をめざす抑圧民族のきびしい闘争においては、政治闘争か武装闘争かというあれこれの闘争形態を適用することは、これらの諸国民のきめることであって、各国の具体的条件および帝国主義者と植民地主義者の態度にかかっている。われわれは領土紛争を話合いで解決すべきであるというような馬鹿げたよびかけを発するべきでない」と主張した。アルバニアの代表は、ＩＬＯその他で国際自由労連と協力しようと努力するあまり、部分的要求のために基本的任務を放棄することになったり、あるいは国際自由労連幹部の反労働者的・反動的な活動を批判する権利をうばわれるようなことになってはならない、と主張し、フルシチョフ修正主義グループが公然とアルバニア人民共和国を攻撃して以来世界労連の一部幹部はアルバニア労組に敵対する態度をとり、世界労連機関紙は三年来アルバニア労働者の成果をつたえていない、とのべた。

日本代表は「血を流してアメリカ侵略軍とたたかっている南ベトナム人民にむかって、彼らの正義の解放戦争は世界戦争に転化するから危険だなどとだれがいえるでしょうか。じっさいにはこの解放戦争は世界の平和に偉大な貢献をしている」と主張し、また「報告は外国軍の基地撤去の問題にふれているが、極東最大の核基地である沖縄の問題、日本本土の二〇〇余にのぼるアメリカ軍基地の存在とその核武装の問題がとりあげられていない」との不満を表明した。また統一の問題については、「残念なことに世界労連の一部の

人びとは、統一の政策の名のもとに、統一の敵の策動を暴露せず、かえって分裂策動に手をかしている。一部の人びとは、第十回原水禁世界大会にたいする支持を拒否し、ある外国勢力の支持のもとに、いわゆる広島・長崎会議を積極的に支持し、世界労連代表をこれに送った」と指摘した。

報告にたいして右のような反対討論があったのにたいして、イタリアが、これとはまったくちがった方面から、報告に反対の態度を表明したことが注目された。その主張は、世界労連が大衆組織だという点をもっと徹底させるべきで、現在のように社会主義諸国の成果を無批判的に支持するようなものであってはならないということ、また、世界労連の活動を地域や社会体制の差異に対応させるために、世界労連の加盟組織を地域的なグループにわけることを考慮する必要があること、などであった。

さらにルーマニア代表は、世界労連の内部団結の必要を強調し、多数決による決定に反対して、行動綱領にある労働組合の国際協力の三原則を厳守すること、とくに不一致点をおしつけず、これをとりのぞいて、つねに満場一致で決定を行ない、これを実践すべきことを、強調した。

討論の結果、報告は採決に付され、中国、朝鮮、インドネシア、ベトナム、アルバニアの反対、イタリア、ルーマニア、ベネズエラの棄権をおしきって、多数決で採択された。このほか会議は、世界の労働者によびかけた「行動統一をめざすアピール」「南ベトナムに関する決議」を採択し、世界労連の規約改正を準備するための規約改正委員会の設置を決定した。またこの会議で、第六回世界労組大会を一九六五年一〇月にワルシャワで開くことが決定され、コンゴ労働総同盟、南ベトナム解放労働者協会、マルチニク労働総同盟、ベネズエラ労働者統一中央組織の世界労連加盟が承認された。

㈢国際自由労連系の諸会議

〔一九六二年後半〕　七月五～一三日に国際自由労連第七回世界大会が西ベルリンで開催され、七三ヵ国九三加盟組織から約五六〇〇万の労働者を代表する二二三名の代議員が参加したほか、一三の国際産業別組織（ＩＴＳ）から代表者二一名、顧問六名、その他オブザーバー、来賓若干名が出席した。わが国からは海員組合国際部長西巻敏雄のほか、海員組合、自動車労連、電労連、全逓、全鉱の代表合計六名、顧問一名と、総評ならびに新産別からオブザーバー各一名が参加した。

大会ではベクター書記長が活動報告書を提出し、前大会以来の三年半にわたる活動について報告するとともに、「ソ連地区とそのむこう側の人びとがベルリンの恥辱の壁の裏にある尨大な一大強制収容所で生活している。国際自由労連は自由ベルリン、平和と自由、社会正義、基本的人権のためにたたかうであろう」とのべた。ドイツ労働総同盟のリヒター会長は「国際連帯基金に関する提案」を説明し、共産主義、全体主義とのたたかいにおけるその重要性を強調するとともに、国際自由労連の作業を補うために国際産業別組織の活動をどうしても強化する必要があり、この国際産業別組織の活動と教育にたいする連帯基金の割当を近年著しく増大させていることを、あきらかにした。オーストリア労働総同盟のクレンナーは「平和と自由のためのたたかい」を提案し、「国際自由労連は終始ベルリンの味方であり、平和のために努力し、いずれの側をとわず、一切の核実験をはっきり否定している」とのべた。このほかＡＦＬ＝ＣＩＯのミーニー会長が「自由な労働と国連」、スエーデンのオドナーが「完全雇用達成の経済政策」、チュニジア労働総同盟のアーメッド・トリリ書記長が「低開発諸国の経済問題および必要」、インド全国労組会議のアンベッカー財政部長が「変転しつつある世界における労働組

合教育」についてそれぞれ提案を行なった。

大会は、討論ののち、①労働組合権が制限もしくは否認されているところでその決定を実行するための有効な措置をとることをＩＬＯにたいして希望した「労働組合の諸権利に関する決議」、②「植民地支配を終わらせる闘争に関する決議」、③南ベトナムにたいする〝共産主義者のテロ攻撃〟、〝中華民国の対岸の国境地帯における中共軍の集中〟、〝中共軍によるインド領土の永続的占領〟、〝キューバにおけるバチスタ統治とおなじ残忍かつ非人間的独裁〟を非難し、〝キューバ国内で地下活動し、また国外で活躍しているキューバの自由な労働組合員の努力を全面的に支持〟するという「平和擁護と世界軍縮に関する決議」、④経済成長を援助し調和する国際貿易政策を展開するため全自由諸国に協力を要求する「国際貿易問題に関する決議」、⑤技術的進歩の成果の中から能うかぎり大きな分け前を獲得することによって社会的経済的正義を助長すべく実効ある措置をとることを加盟組合に要請した「オートメーションと技術的進歩に関する声明」、⑥「低開発諸国の経済問題と必要に関する決議」、⑦「経済・社会政策決定への労組の参加を検討する調査委員会に関する決議」、⑧「スペインに関する決議」、⑨「低開発諸国における自由な労組の樹立に関する決議」、⑩「完全雇用の達成と維持に関する声明」、⑪「南アフリカの破壊活動取締法に関する決議」、⑫オランダの植民地支配の終結を要求する「西イリアンに関する決議」、⑬「アルジェリアに関する緊急決議」、⑭「国際自由労連の組織、教育活動に関する決議」その他を採択した。

大会は役員の改選を行なったが、大会と大会選出の新執行委員会で、イエイヤー会長、ベクー書記長がそれぞれ再選され、日本からは執行委員に海員組合の和田春生が選出された。

一〇月一七～二〇日には国際自由労連アジア地域組織（ＡＲＯ）の第六回地域会議が東京で開かれ、国際自由労連本部からネジンスキー書記次長、マダリアガ米州地域組織代表、トリリ・アフリカ地域組織代表をはじめ、アジア地域における自由労連加盟の一二カ国二一組織の代議員四一名、顧問一六名、オブザーバー五名が出席した。日本からは全逓の宝樹文彦をはじめ、全逓、炭労、全鉱、総同盟、海員、全繊、電労連、日放労、自動車労連、都市交通の代議員一七名、顧問一〇名が参加した。なお開会式には大橋労相、桜井ＩＬＯ東京支局長も来賓として出席したことが注目される。

会議ではマパラ地域組織書記長が過去二カ年間にわたる活動と組織概況について報告し、そのあと①アジア地域組織規約の改正、②アジアにおける社会保障、③臨時工、④結社の自由、などの問題が審議された。会議が採択した決議は、①日本政府にたいしてＩＬＯ第八七号条約の批准を要請した「日本の労働組合権に関する決議」、②解雇、余剰労働者をだす脅威、またはオートメーションに重点をおく計画をとりのぞいた政策を政府および経営者が樹立することを要求し、こうした脅威とたたかう日本の労働者への支持を約束した「日本の炭鉱ならびに金属鉱山の合理化計画に関する決議」、③ＩＬＯ第八七号条約を批准していないアジア諸国政府にそのすみやかな批准を要求する「結社の自由に関する決議」、④ベトナム共和国の国民と領土とにたいする〝武装した共産主義者の攻撃〟を平和にたいする〝脅威〟とみなし、国連をつうじての問題の解決を要求する「アジアの平和の維持に関する決議」、⑤中華人民共和国が〝侵略的、膨張主義政策〟をとっているとして、これを非難する「中印国境紛争に関する決議」、⑥ソ連政府のロケット実験を非難する「太平洋でのロケット実験に抗議する決議」、⑦アジア諸国の多数の公私産業にみられる臨時工制度の廃止計画にとりかかることを各国政府に要請した「臨時工に関する決議」⑧「アジアの社会保障に関す

る決議」、などであった。

大会最終日には、執行委員会の推薦でG・マパラ書記長が再選された。また執行委員会選挙も行なわれて、議長にP・P・ナラヤンが選出され、日本からは宇佐美忠信（全繊）、高垣礼二郎（炭労）が執行委員に選出された。

〔一九六三年〕　三月一一～一四日ブラッセルで国際自由労連第三三回執行委員会が開かれ、わが国からは和田春生執行委員（海員）が出席した。

会議は「世界経済問題に関する声明書」を採択し、そのなかで、工業国における完全雇用と経済拡大の終始一貫した政策を要請し、また低開発国で経済計画、税制改革、農地改革をとおして経済成長の維持、完全雇用、社会進歩をつくりだすために努力を払うよう要請した。会議は全般的労働組合情勢とアジア、アフリカ、中東、ラテン・アメリカ、ヨーロッパの多くの国における国際自由労連の活動を検討し、パキスタンと日本には代表団を派遣することを決定した。日本に送られる代表団は、六二年九月全労会議が申請した国際自由労連への一括加盟にたいして、総評加盟の諸組合が反対の意見をこの執行委員会に送付していたので、この問題について実情を調査し、解決方法を次期執行委員会に提案する任務をもつものであった。

会議はまた婦人労働問題と青年労働者の問題を検討し、国際自由労連の第一回青年集会をオーストリア労働総同盟の協力をえて七月九～一九日にウィーンで開催することをきめた。このほか会議は次の決議を採択した。①「フランス炭鉱労働者のストライキにたいする連帯の決議」、②「独裁政治の拡大を阻止する闘争に関する決議」、③インドとパキスタンの両国に問題の友好的解決を希望した「カシミール紛争に関する決議」、④「中共のインド侵犯に関する決議」、⑤アデンにおける組合弾圧を糾弾し、労使関係令の廃止を要求した「アデンに関する決議」。

なおこの会議でアルゼンチン化学従業員連盟（CGED）、ドミニカ共和国全国自由労働者連合（GONATRAL）、西カメルーン労働組合会議、ガンビア労働組合の加盟が承認された。

四月一七～二六日には国際自由労連地域代表会議がブラッセルで開催され、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ、中東の二〇名の地域代表が参加し、わが国からは大倉旭東京事務所長が出席した。会議は国際自由労連地域代表の問題と任務、国際自由労連の方針、その各部門の機能と活動の諸問題をとりあげて討議し、ベクー書記長、S・ネジンスキー、H・トラッツ、A・ブラウンタール三書記次長の講演をきいた。

一〇月二五～二九日には国際自由労連アジア地域組織第二三回執行委員会が沖縄で開かれた（最初は南朝鮮のソウルで開かれる予定であったが、同地のコレラおよび大統領選挙など特別の事態を考慮して、急拠開催地は沖縄に変更された）。わが国からは執行委員として宇佐美忠信（全繊）、高垣礼二郎（炭労）、顧問として宝樹文彦（全逓）、東京事務所から安井幸夫所長代理が出席した。会議では沖縄官公労の玉城書記長が歓迎の辞をのべたのち、マパラ地域書記長の活動報告が検討された。

会議が採択した「沖縄労働者にたいする支援に関する決議」は次のようにのべている。「今日、沖縄と日本の間の渡航の自由の如きやその他の労働組合の諸権利に関連する自由にして民主的な労働組合運動を発展させる面でもいっそう制限されている。ARO は沖縄住民の諸権利と自由にして民主的な労働組合活動を保障すべきであると強く確信している。沖縄はその歴史、文化、経済の各面から沖縄住民の基本的権利は否認されており、さらにかれらは団体交渉

みても日本の不可分の一部であることは一般に認められている。……沖縄の日本復帰を可能にするよう関係国政府が平和条約を改正するよう促すものである。」会議はまた、沖縄駐留の米軍政当局にたいして沖縄の労働組合権を尊重し、労働者の生活と労働の条件を向上させる手段を講ずることを要請した「沖縄の労働組合諸権利に関する決議」、沖縄軍政当局が団体交渉権を侵犯している事実を遺憾とし、かかる抑圧措置の撤回をアメリカ大統領に要請した「沖縄の団体交渉に関する決議」、建設労働者の賃金の標準化、安全規則その他についてアジア諸国政府にたいし立法措置を要求する「建設労働者に関する決議」、「最低賃金法に関する決議」、南ベトナムにおける〝共産主義者の軍事侵略〟を終結させ、宗教的差別に終止符をうつよう国連事務総長に要求した「ベトナム政治情勢に関する決議」、タイ国政府の労働組合弾圧に抗議した「タイの労働組合情勢に関する声明」を採択した。このほかインドネシア労働組合中央組織（ソブシ）のイニシアチヴのもとにAA労働者会議開催の計画がすすめられていることに注目して、会議は「AA労働者会議に関する声明」を採択したが、声明は、「国際自由労連に加盟していない若干の労組が、(a)、国際自由労連の地域組織に対抗して地域的な機関を設置する意図をもち、(b)、世界労連加盟組織または共産党支配の労働組合との合同会議に国際自由労連加盟組織を参加させようと策動し、かくして国際的な自由労働組合運動を弱体化させようとしている……国際自由労連とその地域組織はかかる創意や活動に反対しなければならないし、かかる意図にたいする支持を差控えるよう加盟組織に勧告する」とのべている。

〔一九六四年〕　三月二～五日国際自由労連の第三四回執行委員会がブラッセルで開催され、わが国からは和田春生執行委員が出席した。

会議は「キプロス危機に関する声明」、「アデンに関する決議」、「南アフリカに関する決議」、「アフリカの労働組合情勢に関する決議」、「アフリカ統一機構に関する決議」、「国連貿易開発会議に関する決議」、「世界政治問題に関する決議」、「スペインに関する決議」などを採択したが、そのうち「世界政治問題に関する決議」のなかでは、一方で「部分核停と大気圏内での武器使用禁止に関する協定をつうじて軍備競争を緩和させる控え目ながら手がかりができたことに満足の意を表わし」ながら、他方で、こうした事実があっても、世界労連系組合との統一行動や協力はありえないと、次のようにのべている。「非共産世界にたいする共産主義者の侵透、転覆という目標にはなんらの変化の兆しもない……自由な労働組合と共産主義労働組合との関係は、政府間の関係とは全く無関係であり……政府によって支配された団体を自由な労働組合はけっしてみとめない……侵透作戦をつうじて、また純然たる共産主義支配もしくは中立主義的な地域組織を創設することをつうじて自由な労働組合運動を弱体化し、その基礎をほりくずそうとする共産主義労働組合の強力な企図を警告する。」

なおこの会議には、第三三回執行委員会の決定により日本に派遣されたイエイヤー会長、ベクー書記長、マパラ・アジア地域組織書記長よりなる代表団の報告書が提出され、その提案にもとづいて日本の全労会議の加盟申請が承認され、こうして全労は四月一日以降一括加盟をゆるされることとなった。このほか、沖縄全軍労、ヨルダン・シリア労組連盟連絡委員会、エチオピア労組連合、アッパー・ボルタ全国労働組合、ポルトガル領ギニア一般労働組合、アルゼンチン銀行労働組合、西カメルーン労組会議の新規加盟が承認された。

一一月三〇日～一二月三日には国際自由労連第三五回執行委員会

がブラッセルで開かれた。この会議で国際自由労連はいまでは一一〇カ国一三八組織五九〇〇万の組合員を代表するにいたったと発表された。

会議は、フランコ体制下でたたかっているスペイン労働者を支持する「スペインに関する決議」、〝マレーシアとベネズエラに対する侵略行動〟を非難した「紛争の平和的解決に関する決議」、南ローデシアの非アフリカ人少数者の専制支配とたたかっているアフリカ人に支援を約した「南ローデシアに関する決議」、中国の核実験とフランスの南太平洋における核実験計画に抗議した「核実験に関する決議」、アデンの憲法をあらため、労働組合権を確立することをイギリス政府に要請した「アデンに関する決議」、国連貿易開発会議が低開発国の貿易上の必要をみたす勧告を採択できなかった事実をみとめ、ＩＬＯをはじめ国連の貿易開発機構の活動に自由な労働組合の代表がいっそう効果的に参加することを要請した「国際貿易と開発に関する声明」その他を採択した。

なおこの会議に先立ち、一一月一〇日には日本で全労と総同盟がそれぞれ解散をきめて一一月一一～一二日の合同大会で同盟を発足させ、同盟は国際自由労連に加盟を申請していたが、第三五回執行委員会は、全労と総同盟にかわるその継続団体としての同盟の加盟を承認した。

㈣ 中立系の諸会議

〔一九六二年〕　六月六～九日ラテン・アメリカ労働組合会議がチリのサンチァゴで開催された。世界労連加盟組織、国際自由労連加盟組織、中立組織などラテン・アメリカ諸国の全国的中央組織その他の二二〇〇万の労働者を代表する一二〇名の代表が出席した。代表をおくった組織はアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、チリ、グアドループ、ホンジュラス、ジャマイカ、マルチニク、メキシコ、ニカラガ、パナマ、ペルー、サンサルバドル、ウルグアイ、ベネズエラにわたっている。

会議は討論のすえ、帝国主義者の手段である国際通貨基金、「ラテン・アメリカ共同市場」、「進歩のための同盟」の政策に反対すると宣言し、キューバ革命にたいする連帯を表明した。会議はラテン・アメリカ労働者の共通の要求をとりあげた一二項からなる共同行動綱領を満場一致でみとめた。その要求とは賃金引上げ、失業と超過搾取反対、社会保障の確立と改善、労働組合の権利と民主的自由の擁護、教育の民主化と文盲の一掃、外国独占資本がにぎる基幹産業の国有化、大土地所有制をなくし土地を耕す人に返す農地改革、キューバ革命の擁護、労働者の闘争における相互連帯、ボリビア革命の支持、世界のあらゆる国との通商・外交・文化関係の確立、平和擁護、全面完全軍縮と核兵器禁止のための闘争であった。

会議はラテン・アメリカ労働者の広範な労働組合中央組織を結成する条件と可能性を検討することをもその目的にしていたが、多くの国の代表は封建制と帝国主義に反対し階級的基礎にたって労働者・農民を統一する大陸的組織を設立する必要をみとめ、この目的で各国代表からなる労働組合委員会を任命し、一年以内にそうした組織の創立大会をひらくという目標をきめた。委員会の書記局はサンチアゴにおかれ、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、キューバ、チリ、ウルグアイの六カ国の代表で構成された。

〔一九六三年〕　一〇月四～九日に第三回全太平洋アジア港湾労働者会議がジャカルタで開催された。会議にはアメリカの国際沖仲仕倉庫労組、オーストラリア水辺労組、全日本港湾関係労組協議会、インドネシア水辺海員労組、朝鮮の交通労働者職業同盟から各代表と、インドネシア労組ならびに世界労連運輸港湾漁業インターからオブザーバーならびに来賓が出席した。わが国からは兼田富太

郎（全太平洋アジア港湾労働者連絡委員会書記、全港湾委員長）をはじめ、全倉庫運輸同盟、海事検定職組、検数労組、検定新日本職組などを代表する合計七名が出席した。

会議は次の決議を採択した。①日本港湾労働者の時間短縮闘争を支持し、八時間で食える賃金獲得のための統一行動を支援することをきめた「労働時間の短縮と賃金保障についての決議」、②「日本の海運・港湾の合理化に反対する決議」、③「フイリピン、マニラ港湾労働者のストライキ闘争支援に関する決議」、④「港湾労働者の雇用恒常化を要求して闘う日本の港湾労働者の闘争支援決議」、⑤「太平洋アジア地域の港湾労働者の基本的労働組合権、健康・安全雇用恒常化に関する決議」、⑥「新植民地主義の構想によるマレイシア粉砕に関する決議」、⑦「ガネフォ（新興国スポーツ大会）の成功に関する決議」、⑧正義の要求をかかげてたたかう南ベトナム国民のたたかいを支持し、アメリカの戦争強化を非難した「南ベトナムに関する決議」、⑨「アメリカの人種差別反対に関する決議」、⑩アメリカの南朝鮮にたいする大量殺りく兵器導入を非難し、在日朝鮮人の祖国への自由往来の権利を保障することを日本政府に要求した「朝鮮問題に関する決議」、⑪「日韓会談反対、米原子力潜水艦およびF一〇五水爆塔載機の日本配置反対に関する決議」、⑫「帝国主義、植民地主義の戦争侵略政策に反対し、世界平和の擁護に関する決議」、「アメリカ帝国主義者にそそのかされ、キューバ平和物資を運ぶ船のボイコットをおこなうアメリカ全国海運労組ならびに東部海岸の国際沖仲士組合の反労働者階級的行為に関する決議」、その他。

〔一九六四年〕　一月二四～二八日にラテン・アメリカ統一労働組合大会がブラジリアで開かれ、あらゆる思想傾向やあらゆる国際的加盟関係の二三〇〇万以上の労働組合員を代表するラテン・アメリカ一八カ国の全国的労働組合中央組織と労働組合組織の代表団が幅広く参加した。大会は六二年九月サンチアゴ開催のラテン・アメリカ労働組合会議が選出した委員会によって準備されたもので、世界労連の支持をえており、大会には世界労連書記、同炭鉱インター書記長、運輸インター書記からなる世界労連代表団も出席した。「ラテン・アメリカ労働組合運動の統一をめざす重要な一歩」とみられるこの大会は、次のような諸項目と内容をもつ綱領を採択した。

①現場、事務、農業労働者の賃金・給料の引上げ、②失業と搾取強化にたいするたたかい、③社会保険と社会保障、④労働組合統一の原則にもとづいての全労働者にたいする結社・請願・ストライキの広範な権利、⑤教育の広範な民主化、⑥国家経済の重要部門の国有化（銀行、公共部門等、基幹産業の国有化。あらゆる国有企業の監督と経営に労働者が直接参加すること。国家経済発展のための計画の実施。国際通貨基金と手をきり、支配と詐欺の計画である〝進歩のための同盟〟を拒否すること）、⑦農業改革（真の農業改革を実施し、封建的土地所有制を廃止し、耕すものに土地をあたえる……）、⑧キューバ革命の擁護（自決権と不干渉の原則にたつこと。軍事干渉とたたかうパナマ人民の支援。ベネズエラ、ドミニカ、グアテマラ、パラグアイ、エクアドル、ハイチ、ホンジュラス、コロンビアの独裁政治とたたかっているすべての人民にたいする支援。現在攻撃をうけている民主的民族的成果（炭鉱の国有化、農業改革等）をまもっているボリビアの労働者と農民およびみずからの解放のためにたたかっている他のすべての人民の支援）、⑨連帯、⑩国際貿易の発展、⑪平和擁護。

大会はまた、「単一のラテン・アメリカ労働組合組織を設立する必要をあらためて……確認し」この大会を「常設の機関として……ラテン・アメリカ労働組合中央組織を最終的に設立する過程を促進

する」ために、ラテン・アメリカ統一労働組合大会常設評議会を選出した。評議会書記局はチリ、ブラジル、キューバ、パナマ、ウルグアイ、ベネズエラ、アルゼンチン、ボリビアの代表で構成され、チリのサンチアゴにおかれた。なおこの大会でこれまで世界労連加盟のラテン・アメリカ労働組合地域組織として存続していたラテン・アメリカ労働者連合（CTAL）の議長ロンバルド・トレダーノは同組織解体の意向を表明した。

六月一〇～一四日には全アフリカ労働組合連盟第二回大会がマリの首都バマコで開かれ、アフリカの三六カ国から三七の労働組合組織の代表が出席した。連盟議長マンジュー・ベン・セディクは連盟の原理、政治方針、および当面の任務について報告したなかで、こうのべた。「アフリカの統一は、大陸的な人民の政党と、大陸的規模で作成された戦略に基礎をおく大陸的労働組合運動にもとづくものでなければならない。あらゆる段階でアフリカの統一をめざすたたかいは、基本的に反植民地主義的、反帝的、反資本主義的なものでなければならない。」大会が採択した一般決議のなかでは、失業、貧困、後進性の除去が強調されるとともに、民族産業と国有部門の発展、外国企業所有の資源や産業の国有化、土地改革、あらゆる民族勢力をたちあがらせる人民的綱領の確立などが強調された。組織問題では、第一回大会で採択された、あらゆる国際労働組合組織から独立した組織でなければならないという、積極的中立と非同盟の政策が再確認されたが、同時に、自分たちの個性と組織の自主性をまもりながら協力をみとめるあらゆる国際労働組合と協力するものであることが強調された。

大会は組織報告、全アフリカ労組連盟の規約と憲章を満場一致で採択し、さらに南アフリカ、アンゴラ、モザンビク、ポルトガル領ギニア、アデン、南ローデシア、カメルーンの人民の闘争を支持する連帯諸決議を採択したのち、連盟執行部の選挙を行ない、議長にマンジュー・ベン・セディク（モロッコ労働者同盟書記長）、書記長にジョン・K・テテガ（ガーナ労組会議書記長）を選出した。

第三章　国際交流

六二～六四年の時期には、わが国労働組合の国際的連携の強化に応じて、労働組合と労働者の国際交流は数的に増大し、交流の範囲も新しいものをくわえた。

国際自由労連系組合との交流に関連して海外に渡航した者の数は、一九六一年の二四七名にたいし、一九六二年は一八一名、六三年は一六〇名、六四年は四五五名にのぼりまたこれに関連した入国者は、六一年の四一名にたいして、六二年一九一名、六三年三五名、六四年六七名で、出入国者ともに増加傾向をしめした。出国者が六二年、六三年に減ったのは、生産性本部による海外視察団派遣計画が日米労働関係人物交流計画に切り換えられたためで、これで出国者数は減ったものの、労組幹部のあいだの交流は著しく促進されたことは、第二章で指摘したとおりである。六四年に海外渡航者が一挙に四五五名へと大幅増大をしめしたのは、日教組欧州視察団一三〇名、核禁青年労働視察団七二名、欧州労働福祉視察団労組代表七二名、日高教欧州視察団五六名という具合いに、これまでにみられなかった大規模な視察団がこの年に集中して出国したためである。なおこの年に国際自由労連その他の労働組合の会議に参加する

目的で渡航したものの数は、四五五名のうち五七名にすぎず、その他の内訳けは日米労働関係人物交流計画にもとづくものが一四チーム四八名、さきにあげた大規模で労働者の交流としては性格のあいまいなものが合計して三三〇名、その他、となっている。また入国者が六二年に一九一名へと急増したのは、この年に国際自由労連アジア地域組織の大会が東京で開催された、ためであった。

他方、世界労連系組合との交流のために海外に渡航したものの数は、六一年の二四二名にたいして六二年二七五名、六三年二二三八名、六四年三一四名、またその関係の入国者は六一年の六八名にたいして六二年九〇名、六三年六二名、六四年一一四名と、これまた増加傾向をしめした。この場合、出入国ともに労組会議への出席、メーデーその他の労働組合の行事への参加など、労組交流としての性格を明確にとったものがその大部分であることは、注目されてよい。

なおこの時期には、とくに六三年に中立系労組との交流が著しくすすんだことが新しい特徴で、この年に出国者二三名、入国者八名をかぞえたが、これは、総評が三A会議の開催を計画し、その準備活動に関連したもので、三A会議の計画が挫折すると、六四年にはそのための出入国者はなくなり、出国者もわずか一名に減じた。

第六編　主要な労働組合の現状

全国単産およびその連合体、大産業別の協議会ならびに常設の共闘組織を産業別に分類した一九六四年末現在の一覧は左のとおりである。以下、各組織について、労働組合名（略称）、組織人員、三役（改選年月日）氏名（出身組合）、結成年月日、機関誌・紙名（刊次）を紹介する。なお組織人員は一九六四年六月末現在労働組合基本調査の組合員数により、この数字にないものは公称その他で補った。三役は一九六四年度中に改選されたもので、非改選の場合は前年分もある。また全国組合の連合（協議会、共闘機関を含む）組織については加盟組合一覧を付した。一九六五年に入ってから結成された組合についても付加しておいた。

全国組合連合体

1、総　評
2、同盟、同盟会議
　付 全　労
　　総同盟
　　全国民連
3、新産別
4、中立労連

鉱　業

5、炭　労
6、全炭鉱
7、炭職協
8、全　鉱
9、鉱労→資源労連（一九六五年三月結成）

金属産業

10、金属共闘
11、IMF・JC
12、鉄鋼労連
13、全国金属
14、全金同盟
15、全機金
16、電機労連
17、全電線
18、造船総連
19、全造船機械
20、自動車労協（一九六五年八月結成）
21、自動車労連
22、全国自動車
23、車輛労連

化学産業

24、化労協
25、化学労連
26、化学同盟
27、全国ゴム労連
28、ゴム労会議
29、合化労連
30、全硝労
31、全化同盟
32、新化学
33、化労連
34、紙パ労連
35、新紙パ
36、全石油
37、全油鉱
38、全国ガス
39、全国セメント
40、全窯連

繊維産業

41、全繊同盟
42、繊維労連

食品産業

43、全専売
44、アルコール専売
45、全食品同盟

46、全食労協→食品労連（一九六五年九月結成）
付（全国ビール／水労連／全菓労協）

文化産業
47、全映演
48、映演総連
49、全印刷
50、全印総連
51、出版労協
52、新聞労連
53、日放労
54、民放労連

通信業
55、全逓
56、全特定
57、郵政労組
58、全電通
59、全電電
60、国際電電
61、電済労

建設業
62、建設労協
63、全建総連
64、日建協
65、全国土建
66、建設会議
67、日電工
68、全日自労
69、全民労
70、全木労

金融業
71、金融共闘
72、全銀総連
73、市銀連
74、地銀連
75、外銀連
76、全相銀連
77、全信連
78、全信労
79、全生保
80、全外連
81、全損保
82、全証労協

電気産業
83、電産
84、全九電
85、電労連

運輸業
86、全交運
87、交運共闘
88、国鉄労組
89、動力車労組
90、新国労
91、私鉄総連
92、交通労連
93、都市交通
94、全通運
95、全日通
96、全自運
97、全自交
98、新運転
99、海港労連
100、全海連
101、海員
102、全港湾
103、日港労連
104、全倉運
105、交通公社労組
106、鉄弘労

教育
107、日教組
108、日高教一三県左派
109、日高教一五県右派
110、全教連

医療
111、日本医労協
付（全医労／全日赤／健保労連）
112、同盟全医協

商業
113、全商協
114、全百連
115、ホテル労連
116、ホテル労協

公務
117、全官公
118、公労協
119、全林野
120、日林労
121、全造幣
122、公務員共闘
123、国公共闘
124、全大蔵
125、全国税
126、国税労組
127、全財務
128、全税関
129、大蔵職組
130、全農林
131、全建労
132、全労働
133、全司法
134、全商工
135、全法務
136、全運輸
137、全厚生

138、全電波
139、文部職組
140、全検労
141、全開発
142、地公労
143、自治労
144、全水道
145、都労連
146、政労協
147、日信労
148、全駐労

その他

149、全国一般
150、全中総連
151、全農協労連

1　日本労働組合総評議会（総評）

四、二〇六、五四六

役員（一九六四年七月二四日・第二六回大会改選）
議長　太田　薫（合化労連）　副議長　門間吉信（鉄鋼労連）笹川運平（日教組）野口一馬（炭労）兼高　隆（動力車）兼田富太郎（全港湾）　事務局長　岩井　章（国鉄）
一九五〇年七月一二日結成　機関紙「総評」週刊　機関誌「月刊総評」月刊
加盟組合（六〇単産）
炭労、全鉱、鉄鋼労連、全国金属、化学同盟、合化労連、全硝労、紙パ労連、全専売、アルコール専売、全印刷、全印総連、新聞労連、日放労、全逓、全電通、国際電電、全日自労、電産、全九電、国鉄労組、動力車労組、私鉄総連、都市交通、全日通、全自運、全自交、全海連、全港湾、日教組、日本医労協、電済労、全林野、全造幣、全国税、全財務、全税関、大蔵職組、全農林、全建労、全労働、全司法、全商工、全法務、全運輸、全港建、全厚生、全電波、文部職組、全検労、恩給職組、経企職組、人職、全開発、自治労、全水道、政労協、全駐労、全国一般、沖縄官公労

2　全日本労働総同盟（同盟）

公称一、八〇〇、〇〇〇

役員（一九六四年一一月一一日・結成大会選出）
会長　中地熊造（海員）　会長代理　滝田　実（全繊同盟）　副会長　亀山徴瑞（電労連）塩路一郎（自動車労連）基　政七（造船総連）村尾重雄（全化同盟）重枝琢巳（全炭鉱）菅原栄悦（全官公）和田春生（海員）　書記長　天池清次（全金同盟）
一九六四年一一月一一日結成　機関紙「同盟新聞」週刊　機関誌「同盟」月刊　「調査情報」不定期
加盟組合（一八単産四単組）
全炭鉱、鉱労、全金同盟、造船総連、自動車労連、全化同盟、全繊同盟、全食品同盟、全映演、全特定、全郵政労組、全電電、電労連、新国労、交通労連、海員、港湾準備会、国税労組、王子新労連、同盟三菱、東邦亜鉛、八代市職、地方同盟登録加盟組合一、〇〇〇組合（この外に同盟全医協、同盟ホテルレストラン労協新設）
オブザーバー加盟
新紙パ
連携組織
全国民連、全官公
付　**全日本労働総同盟組合会議**（同盟会議）

役員（一九六二年四月二六日・結成大会選出）
議長　中地熊造（海員組合）　議長代理　一、四六六、二七八
事務局長　天池清次（総同盟）　片山武夫（電労連）
一九六二年四月二六日結成　機関紙「同盟新聞」週刊
付　**全日本労働組合会議**（全労）

役員（一九六四年四月八日・第一一回大会改選）　九七〇、〇八五
議長　滝田　実（全繊同盟）　副議長　亀山徵瑞（電労連）塩路一郎（自動車労連）中村　勉（全特定）　書記長　和田春生（海員組合）
一九五四年四月二三日結成　機関紙「全労新聞」→「同盟新聞」週刊
付　**日本労働組合総同盟**（総同盟）　四六七、二四二
役員（一九六三年一〇月二五日・第一八回大会改選）
会長　基　政七（造船総連）　副会長　井堀繁雄（全金同盟）村尾重雄（全化同盟）古賀　専（造船総連）重枝琢巳（全炭鉱）柴田利右衛門（三菱重工）　総主事　天池清次（全金同盟）
一九五一年六月二日結成　機関紙「労働」→「同盟新聞」週刊
付　**全国民主化運動連絡会議**（全国民連）　公称三〇〇、〇〇〇
役員（一九六四年一一月一四日・第二回総会改選）
鉄鋼　西　真達（鉄連八幡）外一名　化学　半藤昭男（合化東圧）外一名　私鉄　村田　長（京帝）外一名　電機　保坂玄造（東芝）外一名　造船　金杉秀信（石川島）外二名　印刷　小林哲二（凸版板橋）外一名　本部　高橋哲夫（事務局）
一九六三年二月二七日結成　機関紙「全国民連」月刊　機関誌「今日の問題・明日の問題」月刊

3　全国産業別労働組合連合（新産別）　五八、三六六
役員（一九六四年七月二一日・第一六回大会改選）
委員長　石垣卯一（全機金）　副委員長　今泉　一（新化学）田中末次郎（京都地連）　書記長　大谷徹太郎（全機金）
一九四九年一二月一〇日結成　機関紙「新産別」旬刊
加盟組合（三単産一地連六単組）
全機金、新化学、新運転、京都地連、東京土建、西部土建、田川建設、飽海地区労、北村建設、最上建設

4　中立労働組合連絡会議（中立労連）　九三五、六一四
役員（一九六四年八月一八日・第五八回拡大全体会議改選）
議長　竹花勇吉（電機労連）　副議長　渡辺　章（全国ガス）藤田茂郎（全国セメント）川原耕造（全食労協）相本春次（全石油）　事務局長　天野正夫（全造船機械）
一九五六年九月三日結成　機関紙「中連ニュース」月刊
加盟組合（一八単産）
電機労連、全電線、全造船機械、車輛労連、全石油、全油鉱、全国ガス、全国セメント、全窯連、繊維労連、全食労協、映演総連、全建総連、全生保、全百連、ホテル労連、交通公社労組、鉄弘労

5　日本炭鉱労働組合（炭労）　六八、六二五
役員（一九六四年五月二八日・第四一回大会改選）
委員長　古賀　定（三井三池）　副委員長　野口一馬（杵島）　事務局長　岡　松雄（三菱美唄）
一九五〇年四月二三日結成　機関紙「炭労新聞」週刊

6　全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）　三八、四五九
役員（一九六三年六月二〇日・第一一回大会改選）
委員長　重枝琢巳　書記長　加藤俊郎

一九五四年五月二一日結成　機関紙「全炭鉱」旬刊

7　全国炭鉱職員労働組合協議会（炭職協）　八、七九八

役員（一九六四年八月二七日・第一一回大会改選）
議長　松葉幸生（三井）　副議長　斎藤輝雄（明治）佐々木仁三郎（北炭）江口　睿（杵島）事務局長　遠藤一三（三菱）
一九五七年一〇月一八日結成　機関紙「炭職協」月刊

8　全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱）　四一、四七一

役員（一九六四年八月一四日・第四六回大会改選）
委員長　原口幸隆（住友別子）　副委員長　杉野一幸（三井三池）
事務局長　鷲谷政之助（同和小坂）
一九四七年二月一〇日結成　機関紙「ぜんこう」週刊

9　日本金属鉱業労働組合協議会（鉱労）　九、九三七

役員（一九六四年三月二五日・第四回大会改選）
委員長　遠藤　亨（日鉱連）　副委員長　大塚澄夫（日窒鉱連）
森島勝男（日鉱連）夏井　満（日東職連）井上　博（中外職連）
事務局長　甲斐正一（日鉱連）
一九六一年四月二〇日結成　機関紙「鉱労」月二回刊
付　全国金属資源産業労働組合連合会（資源労連）
役員（一九六五年三月五日・結成大会選出）
委員長　遠藤　亨（日鉱）　副委員長　大塚澄夫（日窒）森嶋勝男（日鉱）橘　金六（東邦亜鉛）　事務局長　甲斐正一（日鉱）
一九六五年三月五日結成　機関紙「資源労連」月二回刊

10　中央金属共闘会議（金属共闘）　八六九、五一四

役員（一九六四年一〇月二四日・第一回幹事会改選）
議長　田中幸男（鉄鋼労連）　副議長　野口勝一（電機労連）
松尾　喬（全国金属）八木下茂宏（全電線）多田友吉（車輛労連）　事務局長　長谷川　勲（全造船機械）
一九五三年一二月二二日結成　機関紙「中央金属共闘情報」旬刊
機関誌「金属労働者」不定期
加盟組合（六単産）
鉄鋼労連　全国金属　電機労連　全電線　全造船機械　車輛労連

11　国際金属労連日本協議会（IMF＝JC）
会費納入組合員数　三八三、〇〇〇
他にオブザーバー加盟組合　一五九、〇〇〇
役員（一九六四年五月一六日・結成大会選出）
議長　福間知之（電機労連）　副議長　古賀　専（造船総連）大谷徹太郎（全機金）伊藤一男（全国自動車）宮田早苗（八幡製鉄）
事務局長　瀬戸一郎
一九六四年五月一六日結成　機関誌「IMF日本協議会」月刊
加盟組合（四単産二労組）

電機労連	二三〇、〇〇〇
造船総連	三一、〇〇〇
全国自動車	四〇、〇〇〇
全機金	三五、〇〇〇
八幡製鉄	四五、〇〇〇
中山製鋼	二、〇〇〇
小　計	三八三、〇〇〇
オブザーバー加盟組合	
自動車労連	七〇、〇〇〇

新三菱重工　三〇、〇〇〇
日立金属　四、〇〇〇
日立電線　三、〇〇〇
三菱東自　五、〇〇〇
全日本精工　五、〇〇〇
日本鋼管（川鉄、水江、鶴見）　二〇、〇〇〇
住友（大阪労職、鋼管、和歌山）　一一、〇〇〇
神戸製鋼　一一、〇〇〇
小計　一五九、〇〇〇
総計　五四二、〇〇〇

12　日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）

役員（一九六四年九月一七日・第二九回大会改選）　一八九、六九七
委員長　三戸国彦（八幡製鉄）　副委員長　畠山恵次郎（神鋼神戸）田中幸男（住友鋼管）北詰　駿（鋼管川鉄）　書記長　宮田義二（八幡製鉄）
一九五一年三月一日結成　機関紙「鉄鋼労連」旬刊　機関誌「調査時報」不定期

13　全国金属労働組合（全国金属）

役員（一九六四年一〇月三日・第一五回大会改選）　二一一、三三一
委員長　椿　繁夫（大阪）　副委員長　高野　実（書記局）　高山勘治（東京）山田将資（愛知）　書記長　松尾　喬（書記局）
一九五〇年一〇月八日結成　機関紙「全国金属」旬刊　機関誌「金属労働資料」不定期

14　全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）　一七二、七二四

役員（一九六四年五月二八日・第一四回大会改選）
会長　井堀繁雄（埼玉）　副会長　新家宗明（大阪）　金子敬通（日本製鋼）　総主事　天池清次（本部）
一九五一年三月一八日結成　機関紙「全金同盟」月刊　調査部機関誌「全金同盟調査資料」不定期

15　全国機械金属労働組合（全機金）

役員（一九六四年八月二二日・第一五回大会改選）　二九、七二五
委員長　西谷正信（不二越）　副委員長　松本保雄（遠州製作）　小方鉄造（日本精工）　書記長　斎藤健次郎（本部）
一九四九年二月八日結成

16　全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）

役員（一九六四年五月三一日・第一二回大会改選）　三五〇、九一五
委員長　竹花勇吉（東芝）　副委員長　野口勝一（日立）福間知之（松下）　書記長　阿部万亀四郎（日電）
一九五三年六月一日結成　機関紙「電機労連」月二回刊　機関誌「調査時報」不定期

17　全日本電線工業労働組合（全電線）

役員（一九六四年七月三〇日・第一八回大会改選）　二九、〇六〇
委員長　村上正義（住友大阪）　副委員長　星野　好（古河横電）　上田　清（タツタ）　書記長　八木下茂宏（昭和）
一九四六年七月二日結成　機関紙「全電線」月刊

18　全国造船機械労働組合総連合（造船総連）

役員（一九六四年五月二九日・第一四回大会改選）　四〇、一二〇

委員長　基　政七（本部）　副委員長　古賀　専（本部）　書記長　西本春三（呉）

一九五一年二月一一日結成　機関紙「造船総連」旬刊（全造船機械）　七七、五二一

19　全日本造船機械労働組合

役員（一九六四年九月五日・第二五回大会改選）

委員長　天野正夫（三菱横船）　副委員長　小西平三郎（三菱広船）　書記長　長谷川　勲（川崎造船）

一九四六年九月一日結成　機関紙「全造船機械」週刊　機関誌「調査時報」不定期

20　自動車産業労働組合協議会（自動車労協）　公称　二二〇、〇〇〇

役員（一九六五年八月二六日・結成大会選出）

議長　塩路一郎（自動車労連）　副議長　伊藤一男（全国自動車）　高下達弘（東洋工業）　事務局長　儘田武夫（全国自動車）

一九六五年八月二六日結成

加盟組合（二単産八単組）

自動車労連（一〇万）全国自動車（六万三〇〇〇）東洋工業（一万二〇〇〇）本田技研（八四〇〇）富士重工労連（七五〇〇）ダイハツ（七〇〇〇）川崎航空機（七〇〇〇）プリンス自工（七〇〇〇）三菱重工東京自動車（五四〇〇）日本気化器（六三〇）

21　日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）　七七、四九一

役員（一九六四年一一月六日・第七回大会改選）

会長　塩路一郎（日産）　副会長　村瀬昭夫（販労）　山口謙三（本部）乳井利国（日産）　荒木精二（日産）　事務局長　赤木省三（販労）

一九五五年一月二三日結成　機関紙「自動車労連」月刊　機関誌「季刊自動車労連」季刊（全国自動車）　六一、四二七

22　全国自動車産業労働組合連合会

役員（一九六四年九月六日・第三回大会改選）

委員長　伊藤一男（トヨタ）　副委員長　中根　孟（トヨタ）中山徹郎（日野）篠崎高夫（いすゞ）　書記長　儘田武夫（いすゞ）

一九六二年一月二八日結成　機関紙「全国自動車」月二回刊

23　車輛産業労働組合連合会（車輛労連）　一〇、九九〇

役員（一九六四年八月二九日・第一三回大会改選）

委員長　中村利明（汽車大阪）　副委員長　越田文夫（近畿車輛）　武内　薫（日車名古屋）　事務局長　林　竹義（汽車大阪）

一九五一年五月五日結成　機関紙「車輛労連」隔月刊

24　全国化学産業労働組合協議会（化労協）　四一六、八八七

役員（一九六四年九月二四日・全体会議改選）

議長　菊地清一（全石油）　副議長　江頭乙彦（全国セメント）　稲垣一万（化学同盟）高瀬又七（新化学）　事務局長　田畑陽祐（合化労連）

一九五三年九月二〇日結成　機関紙「全国化労協」

加盟組合（九単産）

全国ガス　化学同盟　合化労連　全食労協　全石油　紙パ労連　全国セメント　新化学　全硝労

25　化学産業労働組合連合（化学労連）　二〇〇、七三〇

役員（一九六三年九月一四日・結成大会選出）

委員長　太田　薫（合化労連）　副委員長　入江正治・岡本明保・西野六郎（以上合化労連）　森下忠一・藤本用輔・西山照美（以上化学同盟）　高田四郎（全硝労）　書記長　広瀬謹一郎（化学同盟）

一九六三年九月一四日結成　機関紙「化学労連」不定期

加盟組合（三単産）

化学同盟、合化労連、全硝労

26　化学産業労働組合同盟（化学同盟）　六四、九五四

役員（一九六四年九月二四日・第一五回大会改選）

委員長　山花秀雄（本部）　副委員長　森下忠一（横浜ゴム）・藤本用輔（住友ゴム）　西山照美（東洋ゴム）　書記長　広瀬謹一郎（本部）

一九五一年六月一六日結成　機関紙「化学同盟」旬刊　機関誌「化学同盟資料」不定期

27　全国ゴム産業労働組合連合会（全国ゴム労連）　公称　三〇、〇〇〇

役員（一九六五年一〇月九日・結成大会選出）

委員長　藤本用輔（住友ゴム）　副委員長　伊藤通夫（三馬ゴム）　小土井虎造（福山ゴム）　書記長　佐野良矩（横浜ゴム）

一九六五年一〇月九日結成　機関紙「ゴム労連」月刊

（注）　化学同盟内の全国ゴム共闘会議（三万五千）の中、二〇組合約三万が化学同盟から分離、結成したもので、ゴム関係労働者はこのほかに全国ゴム履物産業労働組合会議（ゴム労会議）三二組合三万、中立組合三万五千、未組織七万を数え、計一七万が組織対象とされる。全国ゴム共闘会議とゴム労会議とで全国ゴム労組会議が持たれている。

28　全国ゴム履物産業労働組合会議（ゴム労会議）　三〇、六〇四

役員（一九六四年五月一五日・第二回大会改選）

議長　原　武（月星ゴム）　副議長　吉原定雄（日本ゴム）　柴田政武（丸五工業）　事務局長　池田祀弘（柴田ゴム）

一九六三年五月一二日結成　機関紙「ゴム労会議」不定期

29　合成化学産業労働組合連合（合化労連）　一二六、四七〇

役員（一九六四年七月一〇日・第三〇回大会改選）

委員長　太田　薫（宇部窒素）　副委員長　宮武　豊（住友化学）　立花銀三（日東化学）　書記長　西野六郎（東北肥料）

一九五〇年一二月八日結成　機関紙「合成化学」月二回刊　機関誌「月刊合化」月刊

30　全日本硝子製壜労働組合（全硝労）　九、三〇六

役員（一九六四年一〇月一八日・第一三回大会改選）

委員長　滝本三郎（新東洋）　副委員長　小野　勤（日硝労連）　書記長　竹元岩太郎（山村労組）

一九五三年六月一〇日結成　機関紙「全硝労」旬刊

31　全国化学一般労働組合同盟（全化同盟）　八六、八一五

役員（一九六四年八月二七日・第一三回大会改選）

会長　村尾重雄（大阪一般化学）　副会長　鈎　誉行（武田労連）　貞友和夫（日本セメント）　小島捨吉（大阪一般）　書記長　中島桂太郎（関東一般化学）

一九五一年一一月一八日結成

32　全化学産業労働組合連合（新化学）

役員（一九六四年七月二二日・第一四回大会改選）　一三、一九九
委員長　今泉　一（鉄興社）　副委員長　柿本隆義（鶴見曹達）
書記長　高瀬又七（本部）
一九五〇年一〇月二五日結成

33　化学労働組合連絡会議（化労連）
役員（一九六四年六月二九日・第二回大会改選）
会長　藤江和也（東圧大船民労研）　副会長　――（旭硝子民同）
――（新日窒水俣）　事務局長――（昭電）
一九六三年一〇月九日結成　機関紙「化労連」
（注）　合化労連内の産業民主主義を標榜するグループが一九六二年二月、化学労働問題研究会（化労研）を結成したが、宇部窒素、新日窒など合化労連から脱退した新労を含めて産業別組織の母体となすべく発展した。全国民連傘下。

34　全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）　五九、二三三
役員（一九六四年七月一七日・第三四回大会改選）
委員長　池ノ谷吉春（王子製紙）　副委員長　谷口浩二（日本パルプ）山崎　勝（本州製紙）　書記長　土橋　昭富（北越製紙）
一九四七年四月六日結成　機関紙「紙パ労連」週刊　機関誌「調査月報」月刊

35　新紙パルプ労働組合連絡会議（新紙パ）　五、四三九
役員（一九六四年一一月一四日・第三回連絡会議改選）
議長　高橋一雄（王子）　副議長　吉良良彦（金星）　事務局長
植村博夫（王子）
一九六二年一一月二八日結成

36　全国石油産業労働組合協議会（全石油）　二一、一二三
役員（一九六四年七月二〇日・第一四回大会改選）
委員長　菊地清一（昭和石油）　副委員長　河村敏尚（東亜燃料）
書記長　相本春次（日本石油）
一九四七年四月一一日結成　機関紙「全石油」月二回刊　機関誌「全石油月報」月刊

37　全国石油鉱業労働組合（全油鉱）　四、三九八
役員（一九六四年一〇月二〇日・第二八回大会改選）
委員長　高橋俊二（帝石本社）　副委員長　柴田誠一（開発秋田）
書記長　半田直（帝石秋田）
一九五五年九月二六日結成　機関紙「全油鉱」月二回刊

38　全国ガス労働組合連合会（全国ガス）　一七、七三六
役員（一九六四年八月二七日・第二〇回大会改選）
委員長　渡辺　章（東京ガス）　副委員長　松井　篁（東邦ガス）
兼桝栄二（広島ガス）　書記長　曽根清一（東京ガス）
一九四六年七月二日結成　機関紙「全国ガス労働」旬刊

39　全国セメント労働組合連合会（全国セメント）　二七、五五九
役員（一九六四年八月二九日・第一九回大会改選）
委員長　藤田茂郎（日本セメント）　副委員長　江頭乙彦（小野田セメント）神田　豊（住友セメント）　書記長　吉田宗太郎（第一セメント）
一九四七年七月二五日結成　機関紙「全国セメント」旬刊　機関誌「月刊全国セメント」月刊

40　全国窯業労働組合連合会（全窯連）　三七、二四七

役員（一九六四年九月一七日・第一六回大会改選）
会長　大峰賢一（東海）　副会長　中村雅則（九州）川口　宏（近畿）　書記長　岩田国夫（東海）
一九四九年四月一七日結成　機関紙「全窯連」月刊

41　全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟）　五〇六、九九三

役員（一九六三年八月三日・第一八回大会改選）
会長　滝田　実（本部）　副会長　瓜生　清（帯谷織布）山本友吉（大和紡）服部弘一（東レ）　書記長　宇佐美忠信（本部）
一九四六年七月三〇日結成　機関紙「全繊新聞」週刊　機関誌「繊維労働」月刊
部会構成
綿紡部会　一五二、九六四
化繊　九八、六八八
羊毛　四一、六七二
麻　一二、七八一
地繊　一九四、六七二
生糸　八、五八七

42　日本繊維産業労働組合連合会（繊維労連）　二三、七五〇

役員（一九六四年二月二七日・第二二回大会改選）
委員長　小口賢三（本部）　副委員長　岡田和夫（群馬）宮田栄次郎（京都）　書記長　池田友次（本部）
一九四七年二月一二日結成　機関紙「繊維労連」月刊　機関誌「調査時報」不定期

43　全専売労働組合（全専売）　三八、九八八

役員（一九六四年八月一日・第一八回大会改選）
委員長　佐藤新次郎（郡山）　副委員長　藤田　昂（広島）　書記長　佐藤惟恭（熊本）
一九四九年六月二八日結成　機関紙「全専売新聞」週刊　機関誌「オルグ手帖」月二回刊

44　アルコール専売労働組合（アルコール専売）　一、〇八〇

役員（一九六四年八月八日・第一三回大会改選）
委員長　乗松義雄（磐田）　副委員長　玉沢長四郎（本省）　書記長　青木金治郎（本省）
一九五三年一二月一九日結成　機関紙「アルコール」

45　全国食品産業労働組合同盟（全食品同盟）　一八、七五八

役員（一九六四年五月二五日・第一八回大会改選）
委員長　鶴田源治郎（ヤマサ醤油）　副委員長　手島博隆（日東製粉）垣内金治郎（宝酒造）　書記長　大迫栄治（本部）
一九四七年一〇月六日結成　機関紙「全食品同盟」月刊

46　全日本食品労働組合協議会（全食労協）　七七、三〇七

役員（一九六四年一〇月二九日・第一一回大会改選）
議長　川原耕造（大洋漁業）　副議長　染谷　茂（野田醤油）戸練　極（全森永）川島桂輔（全国ビール）　神戸隆久（明菓）　事務局長　高地元春（全国ビール）
一九五四年一一月一一日結成　機関紙「全食労協」月刊
（注）　一九六五年九月二九～三〇日、食品労連第一回大会にお

いて改組、全日本食品労働組合連合会（食品労連）となる。
付　**全国麦酒労働組合連合会**（全国ビール）　一三、一三四
役員（一九六四年一〇月一九日・第一六回大会改選）
委員長　久保田勇次（キリン）　副委員長　土生博文（アサヒ）
川島桂輔（サッポロ）　書記長　若月昌博（サッポロ）
一九四九年五月一九日結成　機関紙「全国ビール」月刊
付　**水産冷凍労働組合連合会**（水労連）　一七、三二三
役員（一九六三年一〇月二二日・第二回大会改選）
委員長　添田京介（日本冷蔵）　副委員長　高橋宏和（日本水産）
事務局長　黒沢貞夫（日本水産）
一九六二年一〇月二三日結成　機関紙「水労連」月二回刊
付　**全国製菓労働組合協議会**（全菓労協）　二九、二〇七
役員（一九六四年一〇月三日　第一一回大会改選）
議長　近藤朝徳（全森永）　副議長　上己純顕（不二家）田中恵三（グリコ）大木春視（ロッテ）　事務局長　伊藤俊夫（明治製菓）
一九五四年二月九日結成　機関紙「全菓労協」

47　全国映画演劇労働組合（全映演）　三、六七四
役員（一九六三年一〇月一〇日・第二〇回大会改選）
委員長　竹内宗和（東宝）　副委員長　秦　健一（東京映画）三浦　昭（東宝関東興行）倉増　久（東宝関西支社）　事務局長谷裏堅一（東宝）
一九四七年五月二〇日結成　機関紙「全映演」

48　映画演劇労働組合総連合（映演総連）　一〇、三三六
役員（一九六四年一〇月九日・第一三回大会改選）
議長　清野一義（松竹）　副議長　安倍道典（松竹）堀江　毅（東映）　事務局長　間島三樹夫（舞芸）
一九五〇年三月二五日結成

49　全印刷局労働組合（全印刷）　七、三二三
役員（一九六四年七月一〇日・第二九回大会改選）
委員長　木村末吉（小田原）　副委員長　浜田喜男（滝野川）
書記長　星宮文夫（本局）
一九四七年四月一日結成　機関紙「全印刷」旬刊

50　全国印刷出版産業労働組合総連合（全印総連）　二〇、三一三
役員（一九六四年八月二一日・第一二回大会改選）
委員長　市川　敏（東京）　副委員長　猪飼　栄（大阪）深沢亀太郎（長野）　書記長　高橋　武（東京）
一九五三年四月二五日結成　機関紙「全印総連」月二回刊

51　日本出版労働組合協議会（出版労協）　五、九六三
役員（一九六四年九月二七日・第一〇回大会改選）
委員長　楢橋国武（講談社）　副委員長　豊田匡介（岩崎書店）
橋本　進（中央公論）　書記長　熊谷達雄（岩波書店）
一九五八年三月一五日結成　機関紙「出版労協」隔週刊

52　日本新聞労働組合連合（新聞労連）　三六、二九八
役員（一九六四年九月五日・第二一回大会改選、一九六五年二月一

日・第二二回大会補選）

委員長　橋本仲次郎（読売）　副委員長　古野雅美（共同）　鷲尾薫（毎日）　書記長　小川映一（日経）

一九五〇年六月三〇日結成　機関紙「新聞労連」週刊

53　日本放送労働組合（日放労）　一一、八二二

役員（一九六四年八月一九日・第四〇回大会改選）

委員長　田所　康（技術系列）　副委員長　石田岩夫（放送系列）　書記長　山崎　与（放送系列）

一九四八年三月二日結成　機関紙「日放労」週刊

54　日本民間放送労働組合連合会（民放労連）　一二、四八三

役員（一九六四年八月二三日・第一六回大会改選）

委員長　竹村富弥（北海道放送）　副委員長　田原茂行（東京放送）　村川　順（教育テレビ）　書記長　下村昭仁（南日本放送）

一九五三年七月一二日結成　機関紙「民放労連」月刊

55　全逓信労働組合（全逓）　二三七、五九七

役員（一九六四年六月三〇日・第一六回大会改選）

委員長　宝樹文彦（浅草郵便局）　副委員長　高柳常雄（佐賀県中原局）　下村義美（本省貯金局）　書記長　外山彦一（新潟県柏崎局）

一九五〇年九月二九日結成　機関紙「全逓新聞」週刊　機関誌「全逓時報」月刊

56　全国特定局労働組合（全特定）　一七、二九六

役員（一九六四年五月二九日・第一三回大会改選）

委員長　中村　勉（静岡）　副委員長　遠藤　直（静岡）　書記長　中山　守（栃木）

一九五三年七月二六日結成　機関紙「全特定新聞」月二回刊

57　郵政労働組合（郵政労組）　三、〇〇八

役員（一九六四年六月一〇日・第三回大会改選）

委員長　福井秀政（大阪中郵）　副委員長　牧村誠司（渋谷郵便局）　書記長　武満秀雄（京橋郵便局）

一九六二年六月二五日結成　機関紙「郵政労新聞」

（注）　全特定と郵政労組は、一九六五年一〇月一六～一七日、全日本郵政労働組合（全郵労）結成大会を開き合同した。

58　全国電気通信労働組合（全電通）　二〇一、四四八

役員（一九六四年七月三日・第一七回大会改選）

委員長　笠原藤太郎（神奈川中央電話局）　副委員長　石井清一（新宿地区電話局）　書記長　旭　輝夫（東北通信局）

一九五〇年九月二九日結成　機関紙「全電通新聞」週刊　機関誌「月刊全電通」月刊

59　全国電信電話労働組合（全電電）　二六〇

役員（一九六三年一〇月二七日・第四回大会改選）

委員長　沢津橋政吉（鹿児島電報）　副委員長　谷　丈太郎（大分通信部）　書記局　池田忠雄（鹿児島電報）

一九六〇年九月七日結成

60　国際電信電話労働組合（国際電電）　三、一二九

役員（一九六四年七月一八日・第二一回大会改選）

委員長　山田克己（大阪電報局）　副委員長　加藤重行（本社）
書記長　田中　知（東京電信）
一九五三年四月一日結成　機関紙「国際電電」月刊

61　全国電気通信共済会労働組合（電済労）　七、五九八

役員（一九六四年七月二〇日・第一一回大会改選）
委員長　田中一郎（関東）　副委員長　山口慶造（関東）　書記長　森山富雄（北海道）
一九五四年六月二六日結成　機関紙「電済労」旬刊

62　全日本建設産業労働組合協議会（建設労協）　二一六、八八六

役員（一九六三年七月三日・第五回大会改選）
議長　唐沢平治（全建総連）　副議長　西北良三（全建労）　事務局長　坂　実（東京木材）
一九五六年一二月二〇日結成　機関誌「建設労協」不定期
加盟組合（八労組）
全建総連、日建協、全建労、日住労、全国セメント、全港建、東京木材、合同労組、国鉄労組建築協議会

63　全国建設労働組合総連合（全建総連）　一二〇、〇三七

役員（一九六四年一〇月五日・第五回大会改選）
委員長　吉井安蔵（東京）　副委員長　浅田源三郎（京都）　多田義治（東京）　吉田直義（兵庫）　書記長　唐沢平治（東京）
一九六〇年一一月二四日結成　機関紙「全建総連」旬刊

64　日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）　二八、〇五八

役員（一九六四年五月二九日・第一八回大会改選）
議長　松山　実（清水）　副議長　坂口初生（鴻池）　由利忠雄（大林）　事務局長　白石道夫（大成）
一九五四年一二月一二日結成　機関紙「日建協ニュース」月二回刊

65　全国土建労働組合同盟（全建同盟）　七、二四五

役員（一九六四年五月一日・第一八回大会改選）
委員長　小林省三（東調布建築）　副委員長　岡本瑞石（東京表具経師）　馬場巳三郎（東京板金）　丸山松尉（愛宕建築）　福田民吉（大森建築）　事務局長　富所富平（東京左官）
一九四七年六月二七日結成

66　日本建設労働組合会議（建設会議）　二五、四六六

役員（一九六四年八月六日・第四回大会改選）
議長　菅野勇利（大阪）　副議長　小出政治郎（愛知）　池田捷司（秋田）　熊谷三好（東京）　事務局長　捧　輝明（東京）
一九六一年六月八日結成　機関紙「建設会議情報」旬刊

67　全日本電気工事労働組合協議会（日電工）　二四、三六九

役員（一九六四年三月二〇日・第一三回大会改選）
議長　中島　紳（東海電工）　副議長　河野兵次（中国電工）　渡辺利勝（九州電工）　事務局長　浅野峰男（関東電工）
一九四七年五月一日結成

68　全日本自由労働組合（全日自労）　一八六、二〇五

役員（一九六四年五月三〇日・第二〇回大会改選）
委員長　中西五洲（三重）　副委員長　坂本周一（東京）　和田富美夫（兵庫）　書記長　近藤一雄（新潟）

一九四七年六月三〇日結成　機関紙「じかたび」週刊　機関誌「学習」不定期

69　全国民主自由労働組合（全民労）　二八、三二〇

役員（一九六四年五月一八日・第一〇回大会改選）
委員長　馬場大静（東京）　副委員長　白石敬三郎（兵庫）原三千人（福岡）　書記長　小野広石（東京）
一九五五年一〇月二二日結成　機関紙「全民労」旬刊

70　全国木材産業労働組合協議会（全木労）　七、〇五三

役員（一九六四年九月五日・第六回大会改選）
議長　清水一雄（湯浅貿易）　副議長　中右三重（永大産業）
事務局長　遠藤雅光（常任）
一九五九年九月結成　機関紙「全木労」月二回刊

71　全国金融労働組合共闘会議（金融共闘）　一一五、八二六

役員（一九六四年九月四日・第一回拡大幹事会改選）
議長　上田利輝（全損保）　副議長　大野邦夫（全相銀連）門脇歳金（地銀連）石井外史（全信労）楠本宏明（全労金）　事務局長　平田貞治郎（地銀連）
一九六一年一一月一〇日結成　機関紙「金融のなかま」不定期
加盟組合（八労組）
地銀連、全損保、全相銀連、外銀連、全証労協、全信労、全労金、日本信託銀行労組

72　全国銀行従業員組合総連合（全銀総連）　一六二、八四一

役員（一九六四年五月二一日・第九回大会改選）
議長　荻田正徳（市銀連）　副議長　渡辺金一（地銀連）　事務局長　沢幡満男（市銀連）
一九五七年五月二五日結成
加盟組合（四単産）
市銀連、地銀連、全信連、外銀連

73　市中銀行従業員組合連合会（市銀連）　一一〇、四四四

役員（一九六四年五月二一日・第九回大会改選）
委員長　荻田正徳（富士）　副委員長　沢幡満男（第一）斎藤俊（東海）　事務局長　前田昭二（北海道拓殖）
一九五六年七月二八日結成　機関紙「市銀連ニュース」月刊　機関誌「調査部報」不定期

74　全国地方銀行従業員組合連合会（地銀連）　三九、九五三

役員（一九六四年九月二五日・第九回大会改選）
委員長　門脇歳金（山陰）　副委員長　渡辺金一（第四）村田良一（北陸）　書記長　村本　昭（青森）
一九五六年七月二八日結成　機関紙「地銀連」月二回刊　機関誌「調査資料」不定期

75　外国銀行従業員組合連合会（外銀連）　九四四

役員（一九六四年九月二〇日・第一四回大会改選）
委員長　大滝　清（チェース・マンハッタン）　副委員長　岡村己夫（アメリカ銀行）田口盂郎（チャータード）福井次郎（マーカンタイル）　書記長　井上尚直（本部）
一九五六年八月三一日結成　機関紙「外銀連」月刊

76　全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀連）

役員（一九六四年八月一六日・第一五回大会改選）　二七、八九七
委員長　本多　武（岐阜）　副委員長　大野邦夫（中央）　重田祐治（神奈川）　書記長　野口　豊（長崎）
一九五三年九月八日結成　機関紙「全相銀連」月二回刊

77　全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）　一一、五〇〇

役員（一九六四年七月二〇日・第一三回大会改選）
議長　馬場　毅（安田）　副議長　戸田和男（安田）　松山顕夫（三菱）　書記長　石原元博（安田）
一九五七年一二月二一日結成

78　全国信用金庫信用組合労働組合連合会（全信労）　八、四四一

役員（一九六四年一〇月一一日・第九回大会改選）
委員長　石井外史（市川）　副委員長　村山信夫（函館）　松本芳彬（鳥取）　松村真澄（大阪厚生）　書記長　斎藤　幸蔵（東京）
一九五四年一一月結成　機関紙「全信労」月刊

79　全国生命保険労働組合連合会（全生保）　九二、八〇九

役員（一九六四年一〇月二三日・第二二回大会改選）
委員長　橘　一郎（千代田生命）　副委員長　北川　休（東邦生命）　間淵照司（朝日生命）　書記長　田辺準之助（明治生命）　内山倍文（住友生命）
一九四六年六月四日結成　機関紙「全生保」月刊

80　全国生命保険外務労働組合連合会（全外連）　一六六、三四八

役員（一九六四年六月二四日・第二〇回大会改選）
委員長　鵜沢利萌（第一）　副委員長　斎藤才治（千代田）　福田経（朝日）　進藤善吾郎（住友）　書記長　氏田　博（東邦）
一九四八年四月一日結成　機関紙「全外連」月刊

81　全日本損害保険労働組合（全損保）　三四、一三一

役員（一九六四年九月三〇日・第二一回大会改選）
委員長　上田利輝（大正）　副委員長　山田義邦（富士）　増谷武夫（日火）　福尾長和（東海）　書記長　加藤忠男（日産）
一九四九年一一月五日結成　機関紙「全損保」週刊　機関誌「調査時報」不定期

82　全国証券労働組合協議会（全証労協）　七六〇

役員（一九六四年一一月二二日、第一一回大会改選）
議長　梅沢照治（東京）　副議長　水内章善（神戸）　事務局長　岡野　修（大阪）
一九五五年二月一一日結成

83　日本電気産業労働組合（電産）　一、七九六

役員（一九六四年八月二九日・第一九回大会改選）
委員長　筒井時雄（中国）　副委員長　山口清美（中国）　書記長　児玉　保（中国）
一九四九年五月七日結成　機関紙「電産中国」で代替旬刊

84　全九州電力労働組合（全九電）　三、五七六

役員（一九六四年七月二四日・第七回大会改選）
委員長　瀬戸口虎雄（本店）　副委員長　末藤正治（港発電所）　森　茂（熊本支店）　書記長　上野安昭（鹿児島支店）

一九五八年一〇月五日結成　機関紙「全九電」旬刊

85　全国電力労働組合連合会（電労連）　一二四、八七

役員（一九六四年八月二六日・第一回大会改選）

会長　亀山徵瑞（関西電労）　副会長　佐藤　仲（東北電労）

事務局長　鈴木惣一（東京電労）

一九五四年五月二七日結成　機関紙「電労連」旬刊

86　全日本交通運輸労働組合協議会（全交運）　一、〇〇五、六八六

役員（一九六四年八月一七日・第二回大会改選）

議長　堀井利勝（私鉄総連）　副議長　中川　豊（全日通）伊坪福雄（全自交）目黒今朝次郎（動力車）中山唯男（海員）永田喜久雄（都市交通）吉岡徳次（全港湾）吉田晴彦（交通公社）宮川勇（弘済会）　事務局長　酒井一三（国労）

一九四七年七月九日結成

加盟組合（一四労組）

国労、私鉄総連、海員、全日通、動力車、都市交通、全港湾、全自交、全自運、鉄弘労、交通公社労組、全海連、全運輸、自運労（自動車運転手労働組合）

87　交運共闘会議（交運共闘）　公称　九〇〇、〇〇〇

役員（一九六五年九月二九日・第一回共闘会議選出）

議長　堀井利勝（私鉄総連）　副議長　神戸世志夫（国労）目黒今朝次郎（動力車）谷岡　清（都市交通）　事務局長　遠藤　崇（国労）

一九六二年一〇月二日結成

加盟組合（一三労組）

国労、私鉄総連、全日通、動力車、都市交通、全港湾、全自交、全自運、鉄弘労、交通公社労組、全海連、自運労、共済労

88　国鉄労働組合（国労）　二八一、五八六

役員（一九六三年八月二二日・第二三回大会改選）

委員長　鈴木　清（東京）　副委員長　神戸世志夫（北陸）臼井亨（高崎）　書記長　中川新一（釧路）

一九四七年六月五日結成　機関紙「国鉄新聞」月二回刊　機関誌「月刊レール」月刊・「国鉄文化」月刊

89　国鉄動力車労働組合（動力車）　五六、九〇九

役員（一九六四年七月三日・第一五回大会改選）

委員長　兼高　隆（岡山）　副委員長　目黒今朝次郎（仙台）

書記長　惣田清一（東京）

一九五一年五月二四日結成　機関紙「動力車新聞」週刊

90　新国鉄労働組合連合（新国労）　六一、三七八

役員（一九六四年六月二三日・第三回大会改選）

委員長　菅原栄悦（仙台）　副委員長　岩川修二（新潟）　書記長　谷村孝一（金沢）

一九六二年一二月一日結成　機関紙「新国労」週刊

91　日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）　二四一、二一〇

役員（一九六四年七月二九日・第二八回大会改選）

委員長　堀井利勝（釧路臨港）　副委員長　三橋幸男（京阪神）

力徳　修（西鉄）　書記長　吉岡一雄（京王帝都）

一九四七年一月一〇日結成　機関紙「私鉄新聞」旬刊

92　**全国交通運輸労働組合総連合**（交通労連）　公称　五〇、〇〇〇

役員（一九六四年一一月九日・結成大会選出）

委員長　磯貝賢一　副委員長　田崎　浩　山本　勇　倉沢重雄

書記長　小林吉作

一九六四年一一月九日結成　機関紙「交通労連」月刊

（注）全交労と全交運同盟が合同統一した。

93　**日本都市交通労働組合連合会**（都市交通）　七〇、〇七八

役員（一九六四年七月三〇日・第一九回大会改選）

委員長　萩原信治（東京）　副委員長　永田喜久雄（名古屋）鈴木富司（川崎）　書記長　山崎一平（大阪）

一九四七年一月二六日結成　機関紙「都市交通」月刊

94　**全国通運労働組合協議会**（全通運）　公称　九四、三五〇

役員（一九六四年六月一九日・第八回評議員会改選）

議長　伊部　真（全日通）　副議長　清水兼一（京都通運）千原正彦（東武通運）世良　勇（備後通運）石塚武男（秋田運送）

事務局長　鈴木正清（全日通）

一九五六年三月八日結成　機関紙「全通運」月刊

加盟組合

全日通、その他二一一組合

95　**全日通労働組合**（全日通）　七五、二六〇

役員（一九六四年六月四日・第一九回大会改選）

委員長　伊部　真（大阪）　副委員長　山崎達夫（秋葉原）中川豊（大竹）　書記長　鈴木正清（坂出）

一九四六年四月二〇日結成　機関紙「日通労働」週刊

96　**全国自動車運輸労働組合**（全自運）　三七、八四三

役員（一九六四年九月一〇日・第一八回大会改選）

委員長　引間博愛（東京）　副委員長　臼井俊樹（愛知）遠藤希一（静岡）今福吉永（群馬）西浦　茂（大阪）　事務局長　平林正樹（本部）

一九五〇年一一月二五日結成　機関紙「全自運」二〇日刊　機関誌「トラック運輸労働」不定期

97　**全国自動車交通労働組合連合会**（全自交）　四七、三六六

役員（一九六四年一〇月九日・第二〇回大会改選）

委員長　伊坪福雄（東京）　副委員長　佐藤　保（愛知）小阪純三（東京）長谷川　清（東京）　書記長　金良清一（東京）

一九四七年九月一四日結成　機関紙「全自交」月刊

98　**新産別運転者労働組合**（新運転）　一、五〇〇

役員（一九六三年一一月七日・第六回大会改選）

委員長　柏原　実　副委員長　志沢　恒　書記長　飛田正一

一九五九年二月一三日結成　機関紙「新運転」月刊

99　**全国海運港湾労働組合連絡会議**（海港労連）　一三九、二一一

一九六二年一月二三日結成

加盟組合（二単産）

海員、日港労連

100　**全日本海運労働組合連合会**（全海連）　九、一八九

役員（一九六四年一〇月三一日・第二六回大会改選）
委員長　川村孝治（日本郵船）　副委員長　奥村昌弘（大阪商船三井船舶）　村前省則（川崎商船）　川西敏美（ジャパンライン）　関口規夫（エバレット）　書記長　三田和雄（書記局）
一九四七年一月一〇日結成　機関紙「全海連」月刊

101　**全日本海員組合**（海員）　一三二、五六〇

役員（一九六四年一〇月八日・第二三回大会改選）
組合長　中地熊造　副組合長　南波佐間豊　和田春生
一九四五年一〇月五日結成　機関紙「船員しんぶん」週刊　機関誌「海員」月刊、「調査資料」月刊

102　**全日本港湾労働組合**（全港湾）　一九、六四九

役員（一九六四年八月二一日　第一九回大会改選）
委員長　兼田富太郎（関西）　副委員長　吉岡徳次（九州）　書記長　仲村茂（日本海）
一九四六年七月二七日結成　機関紙「港湾労働」月二回刊

103　**日本港湾労働組合連合会**（日港労連）　六、六五一

役員（一九六四年六月一七日・第一〇回大会改選）
委員長　古賀　勲（神戸）　副委員長　佐藤清吉（東京）　深木勇二（京浜筏）　大利幾造（神戸）　書記長　松本正男（横浜）
一九五六年三月一七日結成　機関紙「日港労連ニュース」週刊

104　**全日本倉庫運輸労働組合同盟**（全倉連）　七、一八〇

役員（一九六四年八月八日・第一七回大会改選）
委員長　元松直昭（帝蚕倉庫）　副委員長　清水　実（住友倉庫）　小田文太郎（乾倉庫）　床井俊彦（三菱倉庫）　書記長　小室　暁（帝国倉庫）
一九四九年九月一〇日結成　機関紙「全倉運」半月刊

105　**日本交通公社労働組合**（交通公社労組）　六、七七三

役員（一九六四年七月一三日・第一八回大会改選）
委員長　吉田晴彦　副委員長　松村勝剛　書記長　勝野昭弘
一九四六年二月二五日結成　機関紙「組合ニュース」月二回刊

106　**鉄道弘済会労働組合**（鉄弘労）　二〇、四八八

役員（一九六四年九月二五日・第一七回大会改選）
委員長　平尾　明（九州）　副委員長　黒崎幹郎（関西）　書記長　金子幸雄（東京）
一九四七年九月二五日結成　機関紙「スクラム」月刊

107　**日本教職員組合**（日教組）　五八九、六六四

役員（一九六四年五月九日・第二七回大会改選）
委員長　宮之原貞光（鹿児島）　副委員長　鈴木　力（岩手）　笹川運平（新潟）　馬場　昇（熊本）　書記長　槇枝元文（岡山）
一九四七年六月八日結成　機関紙「日教組教育新聞」週刊　機関誌「教育評論」月刊

108　**日本高等学校教職員組合**（日高教・一三県派）　文部省調査　三七、五九〇

役員（一九六四年二月二八日・第一六回大会改選）
委員長　小笠原和夫（北海道）　副委員長　川端磊三（和歌山）　書記長　甫守　伝（長崎）
一九五一年五月一〇日結成　機関紙「日高教情報」旬刊

109　**日本高等学校教職員組合**（日高教・一五県派）

役員（一九六四年六月二二日・第一七回大会改選）　文部省調査　二一、二〇三

委員長　礒本達則（栃木）　副委員長　平野外喜平（石川）　書記長　小林貞夫（山梨）

一九五一年五月一〇日結成　機関紙「日高教新聞」月刊

110　**全国教職員団体連合会**（全教連）　一二、六八三

役員（一九六四年三月一五日・第三回大会改選）

委員長　山本徳市（徳島）　副委員長　久保寛一（大阪）　溝淵喜好（高知）　書記長　佐伯　実（山口）

一九六二年二月一八日結成　機関紙「新聞全教連」月刊

111　**日本医療労働組合協議会**（日本医労協）　六五、一〇七

役員（一九六四年七月一六日・第一〇回大会改選）

議長　岩崎清作（全医労）　副議長　鳥元一之（京都）　塩治一彦（全日赤）　事務局長　宇田川次保（東京）

一九五七年八月三一日結成　機関紙「日本医労協新聞」週刊　機関誌「医療労働」月刊

加盟組合（九労組二六地方医労協・医労連）

全医労、、全日赤、全労災、健保労連、厚生連労組、国共病組、全専売東京病院、北海道勤医労協、新田目病院労組、二六地方医労協または医労連

付　**全日本国立医療労働組合**（全医労）　二四、九九一

役員（一九六四年六月一八日・第一八回大会改選）

委員長　岩崎清作（旭川病）　副委員長　山根一人（別府病）　書記長　渡辺素良（八事療）

一九四八年一一月一九日結成　機関紙「全医労新聞」週刊

付　**全日本赤十字労働組合連合会**（全日赤）　七、四〇三

役員（一九六四年六月二九日・第一九回大会改選）

委員長　高野博男（盛岡日赤）　副委員長　平野良次（山田日赤）　書記長　柘植つい子（大津日赤）

一九四六年三月一〇日結成　機関紙「全日赤ニュース」月二回刊

付　**健康保険病院労働組合連合会**（健保労連）　二、四九一

役員（一九六四年五月二四日・第一一回大会改選）

委員長　太田茂男（松籟荘）　副委員長　太田　誠（中央）　小関暁太（浜松）　書記長　島村良四郎（高知）

一九五四年九月二六日結成

112　**同盟全国医療労働組合協議会**（同盟全医協）　公称　一五、〇〇〇

役員（一九六四年一二月二〇日・結成大会選出）

議長　山田正雄（新潟）　副議長　細井重治（大阪）　中村敏雄（東京）　事務局長　橋口昭二（本部）

一九六四年一二月二〇日結成

113　**全国商業労働組合協議会**（全商協）　三四七、四一八

役員（一九六三年一一月二九日・第四回大会改選）

議長　上田利輝（全損保）　副議長　鵜沢利萌（全外連）　本多武（全相銀連）　志村幸祥（ホテル労連）　事務局長　寺内国彦（全百連）

一九五三年八月一日結成　機関紙「全商協ニュース」月二回刊

加盟組合（八単産一単組）
全外連、全生保、全損保、全相銀連、全倉運、全海連、ホテル労連、全百連、明治商事

114　**全日本百貨店労働組合連合会**（全百連）　二、二五九
役員（一九六四年九月二五日・第一九回大会改選）
委員長　豊田　純（伊勢甚）　副委員長　富岡正一郎（丸美屋）
書記長　寺内国彦（東京商業一般）
一九四九年一〇月二九日結成

115　**全日本ホテル労働組合連合会**（ホテル労連）　五、八八五
役員（一九六四年九月八日・第一六回大会改選）
委員長　篠田成夫（帝国ホテル）　副委員長　志村光祥（第一ホテル）岡本孝彦（京都ホテル）堀　秀久（ホテルニューグランド）
野口博幸（名古屋国際ホテル）　書記長　石井　巌（本部）
一九四八年三月二八日結成　機関紙「労連ニュース」旬刊

116　**同盟ホテル・レストラン労働組合協議会**（同盟ホテル・レストラン労協）　公称　七、〇〇〇
役員（一九六五年五月二九日・結成大会選出）
議長　山内昭夫（新大阪ホテル）　副議長　日野嘉夫（グランドホテル仙台）植山　保（京都ステーションホテル）　事務局長
福島一成（箱根小湧園）
一九六五年五月二九日結成

117　**全日本官公職労協議会**（全官公）　九〇、一〇二
役員（一九六三年九月二九日・第五回大会改選）
議長　菅原栄悦（新国労）　副議長　中沢保二（国税労組）中山守（全特定）　事務局長　秋山条二（郵政労組）
一九五九年九月四日結成　機関紙「全官公」
加盟組合（五単産一単組）
新国労、全特定、国税労組、郵政労組、全電電、八代市職

118　**公共企業体等労働組合協議会**（公労協）　九〇一、三三〇
役員（一九六四年八月一五日・第一回共闘委員会改選）
代表幹事　中川新一（国労）外山彦一（全逓）旭　輝夫（全電通）
事務局長　案納　勝（総評）
一九五三年結成
加盟組合（九単産）
国鉄労組、全逓、全電通、動力車労組、全林野、全専売、全印刷、全造幣、アルコール専売

119　**全林野労働組合**（全林野）　七四、六〇二
役員（一九六四年七月三一日・第一四回大会改選）
委員長　今村暁夫（熊本）　副委員長　木村　武（旭川）谷沿嘉瑞（高知）　書記長　宮下　功（長野）
一九五三年二月五日結成　機関紙「全林野新聞」週刊　機関誌「ぜんりんや」不定期

120　**日本国有林労働組合**（日林労）　七、四五九
役員（一九六四年七月二八日・第六回大会改選）
委員長　熊井一夫（本庁）　副委員長　野村幸男（本庁）松本正明（本庁）　書記長　山田保夫（本庁）
一九五九年一二月四日結成　機関紙「日林労新聞」旬刊

131　**全造幣労働組合**（全造幣）　一、七九七

役員（一九六四年九月二六日・第一三回大会改選）
委員長　本庄一昭（大阪）　副委員長　西田栄一（大阪）岡田正之（広島）　書記長　三木　武（大阪）
一九四六年一月二二日結成　機関紙「全造幣」月刊

122　**公務員労働組合共闘会議**（公務員共闘）　約　一、八〇〇、〇〇〇

役員
議長　笹川運平（日教組）　副議長　丸山康雄（自治労）曽我浩侑（全農林）　事務局長　高橋鉄志（全農林）
一九六〇年二月二九日結成
加盟組合
国公共闘、地公労、全駐労

123　**国家公務員労働組合共闘会議**（国公共闘）　約　二〇〇、〇〇〇

役員（一九六四年一〇月一五日・拡大評議員会改選）
議長　本条嘉久雄（全建労）　副議長　樋口　緑（全港建）川島威（全商工）　事務局長　岡田治男（全労働）
一九五五年三月結成
加盟組合（二二労組）
全農林、全建労、全国税、全労働、全司法、全運輸、全商工、全法務、全開発、全財務、全税関、日教組大学部、全厚生、国会職連、全電波、大蔵職組、文部職組、全検労、人職、全監察、行管統計、総理府労連

124　**全大蔵労働組合協議会**（全大蔵）　六六、一一八

役員（一九六四年二月一〇日・第一〇回大会改選）
議長　佐藤新次郎（全専売）　副議長　高野和夫（大蔵職組）藤井　務（全国税）　事務局長　清水卯一（全印刷）
一九五七年七月一八日結成　機関紙「全大蔵新聞」
加盟組合（七労組）
全専売、全国税、全印刷、全財務、全税関、大蔵職組、全造幣

125　**全国税労働組合**（全国税）　五、一八六

役員（一九六四年八月二三日・第二〇回大会改選）
委員長　藤井　務（香川）　副委員長　吉本　貢（東京）　書記長　村上晴男（関東信越）
一九四九年一月二五日結成　機関紙「全国税」旬刊

126　**国税労働組合**（国税労組）　七、三一八

役員（一九六四年一月二四日・第七回大会改選）
委員長　中沢保二（東京国税局）　副委員長　脇田健治（小田原税務署）吉川昭夫（世田谷税務署）徳田澄則（東京国税局）　書記長　村上正敏（麹町税務署）
一九五九年八月八日結成

127　**全財務労働組合**（全財務）　五、六八四

役員（一九六四年八月二二日・第一二回大会改選）
委員長　沼田　実（東京）　副委員長　百田　清（福岡）　書記長　渋沢昭治（浦和）
一九五四年一〇月二七日結成　機関紙「全財新聞」旬刊

128　**全国税関労働組合**（全税関）　五、一五五

役員（一九六四年七月二二日・第二七回大会改選）
委員長　栗山彦四郎（横浜）　副委員長　道本裕信（神戸）　書記長　茶谷寛信（東京）
一九四七年一一月一一日結成　機関紙「全税関」旬刊

129　**大蔵省職員組合**（大蔵職組）　一、九八五

役員（一九六四年六月一九日・第三四回大会改選）
委員長　高野和夫（国財局）　副委員長　小神　武（理財局）　野尻栄典（主計局）　事務局長　諸江正義（国際金融局）
一九四五年一〇月三一日結成　機関紙「大蔵」

130　**全農林労働組合**（全農林）　五五、六二三

役員（一九六四年七月一八日・第七回大会改選）
委員長　渡会俊誉（千葉）　副委員長　曽我浩侑（北海道）　書記長　江田虎臣（熊本）
一九五八年八月二二日結成　機関紙「農林新聞」週刊　機関誌「農村と都市をむすぶ」月刊

131　**全建設省労働組合**（全建労）　二五、七〇二

役員（一九六四年九月三日・第一七回大会改選）
委員長　本条嘉久雄（近畿）　副委員長　西北良三（中国）　書記長　荒川昌男（東北）
一九四九年七月一八日結成　機関紙「全建労」週刊　機関誌「国民と建設」月刊

132　**全労働省労働組合**（全労働）　一七、九五八

役員（一九六四年六月二六日・第七回大会改選）
委員長　園田敏明（福岡職安）　副委員長　春山　明（宮城基準）　書記長　内山　昂（本省）
一九五八年七月二七日結成　機関紙「全労働」週刊

133　**全国司法部職員労働組合**（全司法）　一六、二八一

役員（一九六四年七月三〇日・第二〇回大会改選）
委員長　吉田博徳（福岡）　副委員長　石川岩雄（愛媛）　書記長　千葉祐二（愛知）
一九四七年一月二五日結成　機関紙「全司法新聞」週刊

134　**全国商工労働組合**（全商工）　一〇、六一九

役員（一九六四年八月二八日・第二八回大会改選）
委員長　川島　威（関信）　副委員長　岩田　肇（本省）　書記長　山崎浩輝（本省）
一九四八年九月一日結成　機関紙「全商工新聞」旬刊

135　**全法務労働組合**（全法務）　七、〇五七

役員（一九六四年八月三日・第一九回大会改選）
委員長　加藤重武（東京）　副委員長　鎌谷稔徳（福岡）　書記長　池谷純良（甲府）
一九四七年一二月一日結成　機関紙「全法務新聞」月刊

136　**全運輸省労働組合**（全運輸）　五、五七五

役員（一九六四年八月二二日・第三回大会改選）
委員長　三浦　明（陸運局）　副委員長　天野和治（陸運局）　書記長　津田昌宏（船員局）
一九六二年六月二五日結成　機関紙「全運輸」旬刊

137　**全厚生職員労働組合**（全厚生）

役員（一九六四年六月二〇日・第二五回大会改選）　三、五六九
委員長　長田泰公（公衆衛生院）　副委員長　鈴木毅一（統計調査部）　書記長　大倉修二（社会保険庁）
一九四六年四月二一日結成　機関紙「全厚生」旬刊

138　**全電波労働組合**（全電波）

役員（一九六四年七月二六日・第一七回大会改選）　二、五三四
委員長　砂原俊雄（九州）　副委員長　木沢淳好（信越）　書記長　栗田昭二（東京）
一九五一年三月一五日結成　機関紙「全電波」週刊

139　**文部職員労働組合**（文部職組）

役員（一九六三年八月二九日・第一八回大会改選）　一、八二九
委員長　赤塚孝雄（調査局）　副委員長　宮本延雄（ユネスコ文化課）　書記局　大内　登（大学学術局）
一九四六年一〇月三〇日結成　機関紙「文労」月刊

140　**会計検査院職員労働組合**（会検労）

役員（一九六四年一月三〇日・改選）　一、一二〇
委員長　前田正美（上席十部門）　副委員長　小口一二（租税検査二課）　小代正雄（租税検査二課）　事務局長　越川静夫（農林一課）
一九四六年四月結成

141　**全北海道開発局職員労働組合**（全開発）

役員（一九六四年八月・第三一回大会改選）　一一、七五〇
委員長　青山勝治（札幌開発）　副委員長　吉田勇次（帯広開発）　鈴木清正（旭川開発）　書記長　佐藤茂夫（札幌開発）
一九五一年八月二三日結成　機関紙「全開発」旬刊

142　**地方公務員関係労働組合共闘会議**（地公労）

役員（一九六四年九月三〇日・第五回大会改選）　約　一、五〇〇、〇〇〇
議長　丸山康雄（自治労）　副議長　関口淳司（都労連）　事務局長　三原大乗（日教組）
一九五八年九月一五日結成　機関紙「地公労新聞」旬刊
加盟組合（六組合）
日教組、自治労、都市交通、日高教、全水道、都労連

143　**全日本自治団体労働組合**（自治労）

役員（一九六四年八月二一日・第一二回大会改選）　七六三、三八一
委員長　栗山益夫（東京都職）　副委員長　丸山康雄（全道庁職）　田牧　保（長野県職）　書記長　安養寺俊親（福岡県職）
一九五四年一月二五日結成　機関紙「自治新聞」旬刊　機関誌「自治労調査時報」半月刊

144　**全日本水道労働組合**（全水道）

役員（一九六四年九月一九日・第五回大会改選）　二八、〇三〇
委員長　加藤　豊（広島）　副委員長　中井高明（東京）　藤本勇（神戸）　書記長　宮本恒雄（横浜）
一九六一年三月一日結成　機関紙「全水道新聞」月刊

145　**東京都労働組合連合会**（都労連）

約　一〇三、〇〇〇

役員（一九六四年八月一四日・第一九回大会改選）
委員長　中川達男（都職労）　副委員長　石坂新吾（東交）小田原末次（東水労）橋本章男（高教組）　書記長　関口淳司（都教組）
一九四六年六月八日結成　機関紙「都労連新聞」

146　**政府関係特殊法人労働組合協議会**（政労協）　一九、六八七

役員（一九六四年八月二四日・第九回大会改選）
議長　滝沢幸一（全基労）　副議長　田口良一（国金労）玉川鵬心（日住労）　事務局長　大西禧夫（全基労）
一九六〇年一一月二日結成　機関紙「政労協」旬刊
加盟組合（三〇労組）
日本住宅公団労働組合（日住労）、愛知用水労働組合（愛水労）、日本原子力研究所労働組合（原研労）、農地開発機械公団労働組合（農機労）、日本原子燃料公社労働組合（原燃労）、日本貿易振興会労働組合（ジェトロ労組）、東北開発株式会社労働組合連合会（東北開発労）、全国総合職業訓練所職員組合（全総訓）、日本科学技術情報センター労働組合（情センター労）、理化学研究所労働組合（理研労）、首都高速道路公団労働組合（首高労）、私立学校振興会労働組合（私学労）、農林漁業団体職員共済組合労働組合（農林年金労組）、日本育英会労働組合（育英労）、学徒援護会労働組合（学援労）、全国社会保険診療報酬支払基金労働組合（全基労）、日本道路公団労働組合（道公労）、中小企業金融公庫職員労働組合（中小公庫労）、国民金融公庫労働組合（国金労）、住宅金融公庫従業員労働組合（住公労）、農林漁業金融公庫労働組合（農公労）、中小企業退職金共済事業団労働組合（退共労）、アジア経済研究所労働組合（アジ研労）、国民生活研究所労働組合（国生研労）、九州鉱害復旧事業団労働組合（九鉱労）、日本プラント協会労働組合（プラ協労）、日本航空機械製造労働組合（日航製労）、国際学友会労働組合（学友労）、水資源開発公団労働組合（水資労）、発明協会労働組合（発明協会労）

147　**日本住宅公団労働組合**（日住労）　二、七九二

役員（一九六四年四月一六日・第八回大会改選）
委員長　玉川鵬心（東京）　副委員長　宮永龍一郎（本所）　書記長　古市幹夫（東京）
一九五七年六月二二日結成　機関紙「ひろば」月刊

148　**全駐留軍労働組合**（全駐労）　三三、六四二

役員（一九六四年七月一八日・第一九回大会改選）
委員長　市川　誠（埼玉）　副委員長　及川　陽（長崎）作田徳松（東京）　書記長　坂西栄蔵（神奈川）
一九四六年九月一日結成　機関紙「全駐労」月刊

149　**全国一般労働組合**（全国一般）　一〇三、二二二

役員（一九六四年八月二二日・第一〇回大会改選）
委員長　大門義雄（東京）　副委員長　松田藤松（新潟）村田重三（滋賀）　書記長　佐野　明（東京）
一九五五年七月二五日結成　機関紙「全国一般東京」月刊

150　**全日本中小企業労働組合総連合**（全中総連）　一、五六七

役員（一九六一年八月・第六回中央委員会改選）
委員長　田中政男（東京）　副委員長　内田　寛（大阪）　事務局長　田中政男（東京）

一九五五年一月一六日結成

151　**全国農業協同組合労働組合連合会**（全農協労連）　三八、三四三

役員（一九六四年五月一八日・第八回大会改選）

委員長　嶋岡静男（三重）　副委員長　平塚文雄（茨城）　片岡邦男（岡山）　事務局長　及川郁夫（中央）

一九五六年三月一八日結成　機関誌「全農協労連」月刊

第七編　平和運動

第一章　安保共闘の動向とアメリカ原子力潜水艦「寄港」反対運動

一九六〇年の安保闘争後、「護憲・民主・中立」の運動の一環になるように共闘組織を再編し、かつ自己の指導的地位を制度化しようとする社会党の改組案をめぐって、一時期活動が中断されていた安保共闘は、「安保反対・平和と民主主義を守る国民会議」として正式に活動を再開し、一九六一年八月から一九六二年春にかけて、政暴法案反対運動を中心に、第九次までの統一行動を展開した。だが、一九六二年夏の第八回原水爆禁止世界大会後、総評・社会党が原水爆禁止運動の問題などを共闘再開の条件にし、ふたたび安保共闘は停止状態を余儀なくされた。

しかし、三二の県共闘の再開、知識人有志からの共闘再開の要望などもあって、一九六二年一〇月、「日韓会談」反対を中心に共闘が再開された。再開された安保共闘は、一九六三年三月には、アメリカ原子力潜水艦「寄港」反対も正式に共闘スローガンにとりあげ、第九回原水爆禁止世界大会前に決定した九月一日の第一二次統一行動＝横須賀・佐世保集会のあと、総評と共産党からのそれぞれの再開申入れにたいして、社会党が原水爆禁止運動の問題に関連して条件をつけたため、「時間的にも国会解散が切迫している」という理由で、三たび活動が中断された。

一九六三年から六四年にかけての統一行動で、もっとも緊急な課題とされてきたのは、アメリカ原子力潜水艦「寄港」反対の運動である。

池田内閣が、アメリカ原子力潜水艦「寄港」承認の態度を決定したことが明らかとなった一九六四年八月末以前から、「寄港」阻止の運動は、アメリカのインドシナ侵略反対の統一行動と結びついて、全国的に広範な階層を結集しつつ発展していた。「寄港」予定地である佐世保と横須賀では、統一実行委員会が結成され、九つの県では安保共闘が活動し、五つの県では統一実行委員会が結成された。中央では、原潜阻止緊急行動月間中央実行委員会と、社会党・総評を中心にする原潜阻止全国実行委員会との二つの実行委員会が結成され、それぞれ、いくつかのカンパニアを組織して、全国的に闘争を強化した。さらに、すべての平和、民主団体が大衆行動を組

織し、大阪・京都の府議会をはじめ、全国各地の地方議会でも、「寄港」反対の決議が採択された。

一九六四年八月二八日、「原子力潜水艦寄港に反対する原子科学者署名連絡事務局」は、つぎのような「見解」を発表している。

われわれ原子科学者は、昨年三月米国原子力潜水艦の日本港湾寄港を受け入れようとする日本政府の態度に抗議し、日本学術会議の政府への勧告を支持する声明を発表した。この声明には、一六〇〇名をこえる国内の原子科学者が署名した。

原子力委員会は今回の見解表明にみられるとおり、単に米国側の言明を無批判に受け入れ、わが国の原子力委員会として独自の科学的検討を行なわず、原子力三原則にもうたわれている自主性を完全に放棄し、国民に対し負うべき当然の責任を果たしていない。このような原子力委員会の発表した見解に基づいて日本政府が寄港に承認を与えたことはなはだ遺憾である。

インドシナ半島において、国際緊張が異常にたかまっている現在、政府が寄港承認を、批判の声を無視して急いで行なったことは、国民生活の安全をおびやかすばかりでなく、アジアの核戦争の危機を増大させるものである。この度の政府の態度は、われわれの声明の主旨に全く反するものであり、われわれはとうてい容認することはできない。

だが、安保共闘が再開されず、とくに中央段階で同じ目的をもつ二つの実行委員会が生まれ、しかもそのあいだの共同闘争が実現されていないことは、現地の統一行動の強化拡大はもちろん、全国的にも、闘争の発展に困難を生み出した。全国の共闘組織や各団体から、中央諸団体にたいして、原潜「寄港」阻止のための大同団結を求める要求が集まりはじめた。社会党も、アメリカ原子力潜水艦「寄港」阻止闘争にかぎり、総評提案にもとづいて安保共闘組織の再開に応ずる方向を、公式に表明した。

それにもかかわらず、中央段階における実際の統一行動は、遅々として進まなかった。そして、ついに一九六四年一一月一一日、シードラゴン号の佐世保「寄港」が発表され、一一月一二日、反対の声を押し切って「寄港」が強行された。安保共闘の全国的再開は実現されず、中央段階の二つの実行委員会の共同闘争も行なわれていないだけでなく、「寄港」にさいして現地の闘争すら統一して再開することができなかった。

第二章　原水爆禁止運動の分裂

一九六一年、第七回原水爆禁止世界大会の準備過程で、原水爆禁止運動が軍事基地問題をとりあげることに反対する意見が強くなった。そして、第七回世界大会が、核戦争を阻止する立場から、外国軍事基地の撤去、外国軍隊の他国領土からの撤退の要求をふくむ大会決議を採択すると、一部加盟団体から、日本原水協の「体質改善」要求が提起され、これ以後、「積極中立主義」の立場を具体化した考え方を、「基本原則」として日本原水協に採用させようとする動きが活発になった。一九六二年八月の第八回原水禁世界大会で、この方針が拒否されると、一部の人びとは、世界大会を暴力で破壊しようとさえした。

第八回世界大会では、大会の宣言や、決議をつくる起草委員会で意見の対立を調整することができず、少数意見を記録にとどめるこ

とになった。少数意見の内容は四項目にまとめられているが、その後の論争に関係のあるのは、次の二点であった。すなわち、第一は、核実験は米ソいずれにたいしても抗議しなければならない、第二は、民族独立運動、あるいは軍事基地反対闘争その他をいたずらに原水爆禁止運動にもちこむべきではない、ということである。第一の問題は、「いかなる国の核実験にも反対」を原則にすべきだという考え方と不可分に結びついている。大会の運営委員会や起草委員会で、一部の人びとは、大会直前に行なわれたソ連の核実験にたいし、ただちに世界大会の名においてソ連に抗議すべきだと主張した。ソ連代表をはじめ社会主義諸国の代表は、もちろんこれに反対した。日本代表の大多数も、また社会主義国以外の海外代表も、反対した。

第八回世界大会後、深刻な意見の対立のため日本原水協常任理事会は大会の総括を討論することもできず、一九六三年六月まで、その機能が停止してしまった。

しかし、この間にも、被爆者と宗教者は共同で「おりづる行脚」を開始した。広島―下関、長崎―下関の平和行進、下関大集会が山口原水協のイニシアチーブで行なわれた。

ようやく開催にこぎつけた第九回原水爆禁止世界大会の途中、「いかなる国……」の原則化を固執し、さらに進んで部分核停条約の支持を主張しはじめた一部の人びとは大会から脱退した。しかし、この大会が採択した左記の「国際共同行動のアピール」は、意見の一致しない部分核停条約については一言も触れていない。

われわれ第九回原水爆禁止世界大会に参加した各国代表団は、前例のない困難にもかかわらず、この大会が大きな成功をおさめたことを深い喜びをもって宣言する。（中略）

われわれは、いまや核戦争を阻止する諸国民の決意の象徴となった広島から、全世界のすべての善意ある人びとに帝国主義に反対する闘争、軍拡競争に反対する闘争、自由と民族独立のための闘争、平和のための闘争における努力をいっそう増大させるようよびかけ、つぎのような共同の行動にたちあがるよう訴える。

一、全世界に配備されつつあるアメリカのポラリス潜水艦や、最近日本に配置されたアメリカのF一〇五D水爆搭載戦闘爆撃機などは、核戦争の危険をいちじるしく増大させている。

日本はアメリカ帝国主義によって、ソ連、中国、朝鮮、ベトナム、その他アジアの平和愛好諸国民にたいする核戦争の基地とされている。そしてこれを中心に南朝鮮、台湾を結ぶいわゆる東北アジア軍事同盟条約機構を結成する陰謀が実質上強化されている。それはいわゆる〝日韓〟会談が進められ、朝鮮の自主的平和的統一を妨げている事実に現われている。

われわれは、こうした具体的な戦争政策と対決し、それを粉砕することが急務であると考える。（中略）

二、各国におかれている外国軍事基地と外国軍隊は、同様にきわめて危険なものである。基地の存在は、周辺諸国の安全と世界の平和を脅やかすとともに、その国の主権を犯し、その国の国民の自由と安全を脅威にさらしている。外国軍事基地に反対し、外国軍隊の撤退を要求する闘争は、戦争の危険とたたかい、恒久平和を樹立するうえで決定的な一つの行動となるであろう。

三、われわれは、核戦争を防止し、核兵器の完全禁止を含む全般的完全軍縮をめざし、アメリカを先頭とする帝国主義諸国に支持されるサハラと太平洋でのフランスの核実験を阻止し、アメリカ合衆国の地下核実験の継続を非難し、アメリカ合衆国、ソ連、中国、日本を含むアジア太平洋地帯核非武装地帯を設置しなければならない。これを保証するものは、平和と独立を守る全人民の

具体的闘争である。

四、核兵器による被害を三たびも受けた日本国民の核兵器禁止運動は、世界諸国民に大きな影響をあたえてきた。われわれはその中心、広島を訪れ、三〇万被爆者の心からの叫びを聞き、それが日本国民の運動の大きなさえとなっていることを知った。戦後一八年をへた今、なおその傷痕に苦しんでいる被爆者の人びとをかたく連帯し、これらの人びとのこころをみずからのこころとし、これらの人びとをささえることは、われわれの責務である。われわれは被爆者の救援が、全世界の平和運動の大きな課題の一つであることをここに再確認し、世界諸国民によって力強くおし進められるよう訴える。

五、われわれは、新旧の植民地主義とたたかっているアジア、アフリカ、ラテンアメリカの民族独立運動とのかたい連帯を表明する。われわれは、自国南部からのアメリカ帝国主義軍隊の撤退と、祖国の平和的統一のためにたたかう朝鮮とベトナム人民を支持する。南朝鮮において、沖縄において、南ベトナムにおいて、ラオスにおいて、北カリマンタンにおいて、またアンゴラ、ポルトガル領ギニア、南アフリカ、南ローデシア、モンザビクその他多くの地域において、非人間的抑圧、武力干渉、公然たる局地戦争などを行なっている帝国主義勢力は、まさに核戦争の脅威をつくりだしているその勢力なのである。われわれは来るべきケニアとザンジバル人民の独立およびアジスアベバ統一憲章を歓迎する。全人類の運命にかかる核戦争の問題を真に解決するためには、大小を問わず、すべての国民が世界の運命をみずからの手にとりかえし、みずからの手で世界政治を動かしていかなければならない。新旧植民地主義は、数億の人民からこの権利を奪っているからである。

これらの行動の諸目標を実現するうえで、国際情勢はわれわれに有利である。あらゆる国で、人びとは戦争勢力に反対する壮大な行動をくりひろげており、戦争勢力、そして植民地主義と帝国主義の支配する旧世界全体は、年を追って発展している諸国人民の平和運動、ますます抗しがたいものとなっているアジア、アフリカ、ラテンアメリカ諸国人民の民族独立運動、そして平和の側にたつ諸国家など、これらの歴史はじまって以来最大の統一した攻勢にさらされているからである。

もちろん、われわれは、平和の勝利が自動的にもたらされるなどとは信じていない。侵略的勢力は新しい緊張をつくりだし、途方もない規模で核戦争の準備をすすめることをやめていない。

最近の世界情勢自身が示したように、われわれはアメリカ合衆国の支配層の現在の核戦争政策こそが、世界の平和にとって最大の脅威をつくりだしていることを明確に指摘しなければならない。

戦争勢力からかちとる一つ一つの譲歩は警戒心を失わないわれわれ人民大衆の積極的な、広範な、断固たるたたかいによって、たえず確実なものとされなければならない。

われわれは、美しい言葉ではなく、行動を要求する。幻想をまきちらすことによってわれわれを眠りこませようとする戦争勢力の試みは、必ず失敗するであろう。

われわれはここ広島から、平和と民族独立のためにたたかうすべての人びと、平和を求めるすべての善意の人びとによびかける。

われわれの統一をかため、核戦争の脅威をとりはらうため、全世界のいたるところで共同行動にたちあがろう、われわれの意見の相違を戦争勢力が利用することをわれわれは断じて許さない。

これこそ、アメリカの原爆投下による二〇余万犠牲者にたいする、われわれの崇高な責務を果たす道である。

総評・社会党系の諸団体は、第九回世界大会から脱退して、世界大会と日本原水協に対抗する分裂集会をひらき、原水爆禁止運動の分裂状態は、大きくその一歩ふみだした。そして、第一〇回原水禁世界大会にむけて、「原水爆被災三県連絡会議」が中心になり、「いかなる国の核実験にも反対」、「部分核停条約支持」を原則とする立場に立つ別個の集会を組織するまでにいたったのである。

一九六四年四月二四日、三県連主催の「原水爆禁止全国代表者会議」がひらかれ、つぎのような決議を採択した。

われわれは、全国各地にあって、常に原水禁運動の正常な発展を願って努力し、われわれの願いを結集し全国民に訴え、全世界に訴え、全世界に訴える方途に心をくだいてきた。このたび広島、長崎、静岡の原水爆被災原体験を基礎とした〝被災三県連絡会議〟のよびかけは、その基調と内容においてわれわれの日頃の念願に一致するものであった。われわれはこれを支持し、本日広島に集まり、原水禁運動の再建のために討議した。

ここ数年来、運動内部にこの運動を主として政党的諸闘争に従属させようとする動向が強まり、ために運動は混迷し、国民不在の運動と化してしまった。われわれは力を合わせて正しい方針と基調による原水爆禁止運動の再建と発展のため、団結して奮闘しなければならないことを確認した。

われわれは、そのため、〝原水爆被災三県連絡会議〟の提唱する「国民運動としての原水禁運動の基本を堅持し、部分的核停条約を正当に評価し、運動の政党系列化の弊害を排除し、国民感情に密着した運動を展開し地域的な運動組織を強化し、当面する日本の核武装に反対する」という方向を支持する。

さらに、日本の原水爆禁止運動の真の伝統を継承しその再建と発展のための重要な起点として、今年八月広島市と長崎市において開かれる〝原水爆禁止・被爆者救援・核武装阻止軍備全廃を訴える広島・長崎大会〟を全面的な支持実行委員会をつくり、積極的にとりくむことを決議した。

このためのわれわれの決意と行動は、運動の再建と発展の基礎となるばかりでなく、日本国民の原水爆完全禁止の大悲願にこたえ、数十万の原水爆犠牲者のみたまにむくいる唯一の道であると確信する。

われわれは、この方途が、混迷した日本の原水禁運動を、近い将来必ず正しい国民運動として大統一するものと展望し、所期の目的達成のために奮闘を誓うものである。

原水爆禁止運動の正統をうけつぎ、その前進と発展のために心をくだいている全国各階層の誠実なる人びとが、あらたな決意をもってわれわれとともに立ち上られるよう訴える。

第一〇回原水禁世界大会は、ベトナム民主共和国への爆撃をはじめとするアメリカの戦争と侵略の政策を、全世界の前に暴露し、インドシナ軍事侵略反対、核兵器完全禁止、ポラリス潜水艦配備反対、外国軍事基地撤去、被爆者救援など、世界の平和・民主勢力が共同してたたかうべき統一的課題をうちだした。

注目すべきことは、この大会にさきだって開かれた第二回世界宗教者会議が、参加者の政治的・宗教的信念のちがいや、部分核停条約についての意見の大きな相違にもかかわらず、「東京宣言」その他の決議を、全員一致で採択し、第一〇回原水爆禁止世界大会を支持した事実である。

第一〇回世界大会は、日本全国各地に組織された「百万人集会」という新しい行動形態に支えられてはじまったが、とくにその国際

会議において、重大な困難に直面した。この間の事情を、日本原水協担当常任理事会の一九六四年八月一日付声明によってみることにしよう。

第一〇回原水爆禁止世界大会国際会議が、大会役員選出をめぐり困難を克服し、軌道にのって討論がすすめられているとき、しかも、東京大会が場外にあふれる二万の代表を集めて輝しい成功をおさめた直後に、四〇名の海外代表から日本原水協へあてて、これ以上この大会に参加しないという奇怪な文書通告が届けられた。

右の四〇名の海外代表の大部分は、七月二十九日に、ソ連の計いでまとまって乗込んできた人々でありかれらのなかには、日本原水協が招待状もだしておらず、先方からあらかじめ出席通知のなかった人物も多い。

この人々は、かれらの提出した提案の討議が保証されないこと、若干の海外代表の資格に疑義があり、疑義のある代表が大会役員に選出されたこと、「被災三県連絡会議」の主催する大会に出席する代表を大会役員の選出から除外したこと、特定の国と世界平和評議会が不当な攻撃をうけ、しかも議場で回答の権利が与えられないこと、など理由をあげている。（中略）

ソ連代表団は大会が始まる以前から一貫して三県連主催の分裂集会を全面的に支持する態度をとり、日本原水協にたいする分裂策動の中心人物、安恒氏らをよびよせて、第一〇回世界大会にたいする対策をうちあわせてきた。安恒氏らが帰国してから公式に語ったところによれば、ソ連平和委員会などは、三県連の名前ではまずいから、日本原水協を僭称し、世界大会の名を使って海外代表に招待状をだすよう示唆している。彼らをみても第一〇回大会に参加した目的は、大会を成功させるためではなく、大会を内部から攪乱し、破壊する意図をもっていたことは明白である。

日本原水協としては、光栄ある原水協の伝統を守るために、第九回大会の決議を基礎とし、さまざまな意見の違いについては、ねばり強い話し合いをし、当面一致できる課題で共同行動を行ない、すべての人と団結して今日までありゆる努力をはらってきた。この努力は、国内についてのみならず、国際的な活動においても、しんぼう強くつづけられてきたのである。

それにもかかわらず、ソ連代表団員および、その他一部の代表は、第九回大会の決議に賛成すると明言しておきながら、まさに第九回大会の決議を真向から否定し、日本原水協の破壊を目的とする分裂集会を支持する態度をとった。しかも、彼らは第一〇回世界大会に出席した圧倒的多数の海外代表および日本側の情理をつくした説得をもかえりみず、道理に反する大会攪乱のための言動をとりつづけた。（中略）

彼らは自分たちの本来の意図をかくし、その行為が正当であるようにみせかけるために本大会が中国代表団とそのあやつり人形の大会であるとか、彼らを迫いだそうとして差別し発言を封じたとかいっているが、それはまったく事実に反するばかりでなく、この大会を主催した日本原水協およびこの大会の成功のためにたゆまぬ努力をはらい、関心を寄せてきた広汎な日本国民と世界各地からこの大会に参加した多くの海外代表にたいする許しがたい侮辱である。

彼らはまた、決議案を提出したがとりあげられなかったと称しているけれども、彼らが決議案を提出したのは、国際会議のはじまる前の非公式な打ち合せ会であった。この提案は国際会議に正式に提案討論されるべきものであり、会議は今進行中なのである。これは、議事運営の方式を全く無視した無礼な発言といわなくてはならない。

また彼らは、日本原水協幹部が、「無力なオブザーバー」であり、原水協は「中国原水協」となっており、こんごの国際会議に集まった多くの海外代表と日本原水協幹部は「中国のあやつり人形」であると公然と誹謗を加えているが、自分たちの主張といくらかでも違った自主的な主張を述べる代表にたいして、その違いについてまじめには討議しようとせず、れいのないレッテルをはって乱暴に片づけようとしていることは、本大会に参加した彼らの意図が何であるかをはっきりと示している。

彼らは、自分たちを追いだそうとして大会が彼らを差別し、その発言を封じたといっている。しかし、彼らも認めて参加した通り、第一〇回大会は第九回大会の決定を基礎にして開かれたものであり、日本原水協はこのことを明らかにして国内外に代表の参加をよびかけている。したがって、第九回大会の決議を基礎にする方針を貫徹するのは日本原水協の一貫した態度であり、だからこそこの大会の役員の構成について、日本原水協の破壊を目的とする三県連の分裂集会を支持し、これに参加する意図をもつ代表を役員には入れないで大会を防衛するということは、しごく当然な態度といわねばならない。しかしこのことは、そのような参加者を追いだそうとしたとか、その発言を封じたとかいうこととはなんの関係もないことである。現にジューコフ氏も世界平和評議会のヨリエール氏も数百人の参加者のなかで公平に発言の機会を与えられている。

われわれは、はっきりいっておかなければならない。第一〇回世界大会の主催団体である日本原水協を否認し、その主催する大会に反対し、これを破壊する目的で組織された別の分裂集会に参加し、これを推進することは、単なる意見の相違というような問題ではない。ソ連代表団が、七月三一日、第一〇回世界大会東京大会は全員でボイコットし、それが開かれていると同時刻に、虎の門の久保講堂に七百人をかりだして催された「三県連集会」に主賓として出席している事実は、ぜったいに世論の納得をえられない態度である。しかも、他国の代表団にたいし「三県連」の分裂集会に参加することをすすめているソ連代表団の行動は、第一〇回世界大会の成功を望むというかれらの宣伝が、まったく虚偽であることを完全に証明している。

最後に、日本原水協と日本の原水禁運動に深い関心をよせ、核戦争の阻止、核兵器の完全禁止をめざし、第一〇回世界大会の成功のためにかげになり日向になり力をつくしてきた広汎な国民は、彼らがどんなずるいやり方でその分裂と破壊を企てている意図をかくそうとしても、必ず本性をはっきりと知るであろう。なぜなら、それは、第八回大会における一部人々の暴力行為や、第九回大会における大会からの脱落、三月一日の久保山愛吉氏墓前祭にあらわれたような、その後のさまざまな策動によって、多くの人々が分裂をはかるものの正体をみきわめてきているからである。

第一〇回原水爆禁止世界大会は一部海外代表の新たな分裂策動にもかかわらず、いささかもゆるぐことなく、画期的な大成功への巨歩を、着実に進めている。ソ連代表団は、横浜港へ到着したとき、日本平和運動の統一のためにやってきたと声明したが、これはまったく傲慢な考え方といわねばならない。わが国の平和運動の統一と団結の強化は、なによりもまず、日本人民自身の大衆的運動の発展によってかちとられるべきものであろう。

ジューコフ氏によると「三県連」の存在は日本の内部問題であるから、これに干渉することなく、すべての「平和」集会に参加するといいながら、日本の平和運動の「統一」には干渉するとい

うのである。このような矛盾にみちた論理は、ついに第一〇回世界大会国際会議において、役員の選挙は棄権しておきながら、その結果をみて非難を加え、さらには、みずから大会をボイコットしておきながら、大会「分裂」したと宣伝するまでにいたった。

日本原水協担当常任理事会（世界大会本部）は、第一〇回原水爆禁止世界大会の準備過程においても、またそれが開催されたのちに直面した種々の問題の解決にあたっても、民主的討論をつくし、構成メンバー全員の完全な意思統一のもとに運営されてきた。もちろん、今後もこの強固な団結によって、第一〇回世界大会の成功のために責任を果たすものである。

第一〇回原水爆禁止世界大会は、百万人集会に示された日本国民の運動に依拠し、内外の強固な団結に支えられて、いかなる妨害をものりこえ、その成功をかちとるであろう。

なお、第一〇回世界大会に対抗して開かれた「原水爆禁止・被爆者救援・核武装阻止・軍備全廃を世界に訴える広島・長崎大会」は、八月七日、つぎのような文書を採択した。

（前略）私たち全日本のすべての地域からこの大会に結集した三万人の代表者は、ここ原爆の地ヒロシマから、原水爆の禁止と人類の恒久平和をめざしてみなさんに訴えます。

ヒロシマで第一回原水爆禁止世界大会が開かれてからすでに九年を経過しました。この間、世界と日本の原水爆禁止と平和の運動は巨大な発展をとげ、とくに昨年はこの運動の最初の重要な成果である「大気圏内外および水中における核兵器実験禁止条約」が結ばれました。これは核実験の全面禁止を通じて軍備全廃への第一歩として、私たちに明るい希望と強い確信をあたえました。

しかし今日の情勢は決して私たちが立ちどまることを許しません。地下核実験の余地が残されているだけでなく、一方ではフランスの核実験が予定されているとともに、中国・西ドイツの核武装準備がつたえられており、他方では米大統領候補の一人が、ベトナム・ラオスで核兵器を使用すべきだと公然と言明しています。とくにベトナムでは米国の公然たる軍事行動が開始され、一九六二年秋のキューバにも似た核戦争の危機をはらんでいます。またわが国では、こうした情勢の下で沖縄はひきつづいてアジア最大の米軍原水爆基地と化しているばかりでなく、横田、三沢などには米軍の水爆搭載機F一〇五D戦闘機が配備され、各地の港には米軍原子力潜水艦の寄港が要求されています。

こうして世界の各地で原水爆の新しい危険と脅威がつづいているとき、ヒロシマでは一人また一人と原爆症患者の死亡数が年毎にふえ、生き残った被爆者は毎日毎日原爆症の新しい徴候におのいているのです。原爆の爪あとはまだ残っているのです。「ヒロシマをくりかえすな」という言葉はまだ過去のものではありません。

地球上のどこの国のどんな人にも二度とこうしたことがくりかえされてはならないのです。だからこそ私たちは、どこの国のどんな核実験、核武装にも反対し、核兵器の絶滅と軍備の全廃を訴え、被爆者の救援を訴えつづけてきたのです。

世界のみなさん。

全世界における原水爆禁止と平和を愛する諸国民の即時断乎たる行動によって、ベトナム・ラオスでの核戦争の危機を防ぎとめましょう。

私たちはジュネーブ会議による一四ヵ国会議が即時開催され、ベトナム・ラオスの国民がどんな武力干渉も排除して、平和な自立と統一を達成できるよう関係諸国に強く要求します。

私たちはベトナム・ラオスはもとよりいつどんな場所でも、核兵器を使用する政府は人類に対する許しがたい犯罪人であることを、歴史の証人であるヒロシマからおごそかに宣言します。

今ほど被爆の実相が広く知られなければならないときはありません。原水爆禁止と平和をねがう心は、被爆者の健康をねがう心なのです。被爆者の救援は一日も早く急がれなければなりません。被爆者救援のための国際的な連帯と運動を心からみなさんに訴えます。

日本のみなさん。

世界で最初の、そして唯一の原爆被災国民である私たちは日本の核武装を許してはなりません。水爆搭載機の配備や原子力潜水艦の寄港を許すことは、私たちの海と空を常時原水爆の危険と脅威にさらすばかりかすすんで他の国民に原水爆の危険と脅威をもたらす加害国たることです。私たちは原水爆の禁止と平和を愛する日本のすべてのみなさんが、沖縄米軍原水爆基地の即時撤去を要求するとともにF一〇五D爆撃機の配備と米軍原子力潜水艦の日本寄港に反対し、憲法第九条にもとづいて日本の政府・国会に一切の核武装をしないという宣言をさせるよう国民的な運動をおこすことを訴えます。

アジア・太平洋沿岸および諸島のみなさん。ビキニをくりかえしてはなりません。実験のための汚染はもとよりどんな住民も、実験の犠牲になることを許すことはできません。また私たちは日本、中国はもとよりアジアのどんな国の核武装にも反対します。フランスの核武装を阻止し、すすんで核非武装地帯を設定してアジア・太平洋を平和な大陸と海にするために、諸国民によるアジア・太平洋原水爆禁止平和会議を開くことを訴えます。

世界と日本のすべてのみなさん。

核実験の全面禁止は一刻も早く実現されなくてはなりません。地球のどんな空間や地域も――地上でも地下でも、大海でも砂漠でも――実験に使用されてはなりません。今結ばれている部分的核停条約に除かれている地下核実験の禁止を含ませることによって核実験の全面禁止を実現することは核兵器の完全禁止と軍備全廃への第一歩です。

来年の八月はヒロシマ・ナガサキの被爆二〇周年です。人類は数多くの困難と核戦争の危険を克服しながらいま恒久平和の門口に立っています。私たちは生きる権利があり人類は生きつづけなければなりません。

人類の生存と平和をめざして来年の八月六日までにはどうしても核実験の全面禁止を実現させるよう世界のみなさんにヒロシマから訴えます。

こうした世界と日本の平和を愛するすべての人びとの連帯の運動によって平和共存と全面完全軍縮をかちとるならば人類の偉大な未来をきりひらくでありましょう。

第八編　労農政党

第一章　日本社会党

第二一回党大会

定期全国大会は一九六二年一月に開かれ、三日間にわたり党務報告とそれに対する質疑、運動方針など一二議案の討論と採決、新役員の選挙などが行なわれた。焦点となったのは、江田書記長の一般党務報告と一九六二年運動方針案をめぐっての構造改革路線の論議であり、それと関連する書記長人事であった。構造改革については、小委員会で白熱した討論をへて、運動方針に修正を加えることによってそれを戦術に局限しようとする東京都連修正案が、多数決で可決された。この大会で決定した六二年運動方針のうち、「党の反省とたたかいの構え」の個所では左のように書かれている。

昨年の全国大会において、構造改革は「党の綱領の社会主義平和革命の道程をさらに豊富にし発展させるもの」として決定された。しかしこの方針を正しく発展させるためには改良主義に堕してはならない、帝国主義との闘いを回避してはならない、また運動論、組織論が必要である等の条件をつけられている。この新しい方針は、綱領のめざす社会主義政権樹立までの広汎な領域における党の活動を積極的に裏づけ、とくに民主主義拡大の諸闘争について新しいたたかいの指標を提起した。

また党にたいして理論的刺激を与えて、党の理論的内容をゆたかにしただけでなく、労働運動その他の分野にも大きな方針上の影響を与えた。あるいは中間政府の展望と、国民の階層的連合に基礎をおく統一戦線の方針を打ち出して国民統合の道をしめした。また共産党にたいする統一戦線問題など戦術指導理論での弱さを補なった。このような積極面はいっそう推進されなければならない。しかしそのためには次のような欠陥を克服しなければならない。それは構造改革が党の弱い体質と結びあって、あたかも階級協調的な妥協と修正の口実としてうけとめられたり、反独占の構想のみが先行してこれを裏づける充実した行動が伴わなかったという側面である。階級的な力関係を無視してあたかも容易に独占の規制が可能であるかのようなとらえ方が、そのことに拍車をかけた面があったことも否定できない。また平和や独立などの

反帝国主義闘争と反独占闘争とを機械的にきりはなすとらえ方もあった。

〈以下が東京都連修正案によって挿入された部分〉

構造改革の闘いは、綱領で定められた階級闘争を強め、平和革命を日本において達成するためのたたかいの戦術を多様に展開するものとして、正しくうけとめることが必要である。日本のようにまだ民主勢力の組織力が十分でなく、大衆闘争が真に大衆に定着せず、かつ保守政権が反動化し、マスコミが独占資本ににぎられている条件のなかでは、構造改革の闘いのうけとめ方いかんで、しばしば右寄りの危険性をもっているので、闘い方についても十分注意を払わなくてはならない。大衆闘争を基礎に反独占の闘いの方式として実践のなかで学びつつ、なによりもこの闘いを通じて、大衆を組織し、民主勢力の力量を強めることが必要である。また構造改革の理論はその中に問題提起の仕方によっては綱領にかかわる部分を含み、社会主義政権の樹立にかかわり合う内容をもっているので、党は長期理論委員会において十分に討議し、これを深めてゆかねばならない。したがってこれを今日の段階において、戦略路線として直ちに党の基本方針としてはならない。

中央執行委員会は、大会で決定した運動方針中の構造改革を全党員が正しく解釈する必要があることから、次のような確認事項をきめた。――「構造改革は戦略としてではなく戦術の範囲内で進め、長期路線か短期路線かについては、社会主義理論委員会で十分に検討し結論を出す。」

注目された役員人事は、江田三郎　三二三票、佐々木更三　二六〇票で江田書記長が三選され、中央執行委員長河上丈太郎、統制委員長黒田寿男のほか、左の中央執行委員が選出された。

矢尾喜三郎（総務局長）、成田知巳（組織局長）、和田博雄（国際局長）、松井政吉（教宣局長）、赤松勇（機関紙局長）、勝間田清一（政策審議会長）、飛鳥田一雄（国民運動委員長）、八百板正（選挙対策委員長）、山本幸一（国会対策委員長）、藤原道子（婦人対策委員長）、松原喜之次（財務委員長）、横路節雄、松本七郎、穂積七郎、高田富之（以上無任所）

なお、大会の一〇日ほど前、北京において社会党訪中使節団長鈴木茂三郎と中国人民外交学会会長張奚若とのあいだで「アメリカ帝国主義は日中共同の敵」との「浅沼発言」を確認する「共同声明」がでたが、大会はこの声明を全員一致で承認した。

参議院選挙　第六回参院通常選挙は一九六二年七月に行なわれた。この選挙は安保闘争直後の総選挙以来二年ぶりの国会選挙であり、投票率は非常に高く、全国平均で六八％、前回より一〇％高かった。得票率では、全国区は保守票五一％（自民党は前回四一％、今回四六％）民社党を加えた革新票三二％であり、地方区は保守票四八％（自民党は前回五二％、今回四七％）、革新票四五％であった。議席においては民社党を含めて革新派八一で、総議席の三分の一に達しなかった。創価学会の進出が顕著で、無所属で出たが九人全員当選し、非改選をあわせると一五議席となり、参院第三党となって公明会を組織した。

社会党は、全国区一九名、地方区五〇名を立候補させ、五五名獲得を目標にたたかったが、全国区一五名、地方区二二名（次点落選二四名）計三七名を当選させたにとどまり、改選議員数三六名をわずか一名上まわったにすぎなかった。非改選議員二九名を含めて、社会党の新議席は六六名となった。労組出身者は一四名中一一名当選し、順位は低かった。地方区の一人区の小選挙区二五県のうち、社会党の当選したのは秋田と山形の二県であった。得票数は全国区八六七万票（二四・二％、自民党は四六・四％）地方区一一九二万

第177表　第6回参議院選挙による党派別議員数

非改選議員			当選者				新議席			改選前議席		
計	全国	地方	計	全国	地方		計	全国	地方	計	全国	地方
73	23	49	69	21	48	自民	142	45	97	137	42	95
29	13	16	37	15	22	社会	66	28	38	65	31	34
7	2	5	4	3	1	民社	11	5	6	16	4	12
5	3	2	2	2	0	同志	7	5	2	11	9	2
1	1	0	3	2	1	共産	4	3	1	3	2	1
0	0	0	0	0	0	諸派	0	0	0	0	0	0
8	6	2	12	8	4	無所属	20	14	6	12	8	4
6	5	1	9	7	2	（創価学会）	15	12	3	9	7	2
123	49	74	127	51	76	計	250	100	150	244 欠6	96	148
8	5	3	8	6	2	（婦人）	16	11	5	13	8	5

票（三二・八％、自民党は四七・一％）である。

党声明として発表された「参院選を終って」は左のごとくである

▽参院選を終って　（党声明）

一、わが党単独で憲法を守る議席に達しえなかったことは残念だが、三七の議席を獲得し、内容的にも前回（三四年）にくらべて八議席増の当選者を出し、得票率でも着実な伸びを示したことは、わが党の前進を約束するものである。自民党は前回当選を下回り、得票率でもかなりの減少を見せ、民社党、共産党を合わせれば、革新の得票率は自民党とほぼ拮抗するまでになり、しかもその中で社会党が革新の中心勢力であることがますます明らかとなった。このことは今後のわが国の政治の動向にとって大きな意義がある。

一、自民党が故意に政策の争いを逃げたことや、悪質な買収選挙、投票かり出し運動を行なったにもかかわらず、このような前進を示したことは、国民のわが党に対する期待の大きいこと、とくに安保闘争以来、つちかわれた国民の政治意識の著しい高まりを示している。とくに一人区でもわが党が自民党と互角に近いたたかいを進め得たことは、わが党の農村地域への進出や支持層の拡がりを示しており、こんごのわが党の発展にとって大きな希望をもたせている。

一、われわれは今後、自民党の動きを監視するとともに、当面つぎの国会では、予想される内外のきびしい情勢に対応するため、貿易自由化の延期や日中貿易の拡大、さらに中小企業対策および農業政策など経済政策の転換、非核武装などの外交政策また物価値下げや税金問題など国民の身近な要求をとりあげ、一歩でも二歩でもその実現のために努力する。

一、しかし同時に、われわれは依然として三分の一の壁を破り

得なかったこと、自民党の改憲の野望をくじき得なかったことを卒直に反省しこんご予想される自民党の反動化と改憲の企図を阻止するために護憲勢力の結集など、新たな決意の下に出発しなければならない。また労組依存や逆ピラミッドなど多年の課題である党自身の体質改善を達成し、当面、来年の地方選挙と次期衆院総選挙に勝利し、さらに護憲・民主・中立政権の実現に全力をあげ、わが党を支持してくれた一二〇〇万にちかい有権者の期待にこたえて、日本の平和と国民の繁栄のために努力することを誓う。

江田論文問題　江田書記長は七月に日光の党全国地方オルグ会議の席上で、「人類がこれまで到達した主な成果」として「アメリカの平均した生活水準の高さ、ソ連の徹底した社会保障、イギリスの議会制民主主義、日本の平和憲法」の四つを挙げ「これらを総合したところに社会主義の新しいビジョンを求める必要がある」と語り、九月には雑誌「エコノミスト」に論文「社会主義の新しいビジョン」を発表してこの趣旨をくわしく展開し、ディナークラブでも同趣旨の講演を行なった。

この書記長の見解に対して、佐々木更三は綱領違反ではないか、機関軽視の提起ではないかなどの点で質問書を提出し、中執委の正式見解を求めたが、それ以後一〇月から一一月にかけて、小林信一ら七名の衆院議員、太田薫、木村禧八郎、向坂逸郎などが「社会新報」「エコノミスト」「社会主義」の紙誌上で反論を加えた。その論点は書記長が党機関にはからず党外の雑誌などに個人的見解を発表するのは機関無視だ、アメリカの生活水準などのブルジョア的本質を無視し資本主義を美化している、現実のきびしい闘争から遊離している、中ソの社会主義が恐ろしいもののような印象を与えていると強調するのは反共的だ、国有化を否定しているのは不当であるなどであった。

これらの批判に対して、江田書記長や成田組織局長らは機関紙上で回答したが、この論争は党外にも波及してジャーナリズムをにぎわし、民社党の西尾書記長が江田ビジョンを基本的に支持するむねの談話を発表し、江田書記長がそれを策動だと非難する一幕もあった。中央執行委員会は、この問題について、数回にわたって討議したが結論が出ず、結局二二回大会直前の中執において理論委員会で論議をつくすのが適当だとする河上委員長の見解が全員一致で了承された。

第二二回党大会　次の定期全国大会は一九六二年一一月に開かれ、三日間にわたり党務報告についての質疑と承認、一九六三年運動方針など八議案の討論と採決、新役員の選出などが行なわれた。

論議の中心になったのは「江田ビジョン」であった。江田書記長の一般党務報告についての質疑のあと、これに批判的な山花秀雄ほか三七名から「党の指導体制強化に関する決議」が提出され、二三二対二一一で可決、ついでビジョン賛成派（野原覚ほか一六名）が提出した「党内論争を正し、党の団結と統一を強化し、たたかう党へ前進するための決議」は過半数の賛成がえられず廃案となった。その結果、江田書記長は辞任した。

党の指導体制強化に関する決議

三八年度のわれわれの戦いはきびしい情勢が予想される。このような時に、書記長みずから、党機関の意志を無視して社会主義の理論に混迷を与える疑いのあるビジョン論を党外に発表したり、党機関をヒボウするなど、ひいては指導体制の不統一を招き、党の混乱と、戦う体制に不安と動揺を与えたことはきわめて遺憾である。

以上の事実にてらして、本大会は江田書記長の党務報告を承認

するに当たり次の通り決議する。

一、江田ビジョン論は社会主義の理論を混乱におとしいれる。未来像は、党の綱領を守り、充実する立場から、党機関、理論委で十分審議して作るべきだ。

一、党の指導的立場にある者はとくに個人的言動をつつしみ、機関と組織の内部で十分意志統一と組織的活動の前進につとめ、指導の任に当たるべきだ。

運動方針案についても、激しい論議が行なわれ強い改正意見も出され、結局、合理化反対闘争や中国核武装の反応としての日本核武装の条項などの部分的修正のほか、国際情勢の項を全面的に書きなおす補足意見が通過し、この点を新執行部で考慮を確約するという条件をつけて採択された

人事は、河上委員長と黒田統制委員長は無競争で再選、書記長は投票で成田知巳、その他の中執は左の通り選出された。

和田、赤松、勝間田、松原、八百板は旧役再選、松井政吉（総務局長）、江田三郎（組織局長）、横山利秋（教宣局長）、井岡大治（国民運動委員長）、島上善五郎（国会対策委員長）、高田なほ子（婦人対策委員長）、小柳勇（労働担当）、亀田得治（農漁民担当）、占部秀男（自治体担当）、永井勝次郎（中小企業担当）、佐多忠隆（企画室担当）岡田春夫（同上）、西風勲（国民運動担当）

統一地方選挙と総選挙

一九六三年四月には、統一知事選挙、都道府県議選挙、大阪・横浜二大市長選挙、五大市議選挙、さらにつづいて統一市町村長選挙、市町村議選挙、東京都区議選挙が、統一地方選挙として一括して行なわれ、一月には衆議院選挙があった。統一地方選挙を中心とした地方選挙では、政党色がいよいよ強くなり、他方、四知事・三六市長・都道府県議では定数の一割に近い二五三名の無投票当選があった。自民党の「中央に直結する地方自治」に対して、社会党は「住民につながる地方自治」のスローガンで対抗した。

知事選挙では、一般に現職知事が圧倒的な強さをみせたが、福岡（鵜崎多一）と大分県（木下郁）で現職の革新系知事が再選され、岩手県では新人の千田正が三人目の革新系知事として当選した。とくに全国で唯一人の社会党員知事を再選した福岡県では、県会議員選挙でも社会党は二九人を当選させ、自民党に代って第一党を確保した。保守と革新が真正面から対決して注目された東京都と大阪府の二大知事選では、革新派が敗れた。とくに東京都知事選では、共産党も独自候補をとりやめ、多くの労働組合も革新三派の統一のため従来にみられない努力をしたが、六〇万票の差をつけられた。これには創価学会が保守候補支持に決定したことによるところが大きいといわれ、また自民党の証紙偽造事件や革新候補名にまぎらわしい他人名の立候補者が出るなど多くの妨害や怪事があった。現職再選知事のなかでも、さすがに多選知事に対する選挙民の批判はきびしく、五選されたとはいえ神奈川県や和歌山県の保守系知事の得票率は激減した。また横浜と大阪の二大市長選は保守の内紛もあって社会党が勝ち、社会党の飛鳥田一雄と革新系の中馬馨が当選した（なお、三月に行なわれた北九州市長選挙では、社会党公認の吉田法晴が自民・民社共同推薦候補を三万票ひきはなして当選した）。

社会党の得票数は、都道府県議選挙八七六万票（二三％、自民党五一％）市区議選挙二一五万票（一一％、自民党二二％）市長選挙八八万票（一二％、自民党一七％）町村議選挙二一万票（三％、自民党二％）町村長選挙八万票（二％、自民党八％）であった。無投票当選者を含めて都道府県議の社会党当選者数は計五一九名（改選前は四二五名）、うち現三一二名、新一八七名、元二〇名である。（第

第178表　都道府県・議席数の変化

区　分	当選者	改選前
自民党	1623	1714
社会党	519	425
民社党	86	133
共産党	20	10
公政連	56	3
その他諸派	38	75
無所属	344	148

・一〇・一現在)。

一一月に行なわれた第三〇回総選挙は、ジャーナリズムによってはじめから「争点なき選挙」といわれたが、一般に低調で投票率も戦後第二の低率七一・一四%であった。物価問題を中心とする所得倍増政策は重要な選挙の争点であったが、選挙定数の是正が今回も放棄され、また解散直前の議会でわただしく成立した公選法臨時特例法による選挙運動方式(ポスター掲示の大幅制限等)も選挙民の投票意欲を阻害した。

結果からみると、大局的には保守と革新との勢力分野に大きな変動はみられなかったが、革新票の漸増および保守票の漸減という基本傾向がつづき、革新系三党を合わせると議席数においてはじめて一七〇の大台を突破し、得票率においてもはじめて四割を越えたことが注目される。党別にみると、自民党の後退、社会党の不振、共産党および民社党の伸長という結果となった(第180表参照)。

社会党としては、得票率は前回の総選挙における二七・六%より178表参照)。また一二月下旬現在、社会党の市区町村議当選者は一九五七名(前回は一七九六名)、市区町村長当選者は一七名(前回は二〇名)であった。この結果、全国で社会党は、知事一、市長二〇、町村長一三、都道府県会議員五三一、市会議員一六一一、町村会議員一〇八五、東京都区会議員一三三、計三三九四名をもつことになった(六三

第179表　地方公共団体の長および議会の所属党派別調べ(1963.10.1　現在)

選挙別	年月日	定数	党派別							合計	欠員
			自民	社会	民社	共産	公政連	諸派	無所属		
知事	63.10.1	46	24	1	0	0	0	0	21	46	—
	63. 4.1	46	24	1	0	0	0	0	21	46	—
都道府県議会議員	63.10.1	2,688	1,747	531	81	22	56	78	163	2,678	10
	63. 4,1	2,657	1,722	431	134	10	3	78	141	2,519	138
市長	63.10.1	557	74	20	0	0	0	1	460	555	2
	63. 4.1	554	72	22	0	0	0	1	452	547	7
市議会議員	63.10.1	18,279	2,724	1,611	345	418	698	112	12,244	18,152	129
	63. 4.1	18,249	2,904	1,368	342	302	42	157	11,875	16,990	1,259
町村長	63.10.1	2,859	104	13	0	0	0	0	2,738	2,855	4
	63. 4.1	2,863	98	15	0	0	0	1	2,713	2,827	36
町村議会議員	63.10.1	60,358	1,603	1,085	81	588	22	28	56,314	59,721	637
	63. 4.1	61,556	1,724	898	92	440	—	38	55,566	58,758	2,798
東京都区	63.10.1	1,069	635	133	18	62	142	2	77	1,069	
	63. 4.1	1,012	578	122	21	41	3	3	200	968	44
合計	63.10.1	85,856	6,911	3,394	525	1,090	918	221	72,017	85,076	780
	63. 4.1	86,937	7,122	2,857	585	793	48	278	70,968	82,655	4,282

第180表　第30回総選挙における当選議席数と得票率

	議席数		得票率(%)		
	今回	前回	今回	前回	増減
自民党	283	296	54.7	57.6	−2.9
無所属	12	5	4.8	2.8	+2.0
諸　派	0	1	0.1	0.3	−0.2
小計	295	302	59.6	60.7	−1.1
社会党	144	145	29.0	27.6	+1.4
民社党	23	17	7.4	8.8	−1.4
共産党	5	3	4.0	2.9	+1.1
小計	172	165	40.4	39.3	+1.1

一・四%ふえて二九%となり、得票数も一〇二万票ふえたが、議席数では前回の一四五（解散時は一三七）から一人減じて一四四（うち新二二、前一〇八、元一四。次点三四。立候補は一九八）であった。しかし選挙の中心スローガンとして「追いつき、追いこし、社会党政権を！」をかかげ、数年後に社会党単独政権を樹立する構想の第一歩として今回の選挙に少なくとも単独（三分の一）護憲勢力一五六の確保を期待していたことを考えると、この成果が「敗北」であったことは事実であり、社会党みずからそのことを認めた。社会党が物価批判一本にしぼって行なった池田政権攻撃はある程度成功したにもかかわらず、池田経済批判の盛り上りを自党勢力の拡大に直結できず、池田批判票が社会党以外の方へ流れてしまったとみられることは党体制のあり方など社会党の反省が強く要請されたところである。社会党では選挙結果が判明した直後、河上委員長、成田書記長から左のような党声明を発表した。

一、予想に反して一四四名にとどまったことは、わが党に寄せられた国民の皆さんの大きな期待にそいえなかったことをお詫びいたします。

二、敗因についてはこんごくわしく検討しますが、いずれにしてもわが党自体の主体的な努力が不足したため、政府、自民党に対する国民の批判をわが党への投票に固めることができなかったことは明らかである。

三、しかし、民社党、共産党をあわせると、議席数も得票数も野党側が着実にのび、自民党は前回より減少しており、自民党が敗れたことは明らかであります、このことは国民が決して自民党の政策を支持したのではなく、同時に革新勢力が保守勢力に迫いつき、迫いこすというすうせいを証明しているものであって、自民党のいう保守安定ムードの基礎はありません。

四、この選挙は物価値上り、原子力潜水艦寄港、日韓会談などの諸問題そのものを決して解決したものではありません。これらの問題はいぜんとして残り、国民生活に重圧を加えることに変わりはありません。わが党は野党第一党として、これらの問題を取り上げ、国民と共にたたかう態勢を強めて行く決意です。

五、この選挙の結果は、政権獲得の道がたんたんたる大道ではないことをわれわれに教えています。とくに今回の選挙の結果は、わが党の組織、政策、日常など党全体のあり方について十分反省するよい機会であり、国民の審判をかみしめ、けん土重来を期して再出発したいと思います。

勝っておごらず、敗けてくじけない態度を堅持し、あくまで政権獲得をめざしてこんご一層の努力を続けていく決意を固めるも

のであります。

第二三回党大会

一九六三年中は地方選挙や衆議院選挙があった関係から大会は開かれず、第二三回大会は六四年二月に三日間開かれた。党務報告と運動方針などの質疑討論とその承認および了承、本部および地方提出一二議案・アピールの採択、新役員の承認などが行なわれた。

社会党として、きびしく激動する内外情勢に対処するための根本方針の決定、総選挙における敗北以来深刻に党内で論議された「体質改善」と挙党一致の体制がこの大会に要請されていた。開会の挨拶で河上委員長は、「このままでは社党は伸び悩みではなく、停滞する。平和革命の議論よりも一人の候補者を」と訴え（「毎日新聞」二・二三）岩井総評事務局長も祝辞において、左のように述べた（「朝日新聞」二・二二）。

社会党はいま大変な事態を迎えているが、大会はこれを直視して議論してほしい。さきの総選挙の結果は一時的現象ではなく全体的な傾向の兆候であるしかしわずか五万の党員で百四十四人の衆院議員を獲得できたのは、力以上の幸運といわなければならない。これは革新を願う国民の全体のフンイキのためで、いわば根無し草といっていいのではないか。従って、いつ大きく転落することになるかもしれない。この少数の政党に派閥がからみ、大衆団体にさえ、これがはいりこんでいる。この最大の欠点は、団体セクト主義が党指導より優先していることだ。総評内の圧倒的労働者が社会党の現状に不満をもっているのは事実であり、総評がいつまでも社会党を支持すると考えるのは古い。全党員のこの大会での奮起をお願いするとともに、春闘の成否が大会の成果にかけられていることを知ってほしい。

にもかかわらず大会は、党主流と反主流との激突となった。開幕時から早くも大会運営委員長の人選をめぐって両派ははげしく争い、また第一日の午後、成田書記長の一般党務報告についての質問中に曽我祐次東京都連書記長は、党機関紙「社会新報」に掲載され、のち著書の一部となって発売された佐藤昇論文について党機関紙局の偏向を攻撃し、「いかに新しい理論（構造改革論を指す）であっても、社会党の中央機関紙に日共離党派の理論を借りなければならぬとはなにごとか」と質し、このため大会は一時混乱する事態が生じた。もともとこの大会では構造改革路線をめぐる論争が論議の焦点となることが予想され、この問題は派閥の解消をめざす党の機構改革運動にも役立つものとみられていたにもかかわらず、結局、理論問題としても発展せず、政策上の論議からも著しくかけ離れ、かえって党内の派閥関係と癒着してしまった感がある。また、無益な論争をやめ、自民党を相手にして具体的な政策や運動の指導を求めた下部活動家たちの要望も、派閥的対立に蔽われて発展させられなかった。最終日には、激論の末、北海道代議員（主流派）提出の「党内規律確立決議」と、東京代議員（反主流派）提出の「党委員長は左のような「挙党体制の確立」に関する中央執行委員会の統一見解をもって決意表明を行なった。

本大会における党員諸君の挙党体制に関する真摯なる意見にかんがみ、中央執行委員会は次の諸点についてとくに中執の見解を披歴して、党員諸君の深い理解と協力をのぞむ次第である。

一、内外の情勢緊迫する重大な時、いまこそ挙党一致の体制を確立し、平和と独立、国民生活の安定向上のため、全力を発揮しなければならない時である。

中央執行委員会は責任の重大なるにかんがみ、大会決定の実践にあたるべき挙党体制の確立に、あらゆる努力をつくすべきこと

を確認した。

一、党内規律の強化は党の前進のため必緊の重要問題である。民主的討論、各級機関の指導力の強化、責任体制の確立等により、党の決定がすべての党員によって誠実に実践されるよう、全力をつくす決心である。

一、機関紙誌等に関する諸般の大会意見にかんがみ、党の理論指導教宣活動等に関し、大会小委員会の付帯決議である日刊化に関する編集・経営委員会及び人事の刷新等については速やかにこれを実践するほか、運営管理の厳正を期するよう中央執行委員会は全責任をもって指導し、統制する。

なお、中央執行委員会は、本見解が新執行部の編成ならびに運営に正しくひきつがれることを期待し、努力する。

役員人事については、反主流派が党内野党宣言を発して役員への立候補を拒否したため、主流派が執行部の全員を無投票で独占することになった。新役員全員が無投票で選出されたのは、民社党分裂以後はじめてのことである。佐々木副委員長工作は主流派の拒否にあい、最高人事問題は次期に持ち越された。大会で承認された新執行部は、河上委員長、成田書記長の再選、加藤勘十統制委員長のほか左の通りである。

松井、江田、和田、横山、小柳、高田、勝間田は旧役再任、田中織之進（機関紙局長）、高田富之（農漁民局長）、松平忠久（中小企業局長）、阪上安太郎（地方政治局長）、山田耻目（青少年局長）、滝井茂高（選挙対策委員長）、河野密（財務委員長）、横路節雄（国会対策委員長）、大原亨（国民運動局長）、多賀谷真稔（企画室担当）、平岡忠二郎（同）

「日本における社会主義への道」

社会党は第二二回党大会の決定にもとづいて党内に社会主義理論委員会（委員長鈴木茂三郎、事務局長勝間田清一）を設けた。この委員会は、第二三回党大会に「日本の現状」についての報告書第一部（中間報告）を提出し、つづいて第二四回党大会に「日本における社会主義への道」と題する報告書第二部を提出した（第二四回大会の項参照）「日本における社会主義への道」は五章から成り、第一章　日本における社会主義と社会党の任務、第二章　平和革命の条件と移行の過程、第三章　議会制民主主義とわが党の闘い、第四章　大衆闘争の意義、第五章　外交路線と国際連帯、である。以下第二章までの節目と主要部分を紹介しておく。

第一章　日本における社会主義と社会党の任務

一　社会主義革命の必然性

――われわれは何故社会主義を選ぶか――

(1)　現代は資本主義から社会主義への移行の時代である　(2)　日本の国家独占資本主義と矛盾の拡大　(3)　福祉国家論批判

二　社会主義の原則と基本目標

(1)　基本原則　(2)　われわれの目標

三　社会党の任務――日本における社会主義への道――

（前略）日本における社会主義の道は、同時に平和革命の道であることをわれわれは確認する。そして平和革命の道は後に詳述するように「望ましい」という理由だけで選択したものではない。客観的にその条件が存在するが故に、それを積極的に遂行するのである。もとより、われわれは「民主社会主義者」のように、改良や進歩を積み重ねていけば、やがて資本主義が自動的に社会主義に変わるであろうなどと空想しているのではない。就業人口の過半数を占め、反資本主義の性格を歴史的に持っている労働者階級を中核とし、労農提携を中心とする広汎な勤労諸階層の反独占闘争とその闘争を通じて結集される国民戦線を基盤として、議

会の内外において民主的多数派を獲得し、議会を通じてすべての権力をわれわれの手に握らなければならないであろう。その過程で社会党政権の段階から安定した社会主義政権に移行する。

（略）民主主義を名実共に実現するものは社会主義政権であることを確認し、社会主義的民主主義を実現するために、まず政治的民主主義の中核である議会制民主主義をわれわれは最も重視するものである。このことはソ連や中国におけるように独裁を必要とした歴史的条件と著しく相違する点でもある。国際情勢の急激な変化の中に、しかも有利に発展している国際情勢の中に、われわれの外交と国際連帯を推進強化することもわれわれの革命にとって不可欠な条件である。それ故に平和と民族独立、社会主義建設への協力と平等互恵の平和共存の国際関係を結ぶ方針をわれわれは採用する。（略）

第二章　平和革命の条件と移行の過程

一　平和革命の条件

今日、世界の先進資本主義諸国では武力闘争によらずに権力をかちとり、平和的に社会主義に移行することが可能となっている。すなわち武装蜂起や内乱に訴えることなく、議会と大衆闘争による民主主義的方法によって、国民の間に民主的多数派を結集して反動勢力を政治的に孤立させ、抑制し、反革命的な暴力の発動を阻止しつつ、権力の移動を実現し、社会主義の原則に基づいた社会の諸改造を行なうことが可能となっている。この平和革命の道はそれが望ましいばかりでなく、現代の革命においてもっとも有効かつ実現可能な道である。これに反して、過去において支配的であった暴力革命は客観的にその可能性を失いつつあり、今日においてこれをめざすことはかえって革命を遠ざけるものである。このことは資本主義が高度に発達し、民主主義の一定の定着をみているわが国ではとりわけあてはまる。

わが国において、平和革命にとって有利な条件とみなされるのは、社会主義の平和体制の形成等世界的な力関係の根本的変化のほかに、わが国における民主主義制度の発達と意識の定着、社会主義のための物質的基礎の成熟、日本をめぐる国際環境、労働者階級の力量増大、社会主義指導政党たるわが党の強化、成長の展望等の諸条件があげられる。（略）

二　移行過程に対する具体的展望と諸方途

(1)　民主的多数派の結集

(2)　移行過程の具体的展望

(3)　支配層の抵抗排除のための措置

(4)　以上の施策への日常的な接近

三　過渡的政権と社会主義政権

(1)　過渡的政権とは、社会主義政権の確立以前の段階において、それへの移行接近のために樹立される政府であり、われわれはこれを社会党政権と呼ぶ。それはわが党のヘゲモニーの下にあるとはいえ、未だ完全な社会主義政府にまで至っておらず、その政府の基本的施策は護憲、民主、中立におかれ、同時に社会主義的諸施策も端緒的、漸次的に実施される。

(2)　この政府の構成は、(イ)社会党の絶対多数の単独政権を基本とする。しかしそのほかにも、(ロ)比較多数の社会党に他の会派の閣外協力による単独政権(ハ)社会党と保守を除く他の革新的会派との連立政権等の形が考えられる。

われわれが目標として追及するのはあくまでも社会党単独政権であるが、(ハ)の連立政権をも考慮に入れておかなければならない。この場合の連立とは、外交、経済、政治の主要な政策の基本的部分において社会党の政策が基本的に貫かれるという条件の確

保、すなわち社会党の完全へゲモニーを前提とするものであって、かつての片山・芦田連立政権の再現ではないことはもちろん、ヨーロッパでしばしばみられるそれとも質を異にするものでなければならない。なお、保守党の一部が分裂して、その勢力が、われわれの掲げる主要な政策を支持し、これを忠実に守るという条件があれば（この場合、その勢力は、すでに保守政党からの変質を意味しているといえよう）これとの連立を、原則として何ら拒否すべきでない。

(3)　この過渡的政権の階級的、国民的基盤は、護憲、民主、中立のもとに結集する反独占国民戦線であり、労働者階級を中心とする国民的多数派の結集である。

(4)　過渡的政権の基本的性格は護憲民主、中立という民主主義的性格にあるが、現代における民主主義的諸要求と政策は反独占諸施策を不可欠のものとしており、そこから不可避的に端緒的な社会主義的諸施策とかさなり合う以上、この政権が端緒的、漸次的ではあっても社会主義的諸施策を実施すべきことは明らかであり、この政権を社会主義政権の端緒的段階と規定することができる。換言すれば、この政権は、民主主義的政権としてうち立てられるが、同時に社会主義政権の第一歩であるという性格をもっている、

さらに、一般的に、政府は全国家権力機構の一部分であるということはいうまでもない。国家独占資本主義体制にともなう権力の政府への集中を考えるとき、政府の掌握は全権力の移動にとって決定的な契機となるという関係を重視すべきである。

(5)　この政権の過程の期間を予め予測することは困難であるとはいえ、基本的な考え方としては相当長時間を要することは明らかである。すなわち、権力の掌握は一挙に行なわれるものではなく、過渡的政権から安定した社会主義権力の確立に至るまで段階的に行なわれる。何故なら、この政権が社会主義政権へ転化するまでには、民主主義的諸政策の完全な展開と端緒的な社会主義政策の漸次的実施、各種の国家機構の漸次的掌握の段階を経るのであって、しかもこれらの施策の展開は、武力革命によって強制的一挙的に遂行される場合とは異なり、あくまでも平和的民主的諸手段を基調とするものである以上、つねに国民の圧倒的多数の説得と支持、同意をともないつつ展開されるものだからである。

(6)　この過程において、社会主義への転化、社会主義権力の樹立は漸次的に行なわれるとはいえ、少なくともつぎの基本的諸指標の確保は必要不可欠である。すなわち、①国家の主要な行政、官僚機構、警察等の諸機構を革新勢力が完全に掌握すること、②アメリカの権力を排除すること、③生産流通の主要な諸部門、諸機構を社会主義的に再編、改造すること、④反独占、民主的多数派内部の労働者階級と社会主義指導政党たるわが党の指導権の確立と、それによる民主的多数派の社会主義派への転化である。この場合、しばしば論議される政治革命と社会経済変革の関係についていえば、社会経済構造の全面的な社会主義的変革は、政治革命すなわち社会主義権力の安定なくては不可能であるが、同時に政治革命すなわち社会主義権力の樹立は、一定の社会、経済諸構造に対する変革をともなわずしては行ないがたい。つまり、独占体の経済的社会的支配力を放置したまま、平和的、民主的な権力に到達することは不可能であり、国民の圧倒的多数を社会主義に同意させることはできない。

（以下略）

第二四回党大会　定期全国大会は一九六四年一二月、四日間にわたって開かれ、一九六五年度運動方針、党規約

改正などをきめ、二〇件の決議案を採択し、役員の改選を行なうとともに来春の参院選候補者の第一次公認、結党二〇周年記念事業として常設の中央党学校の建設などを承認した。また、社会主義理論委員会および組織問題委員会の二報告が提出され、党の理論的統一と組織強化の基本方向が示され、両委員会は今後も継続されることになった。来賓あいさつにおいて、太田総評議長は社会党の労組依存と党財政について左のように述べた。

社会党の停滞の原因は社会党の労働組合への依存にあり、その関係を断ち切れずにいる原因は党と労組の双方にある。社会党は党独自の政治活動を展開する主体的な力量をもっていない。このため総評や中立労連の動員にたよらない限り党の国民運動は成り立たないのが実情だ。そのため総評は労働組合として本来果たすべき任務に集中できない。

ここ数年活動家が社会党に入党しないのは一言でいえば社会党および党員の反独占の姿勢にあいまいさがあるからだ。そしてその根は社会党の財政が全党員の党費によってまかなわれず、独占資本の寄付金に依存せざるを得ないという弱点にある。社会党内のある人は「選挙のときだけだからいいではないか」といっている。しかし選挙こそ平和革命の社会主義政党にとって一番大切な戦いではないだろうか。私は本大会で直ちに党財政の完全自立をはかれと主張しているのではない。一、二年後を目標に、独占資本の寄付金をきっぱりと断ち切るための対策を本大会で確立してもらうよう強く要望する。

まず成田書記長の一般党務報告をめぐる論議では、淡谷代議員(青森)の「浅沼精神をどう生かすか」の質問にたいし、書記長は「現在の世界情勢は、平和共存を現実的に可能なものとして動きつつある。アメリカの帝国主義政策に対して、各国民の民族独立闘争が大きな流れとなっている。日本社会党は、この闘争への連帯を強めながら、安保廃棄、沖縄返還、原潜寄港、日韓交渉反対などのたたかいを発展させなければならない。これが浅沼精神を受けつぐ道だ」と答え、また大原国民運動局長は原潜阻止運動について「共産党との共闘については、中央委で確認を行なったとおり、その条件がないため、佐世保、横須賀の現地において、現地本部の指導下に、共闘問題を考えていく、という方針をとってきた。その結果は、共産党側の行動は質、量、戦術において、われわれと差があった。楢崎問題については、かつてない暴挙であり、憲法違反である以上、さらに追及の手は休めない。なお原水禁運動については、基本原則が異なる以上、共産党との共闘はありえないが、原潜問題などの場合は、統一行動は積極的に組む姿勢だ。また、原水禁運動の三県連に対する態度として、政党としては大衆団体に内部干渉は絶対してはならない。だがこのことと、運動主体を指導し、側面から協力することは別で、党の協力によって運動が発展し、党の方針が実現されるようにすることこそが本当のあり方だ」と答辯した。

運動方針については、質疑ののち、五つの修正案が出された。岐阜・愛知・富山の各県本部代議員有志ほかから提出された修正案は、国際情勢の特徴について、(1)アジア、アフリカ、ラテン・アメリカにおける民族独立運動の発展、(2)西欧帝国主義諸国内のするどい市場競争と政治的対立、東西貿易の促進、(3)社会主義諸国内に生まれた自主的な動きとそれに基づく新しい国際連帯の動きなどを基本的特徴とすること。中国核実験については、(1)国民感情からみて受け入れ難く、平和憲法を守り中立政策をとるわが党としては反対であること、(2)しかし同時にわれわれは、この中国核実験の背景、つまりアメリカの核戦略体制の強い脅威を受け、中国封じ込め政策によって中国がおびやかされている事実をよく認識し、したがってわれ

われは原水爆実験の禁止、原水爆兵器の全面的な禁止と完全廃棄のため安保廃棄、中国の国連加盟、米軍基地撤去のためたたかい、太平洋地域の非核武装地帯設置、不可侵条約体制確立のためにたたかうこと。さらに、西欧の情勢におけるイギリス労働党の勝利について過大評価をせずに、冷静に事実について批判し評価すべきである。また「闘いの目標」の章に「わが党のたたかいの課題の中心的な軸を改憲阻止として、安保体制打破、反合理化のたたかいをおし進める」と前文をつけ加えるというものであった。また沖縄県本部代議員提出の修正案は「平和と中立の闘い」の項で「沖縄の祖国復帰闘争は、日本の主権を完全に回復し、沖縄県民の日本国民としての地位を回復するとともに、中国封じ込め政策の拠点を粉砕し、日本の核武装を阻止し、安保体制を打破する最重要なたたかいである」と規定し、「米国の沖縄支配を不当不法とし、沖縄の即時無条件返還を要求して、国民の先頭に立って全力をあげてたたかう」との修正を加えるものであった。さらに熊本県本部の代議員からは「闘いの目標」に「内閣打倒の闘い」の一項を追加し、「官僚政治の腐敗堕落、すなわち自民党佐藤内閣の汚職疑獄を追求し、内閣を打倒する」との字句を加える修正案が出た。これら五つの修正案（以上のほか、東京都本部からは選挙対策における候補者選定規準、合化労連代議員団からは民社党および同盟会議との対決など）について、提案者と執行部が協議した結果、そのいずれも若干の文章上の整理を行ない、これを修正補強意見としてそれぞれ執行部の責任において原案に挿入することになった。修正点の大要は「国際情勢の特長」の前文、中国の核実験に対するわれわれの見解と情勢分析の部分、英国労働党の評価の部分を「闘いの目標」に、護憲闘争を中軸とするたたかいの発展についての前文を付け加える点などであった。また沖縄県本部の提案は、若干の字句訂正の上ほとんど全面的に原案に挿入し、汚職疑獄の追求と内閣打倒についての修正意見も国内政治の項に全文を挿入することになった。

理論委員会報告第二部「日本における社会主義への道」については、小委員会において九つの論点を中心に論議され、出された要望意見や条件を確認した上で承認され、今後は全党員の下部討議・学習のため討議の記録を流し、大会後も社会主義理論委員会を存置して、下部討議と並行して研究を深め、再検討の結果については再度大会に提案して報告することとなり、綱領が背骨であるとすれば理論委員会は胸骨であり、行動の動脈となるものであるとされた。

役員人事については、この大会で党規約が改正され、中央執行委員長を補佐し事故ある場合には代理する副委員長若干名（この大会では二名）を選出し、また中央執行委員会に国民生活局を新設することになった。最終日に行なわれた役員選挙では、委員長に河上丈太郎（五選）新設の副委員長に佐々木更三、和田博雄（前国際局長）書記長に成田知巳（三選）、統制委員長に黒田寿男が無投票で選出された。中執のうち一一のポストは話合いにより無投票で決まったが、残った政審会長および労働・農漁民・教宣・青少年・機関紙・国民運動・国民生活の七局長は決選投票となり、八役職とも反主流派候補が主流派候補を破って当選した。この結果、新執行部は主流派が河上派四、和田派三、江田派三、中間派一の計一一名、反主流派が鈴木・佐々木派一一、平和同志会一の計一二名となって両派の勢力比が逆転したことが注目をひいた。

政策審議会長・井手以誠（佐々木派）、財務委員長・河野密（河上派）、選挙対策委員長・赤松勇（佐々木派）、国会対策委員長・山本幸一（佐々木派）、総務局長・松井政吉（河上派）、組織局長・江田三郎（江田派）、労働局長・野々山一三（佐々木派）、農漁民局長・足鹿覚（佐々木派）、中小企業局長・松平忠久（河上派）

地方政治局長・阪上安太郎（和田派）、青少年局長・楢崎弥之助（佐々木派）、婦人局長・高田なほ子（江田派）、教宣局長・松本七郎（佐々木派）、国際局長・勝間田清一（和田派）、機関紙局長・淡谷悠蔵（佐々木派）、国民運動局長・大柴滋夫（佐々木派）、国民生活局長・井岡大治（佐々木派）、企画室担当・岡田春夫（平和同志会）、同・多賀谷真稔（主流中間派）

第二章　民主社会党

第四回全国大会　一九六二年一月に三日間にわたって開かれ、今までの暫定綱領・規約を改正した本綱領・規約のほか、六二年度活動計画、勤労者の福祉国家建設のための諸政策、外交方針、参院選挙対策、参院選候補者などを決定し、党運をかけて参院選に全力を集中することになった。選出された役員は、中央執行委員長西尾末広（三選）、書記長曽弥益（三選）、副書記長佐々木良作、同中村正雄、統制委員長吉川兼光のほか、左の通りである。

受田新吉（総務局長）、永江一夫（組織局長）、永井英一（教宣局長）、今澄勇（政策審議会長）、加藤鎌造（選挙対策委員長）、田畑金光（労働対策委員長）、稲富稜人（農林漁業対策委員長）、島清（中小企業対策委員長）、船山とみ（婦人対策委員長）、重枝琢己（青年学生対策委員長）、武藤武雄（国民運動委員長）、ほか中央執行委員一三名、国会議員団長西村栄一、ほか

▽民主社会党規約の前文

一、民主社会党は、民主社会主義の原理に基づいて新社会を建設しようとする人々の政治的結合体であり、労働者、農林漁業者、中小商工業者、技術者および管理者、自由職業者など広汎な国民勤労者の政党である。

従って党は議会の内外にわたる日常活動を通じて国民大衆の利益を守り、わが党政権の政治的組織的基礎を確立する。

二、民主社会党は、党内民主主義の原則に基づいて秩序ある行動と円滑な運営を期する。

党員は、その出身階層の如何を問わず平等の権利と義務を持ち、党各級機関の討議に参加し綱領と規約を守って、党の発展に努力しなければならない。

三、民主社会党は党綱領のもとに、この規約に基づいて党を運営する。党の機関は、決議機関、執行機関ならびに統制機関に分ける。

（なお、党綱領の中の「党の性格」の項には次のように書かれている――「われわれの党は、特定の階級のみが社会主義実現の歴史的使命をあたえられたとして、その階級の利害のみを代表する階級政党ではない。社会集団の利害の対立とともに国民的利害の共通性をも認める国民政党である。各種勤労者の集団的利害を調整し、議会を通じて政治に反映させる。」）

▽勤労者の福祉国家建設

――民主社会主義への道程――

一、福祉国家建設の意義

わが党は、昨年十一月の中央委員会で、民主社会主義社会を実現していく間にあって、福祉国家建設がどのように位置づけられるかについて、全員の意見が一致した。その一致した意見とは、

1　福祉国家建設とは現在を出発点として、
①従来の保守勢力のなかに積極的に党の影響力をしみこませていく
②社会主義陣営のなかから民主主義を否定する全体主義的な勢力を排除していく（中略）
二、福祉国家建設の出発点
すでに先進資本主義国において過去数十年のうちに、それぞれの国の民主的な労働組合等の諸団体と、民主的な政党が実践を通じてそれぞれの国情に応じて資本主義社会を福祉国家建設の方向にむけて変容をすすめている。
われわれは社会主義インター、ならびに各国の民主社会主義勢力との相互の理解を深め経験をくみとりつつ、わが国の特質に対応して、われわれの路線をさだめる。
1　五つの路線
わが党の福祉国家建設の路線は左の五方向をすすめる。
第一に、国家の政策計画化機能と社会福祉機能（税制による所得の平等化機能を含む）とを強めてゆき、しだいに国家権力の質そのものを変質させていく。
第二に、大企業の過当競争を抑制し、かつ国家の恩恵を多くうけている大企業の公共性を高めるよう国家干渉を強め、私企業の所有権公有化以前に、かれらの経営内容の質の変化、すなわち公共性の増大をはかりつつ、国民経済繁栄に役立たしめていく。
第三に、労働者、農民、漁民、中小企業者など勤労者の社会的、経済的組織を強めてゆき、自力で経済の二重構造のカラを打開して、実質的に勤労者が国家の主権者としての自覚と実力とを充実していく。
第四に、義務教育、高校、大学制度の拡充と育英制度の強化をはかり国民の教育の質の向上と、教育の機会均等を実現し、民主主義社会の基礎づくりをすすめる。
第五に、福祉国家建設は自国民の幸福だけをはかる利己主義理念にもとづくものではない。われわれは対米一辺倒の保守外交を、世界平和の実現に協力する自主独立外交に切りかえる外交方針を福祉国家建設の必須の条件とするものである（中略）
四、福祉国家建設国民会議の提唱
福祉国家の建設を実現していくのは党活動全体があたることはいうまでもない。しかしながら、われわれの目標とする完全雇用、社会保障の徹底・あらゆる格差是正・経済二重構造の打開、所得の引き上げと均衡化については党外からも同調者が多いことはいうまでもない。
われわれは福祉国家建設を社会主義実現にまで高めていく理想をもっているが、党外の人々のなかには、社会保障の徹底、完全雇用などわれわれの目標の一部について同調する人もある。われわれは、こういう人々も幅広く加えて、広く国民運動を展開して、これでもって党活動をつつまねばならない。この国民運動について、われわれは次の諸点を提唱する。
1　この組織を「福祉国家建設国民会議」と称する。
2　この組織は、わが国の社会保障の徹底、完全雇用の実現、経済二重構造の打開、あらゆる格差の是正、所得の引き上げと均衡化に同意し支持するものすべてが参加し、その実現のための事業を行なう。
3　事業は、
①　わが国における福祉国家建設についての意見の交換、具体的政策の立案、その実現促進
②　わが国における地域、職場等の具体的な福祉政策の立案と

その実現促進

③　産業民主化運動の推進

4　この組織に党員のみならず、党外の学者、社会福祉事業関係者、労働組合、農民、中小企業、青年、婦人等の諸団体代表の参加を呼びかける。

参議院選挙　一九六二年七月の第六回参院選にあたって、民主社会党は全国区五名、地方区一九名、計二四名（ほか推薦二名）を公認立候補させ「しあわせは福祉国家の建設で」などのスローガンをもって、「当選第一主義」でのぞんだが、地方区で曽弥書記長、全国区で高山恒雄（全繊）、向井長年（電労連）、中村正雄（海員、国鉄総連ほか）、計四名が当選したにとどまった。民社党の総得票数は、全国区で一九〇万票（五・三％）、地方区は二六五万票（七・三％）であった。

▽党声明

一、参議院選挙は、第三党であるわが党にとってもともと不利な闘いであったが、国民の期待と支援にかかわらず敗北を喫したことは、きわめて遺憾である。日本の民主主義のため最後まで民社党を支持された国民の皆さんに心からの感謝を申し上げる次第である。

一、しかしながら、わが党が重点をそそいだ地区では、所期の当選を期しえなかったが、衆議院選挙に比し、二倍近い得票を え、全国区では六割の当選率をあげることができた。このことは第一に、わが党の綱領が示す民主社会主義の精神、ならびに参議院選挙に訴えた「働くものの福祉国家建設」「民族の利益を守る国民外交」「議会制民主主義の擁護」などの政策が国民から大きく支持されていることを物語るものであり、われわれに大きな自信を与えた。わが党は今後も立党の精神にそって勇敢に闘いを進めていく決意である。

一、第二に、このことは、今度の参議院選挙の結果が、来るべき衆議院選挙の基礎を築いたという点で大きな意義をもつ。われわれは過去二度の試練を通じて、立党の精神ならびに政策が大きな支持をうけながらも、組織的な弱点によって大きな成果を収められなかったという尊い教訓をえた。われわれは、今後、党の団結を通じて、この欠点を克服し、来るべき地方選挙、総選挙に、文字どおり党の運命をかけて闘うものである。

▽総　括

敗北である。しかし得票の結果を詳細に分析すれば地方区をたてた多くの地区で大きく党が前進した。われわれは、立党後、第二の試練であった参院選挙の教訓を胸に秘め、来るべき地方選挙衆議員選挙を闘いぬこう。

党は昨年八月に参議院選挙対策本部を設置し、今日に備えた。昨年いっぱいで全国的な候補者の選考をおえた。候補者選考の基準となったものは、総選挙の自己反省の上にたった少数精鋭主義であった。全国区五名、地方区一九名の公認、地方区二名の推薦候補がわれわれの全陣容であった。本年三月からは、本格的な参議院選挙体制に入り、二〇名にのぼる本部オルグが地方の選挙区に派遣された。また政策浸透のための文書活動が展開されたのである。四月には、民社党を支持する文化人・学者約六百名による「民社党をはげます会」が開かれた。五月に入って党の参議員選挙対策はすべて完了した。五月以降は、重点主義の立場から西尾委員長が重点地区を主に遊説した。

全国区では、同盟会議に結集する各単産が全力をあげて参議院選挙ととりくみ、地方区においても各支部連、各候補者は、全力をあげて参議院選挙ととりくんだ。一年にあまる長い闘いであっ

た。参議院選挙の結果は、前回の衆議院選挙に比べ、福島一・二六、栃木二・七一、千葉一・四七、神奈川二・一八、愛知一・三五、京都一・〇五、兵庫一・〇八、広島一・五四、宮崎二・五九の倍率を示し得票数が大きく増加している。

もともと一人区、二人区の多い参議院選挙では、第三の党である民社党が、不利であることは当然のことであるが、惜敗した地方区の各選挙区で得票数が大きく上回っていることは、来るべき地方選挙、総選挙、に明るい見通しを与えるものである。とくに参議院選挙を通じて中政連、環境衛生諸団体、商店街連合会などの支持が得られ、大きく門戸が開放された。

参議院選挙の多くの教訓にもとづいて、六日の中執委では、1、議席数で敗北したが、地方区では大きく票が伸びているので、参議院選対策本部を直ちに地方選挙対策本部にきりかえ闘う体制をととのえる。2、本部に企画委員会を設け、各種の政治的な情勢分析を行なうとともに、党躍進のための戦術を練る。3、党の組織は、従来どおりとするが、党本部の選対本部と衆議院選挙区別の選対とが直接結びついて来たるべき選挙に備えることなどが論議された。しかしながら、今後の党の進路については、各支部連の意見をきく必要があるので、各支部連の報告を一五日までに求め、七月二三日中執委でまとめ、七月二九日、東京都道府県会館で開かれる支部連代表者会議にはかることを決定した。

また六日の中執委では、「結党以来二年半、その間、衆参二回の選挙を通じて、多くの同志諸君の努力と犠牲の中から、ようやく独自の政治的基盤を獲得した。それはまだ、支持票として三百数十万をかぞえるにすぎないが、わが党将来の躍進は、この基盤の拡大を通じて、大きく開けようとしている」との声明を採択するとともに、1、働くものの福祉国家建設のプログラムを明らかにするための「日本経済改造会議」の提唱　2、中小企業労組の発展をはかるための中小企業労働組合等との連絡会議の提唱を決めた。これらの運動を通じて、いま党は苦難の中から大きく立ち上がろうとしているのである。

今回の参議院選挙の敗北感は、前回の総選挙のときの敗北感とは全く性質の異なるものである。総選挙のときは、甘い民社ムードを頼りにし、総花的な選挙戦を闘った結果、敗北したが、今度の参議員選挙は、わが党に不利な選挙区制でのもとで闘う苦しい選挙を承知の上で、昨年夏から全党員あげて闘ってきた選挙である。神風も吹かなければ、大きな失敗もない選挙であったといえよう。これが民社の自力による選挙であるといっても過言ではない。今度の選挙は、闘うものにのみ勝利があることを無言のうちに物語っている。全党員は、「悔いなき闘い」のあとを冷静にみつめ、いま党発展のために前進しようとしているのである。惜敗した多くの同志はいま再起のために熱烈な闘魂を秘めてこれからの闘いにのぞもうとしている。

民主社会主義の道こそが、わが国の安全を保障し、民主主義の発展に寄与するものであり、われわれが参議院選挙に国民に訴えた「福祉国家の建設」こそが、働くものの生活向上を約束する唯一の道であることに間違いはない。われわれの努力の不足と組織の未完成という事実が、われわれの飛躍しない原因である。われわれが決意を新たにして組織の拡充に努めるならば、必ずやわれわれの前に立ちふさがる自民、社会両党のカベは大きく破られよう。参議院選挙はこのことをわれわれに教えている。

全党員は、参議院選挙を率直に反省し、来るべき地方選挙、総選挙に備えるべきときがきた。新しい道を切りひらくため、全力

をあげて来年の地方選挙にとりくもう。闘うべきところに勝利が約束されているのだから。

第五回全国大会　来年の統一地方選挙と衆議院総選挙のためにくりあげて六二年一〇月に三日間開かれた。この大会の特徴は来年度の党活動と党政策のすべてを選挙戦に集約し、党の前進をかけた万全の体制を確立することにあった。このため選挙対策委員会を設置して闘争方針を定め、また立党以来はじめて党役員の公選を行なった。新役員は中央執行委員長西尾末広（四選）副委員長伊藤卯四郎、書記長西村栄一、副書記長佐々木良作、統制委員長吉川兼光のほか左のとおり。

永江、永末、今澄、田畑、稲富、船山、重枝は旧役再任、武藤武雄（総務局長）、中村正雄（選対委員長）、竹谷源太郎（財務委員長）、川端文夫（中小企業対策委員長）、向井長年（国民運動委員長）、ほか中執八名、国会議員団長門司亮、ほか。

決定した六三年度活動計画のうち「党の姿勢と重点目標」は左の通りである。

党は立党後二度の試練に全党をあげて闘ったが、その結果は、民社党独自の基盤を築きえたとはいえ、議席数において大きな後退を余儀なくされた。しかし、民主社会主義の道は長期にわたる闘いであり、たゆまぬ努力によってのみひらけるものである。われわれは働くものの福祉国家建設を通じて、民主社会主義社会を築くという長期的な展望の上に立って、当面の目標である来年の地方統一選挙、予想される衆議院選挙に全力をあげて闘い抜かねばならない。最近行なわれた地方選挙ではわが党は自社両党に比し、好成績をおさめているので、地方選挙では飛躍が約束され、とくに市町村議会の選挙では大きな前進が待ちうけており総選挙においても、地道な党づくりと立候補予定者の真剣な活動によって躍進が見込まれる。われわれが、来年度の闘いをはじめるに当って必要なことは、非行動的である弱点を克服し、一にも二にも行動力ある党風を築くことである。

1　党の姿勢

われわれは第一に革新政党の本流として、大企業本位の政策と、金権政治の上に安住している自民党と激しく対決する一方、社会党・共産党の非民主的な行動や政策を批判して前進してきた姿勢、第二には、労働運動の面で、階級闘争至上主義の立場に立った総評を批判し、同盟会議と提携して民主的労働運動の発展につくすとともに、国民政党として自社両党のかえりみなかった農林漁業者、中小企業者の生活向上と団結に全力をつくしてきた姿勢、第三に議会制民主主義を建前とする革新政党として、国会にあっては、いかなる時も、いかなる条件の審議に対しても、徹底して議会主義の立場を堅持してきたこと、第四に外交問題に対して、ともすれば安易なアメリカ追従に流れる自民党、口に積極中立を唱えながら、現実には親中ソの外交的立場をとろうとする社会党と対決し、国民的な革新政党として、民族の利益を守る自主独立の外交を展開しようとした党の立場、これらの基本的な党の姿勢は、すべて正しかったし、わが国民主政治の発展に大きな役割りを果たしてきた。要するにわれわれは、保守党と対決する革新政党であるとともに、建設的な革新政党として社会党、総評のあやまれる方針をするどく批判し、民主社会主義者としての確信と新しい自信をもって、新しい本年度の闘いにのぞまねばならない。（略）

2　民族の利益と世界平和をむすぶ国民外交の展開

3　運動の主要な目標　(1)　護憲運動の新展開　(2)　核禁会議との提携強化　(3)　物価値上げ反対の運動　(4)　地方福祉の拡

充と社会正義を広げる闘い　(5)　小選挙区比例代表制採用の運動展開

4　党組織の改革と清新な党風の確立　(1)　組織不備を克服するための衆院選挙区別の組織運営の採用　(2)　青年行動隊オルグの養成　(3)　清新で行動力のある党風

5　地方選挙、衆議院選挙の勝利

統一地方選挙と総選挙

一九六三年四月の地方選挙にあたって、民社党は、こんどの選挙は立党後はじめてむかえる地方選挙であり衆参両選挙の雪辱戦であるとし、「勤労者の権利と住民の生活を守る民社党」「民社党の手であなたの家のしあわせを」「地方自治を確立して憲法を守ろう」「民社党への一票は住民福祉への第一歩」の四大スローガンを立て全党をあげてたたかった。公認候補者は、都道府県会議員二三五名、五大市議会議員八二名、東京都区議会議員八九名、また都道府県会議員推薦候補者三〇名であった。知事選挙については、岩手の千田正、秋田の小畑勇二郎、千葉の吉川兼光、東京の阪本勝、長野の西沢権一郎、三重の田中覚、大阪の小畑忠良、岡山の三木行治、大分の木下郁の各候補者を推薦した。東京都知事選については、三月の社会党・民社党連絡会議で共産党には推薦を要請しないことを確認しながら、社会党が秘密裡に共産党と選挙協定を結んだことは民社党への不信行為であるとして、社会党へ抗議書を送るとともに、左のような党声明を発表した。

一、わが党は、選挙のみならず、すべての党活動で共産党と共闘しないことが基本原則である。しかるに、都知事選挙に関して社会党が、共産党との間で文書を交換し、選挙協定を行なったことは都民大衆に多大の疑惑を与えたばかりでなく、わが党に対する重大な不信行為であり極めて遺憾である。

二、阪本勝君は、この社共協定に対し、き然たる態度をとり「政策協定したこともなく政治信条において共産党と相容れないものである」ことを声明した。この阪本勝君の態度こそわが党の考え方と軌を一にするものである。

三、わが党は、阪本君の政治信条がわれわれと一致することを確認し、広範な都民大衆とともに今後一層同君の必勝を期して闘うものである。

共産党とは共闘しないとする民社党にかくれて行なわれた社共協定は、社会党がいかにき弁をろうそうともそれは一種の政策協定であって、わが党は、社会党のこの背信行為をあくまでも追及しなければならない。しかしわれわれは、社会党が共産党とこのような協定を結んだからといって、阪本勝候補の選挙闘争をゆるめるのでなく、今後より一層全党あげて独自の立場から阪本候補の必勝を期して闘うものである。（以下略）

開票結果は、知事では岩手、秋田、長野、三重、岡山、大分、市長では大阪、の党推薦候補者が当選した。都道府県会議員では、公認二一九名のうち八六名（うち現六五、新一六、元五）が当選したにとどまり、現有勢力一三三名を大きく割った。とくに東京都では現役都議会議員九名が全員落選した。五大市議会選挙では立候補八二名のうち四七名（改選前五四名）当選であった。市区町村議の当選者は三一五名（東京区議一七名）であった。宮崎県延岡市の市議会議員選挙においては全旭化成労連の組織をあげてのたたかいと新たに採用した「地区割り」システムによって、民社党は一六名の立候補者中一五名を当選させ、延岡市議会（定員三六名）で民社党が第一党（自民八、社会五）となり、延岡市における宮崎県議選挙でも三名が立候補して二名が当選（一名は僅少差で次点）したことが注目された。民社党の全国での得票数は、都道府県議一八八万票（四・八％）市区町村議九五万票（三・〇％）であった。この選挙

の結果、全国で民社党の勢力は、都道府県会議員八一名、市会議員四五名、町村会議員八一名、東京都区会議員一八名、計五二五名となった。選挙結果について党本部は左の声明を発表した。

一、選挙の結果、わが党の初期の目的を十分果たし得なかったことを率直に認める。その原因はつまるところ既成二大政党に対決する鋭い気迫と行動力の欠如にあったと考える。わが党は、この際この点を率直に反省し、今後の選挙戦の貴重なカテとしたい。

二、知事選、市長選については、ほぼ目的を達したと考える。わが党が最終段階で全力を注いだ大分、岩手の各知事が当選したことは大きな成果というべきである。両氏はともに純粋の民主社会主義者であり、両県を革新県政の範として育てていきたい。東京、大阪が敗北したことは極めて遺憾であるが、その敗因は現役の強みに圧倒されたと見るべきであろう。市長選では大阪で保守を破ったことは貴重な成果である。

三、都道府県議会議員の選挙でやや減少したことは残念である。しかし現有勢力が社会党時代の選挙の結果であったことを考えるとき必ずしも敗北とはいえない。むしろわが党は、今回の選挙を通じて党独自の地方基本組織が確立し、次の総選挙での飛躍の足固めができたと評価している。

四、残る選挙は、市町村、区議会選挙が、ここでは大きな飛躍が期待されている。いまのところまず二割増はまちがいないところであろう。わが党はここで気をゆるめることなく、この選挙の勝利のために全力をつくす。

五、わが党は、今回の選挙の結果をきびしく反省し、今後この教訓を生かして来るべき総選挙では必勝を期するものである。いまや世論は保守時代との決別を欲し同時に古いマルクス主義政党に対し根強い不安を感じている。いま国民がのぞんでいるものは保守党に代わる建設的革新政党の成長であり、われわれはこの国民の期待に応え、今後一層地方組織の整備、行動性の強化に全力を傾注する決意である。

同年一一月の第三〇回衆議院総選挙では、「わが党の命運は、この総選挙において決すると申しても過言ではありません」（西尾委員長「全党員に告ぐ」）との決意で、「福祉国家建設で社会改造」「平和と自主独立の国民外交」「民主政治を国民の手に」の三大主張と、「アメリカおもえば自民党、中・ソのためなら社会党、日本人なら民社党」などのスローガンをかかげ、五九人の公認候補者（前回は一〇五人）を立てて選挙戦にのぞんだ。

開票の結果、当選者は前回の一七名（解散時は一四名）を六名上まわる二三名（うち新四、前一、元八）となった。うち最高点三名、第二位一二名、第三位三名であり、次点落選者一一名である。なお同盟会議系立候補者一一名のうち当選者は二名だけであった。自民党も社会党も前回の議席を減少したのに反して「上げ潮」がおとずれた「民社党の勝利は、(1)過去の第三政党がつぎつぎに消えていったのに反し、十分に政党として伸び得ることを示したこと、(2)二〇名の大台を突破して実質的に院内交渉団体、すなわち一本立ちの政党として今後の政局にのぞむことにより大きな発言力を確保したこと、とかくゆらぎ勝ちな党員の気持がこの勝利によって不動のものとなったこと、などの意義を有する」（「民社新聞」六三・一一・二九）とされた。得票数は三〇二万票、得票率は七・四％で、これは前回の三四六万票、八・八％にくらべるとかなり減少しているが、今回候補者を立てた五九選挙区だけをみると前回の得票数は二六〇万票で、約四〇万票増加している。

▽党　声　明

一、国民のみなさんの絶大なご支援により、大きな躍進をとげ

たことは、われわれにとって大きなよろこびである。

これによって民社党は、過去の第三党がたどったような、ほろびゆく政党ではなく、既成政党と新陳代謝していく、のびゆく政党としての基盤を、はっきり確立した。

ここに、われわれの前途は洋洋とひらけ、民主社会主義の潮流はやがて、古き資本主義とマルクス主義の潮流をりょうがし、真の民主主義議会政治の発展を、保障することとなろう。

二、今回の民社党の勝利は、第一には国民の福祉を犠牲にし、物価高を招いた池田政策の失敗に対する根強い不信と、口に民主主義をとなえながら、その実体はマルクス容共主義から、依然として脱却できず、いたずらに対立と暴力をほしいままにする社会党に対する痛烈な批判のあらわれであり、第二には、マンネリ化した既成二大政党の対立から脱却しあらたな政治改革の前進をはかろうとする、国民の意思を象徴するものである。

三、われわれは、こんどの選挙の最大の成果は、党の議席の大幅伸長もさることながら、それ以上に、国民がこれまでの民社党に対するいろいろな中傷やデマを克服して、民社党の本当のすがたを理解しはじめてくれたことにあると評価する。同時に、第二の成果としては、こんどの選挙戦を通じて、党と同盟会議とのあいだに、これまでにない、強力な共同行動が展開され、民主政治と民主的労働運動をまもるために、おたがいがさらに協力し合う体制が、確立できたことである。

選挙中に示された、同盟会議のかつてない結束と行動力は、今後の党の躍進と、国民がのぞむ健全な政治改革の実現のために大きな力となるであろう。

四、われわれは、わが党に対する国民の期待にこたえるために、今回の一時的勝利におぼれることなく、ますます、みずから精進し、今後、物価値上げ阻止など、わが党の公約の完全実現と、第二期の党づくりのために、全党員の情熱と努力を結集する決意である。

第六回全国大会　一九六四年一月に三日間にわたって開催された。この党大会は本年度の運動方針、組織活動方針、政策、七つの決議を決定・承認し、新役員を選出した。六四年度運動方針のうち「党活動の基本目標」の第一の「福祉国家建設の順序と到達目標」を左に掲げる。

▽福祉国家建設の順序と到達目標

一、福祉国家建設の意義と目標

わが党が党綱で福祉国家建設を提唱し、これをもって断乎として保守勢力との政治対決を推進していらい、破壊のための対決ではなく、建設と幸福のための対決こそが、真の革新政党の進路であり、この対決の場に保守勢力を追いこむことが革新政党の当面とるべき道であることが、国民に理解されてきた。

いまや、同盟会議がわが国の労働運動を民主的組織として一本化する方向にまい進しており、これと並行して、わが党の地方組織が、労働者、農民、中小企業者、青年、婦人に幅広く伸びている。このように、わが党が福祉国家建設のにない手となるべき力の結集と強化はすすんでいる。保守権力温存のために、やむなく福祉政策をとらざるを得ない自民党には、このような主体的条件はない。革命と議会主義の間を右往左往している社会党と総評は、もちろん、このにない手となりえない。わが党こそが、福祉国家建設の路線を切りひらく唯一の党である。

わが党が、近い将来に実現しようとしている福祉国家とは、まず国民福祉充実の基本点が整備された状態の建設を目標とする。このような状態こそが、わが党のえがく福祉国家建設の当面のビ

ジョンであり、青写真である。われわれは、そのような目標として左の十目標をかかげる。

1　学歴の差、家柄や人のつながり次第で生活の所得の向上を押えられる古い慣習を打破して、能力と努力本位の、働きがいのある社会が実現する。

2　働く国民のすべてがそれぞれの職場の技能者となり、地域や産業のちがい、企業規模の差による技能や所得の格差が大幅縮小し、全国民中産階級化のメドがつく。

3　民主的労働組合に全労働者の大半が参加し、その全国組織が完成する。

4　労働者の産業に対する発言権と責任が強化され、全国一律の最低賃金制度と週五日三八時間の労働時間制を確立する。

5　農業と沿岸漁業の近代化がすすみ、農漁民のくらしは都市水準なみに向上する。

6　中小企業従業員の所得が大企業なみに引き上げられるような企業近代化と企業収益が実現する。

7　医療制度と老後保障制度が完全一元化して、僅かな掛金さえ積立てれば、病気はただで直せ、六五才以上のすべての国民に対する老後保障は確立する。

8　一世帯一住宅が実現する。

9　完全雇用は実現し、中高年齢者の就業希望者も完全就業する。

10　高校の義務教育化と中高学校の多面的教育とによって青少年の個人能力は最大限に開発される。公私立の学校の学資格差が解消する。

二、到達にいたるまでの当初の三年間の建設の順序

われわれは、昭和三九年党大会を、わが国の民主社会主義勢力の総結集と、同一理想にむけての分業と協力の態勢整備の場としなければならない。そこで福祉国家建設の具体策をねり、つくらねばならない。建設の順序という実行計画、すなわち政治実践の具体策を提案し、民主社会主義政党が担当すべき任務をつくさねばならない。

われわれは、まず福祉国家建設の順序として、昭和三九年より昭和四一年末までの三年間に、わが国でいかなる政策実現をはかるかの三年目の目標と、その三年間の実施方策を明らかにする。

三年間という期間を設定した理由は、第一に、自民党政府であっても当面、実現可能な政策目標を明らかにすることによって、保守勢力の政治路線をいや応なしに福祉国家建設の方向に迫いこんでいくためである。

第二に、向う三年間に必ず総選挙が行なわれようが、そのときの総選挙を国民にとってみのり多きものにするためには、わが党が福祉国家建設の具体的な目標を明らかにして、これを国民のなかに徹底してこれを国民の投票判断の大きな基準にしておく必要があるからである。

第三に、現在より三年後には人口九千九百万人となり、四年目から人口一億台となる。したがって当面する三年間に、今後長期間にわたる一億国民の生活保障、四七〇〇～四八〇〇万人の完全雇用、六〇〇万人の高校進学適齢者に対する高校完全入学、総人口の一割を占める六五才以上の者の老後保障等、わが国における経済上、社会上の体制を準備することが、向う三年間の福祉国家建設についての最大の任務であるからである。わが党は、わが国における保守革新の対立をイギリスや北欧諸国なみに国民利益の実現という共通の場に追いこみ、かつ定着せしめ、国民利益を能率的に促進するために、あえて、これから三年間に、わが国でい

かなる政策実現をなすべきかを提案するものである。

三、現在より三年間に実現すべき主要目標

1　大企業本位の経済体制の是正と新しい経済成長方式への切り替え

2　青少年の持てる能力開発に最重点をおく教育制度の確立

3　産業経営体に対する産業民主主義体制の浸透

4　中小企業に強いられている不当な格差の撤廃と近代化の徹底

5　計画的な作付と出荷の体制の整備と酪農畜産生産の飛躍的拡大

6　国民の消費生活、社会保障と住宅環境整備の諸水準の総合的計画的引上げ

7　中高年齢者の雇用確保と産業別最低賃金制度の確立

8　公共優先、地域格差是正、地域住民の福祉増進が完遂する国土総合開発計画の確立

（以下略）

新役員は、委員長西尾末広（五選）以下、伊藤副委員長、西村書記長、佐々木副委員長（いずれも再選）、統制委員長受田新吉のほか左のとおり。

武藤、永江、永末、今澄、田畑、川端、門司、船山二月死去は旧役再任、その他の各委員長は小平忠（選対）、中村正雄（財務）、曾禰益（外交）、竹谷源太郎（地方議会対策）、森明（機関紙）、中村時雄（農林漁業対策）、麻生良方（国民運動）、ほか中執四名

民主社会協会の発足　一九六四年は「党組織づくりの年」であるとの前年度大会での決定にもとづいて、民社党は党員再登録の運動を展開し、年度中に本部登録党員約三万名、選挙区支部連二四を結成した。また行動性ある党風の確立を期して青年隊（選挙闘争の前衛隊的活動および候補者の親衛隊的活動）が四五選挙区に結成され、外廓青年組織である民社青連、民社学研、等が党活動に協力した。八月には党および労働組合など大衆団体の法律問題の指導・処理にあたるため、民主法曹協会（会長田中幾三郎党顧問）が設立された。

また、党財政を近代化し、国民各階層の浄財を集めて党財政を支援することをめざして、財団法人民主社会協会の設立総会が三月に開かれた。同協会は、民主社会主義思想の普及徹底、正常な議会政治の確立、産業民主化の推進、福祉国家建設政策の立案、民主社会主義政党への財政援助などを目的とするが、当面の主力を民社党への財政援助におくものであり、四月から発足することになった。役員は左のようにきまった。

会長　蠟山政道（民社研議長）、常務理事　中村正雄（党財務委員長）、理事　矢部貞治（拓大総長）、宮部一郎（家の光協会会長）、中地熊造（同盟会議議長）、菊田一夫（東宝専務）、平林たい子（作家）、山名義鶴（労働者教育協会会長）、和田耕作（民社研事務局長）、監事　伊藤卯四郎（党副委員長）、武藤光朗（中大教授）、天池清次（同盟会議事務局長）

社会主義インター　民主社会党は一九六一年一〇月にローマで開かれた社会主義インター第七回大会において加盟を承認され、以後毎回代表団を派遣しているが、六四年八月にブラッセルで開かれた社会主義インター幹事会、理事会および一〇〇年祭にも三名の代表が参加し、西尾委員長はブラント・ドイツ社民党党首、ウィルソン・イギリス労働党党首らと意見交換を行なった。同理事会における西尾委員長の演説要旨は左のとおりである。

（「民社新聞」六四・九・一一）

（前略）アジア、アフリカなどの後進諸地域では、その経済的な後進性を反映して民主社会主義の勢力がのびず、苦しい闘いを

すすめている。これら後進国の民主社会主義勢力に対し社会主義インターは格段の支援をなすべきであり、その積極的姿勢が望まれる。

中共の承認と国連における代表権問題については、わが党の主張のとおり、中共に対して国連における中国代表権を与える一方、台湾を別個の存在として、その政権に国連の代表権を保障し、かつ将来台湾の帰属は、住民の自由意志をきいて、最終的に決定できるよう、自由陣営の意見をまとめるべきである。（以下略）

なお七月モスクワにおいて日本社会党代表団とソ連共産党との共同声明が発表されたが、民社党はこれについて、社会党の国際路線は同党の加盟する社会主義インターの決定を逸脱するものであるとして党の見解を発表し、（「民社新聞」六四・七・二四）一一月の社会主義インター幹事会で曽弥外交委員長は、「日本社会党に対しインターは不安の意を表明し、同党の正式な釈明を要求する」との処置をとりつけた。

第三章　日本共産党

第八回党大会　第八回党大会は一九六一年七月に開かれ、中央委員会報告の発表・討議、党綱領の討議・決定、党規約の一部改正、中央委員の選出、などが行なわれた。

選出された中央委員は六〇名で、役員の構成は中央委員会議長・野坂参三、書記長・宮本顕治、中央委員会幹部会員――野坂参三、宮本顕治、袴田里見、志賀義雄、春日正一、蔵原惟人、聴濤克巳、松島治重、鈴木市蔵の九名、などであった。

本大会で決定された党綱領は次のようである（＜　＞は年鑑執筆者が区分の便宜上記したもの）。なおこの綱領は現在（一九六六年三月）にいたるまで改訂されていない。

＜わが国を現在支配しているもの＞

現在、日本を基本的に支配しているのは、アメリカ帝国主義と、それに従属的に同盟している日本の独占資本である。わが国は、高度に発達した資本主義国でありながら、アメリカ帝国主義になかば占領された事実上の従属国となっている。

＜第二次大戦後における国際情勢の変化と平和共存＞

第二次世界大戦後、国際情勢は根本的にかわった。社会主義が一国のわくをこえて、一つの世界体制となり、資本主義諸国の労働者運動はますます発展し、アジア、アフリカ、ラテンアメリカなどで植民地体制の崩壊が急速に進行し、帝国主義の支配を足もとからゆるがしている。資本主義の全般的危機はふかまり、資本主義世界体制は衰退と腐朽の深刻な過程にある。社会主義の世界体制、国際労働者階級、帝国主義に反対する勢力、社会の社会主義的変革のためにたたかっている勢力は、今日の時代における世界史の発展のおもな内容、方向、特徴を決定する原動力となっている。社会主義世界体制は人類社会発展の決定的要因になりつつある。世界史の発展方向として帝国主義の滅亡と社会主義の勝利は不可避である。（中略）

帝国主義の侵略的本質はかわらず、帝国主義のたくらむ戦争の危険はいぜんとして人類をおびやかしている。これにたいして、社会主義陣営は、民族独立を達成した諸国、中立諸国とともに世

界人口の半分以上をしめる平和地域を形成し、平和と民族解放と社会進歩の全勢力と提携して、侵略戦争の防止と異なる社会体制をもつ諸国家の平和共存のために断固としてたたかっている。世界的規模では、帝国主義勢力にたいする社会主義勢力の優位、戦争勢力にたいする平和勢力の優位がますますあきらかになっている。反帝平和の勢力が不断の警戒心をたかめ、団結してたたかうならば、戦争を防止する可能性がある。こうして、帝国主義がたくらむ国家間の戦争はさけることができないものではなくなり、平和共存は世界の広範な人民によって支持されるようになった。

〈わが国が当面する革命と党の中心任務〉

現在、日本の当面する革命は、アメリカ帝国主義と日本の独占資本の支配――二つの敵に反対するあたらしい民主主義革命、人民の民主主義革命である。（中略）当面する党の中心任務は、アメリカ帝国主義と日本の独占資本を中心とする売国的反動勢力の戦争政策、民族的抑圧、軍国主義と帝国主義の復活、政治的反動、搾取と収奪に反対し、独立、民主主義、平和、中立、生活向上のための労働者、農民、漁民、勤労市民、知識人、婦人、青年、学生、中小企業家をふくむすべての人民の要求と闘争を発展させることである。そしてそのたたかいのなかで、アメリカ帝国主義と日本独占資本の支配に反対する人民の強力で広大な統一戦線、すなわち民族民主統一戦線をつくり、その基礎のうえに独立・民主・平和・中立の日本をきずく人民の政府、人民の民主主義権力を確立することである。

〈革命への移行過程〉

この闘争において党と労働者階級の指導する民族民主統一戦線勢力が積極的に国会の議席をしめ、国会外の大衆闘争とむすびついてたたかうことは、重要である。国会で安定した過半数をしめることができるならば、国会を反動支配の道具から人民に奉仕する道具にかえ、革命の条件をさらに有利にすることができる。党は、人民を民族民主統一戦線に結集し、その基礎のうえに政府をつくるために奮闘する。この政府をつくる過程で、党は、アメリカ帝国主義と日本独占資本の利益を代表する政府の打倒のために一貫してたたかうが、かれらの支配を打破していくのに役立つ政府の問題に十分な注意と必要な努力をはらう。そして、一定の条件があるならば、民主勢力がさしあたって一致できる目標の範囲でも、統一戦線政府をつくるためにたたかい、民族民主統一戦線政府の樹立を促進するために努力する。（中略）

党と労働者階級の指導的役割が十分に発揮されて、アメリカ帝国主義と日本独占資本に反対する強大な民族民主統一戦線が発展し、反民族的・反人民的勢力を敗北させるならば、そのうえにたつ民族民主統一戦線政府は革命の政府となり、わが国の独占資本を中心とする売国的反動支配をたおし、わが国からアメリカ帝国主義をおいはらって、主権を回復し人民の手に権力をにぎることができる。労働者、農民を中心とする人民の民主連合独裁の性格をもつこの権力は、世界の平和、民主主義、社会主義の勢力と連帯して独立と民主主義の任務をなしとげ、独占資本の政治的経済的支配の復活を阻止し、君主制を廃止し、反動的国家機構を根本的に変革して人民共和国をつくり、名実ともに国会を国の最高機関とする人民の民主主義国家体制を確立する。

党創立四〇周年

一九六二年は、日本共産党が一九二二年（大正一一年）七月一五日に創立されてから四〇周年に当たり、それを記念して、七月一三日には記念祝賀会が党員や友好団体、党支持者など党内外から二千人の代表を招いて開かれた（東京・文京公会堂）。つづいて一四日には党の記念式典が行なわ

れ、創立記念日の一五日には日本民主青年同盟主催による祝賀大集会が開かれた（東京・台東体育館）。なおこの七月一五日で『アカハタ』の発行号数は通算して四二三四号――一九二八年（昭和三年）二月一日「赤旗」創刊から一九三五年二月二〇日付までの第一八七号、これに戦後一九四五年一〇月二〇日の再刊第一号からの四〇四七の号を加えて――となった。

選挙活動　(1)　参議院選挙　一九六二年七月に行なわれた参議院議員選挙で、全国区の岩間正男（約五六万五〇〇〇票、第一六位）、鈴木市蔵（五五万九〇〇〇票、第一七位）、東京地方区の野坂参三（約四一万六〇〇〇票）の三名が当選した。全国区の総得票数は約一一二万で前回（一九五九年）の五六万に比べて二倍となった。地方区では各都道府県毎に候補者を立てて戦ったが、総得票数は約一七九万票で前回より七・八％増加し、得票率でも前回の三・三％から四・九％へと高まった。

(2)　地方選挙　一九六三年三月から四月にかけて四年ぶりに地方選挙が全国一斉に行なわれたが、共産党はこの地方選挙を「自治体を地域住民の切実な要求を解決する重要な場として、自治権を守るか、それともこれを犠牲として、まったくアメリカと日本の独占資本のために政府の下請け機関にするか、のたたかい」であるとしてこれを重視し、地方政治の民主的改革をめざす次の五大政策を掲げて活発な選挙戦を展開した――(1)　日本の平和と独立のために、都市と農村の軍事化に反対する。(2)　アメリカと独占資本のために住民を犠牲にする「国づくり」に反対し、住民のために、住みよい「都市」と「町」と「村」をつくる。(3)　地方自治体をくいものにする官僚、独占資本、反動ボスの汚職と腐敗に反対し、住民の生活と権利を守る。(4)　憲法の地方自治の原則を擁護し、住民の自治権利のはく奪に反対し、地方自治体の民主的改革を要求する。(5)　アメリカと独占資本のための「人づくり」に反対し、教育の民主化と教育施設の拡充を要求する。

この選挙戦の結果について、党第六回中央委員会総会決議は次のように述べている――「……統一選挙をのぞむ人民の要求と、党の積極的な努力によって、首都東京をはじめ、大阪、福岡、岩手、横浜など三十をこえる首長選挙では民主勢力の統一選挙が実現した。……統一候補は、福岡と岩手の知事選挙と、大阪、横浜の市長選挙をはじめ十五をこえる都市と若干の町村で勝利した。……わが党は、都道府県議会では二十二名、市（区）町村議会では六百九十九名を当選させ、今回改選されなかった議員を加えると、党の地方議会にしめる勢力は、改選前の七百四十六団体、八百九十三名から、八百九十七団体、一千百四十名に増大した。……福岡市、北九州市八幡区、川崎市という労働者階級の拠点地域と、青森市、弘前市、秋田市、高知市という農村地域の中心都市と、長野県上伊那郡という拠点農村地域で新たに県議会の議席を獲得した。また東京都と京都府ではすべての市（区）議会に議席をもち、町村の四〇パーセント以上に議席をもつところが四都府県できた」。

(3)　総選挙　衆議院議員総選挙は一九六三年一一月に行なわれたが、共産党は次のような五大政策――(1)人民の生活の安定向上、(2)日本の独立と安全、世界の平和、(3)対米従属と反共軍事同盟に反対し、日本の真の独立と中立、諸国人民との友好親善、(4)憲法改悪に反対し、軍国主義の復活と政治反動とたたかい、民主主義をまもる、(5)池田内閣の打倒、安保反対の民主連合政府樹立、の五大目標実現のためにたたかうという政策を掲げて選挙戦にのぞみ、志賀義雄（大阪一区）、川上貫一（大阪二区）、谷口善太郎（京都一区）の前議員全員と、林百郎（元議員、長野三区）、加藤進（新人、愛知一区）の五名を当選させた。各都道府県一六名の候補者の総得票

数は約一六五万で前回（一九六〇年）より四九万票増加し（一・四倍）、得票率も四％となった。

四・一七スト反対と自己批判

一九六四年の春季闘争において公労協共同闘争委員会は四月四日、第一波半日ストを四月一七日に決行するというストライキ宣言を発した。共産党指導部は春闘のはじめからストライキには慎重論であったが、四月八日次のような声明――「春闘をたたかう全労働者に訴える」を発表し、春闘を支持する一方、ストライキによる総決起に対する労働者側の準備不足と四・一七ストによる弾圧、挑発の危険性を強調し、四・一七スト決行の方針を再検討し、これを回避するよう訴えた。

（前略）いま計画されているストライキによる総決起というのは、重大な状態をつくりだします。これは労働者の要求と願望のいかんにかかわらず、幾百万の国民の生活に直接の影響をおよぼし、国民全体にかかわる重大な政治問題になることはさけられません。すでに、悪がしこい政府と大資本家は、この闘争が主として賃金引上げに重点がおかれていることを逆用して、世論を組織して労働者を孤立させ、弾圧の口実をつくり、闘争を失敗させ、労働組合を分裂、破壊する謀略をめぐらしています。（中略）しかも、われわれがもっとも憂慮するのは、共産党から脱走した修正主義者たちが、一方では原水禁運動や安保共闘の分裂を策しながら、同時に、他方では「反独占統一戦線」と称してこのような闘争方針を主張し、トロツキストたちが冒険主義的な「ゼネ・スト」をあおりたて、組合運動内部の分裂主義者がこれに呼応していることです。ここには、はっきりと挑発のにおいがあり、労働者を孤立させ、労働者と全民主勢力との統一を破壊する危険があります。

われわれは、このような状態を憂慮しないわけにはゆきません。しかも、十七日の公労協中心のストライキは、まぢかに迫っています。いま緊急に必要なことは、ストライキによる総決起の方針を早急に再検討し、有効な方針をさらに深く検討し、挑発を排して、闘争を着実にもりあげ勝利にむかって前進することです。

そしてその後も連日のように「アカハタ」の号外や本紙をもって右の主旨を強調し、党員組合員に確信をもたせ、一般組合員の理解と協力を求めるキャンペーンを展開した。党員組合員はこの党本部の方針にそって一般組合員を熱心に説得した。「アカハタ」でも連日、公労協各組合の支部、分会などの末端組織でこの訴えに対する組合員の理解と支持とが拡大しつつある模様を報道し、また一部知名人などによる「支持」の談話を掲載したりして、スト反対の客観的正当性を強調した。

四・一七ストは太田総評議長と池田首相の「トップ会談」の結果、四月一六日朝中止されたが、共産党ではその後も引きつづいて、「四・一七スト、挑発と陰謀の実態――親米・反共路線へ引きずりこむ画策、米日反動、宝樹一派らが一体で」の「アカハタ」記事などをはじめ、四・一七ストの反動性・危険性とこのストに反対した共産党の態度がいかに正しいものであったかを繰返し発表した。

しかし反面においてこの共産党のスト反対は、スト体制を固めるために努力していた一般組合員に唐突の感じを与えるとともに共産党に対する反発をも引き起こし、春闘の盛上げや組合運動のために地道な努力を積み上げてきた党員組合員の活動に対して大きなマイナスをおよぼすものとなった。さらにこのスト反対は、公労協主流派幹部に共産党員締出しの格好な手段を提供することとなった。早くも四月末から、全電通や国鉄をはじめとする公労協各組合の中央や多くの地方支部では、四・一七スト回避のための活動を行なったのはスト妨害工作であり統制違反であるとして、共産党系組合員

に対する「制裁」が決議され、多くの者が処分された。このうち国鉄労組では七月の大会で、一四八名にのぼる共産党系組合員の処分（除名三一名、組合員権の全面停止四七名、同一部制限四二名、厳重注意二八名）が正式に決定され、全電通でも七月の大会で共産党系組合員一一五名の除名処分が正式に決定された。

共産党本部ではこうした状勢を前にして、総評大会を目前に控えた七月一五日の第九回中央委員会総会において、幹部会による「自己批判」の報告――「春闘、四・一七スト問題をめぐる総括と労働運動の当面の諸問題」――を発表した。その内容は、(1)労働運動に対するこれまでの党の方針、および今回の春闘における組合幹部の指導やストライキ体制の欠陥を批判し闘争態勢を強めようとした党の基本線は正しいものであった、(2)しかし現実のスト批判の過程でストライキにともなう弾圧、挑発、分裂の危険性だけを強調し、四・一七ストを反動的挑発ストと規定することになり、(3)その結果スト回避自体が最大、中心目標であるかのような立場に陥り、労働者にとって切実な政治的、経済的諸要求の達成という基本目標の推進に対して無用な混乱を引き起こした、などというものであり、「全党の多くの同志たちは、四・八声明いらいの指導にもとづいて、全力をあげて自己犠牲的に奮闘してきた。こういう経過からみて、この総括を発表するにあたって、それが全党の同志諸君にあたえる当然の衝撃を考えて、ふかい責任と痛苦を感じる」と報告書は記した。次にその抜粋を掲げる。

（前略）四月八日の訴え「全民主勢力と団結し、挑発を排して、がん強に、ねばりづよくたたかいぬこう」は、まず冒頭に、労働者の春闘を支持するとして、「労働者の賃金引上げの要求は正当であります」、「労働者が生活と権利をまもるためにストライキに訴えることも正当であります。ストライキはだれも奪うことのできない労働者の権利であります」と述べている。この一般的態度は正しいものであった。また、訴えは、「今日の情勢で労働者の生活と権利をまもる闘争を成功させるために」という前提から、いくつかの警告をだしているが、そのなかには「(1)たたかう労働者のエネルギーをあますところなく発揚し、結集すること(2)全民主勢力と団結し、全人民的な政治課題を中心とする統一行動を発展させ、広範な世論を結集して大資本家と政府を包囲し、労働者の闘争を防衛すること」、また「すでに悪がしこい政府と大資本家は、この闘争が主として賃金引上げに重点がおかれていることを逆用して、世論を組織して労働者を孤立させ、弾圧の口実をつくり、春闘を失敗させ、労働組合を分裂、破壊する謀略をめぐらしています」と指摘し、さらに「挑発と分裂の危険を防ぎ、春闘を正しい方向にすえる道は、全民主勢力の団結以外にありません」として、安保反対国民会議の再開を訴え、「全民主勢力が団結し、その力に依拠して春闘の正しい発展の方策をうちたてなければなりません。そのために、社会党、総評、各単産の幹部が全民主勢力の代表と緊急の会議をひらいて、協議するよう提案します。わが共産党は全面的な協力をおしむものではありません」とよびかけている。

これらの点は、それ自体正しい注意であり、問題提起であった。したがって、その面においては、ストライキを真剣に準備してきた労働者大衆を含めて春闘の成功をねがう人びとに傾聴されるべき重要な内容をもっていた。

それにもかかわらず、その後くりかえされた声明、党機関紙の主張や記事などを通じて、このストライキの基本的性格について、全面的にみるのではなく、一面的に弾圧、挑発、分裂の危険だけを前面にだし、次第にストライキを米日反動のたくらむ挑発

ストと説明、規定するようになった。その結果、ストライキを回避すること自体が、最大直接の目標であるかのような立場におちいって、労働者の切実な要求の達成という春闘の基本目標があいまいになると同時に、最初の正しい主張であった安保共闘の再開、全民主勢力の統一についても、正しい一貫した積極的態度をつらぬきえない結果になった。これは、春闘のストライキにたいする全面的で、あくまで事実にもとづく見地から、一面的で主観的な見地におちいったものであった。全面的な見地を維持し発展させるためには、今年の春闘が、このようなストライキ計画を含む闘争体制に向かって一定の準備がなされてきたことと、その基礎にある大衆の闘争エネルギーの評価について、こうしたストライキと人民大衆への影響、それが「政治問題」化する意義の評価と解明について、経済闘争と政治闘争、経済的ストライキと政治的ストライキについて、アメリカ帝国主義と日本独占資本にたいする闘争の問題について、今回のストライキの基本的性格について、こうしたストライキと職場を基礎とする持続的闘争という問題の関連について、弾圧、挑発、分裂の危険との闘争の問題について、十分にかつ事態の発展とともに発展的にみて、指導しなければならなかった。しかし、これらについてわが党の指導は、四・八声明いらい十分でない、あるいは正確でない、あるいは一面的な観点をしめし、はじめに述べた一般的な正しい前提と矛盾し、スト回避だけに中心をおくような受動的で一面的な強調が事実上重点となるにいたったのである。

しかも、時期的にも、労働組合がかなり以前から明らかにしてきたストライキをふくむ闘争方針の具体化の段階にいたって、すなわち四・一七ストライキの直前に、公然と声明されたことも、一般にとうとつな感をもって迎えられることを否定することはできない。

それらのうち、重要な、とくに理解を明確にすべき若干の問題についてふれる必要がある。

第一に、四・一七ストライキにたいする党の四・八声明とその後の訴えは、全党の団結と献身的奮闘によって、国鉄、全電通をはじめとして、かなりの重要な支部、分会において熱烈な大衆的討議となり、党のよびかけが支持され、戦術再検討の決議が行なわれた。これは、主としていかなる点で大衆の支持をえて行なわれたかといえば、この労働者のストライキと結びついてたくらまれた弾圧、挑発の危険への警告、全体としての闘争準備の不足を克服し、民主勢力との団結を中央、地方の安保共闘会議の再開とこんどの春闘を結びつけてたたかう点にあった。（中略）

鈴木市蔵らをふくむ反党修正主義者の根本的な、いわば固有の誤りは、高度に発達した資本主義国でアメリカ帝国主義に従属したわが国の労働運動の実態をみず、したがって、こんどの四・一七ストライキにともなう米日反動とその手先の危険な弾圧や挑発のくわだてを、過小視し、あるいはその本質を軽視し、これにたいする警告をまじめに行なわず、労働者をこれによってきたえないことである。（中略）

第二には、わが国独占資本と池田内閣にたいする経済的要求にもとづくストライキ闘争と、それによって大衆の切実な要求を達成するという基本的な問題の正しい意義を正しくつかまず、賃金要求だけで闘争することは正しくないかのような理解をあたえた。（中略）

第三に、四・一七ストライキの「挑発と分裂の危険」という側面を一面的に重視した結果、次第に「挑発ストをたくらんだ勢力」との闘争だけを一面的に強調する傾向におちいり、社会民主主義

的労働組合指導の長年にわたる影響のもとで、しかも真剣に闘争を準備してきた組合員活動家の努力に正しくこたえることにかけ、切実な要求の達成をもとめる広範な労働者を統一するうえで、弱点をつくりだし、不必要な混乱を生じさせた。そして、当面の切実な要求にもとづく労働者の統一行動、ひろくは労働戦線の統一への正当な配慮を欠く結果となった。（中略、第四は省略）

第五に、以上によって明らかなように、われわれの立場はけっして、四・一七ストライキ計画を含む春闘の方針に無批判的に無条件に追随すればよいとか、ただその積極的な応援者の立場で旗をふればよいなどということをいささかも意味しない。正しい階級的見地から、正当な批判をもち、必要な警告をしながらも、労働者の要求実現という基本的見地から、発展的に、たたかう労働者大衆と密着しながら、闘争の発展のなかでこれらの弱点を克服することは可能であるし、しなければならないというのが正しい見地である。（中略）

しかし、問題は正しい基本的見地を離れて、こんどのストライキを挑発ストと一面的に規定する誤った前提から、単純に反共分裂主義者の挑発と陰謀を失敗させるためにストライキを回避することが正しいか、あるいは挑発と陰謀に利用される危険が明白であるのにストライキに突入することが正しいかというような、あれかこれかだけに問題をしぼる結果におちいったことである。そのために要求の実現をめざす広範な大衆の期待と情勢の発展から遊離せざるをえなかったのである。

事実、池田・太田会談によって、四・一七ストライキの中心であった公労協の半日ストが中止されたことからも明らかなように、一面では池田内閣は弾圧体制をつよめながらも、ストライキによって社会的危機がいっそう増大することをおそれて、これを回避しようとしていた。また、他面では、総評指導部もストライキの体制をとりながらも、結局その構えで、要求実現をはかりつつ、最後には妥結する従来のやり方をくりかえすことを当然十分考慮にいれていたのである。これらのことは、当時としても十分察知しえたところである。

米日反動とその手先がたくらむストライキというような誤った前提から出発して、情勢判断を行なうならば、これらの複雑な諸要因を正しくとらえることができず、それにたいする対策も単純で機械的な一面化におちいることになるのである。

党幹部の除名

一九六四年五月一五日の衆議院本会議に、部分核停条約（大気圏内、宇宙空間および水中における核兵器実験を禁止する条約）の締結についての承認を求める件が上提されたが、共産党の志賀義雄議員は党の反対決定を無視して、これに賛成投票を行なった（他の共産党議員四名は反対投票）。共産党の同条約反対理由は、この条約に対する賛否は大気汚染という一点からみるのではなく、全国民の悲願である核実験、核兵器の全面禁止、さらに核戦争の根絶の立場から判断しなくてはならないが、(1)この条約はアメリカの都合の悪いときにいつでも脱退でき、現に大規模な空中実験の準備がすすめられている、(2)地下実験が合法化され、野放しにされている、(3)核戦争にたいする人民の警戒心をマヒさせ、平和運動を分裂させる道具につかわれている、などの理由によるものであった。志賀議員はこの党の方針に反対して同条約締結に賛成投票を行なったのち、用意してきた声明「みなさんに訴える」を記者会見で発表し、「核実験の禁止、核兵器の全面禁止の要求は、党派や思想をこえて日本国民の共通の切実な念願となっている」、「核停条約はまだ不十分なものだが、少なくとも日本と世界のすべての人民の利益にかなっていることは明らかだ」、「共産主義者

の良心と信念に従い、この主張こそ日本人民の利益と党の綱領の実現とをかたく結びつける道であると確信している」などとその賛成理由を述べ(「朝日新聞」一九六四・五・一六付)、その後もテレビやラジオその他でこの態度を繰返し強調した。なお、かねてから同条約を支持していたソ連は、「プラウダ」にこの志賀声明を掲載し、わが国の国会による同条約承認を歓迎するとともに、反対にまわった共産党四議員の行動を非難した。

これに対して党本部では五月一六日、中央委員会幹部会の名で「志賀義雄同志の党に反対する行動について」の声明を発表し、(1)志賀の行動は第七回中央委員総会などで決定された部分核停条約反対の党の決定に違反した、(2)右の総会で自分は部分核停条約に賛成であるという見解を固執したが、党が反対を決定すれば当然それにしたがう旨を表明しながら、その後は部分核停条約についての自己の見解を述べることもなく、突然国会で賛成投票をするという「非常手段」(志賀声明)に出た、(3)同日の幹部会で志賀の出席を求め本人の真意を聞いたが、志賀はそこでさきの党の決定や指導内容を批判し、自分の行動は党規律には何ら違反しないと述べた、等々の理由を上げて、「志賀義雄同志のこの行動がわが党の民主集中制の原則に違反し、党の団結を破壊するものであり、党規約のじゅうりんであることは明白であって、党員としてのもっとも初歩的で基本的な規律をも無視した行動である。とくに党員としての長い経歴をもち、最高幹部の一員としての地位にあるものとしては、まったく正しくない行為というべきである」とこれを強く批判し、この声明にもとづいて同日、志賀議員に対し党国会議員としての活動を一時停止するとの通達を発した。各地の地区や細胞の党地方組織でも緊急会議が開かれ、右の幹部会声明を支持し、志賀議員の反党行為を糾弾する決議が続々採択され、これが連日「アカハタ」誌上に大きく掲げられた。

五月二二日、第八回中央委員会総会は志賀義雄と、これに同調する意志を表明した鈴木市蔵の両幹部会員を、党規約をじゅうりんし党破壊活動を行なった理由によって除名処分とすることを決議した(引きつづいて六月には志賀夫人の渡辺多恵子、志賀と行動を共にしている国会議員秘書七名、計八名の除名が発表された)。

鈴木市蔵の処分理由は「志賀義雄の党破壊の分派活動、党規約のじゅうりんに呼応して、党の決定にしたがわず、党規約をじゅうりんすることを言明し、党破壊の分派集団を形成していることが明らかにされた」というものである。鈴木は部分核停問題とともに、さきに記した四・一七スト問題でも、党指導部がとったスト回避方針に反対して、この党の指導部の態度は労働者の経済要求の切実さや民主的討議を経て決定されたスト体制について真剣な考慮を払うことなく、これを挑発ストときめこみ強引にスト回避を指導することによって労働運動の発展に大きな損害を与え、党の方針にそって忠実に働いた党員や党支持者はスト破りの汚名を着せられ大きな困難に直面した、と党指導部を批判していた(鈴木「四・一七スト問題に対する私の意見」――『月刊労働問題』一九六四年七月号による)。

右の志賀、鈴木除名の採決には、出席した中央委員のうち五三名が賛成し、反対したのは志賀、鈴木、および中野重治の三名、保留が一名(神山茂夫)であった。また総会は同時に志賀、鈴木両名の国会議員辞職を要求する決議を行ない、党国会議員団から両名を除籍し、これによって党議席は衆議員四名、参議院三名の計七議席となった。この除名処分に対して両名とも「絶対承服できない」とこれに抗議したが(「朝日新聞」一九六四・五・二二付)、志賀はその理由を次のように述べている(「核停止条約と今後の問題」――『月刊労働問題』一九六四年七月号)。

いままでの除名処分にくらべて、今度の処分がわずか六日後に緊急に開かれた第八回中央委員会で、私の主張をろくに聞かずに強引に決定されたのは、党内の意見を一気に少数の強硬な幹部会員の主張に統一するためでした。ことに世論が圧倒的に核停条約を支持し、私たちに同情していたから、日がたつほど党を支配する一部の幹部会員にとって、不利な情勢になると判断したからです。（中略）核停止条約はフルシチョフ首相の返書の実行です。その返書に日本共産党の代表がはっきり賛成しているのです。……昨年になって、それを忘れて、わが党の綱領や方針で要求しているのは全面的核停で部分的核停ではないというのはおかしい。（中略）党の根本方針を無視したのは、私たちを除名した先頭に立ったのは、一部の指導者です。根本方針を無視するのは、最大の規約違反です。それでは党は破壊にみちびかれます。そのかれらが私たちを規律を無視したとか、党破壊者だとかいうのは本末をてんとうしたものです。だから、私たちは除名処分は不当だと主張するのです。

鈴木市蔵議員は五月二五日、参議院に上程された部分核停条約締結承認の投票で賛成投票を行なった（反対投票は共産党三議員のみ）。

（注）　志賀、鈴木両名はその後、政治結社「日本のこえ同志会」を組織（六月）、七月一五日から週刊紙「日本の声」を発行したが、その創刊号ではマルクス、レーニン、片山潜、徳田球一の写真を掲げ、「日本のこえ」こそ日本共産党創立以来の革命的伝統を受け継ぐものであり、現在の一部党指導者のセクト主義や官僚主義、四・一七スト問題に象徴される労働運動に対する誤り、部分核停反対の誤り、反ソ活動により国際共産主義運動を分裂させた、などの点を上げてこれを批判し、党を正しい指導にもどすためにたたかって行く方針を明らかにした。なおその後除名された神山茂夫、中野重治の両名も加わり、同年一二月志賀、鈴木、神山、中野の四中央委員をもって、日本共産党（日本のこえ）として発足、現在の党指導部に対抗して、日本共産党として組織活動を進めて行くことを明らかにした（現在の党を彼等は日本共産党（代々木派）と呼んでいる）。

この志賀、鈴木の除名処分に関連して、中央委員の神山茂夫、中野重治の両名が、九月上旬の第一一回中央委員会総会において、ほぼ同様な理由をもって除名処分に付された。つづいて一一月には、朝倉摂、出隆、国分一太郎、佐多稲子、佐藤忠良、野間宏、丸木位里、丸木俊子、山田勝次郎、渡辺義通の一〇名が、いわゆる文化人懇談会による党中央役員への要請書問題で、除名処分を受けた。

第九回党大会　第九回大会は一九六四年一月に開かれ、中央委員会報告の発表討議、志賀、鈴木、神山、中野四名の除名処分の承認決議、中央委員の選出などが行なわれた。

新たに決定された人事では、中央委員が六七名、うち議長・野坂参三、書記長・宮本顕治、幹部会員――野坂、宮本、袴田里見、岡正芳、松島治重、蔵原惟人、春日正一、米原昶、河田賢治の九名、国会議員団長・川上貫一、などとなっている。

次に中央委員会報告から、第八回党大会以後三年間の党活動における欠陥と教訓、および当面する党の中心任務について述べた部分を掲げる。

〈党活動における教訓と欠陥について――第二章第一節より〉

第八回党大会以来三年間の党活動の実践は、わが党の綱領と政治方針の正しさを実証した。しかし、三年間の党活動のなかには、そこからの逸脱や欠陥もあらわれた。とくに、四・一七スト問題をめぐる幹部会の指導上の誤りについては、九中総で、労働

運動、民主運動および全党の実践にてらして承認された党中央委員会幹部会の総括を基礎にして、この誤りをマルクス・レーニン主義、党の綱領の路線にそって克服してきた。この誤りは、党にとって重大な性質の誤りであり、幾多の重要な教訓をあたえた。「春闘、四・一七スト問題をめぐる総括と労働運動の当面の諸問題」の発表は、党中央の六全協以後の全体としての指導に信頼をよせてきた全党に一時的に衝撃をひきおこした。反動勢力とその手先、とくに反党修正主義分子は、この総括を利用して、わが党に攻撃を加えてきた。しかし、この総括は、消極的なものでなく、全党と革命運動にとってより高い闘争の武器となるべきものであったから、これによって全体として党の活動は正常化し、党と大衆の正しい結びつきが新しくきりひらかれるようになった。

（中略）

四・一七ストをめぐる幹部会の指導上の誤りと克服すべき問題点については、すでに「春闘、四・一七スト問題をめぐる総括と労働運動の当面の諸問題」に詳細にのべられているが、このような誤りをおかした思想的根源を明らかにすることは、労働運動だけでなく今後の大衆運動を全体として正しく前進させてゆくうえで重要な保障となる。そのおもなものはつぎの四点である。

第一、経済主義や組合主義が正しくないということから、大衆の生活改善のための経済要求や日常要求を正しく発展させることを忘れ、それが全人民的な当面の政治課題とむすびついていないことを理由に、広範な大衆の経済闘争や経済的ストライキを過小評価したり、それに政治闘争を機械的におしつけたりする左翼日和見主義的な誤りである。

第二、労働者階級のストライキにたいして、支配階級の側からおこなわれる弾圧や挑発、分裂などのさまざまな危険を全体の闘争の発展との関連で正しく位置づけ、前進的にその危険を克服する方向を明らかにするという正しい立場に立たず、弾圧と挑発の危険を回避すること自体を自己目的として、事実上労働者の要求を実現するための闘争を見失う右翼日和見主義的誤りである。

第三、原水禁運動、安保共闘再開をめぐる諸問題にとくに顕著にあらわれている社会党、総評内の右翼社会民主主義的潮流のセクト主義、分裂主義的活動にたいして正当な批判をおこない、原則的な態度を堅持してたたかおうとして、そこからそれに機械的に反発し、他の分野でも社会党、総評との統一行動の可能性を事実上否定ないし軽視するセクト主義的誤りである。（中略）

第四、統一戦線政策のうえにあらわれた弱点として、国際的なアメリカ帝国主義に反対する反帝統一戦線の任務をそのまま機械的に国内の統一戦線の任務にひきうつす一種の教条主義的な誤りである。（中略）

しかし、これらの指導上の誤りは、党中央の自発的な自己検討と指導によって早期に克服することができた。以上のような逸脱、欠陥はあったが、全体としてみれば、この三年間の党活動の主要な側面は、党勢の前進、発展、強化であったということができる。だが、当面する緊迫した情勢と党の果たさなければならない任務に照らしてみれば、これらの成果はまだ初歩的なものである。全党は、これまでの党活動の経験から教訓を学びとり、成果をのばし弱点や欠陥を克服して、大衆のなかでの活動を盛んにし、党を拡大強化し、民族民主統一戦線をつくりあげるためにいっそう奮闘しなければならない。

〈当面する中心任務について――第二章第二節より〉

最近の内外情勢と人民の闘争の前進のもとで、日本人民に正しい方向を示し、その新しい前進をかちとるためには、綱領の旗を

ますますはっきりと高くかかげてたたかうことが、重要な根本課題となっている。そして、その意味で、綱領にもとづく総路線を定式化した四つの旗を全党がつねに自覚してすすむことがますます重要となっている。われわれは、党のこの革命の旗を、意識的、系統的なねばりづよい努力を通じて、全人民の旗とし、革命の主体的条件をつくりあげなければならない。

第一に、われわれは、「反帝、反独占の民主主義革命の旗」を高くかかげて真の独立、民主、平和、中立、人民の生活向上のあらゆる要求とたたかいを発展させ、そのたたかいのなかで日本人民の革命的自覚を高め、真の革命勢力を育てあげなければならない。

第二に、われわれは、「民族民主統一戦線の旗」を高くかかげ、安保共闘組織をはじめとするすべての共闘組織を中心に、各層人民と民主勢力の広範な統一行動と統一戦線を発展させ、そのたたかいを通じて労農同盟を確立し、人民の権力の基礎としての反帝、反独占の民族民主統一戦線を組織してゆかなければならない。

第三に、われわれは、「強大な日本共産党の建設の旗」を高くかかげて、労働者、農民を党のまわりに結集し、党を拡大し、党員を教育して、日本人民の先頭に立って当面する民主主義革命の事業をなしとげ、さらに連続的に社会主義革命に発展させる革命的自覚とマルクス・レーニン主義の創造的理論を身につけた、政治的、思想的、組織的に強固で強大な大衆的前衛党を建設しなければならない。

第四に、われわれは、「アメリカを先頭とする帝国主義に反対する民族解放と平和の国際統一戦線の旗」を高くかかげ、日本人民にアジアと世界の平和にたいする責務を自覚させ、国際的連帯をいっそう発展させて、いっさいの反帝国主義勢力の国際的団結と国際共産主義運動の真の団結をかちとらなければならない。

この四つの旗はたがいにかたくむすびついている。人民の要求と闘争の発展と革命的自覚、そのなかでの強大な大衆的前衛党の建設、それと民族民主統一戦線の結成、党と人民の解放闘争の発展と反帝国際統一戦線への積極的貢献などは、たがいに切りはなして発展することはできないからである。

国際路線　近年、フルシチョフ・ソ連共産党指導部は平和共存路線による世界共産党運動の専一指導をはかり、各国共産党のこの指導体制への服従を強要し、これによって引き起こされた国際共産党運動における分裂と対立の激化は、アメリカ帝国主義との闘争に著しい害悪をおよぼしているが、日本共産党においてもこの影響によって、対ソ連共産党関係を中心に党内外にわたって多くの問題が発生した。次に第九回党大会報告（第三章）からこの問題に対する日本共産党の見解を掲げる（＜　＞は区分の便宜上年鑑執筆者が記したもの）。

＜ソ連共産党による、モスクワ宣言のじゅうりん、他国共産党の攻撃、部分核停条約の押しつけ、等について＞

現在の国際共産主義運動の不団結の根本の原因は、モスクワ宣言とモスクワ声明の路線に反する現代修正主義の潮流が国際共産主義運動の内部に生まれたことであるが、それにもとづく意見の相違が、こうした深刻な対立にまで発展するのを促進したのは、一部の兄弟党がモスクワ声明に明白に示されている独立、平等、相互支持、内部問題への不干渉、同志的協力といった各兄弟党間の関係の基準を一方的に破ったことである。（中略）

一九六〇年のモスクワ会議で各兄弟党が一致してモスクワ声明を採択してから一年もたたないうちに、フルシチョフを先頭とす

るソ連共産党指導部は、一九六一年十月のソ連共産党第二十二回大会で、モスクワ声明に定められた兄弟党間の関係の基準を乱暴に踏みにじって、アルバニア労働党指導部を公然と非難攻撃し、若干の兄弟党指導部もこの非難に同調した。その後さらに、一九六二年から一九六三年のはじめにかけてひらかれた東欧および西欧の一連の兄弟党の大会で、兄弟党にたいする公然たる攻撃は、中国共産党その他にたいして拡大された。モスクワ宣言とモスクワ声明の方向に反するこのような経過のなかで、公然と非難をうけた党が、公然と答えるのは、独立と平等の原則からいって当然の権利であり、真の団結をかちとるためにさけることのできないものである。国際共産主義運動内部の公開論争はこうしてひきおこされた。その重大な歴史的責任は、モスクワ声明の原則をまっこうからじゅうりんして最初に兄弟党を公然と攻撃した若干の党の指導部、とりわけソ連共産党指導部がおうべきものである。この間、国際共産主義運動内部の不団結は、社会主義国家間の関係にまで拡大された。ソ連政府は、社会主義のアルバニアと外交関係を断絶し、社会主義中国との諸協定を一方的に破棄し、さらに中印国境紛争では、兄弟国である中国に反対してインド反動派に軍事援助をおこなった。

兄弟党、兄弟国間のこうした不団結を促進し拡大する新しい重大な原因となったのは、一九六三年夏に米英ソ三国によって締結された部分核停条約である。ソ連共産党指導部およびソ連政府は、事前に兄弟党や兄弟国と必要な協議をおこなうこととなしに、国際共産主義運動、国際平和運動をはじめ、すべての平和、民主勢力が一致して支持していた核兵器と核実験の全面禁止、部分核停反対という正しい路線を投げすて、アメリカ帝国主義に無原則的な譲歩をおこなった。ソ連共産党指導部は、この条約の支持を社会主義国と兄弟党に要求し、国際民主運動におしつけ、他方この条約を支持しない社会主義国と兄弟党にたいするはげしい非難と攻撃を開始した。部分核停条約は、帝国主義者による欺まんの武器となっただけでなく、ソ連共産党指導部による国際共産主義運動と国際民主運動にたいする分裂の武器となった。（以下略）

〈日本共産党のとってきた態度〉

……国際共産主義運動内部の問題について、わが党が最初から全面的な認識をもっていたということ〈ではなかった〉。現代修正主義の国際的潮流が、当初の端緒的なものから、具体的な行動を通じて、その本質を明らかにしてゆく過程のなかで、わが党の認識もより全面的なものとなっていった。（中略）たとえば、ソ連共産党の近来の動向と路線についても、のちに党から脱走した反党修正主義分子が、それを口実として、党の路線をゆがめようとした動きがあったことに関連して、若干の点について批判的見解が生まれつつあったが、わが党は、国際共産主義運動の団結を考慮し、慎重な態度をとってきた。その後の事態の発展と実践の経過は、これらの動向と路線にふくまれていた問題点の性質を明らかにした。ことに一国の党の路線を国際共産主義運動におしつけることが大きな誤りであることが、その後しだいに明確になり、わが党の認識も前進した。（中略）〈一九六三年以降〉の経過は五中総決議が、わが党の立場を首尾一貫させるうえで欠陥と不十分さをふくんでいたことを明らかにした。このため一九六三年十月の第七回中央委員会総会は、五中総決議のうち、つぎの四点について、必要な訂正と補足をおこなった。(1)不当な非難を公然と加えられた党が、みずからも公然と答えることは、モスクワ声明の原則に反するかのようにのべられている点を、独立・平等の原則に反するものとして訂正した。(2)「ソ連邦共産党は、国際共

産主義運動の一般にみとめられた前衛」というモスクワ声明にもある字句が、ソ連共産党にたいする盲従の正当化と他の兄弟党にたいする非難に悪用されている事態を考慮して、その解釈を明確にした。(3)ソ連共産党が民族独立闘争などを「一貫して支持している」という叙述を、無条件にソ連共産党の政策の正当化に導くおそれのあるものとして訂正した。(4)国際共産主義運動と世界革命運動、およびわが国の革命運動の前進がソ中両党の団結にかかっているかのようにとれる叙述を訂正した。

このようにしてわが党は、外国の党の路線に盲従して、わが党を現代修正主義に追随させようとした、党内に潜伏していた反党売党分子の策謀とたたかいながら、国際共産主義運動内部の不団結問題にたいする、原則的かつ自主的な態度と方針を確立してきたのである。（以下略）

〈日ソ両党の関係が悪化したいきさつについて〉

わが党の創立から最近にいたるまで、わが党とソ連共産党とのあいだには、同志的な友好関係がつづいてきた。ところが、フルシチョフを先頭とするソ連共産党指導部は、一九六一年十月、一方的に公開論争を開始して以来、ソ連共産党にたいする無批判的盲従をわが党に要求しはじめ、内部干渉をおこなってきた。さらにソ連共産党指導部は、一九六三年八月、部分核停条約締結にたいしてわが党が自主的批判的態度を表明すると、ただちに公然たる名ざしの攻撃を加えてきた。モスクワ声明に定められた兄弟党間の関係の基準に反しておこなわれた、ソ連共産党指導部のわが党にたいするこのような不当な攻撃こそ、日ソ両党間の関係を悪化させた原因であり、その責任はあげてソ連共産党指導部がおうべきものである。

わが党は両党関係の悪化を内部問題として解決するため、一九六四年三月、モスクワで両党会談をおこなった。しかしソ連共産党代表団はまったく誠意を示さず、かえってわが党にたいする根拠のない中傷や非難をおこない、そのため、会談は両党関係の改善のうえでは、なんらの成果をおさめることができなかった。五月中旬、ソ連共産党指導部と秘密に連絡をとっていた志賀義雄らが党破壊活動を開始すると、ソ連共産党指導部はただちにかれらを公然と支持激励し、わが党にたいする公然たる破壊活動を開始した。これは国際共産主義運動史上にも例をみない乱暴な行為であって、ソ連共産党指導部から、日ソ両党の友好や、国際共産主義運動の統一や団結について語る資格をうばうものである。

こうした段階にいたって、やむをえずわが党は、独立と平等の原則にしたがい、わが党にたいする非難にたいする回答を公表した。ところが、ソ連共産党指導部は、第十回原水禁世界大会にたいし、右翼社会民主主義者、反党修正主義者とむすびついた分裂策動を強行するとともに、七月中旬、兄弟党間の信義をふみにじって、わが党に事実をゆがめさまざまな悪口と中傷を投げつけた四月十八日付の書簡を公表したため、わが党は八月下旬にくわしい反論をおこなった返書を公表し、ソ連共産党指導部のわが党にたいする破壊活動にかさねて抗議するとともに、国際共産主義運動内部の論争に関連するいくつかの理論問題についても、わが党の見解を積極的に明らかにした。

この抗議にもかかわらず、ソ連共産党指導部はさらに九月下旬、志賀らにむすびついた神山、中野の党破壊活動が公然と開始されると、ふたたびこれを公然と支持することをあえてした。

三、このようにして、現在、わが党とソ連共産党との関係には、両党間の長い歴史になかったような複雑で困難な事態が生まれている。両党の関係が悪化した根底には、両党間の往復書簡が

明らかにしたように、アメリカ帝国主義や部分核停条約の評価、平和共存政策の位置づけなどについての多くの政治的理論的対立がよこたわっており、その解決はマルクス・レーニン主義の原則にもとづいておこなわれなければならない。そのためにはまず、ソ連共産党の指導部が、わが党にたいするあらゆる破壊活動をいっさい中止することが必要である。わが党は今後も、マルクス・レーニン主義とプロレタリア国際主義の原則にもとづいて兄弟党間の関係についての基準にもとづく、日ソ両党の真の団結のために必要な措置をとるものである。

党勢拡大　一九六一年七月の第八回党大会報告は、党の現勢について次のように述べた。

現在、党員数は、六中総当時の二倍となり、第七回党大会当時の二倍をはるかにこしている。六中総当時にくらべて、すべての都道府県党組織が党員数を倍加し、佐賀、福島、福井、福岡、高知、愛媛の六県党組織が三倍以上に拡大し〈たし〉。……アカハタ本紙の部数は二倍をこしている。民主青年同盟は、党の指導と援助のもとに、九中総の決議がでてから飛躍的に拡大した。一九六〇年の一カ年に、数万の新党員が入党した。党は新鮮な要素がくわわることによって力をましたた。また、党の構成では労働者の比率がたかまった。労働者党員数は、全党員数の四二パーセントをしめ、経営細胞の数も倍近く拡大した。こうして党は質的にも強化されつつある。

そしていっそうの党勢拡大の必要を強調して、党勢拡大の二カ年計画を次のように提唱した。

わが党は拡大したが、わが国の人口数、労働者、農民の数からみるとき、また党がおっている任務からみるとき、まだ小さい党であり、全国の重要な工場、事業場、農村は、圧倒的に空白になっている。したがって、ひきつづき手をゆるめることなく、党勢拡大に全力をあげることが、わが党の緊急任務である。全党組織が現在たてている計画を考慮しつつ、党勢拡大の二カ年計画を自らたて、積極的にとりくむことを義務づける。全党組織が現在たてている目標を実現することができるならば、二年後には三十万の党に成長するであろう。

こうした党大会の決定にそって「党勢拡大思想教育活動の総合二カ年計画」が立てられ、党員の増加、『アカハタ』本紙や日曜版の増加目標が掲げられた。『アカハタ』購読部数の目標は、まず一九六一年内に本紙一五万、日曜版三〇万までに伸ばす計画だったが、年末には本紙が目標に近い一四万四〇〇〇部となり、日曜版は三一万六〇〇〇部と目標を突破した（一九六一年の一年間に『アカハタ』本紙の固定部数は六万七〇〇〇部増加し、日曜版は一万七〇〇〇部増加した）。

つづいて一九六二年には、党創立四〇周年を迎えて、七月の第二回中央委員会総会で、党勢拡大の総合二カ年計画の中間目標――党員一五万、『アカハタ』本紙二〇万、同日曜版六〇万――が決定され、党勢拡大の努力がさらに強められた。また一九六二年に入って『アカハタ』購読費の滞納が巨額にのぼり、赤字が増大して機関紙経営が困難となったため、この機関紙活動の困難の克服も同時に強調された。党員拡大については、細胞生活の強化・改善とともに「党に近い人びと、機関紙読者、選挙の後援会員、党への投票者との日常的なむすびつき、これらの人びとへの宣伝、教育活動などを不断に組織的に重視しなくてはならない」ことが強調されている（一九六二年一〇月、第四回中央委員会総会での幹部会報告）。

この二カ年計画の中間目標の達成状況については、一九六四年一一月に開かれた第九回党大会の報告が、次のように記している――

「われわれは、今日、十数万の党員、これを上まわる二十万近いアカハタ本紙読者、六十万の日曜版読者をもち、党の定期紙誌全体の発行量は、八回大会当時〈一九六一年〉の二倍以上になっている」（第四章）。

ひきつづいて第九回党大会では、第二次総合二ヵ年計画――「党中央の方針としては、少なくとも、(イ)党員拡大目標、九回党大会現勢の一・五～二倍、(ロ)アカハタ、日曜版拡大目標、同じく一・五～二倍を下らない達成」――が提唱されたが、そのもっとも重要な課題は労働者階級のなかでの党勢拡大であるとして次のように述べている。

第二次総合二ヵ年計画の党勢拡大のもっとも重要な課題として、党の労働運動におけるたちおくれと弱点を克服し、民族民主統一戦線の発展にとって、決定的に重要な条件である労働者階級のヘゲモニーの確立をはかるために、民族民主統一戦線の革命的な指導的勢力に成長させる観点から労働者階級のなかでの党勢拡大を重視する。（中略）とくに、重化学工業、運輸、通信などの基幹産業のなかに党勢を拡大強化し、拠点をあらためて設定増加し、既存の経営細胞の拡大強化とともに、新しい経営細胞の増設を積極的におこなう。また、民青の拡大、強化についても力を注ぎ、新日本婦人の会、平和友好組織などの強化にも努力する。そして労働組合内での活動を強化し、その闘争に積極的に参加し、党の綱領の思想によって組合員大衆を獲得する（第四章）。